

農業農村整備事業制度の概要

令和6年度版

令和6年10月

宮城県農政部

利用にあたって

本書は、令和6年度に農業農村整備事業を実施するにあたり、本県で実施する事業の制度を要約したものです。制度の詳細など、不十分な点は、それぞれの要綱・要領を確認のうえ御利用願います。また、本県で実施していないため、本書に記載されていない事業制度もあります。

利用上の注意

事業名	令和6年度に本県で実施する予定の事業および新規制度の事業の主なものを掲載しています。
所管課班	①：事業実施に必要な調査計画を実施する担当班 ②：調査計画された事業を実施する担当班 ③：実の記載のないもの：調査計画および事業実施を担当する班
事業の内容	事業の主要事業内容
採択基準	事業採択基準のうち主なもの（離島地域の特例等本県に該当しないものは記載していない。）
負担割合	令和6年4月現在、負担割合の決まっていない事業については未定

目 次

1 令和6年度宮城県農業行政の概要	1
2 新・宮城の将来ビジョンの実現に向けた取組(農業農村整備事業関係)	2
3 農業農村整備事業負担割合一覧表	4
4 事業制度の概要	
(1) かんがい排水	
・国営かんがい排水事業(S24～)	11
・国営施設応急対策事業(国営かんがい排水事業特別型)(H24～)	14
・国営土地改良事業に係る調査計画制度	16
・基幹水利施設整備型(水利施設等保全高度化事業 一般型) (農山漁村地域整備交付金 水利施設等整備事業)(R元～)	17
・排水対策特別型(水利施設等保全高度化事業 一般型) (農山漁村地域整備交付金 水利施設等整備事業)(R元～)	18
・基幹水利施設保全型(水利施設等保全高度化事業 一般型) (農山漁村地域整備交付金 水利施設等整備事業)(R元～)	19
・地域農業水利施設保全型(農山漁村地域整備交付金 水利施設等整備事業)(R元～)	21
・低炭素農業水利システム構築型(水利施設等保全高度化事業)	23
・実施計画策定事業(H30～)	25
(2) 農地整備(ほ場整備)関係	
・農地整備事業(経営体育成型)(旧経営体育成基盤整備事業(一般型))(H15～)	27
・農地整備事業(旧経営体育成基盤整備事業(面的集積型))(H20～)	29
・農地整備事業(経営体育成型)(H26～)	31
・農地中間管理機構関連農地整備事業(H30～)	35
・経営体育成促進事業(H16～)	38
(3) 償還対策	
・農家負担金軽減支援対策事業(H21～)	40
・国営土地改良事業負担金償還助成事業(H2～)	42

(4) 農 道	
・農地整備事業(通作条件整備)(H23～)	46
・農村整備事業(農道・集落道整備事業)(R3～)	48
(5) 農村総合整備	
・農業農村整備事業実施計画策定事業(H14～)	51
・農村集落基盤再編・整備事業(集落基盤再編型・中山間地域総合整備型・農村環境整備型)	53
・農村整備事業(農業集落排水施設整備事業)(R3～)	58
・農業集落排水整備推進交付金事業(H13～)	60
・農村環境計画策定事業(H12～)	61
(6) 防災関係	
・防災ダム整備事業(S40～)	64
・ため池整備事業(S28～)	65
・用排水施設等整備事業(S28～)	68
・農地保全整備事業(H24～)	71
・地域防災機能増進事業(H30～)	72
・特定農業用管水路等特別対策事業(H18～)	73
・農業用河川工作物等応急対策事業(S28～)	74
・地すべり対策事業(S33～)	75
・防災重点農業用ため池緊急対策整備事業(R3～)	76
・農業水利施設危機管理対策事業	80
・農業用施設等災害管理対策事業(H27～)	81
・農村防災施設整備事業(H24～)	83
・海岸保全施設整備事業(S33～)	84
・障害防止対策事業(S35～)	86
・農地・農業用施設災害復旧事業(S25～)	88
・直轄災害復旧事業	90
・農村地域防災減災事業(調査計画事業・実施計画策定)(H24～)	91
・土地改良施設突発事故復旧事業(H30～)	93
(7) 施設管理	
・土地改良施設維持管理適正化事業(S52～)	95
・基幹水利施設管理事業(H8～)	97
・水利施設管理強化事業(R3～)	99
・県営造成施設管理体制整備促進事業(R3～)	100
・土地改良区体制強化事業(H28～)	102

(8) 県単独補助事業	
・土地改良施設機能診断事業(H15～)	109
・みやぎ都市農村交流アドバイザー派遣事業(R3～)	110
・農業水利権管理事業(H4～)	111
・農地等地域整備構想策定支援事業(H29～)	112
(9) 市町村振興総合補助金(農業農村整備事業関係)	
・豊かなふる里保全整備事業(H16～)	115
・都市と農山漁村の交流拡大事業(H16～)	117
(10) 非公共事業	
・みやぎの地域資源保全活用支援事業(中山間地域等農村活性化基金)(R元～)	119
・中山間地域等直接支払交付金事業(R2～)	120
・多面的機能支払交付金事業	121
・農地耕作条件改善事業(H27～)	123
・農業水路等長寿命化・防災減災事業(H30～)	126

5 参考資料

(1) 農業農村整備事業の実施手続き	131
(2) 県営土地改良事業条例	185
(3) 国営土地改良事業負担金等徴収条例及び施行規則	192
(4) 国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金交付要綱	211
(5) 農業水利権管理事業取扱要領	226
(6) みやぎの地域資源保全活用支援事業実施要綱	232
(7) 補助金等交付規則	254
(8) 土地改良事業補助金交付要綱	259
(9) ガイドライン(地帯区分「農林水産省」抜粋)	292
(10) 地域指定の概要	308
(11) 農業水利施設のストックマネジメント対策関連事業概念図	316
(12) 県営土地改良事業造成ダムに係る事業の負担割合について	318

※農村整備課所管事業の補助金交付要綱は農村整備課のホームページに掲載しています。

巻末:事業目的別索引

1. 令和6年度 宮城県農業行政の概要

共創力強化 ～多様な人材が豊かな未来をつくる みやぎの食と農～

○現状と課題

自然災害の激甚化、特定家畜伝染病の頻発化、さらには、国際情勢の変化等による資材価格の高騰も加わり、我が県の農業をめぐる環境は一層厳しさを増しています。

一方で、東日本大震災からの創造的な復興の取組により、大規模土地利用型農業や先進的施設園芸に取り組む法人が増加し、農業生産の効率化・高度化が着実に進んでいるほか、契約栽培による園芸作物のバリューチェーンの進展など、新たな動きも見られます。

これらの動きに対応するべく、「農業・農村の持続的発展に向けた環境と調和した持続可能な食料システムの構築」や「若者や女性にとって魅力的な農業・農村づくり」を進める必要があります。また、「食料安全保障の強化に向けた食料や肥料、飼料の自給力向上」など、生産の体質強化に向けた更なる取組も求められています。

○令和6年度の基本的な方向性

「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」で目指す姿の実現に向け、RTK基地局を利用した自動操舵システムや施設園芸での高度環境制御技術の普及拡大、畜産分野でのICT活用など、農業・農村のDXを進めるほか、SDGsの理念や「宮城県みどりの食料システム戦略推進ビジョン」に基づき、バイオ炭等地域の未利用資源の活用や牧畜連携による自給飼料の生産、ため池ソーラーによるエネルギー自給の検討などを進め、農業の持続的発展を目指します。また、農村社会の維持・活性化に向け、若者や女性等の多様な人材を活用した地域づくりや関係人口の創出、地域の拠点としての農産物直売所の機能強化などを図ります。

さらに、食料・農業・農村基本法見直しの趣旨を踏まえた今後の施策なども活用しながら、食と農に関わる人材が連携・協働して取組を推進することにより、豊かな食と農の未来の構築を目指します。

○重点施策

I 時代のニーズに対応した県産食品の安定供給（豊かな食）

- 県民による豊かなみやぎの食と農への理解と地産地消の促進
- 生活様式の変化に対応する県産食品の販売力強化
- 県民への安全・安心な食料の安定供給

II 次代の人材育成と革新技術の活用による戦略的な農業の展開（儲ける農業）

- みやぎの農業を支える多様な人材の確保・育成
- 先進技術等を活用した農業生産の効率化と高度化
- 基盤整備と集積・集約化による農地利用の高度化
- 先進的大規模拠点を核とした園芸産地の確立
- 水田フル活用による需要に応じた作物生産の振興
- 生産基盤の拡大による畜産の競争力強化

III ひと・もの・ちえを総動員した持続可能な農村の構築（活力ある農村）

- 関係人口と共に創る活力ある農村
- 地域資源を活用した多様ななりわいの創出
- 環境と調和した持続可能な農業・農村づくり
- 農業・農村の強靱化による地域防災力の強化

「次代に向けて田水郷をつなぐ みやぎの農業・農村」

「田」…先人が築き上げてきた優良な生産基盤 「水」…水循環を支え農業生産に欠かせない農業用水 「郷」…美しい農村環境やそこで受け継がれてきた伝統・文化



令和6年4月
農山漁村なりわい課
農村振興課
農村整備課
農村防災対策室

農業・農村を取り巻く情勢・課題

『みやぎ食と農の県民条例』で掲げる4つの目標

- 安全で安心な食料の安定供給
- 農業の持続的発展
- 多面的機能の発揮
- 農村の総合的な振興

第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画(R3~R12)における主要目標

農業産出額: 1,939億円(H30) ⇒ **2,288億円(R12)**
農地面積: 126,300ha(R1) ⇒ **122,175ha(R12)**

○全国トップクラスの大区画水田整備率

東北6県における水田整備率(R3)

	水田整備率		うち大区画整備率	
	30a以上	全国順位	50a以上	全国順位
青森県	67.2%	16	6.1%	21
岩手県	53.2%	30	11.2%	9
宮城県	70.2%	11	31.0%	1
秋田県	69.4%	13	25.6%	3
山形県	78.4%	7	4.3%	31
福島県	74.1%	8	7.1%	18

出典: 農林水産省統計部「耕地及び作付面積統計」

○農業産出額の低迷

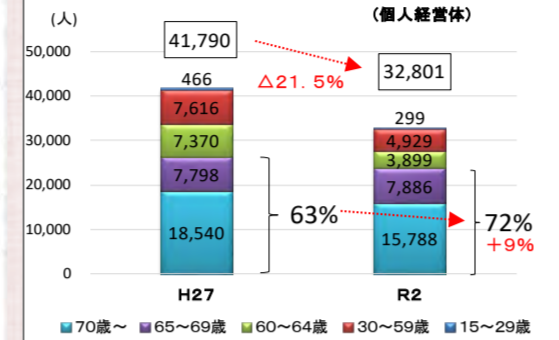
【農業産出額の推移(宮城県)】



出典: 農林水産省「生産農業所得統計」

○農業者の減少・高齢化

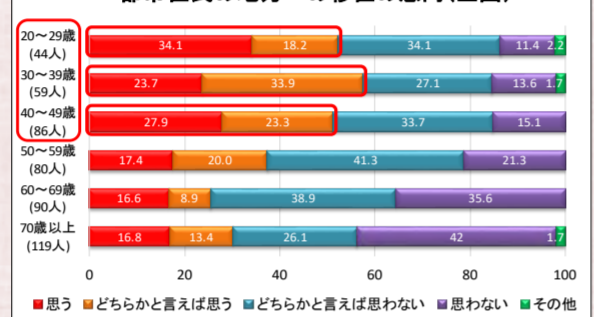
【年齢別基幹的農業従事者数の推移(宮城県)】



出典: 農林水産省「農林業センサス」

○田園回帰に対する意識の高まり

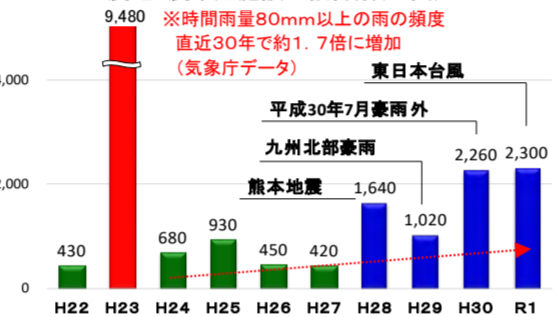
都市住民の地方への移住の意向(全国)



資料: 農林水産省 平成29年度 第3回過疎問題懇談会資料

○頻発化・激化する自然災害

農地・農業用施設の被害額(全国)



資料: 農林水産省「土地改良長期計画(中間とりまとめ案)」

重点推進プロジェクト(R3~R7)

収益力向上に向けた基盤整備プロジェクト

- ◆ 農地の大区画化のほか、地域の特性を活かした収益性の高い作物の導入に向けた**水田の汎用化を推進**します。(具体的取組内容)
 - ・地域振興作物等を中心とした作付計画策定を推進
 - ・栽培作物を考慮した地下かんがいシステム等の導入
 - ・中山間地域における農地耕作条件の改善を推進

推進指標	令和元年(基準年)	令和4年	令和7年
大区画化水田整備面積 [ha]	35,397	36,257	37,500
汎用化水田の面積 [ha]	78,787	79,708	81,100
野菜等の高収益作物を導入する新規地区数 [地区]	4	18	30



地域と関わりを持つ関係人口の創出プロジェクト

- ◆ 農山漁村交流拡大プラットフォームにより、ビジネスを展開したい**農林漁業者や団体**、さらに**県内外の企業や個人とのネットワークを構築し、新たな関係人口を創出**します。(具体的取組内容)
 - ・新たな農村ビジネスの創出などの持続可能な地域づくりに繋がる活動を支援
 - ・援農ボランティアや郷土芸能・郷土食継承活動を支援

推進指標	令和元年(基準年)	令和4年	令和7年
農山漁村交流拡大に取り組んだ企業・団体数 [団体]	—	67	55
都市と農村の交流活動に参加した人数 [人]	284	394	320



農村の暮らしを守る防災・減災対策プロジェクト

- ◆ 農村地域の安全・安心な暮らしを守るため、**防災重点農業用ため池に係る防災対策を推進**するほか、**田んぼダム**に取り組みます。(具体的取組内容)
 - ・ため池サポートセンターを設置し、適切な保全管理を支援
 - ・ため池の安全性について調査調査を実施し優先度の高いため池から対策工事を実施
 - ・モデル地区における田んぼダムの効果検証

推進指標	令和元年(基準年)	令和4年	令和7年
地震・豪雨対策に取り組む防災重点農業用ため池の数 [箇所]	—	8	9
田んぼダムを導入した面積 [ha]	26	230	330



令和6年度主要事業

(☆…R6新規事業)

※事業費には事務費を含む (単位: 千円)

- ◆ 競争力のある農業の実現に向けて、担い手への農地の集積・集約化や生産コストの削減を図る農地の大区画化等の基盤整備を推進します。また、野菜等の高収益作物の導入による収益性の向上を目指し、水田の汎用化を進めます。
令和6年度 農地整備実施地区数 46地区(区画整理A=261ha)

- ◆ 農業農村整備事業を計画的に推進するため、事業管理計画に基づき、事業計画の調査・策定に取り組みます。(防災事業含む)
令和6年度 調査計画地区数 21地区(うち新規7地区)

- ・農地耕作条件改善事業【**なり**】 153,119
- ・農村総合整備事業【**なり**】 19,950
- ・農業農村整備事業実施計画策定費【**村振**】 196,130
- ・県営ほ場整備事業調査【**村振**】 27,160
- ・農地整備事業【**村整**】 7,871,718
- ・水利施設整備事業【**村整**】 1,359,719

- ◆ 農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行います。

令和6年度 日本型直接支払取組予定面積 A=76,430ha

- ◆ 農山漁村地域が自ら課題を解決し協働する課題解決型・協働型地域コミュニティに変革する土台作り、大学生などの多様な人材による地域づくり、農村の暮らしや仕事を体験し地域との関わりを深める関係づくりを支援します。

- ・多面的機能支払事業【**なり**】 2,190,000
- ・中山間地域等直接支払交付金事業【**なり**】 266,000
- ・県営農道整備事業【**なり**】 117,982
- ・シン・令和のむらづくり推進事業【**なり**】 17,521
- ☆ 農泊地域周遊ビジネスモデル事業【**なり**】 4,500

- ◆ 防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策として、早急に対策が必要な**防災重点農業用ため池**等について、安全性を確保するための対策に取り組みます。

令和6年度 防災重点農業用ため池整備 8地区

- ◆ 洪水被害を緩和する「田んぼダム」の取組を拡大するため、取組実施地区における効果検証を継続し、効果の見える化を進めていきます。

- ・農村整備事業【**なり**】 246,650
- ・農業水路等長寿命化・防災減災事業【**なり**】 124,304
- ・田んぼダム普及拡大推進事業【**村振**】 5,000
- ・用排水施設等整備事業【**農防**】 526,754
- ・農業用河川工作物等応急対策事業【**農防**】 176,400
- ・防災重点農業用ため池緊急整備事業【**農防**】 467,698
- ・緊急浸透推進事業【**農防**】 126,000

- ◆ 令和4年に発生した地震及び大雨による災害、令和5年に発生した大雨による災害の早期復旧等に取り組みます。

- ・農地災害復旧費【**農防**】 37,385
- ・施設災害復旧費【**農防**】 107,003
- ・県営災害復旧費【**農防**】 941,226

農業・農村の将来像

地域経済を支える農業



関係人口や移住希望者に選ばれる農村



第3期みやぎ農業農村整備基本計画(R3~R12)における施策の推進方向

基本項目Ⅰ 人口減少下で持続的に発展する農業の振興 (儲ける農業)

施策1 先進技術等を活用した農業生産の効率化と高度化

- ① アグリテックの推進に向けた基盤整備
- ② 時代のニーズに対応した農業技術の確立と現地普及

施策2 基盤整備と集積・集約化による農地利用の高度化

- ① 農業の成長産業化に向けた農業基盤整備
- ② 中山間地域等における農業生産の効率化と優良農地の確保
- ③ 担い手への農地集積・集約化の推進
- ④ 農業水利施設等のストックマネジメントの推進(農業用水の安定供給)

施策3 先進的大規模拠点を核とした園芸産地の確立

- ① 大規模露地園芸の振興

基本項目Ⅱ 多様な主体が活躍できる農村の構築 (活力ある農村)

施策4 関係人口と共に創る活力ある農村

- ① 農村を支える人材育成と体制整備
- ② 交流拡大による関係人口の創出
- ③ 農村におけるデジタルトランスフォーメーションの推進

施策5 地域資源を活用した多様ななりわいの創出

- ① 地域資源の掘り起こしと磨き上げ
- ② 地域運営組織等による地域資源を活用したなりわいの創出
- ③ 「地消地産」による地域経済循環の構築

施策6 環境と調和した持続可能な農業・農村づくり

- ① 農村の地域資源保全活動の推進による多面的機能の維持・発揮
- ② 土地改良区の体制強化
- ③ 野生鳥獣による農作物被害対策の強化とジビエ利活用の拡大

基本項目Ⅲ 自然災害に対応した農村地域の防災・減災対策の強化 (強靱な農業・農村)

施策7 農業・農村の強靱化による地域防災力の強化

- ① 農村の防災機能の充実
- ② 田んぼダム等農村地域の有する洪水調節機能の効果的な発揮
- ③ 農業水利施設等のストックマネジメントの推進(排水機能の維持・保全)
- ④ 農村地域の生活環境の維持

2. 新・宮城の将来ビジョンの実現に向けた取組(農業農村整備事業関係)

新・宮城の将来ビジョン

- ◆ 県では、令和2年度で終期を迎えた「宮城の将来ビジョン」、「宮城県震災復興計画」及び「宮城県地方創生総合戦略」の後継計画として、令和3年度を始期とする「新・宮城の将来ビジョン」を策定しました。
 計画期間が10か年である本ビジョンは、3～4年を期間とする実施計画を別途定め、具体的取組(推進事業)や数値目標を示した上で確実に実施していくとともに行政評価システムにより事業の有効性や効率性などを検証しながら推進していきます。

①被災地の復興完了に向けたきめ細やかなサポート

体系・基本方向・取組名	農業農村整備関係事業名
取組分野3 福島第一原発事故被害への対応	鳥獣害防止対策事業

②政策推進の基本方向

体系・基本方向・取組名	農業農村整備関係事業名
1. 富県宮城を支える県内産業の持続的な成長促進	
(1) 全産業で、先進的取組と連携によって新しい価値をつくる	
2 宮城が誇る地域資源を活用した観光産業と地域を支える商業・サービス業の振興	むらまち交流拡大推進事業
3 地域の底力となる農林水産業の国内外への展開	農地整備事業
(2) 産業人材の育成と産業基盤の活用によって持続的な成長の基礎をつくる	
4 時代と地域が求める産業人材の育成と活躍できる環境の整備	農業経営高度化支援事業
4. 強靱で自然と調和した県土づくり	
(7) 自然と人間が共存共栄する社会をつくる	
15 環境負荷の少ない地域経済システム・生活スタイルの確立	小水力等農村地域資源利活用促進事業
16 豊かな自然と共生・調和する社会の構築	令和のむらづくり推進事業 地域資源・キャリア人材フル活用事業 みやぎの地域資源保全活用支援事業 多面的機能支払事業 田んぼダム導入促進・効果検証モデル事業 防災重点ため池管理対策強化支援事業 宮城県ため池サポートセンター事業
(8) 世代を超えて安全で信頼のある強くしなやかな県土をつくる	
17 大規模化・多様化する災害への対策の強化	水利施設整備事業 農地防災事業
18 生活を支える社会資本の整備、維持・管理体制の充実	中山間地域等直接支払交付金事業 県営農道整備事業(通作条件整備) 県営造成施設管理体制整備促進事業 土地改良施設機能診断事業

3. 農業農村整備事業負担割合一覧表

● 県営事業

区分	事業名	負担率				掲載ページ	
		国	県	市町村	その他		
農業生産基盤整備・保全事業	水利施設整備事業						
	基幹水利施設整備型		50	25	10	15	P,17
	排水対策特別型		50	25	10	15	P,18
	基幹水利施設保全型	機能保全計画策定、対策工事、緊急補修工事 ※()はダムに係る分	50	29 (50)	14 (-)	7 (-)	P,19
	低炭素農業水利システム構築型	※〈 〉は中山間地域に適用	50 <55>	未定	未定	未定	P,23
	農地整備事業						
	旧一般型 ※農業競争力強化農地整備事業、農山漁村地域整備	※〈 〉は中山間地域に適用	50 <55>	27.5	10	12.5 <7.5>	P,27
	旧面的集積型 ※農業競争力強化農地整備事業、農山漁村地域整備交付金及び農村地域復興再生基盤総合整備事業	※〈 〉は中山間地域に適用	50 <55>	27.5	10	12.5 <7.5>	P,29
	経営体育成型 ※農業生産基盤整備事業	※〈 〉は中山間地域に適用	50 <55>	27.5	10	12.5 <7.5>	P,31
	農地中間管理機構関連 ※農業生産基盤整備事業	※その他は推進費(国負担) ※〈 〉は中山間地域に適用	50 <55>	27.5	10	12.5 <7.5>	P,35
	農地耕作条件改善事業 ※農業生産基盤整備事業	(切出地区) ※〈 〉は中山間地域に適用	50 <55>	27.5	10	12.5 <7.5>	P,121
	農地整備事業(通作条件整備)						
	基幹農道整備・一般農道整備	一般型	50	未定	未定	-	P,46
		保全対策型	50	25	25	-	
	防災ダム事業	防災ダム工事	55	39	6	-	P,64
	ため池整備事業						
	(ため池総合整備工事)	地震・豪雨対策型(豪雨対策・大規模)	55	34	11	-	P,65
		地震・豪雨対策型(豪雨対策・小規模)	50 <55>	34	16 <11>	-	
		※〈 〉は中山間地域					
		一般整備型(大規模)	55	28	17	-	
		一般整備型(小規模)40ha以上	50 <55>	33	17 <12>	-	
※〈 〉は中山間地域							
一般整備型(小規模)40ha未満		50 <55>	29	21 <16>	-		
長寿命化型 ※〈 〉は中山間地域	50 <55>	29	21 <16>	-			
(ため池群整備工事)	(大規模)	55	34	11	-		
	(小規模)	50	34	16	-		
	※〈 〉は中山間地域	<55>		<11>			

区分	事業名	負担率				掲載ページ		
		国	県	市町村	その他			
農業生産基盤整備・保全事業	用排水施設等整備事業	湛水防除(大規模)基幹施設 400ha以上	55	37	8	-	P,68	
		湛水防除(大規模)その他施設 1,000ha以上	55	37	8	-		
		湛水防除(小規模)基幹施設 300ha以上 ※〈〉は中山間地域	50 (55)	42	8 (3)	-		
		湛水防除(小規模)基幹施設 ※〈〉は中山間地域	50 (55)	37	13 (8)	-		
		湛水防除(小規模)その他施設 ※〈〉は中山間地域	50 (55)	32	18 (13)	-		
		湛水防除(国営総合農地防災事業に附帯) ※〈〉は中山間地域	50 (55)	35	15 (10)	-		
		地盤沈下(大規模)400ha以上	55	34	11	-		
		地盤沈下(小規模)200~400ha	50 (55)	39	11 (6)	-		
		地盤沈下(小規模)200ha未満	50 (55)	34	16 (11)	-		
		用排水施設(大規模)400ha以上 (中山間地域は200ha以上)	55	28	17			
		用排水施設(小規模)200ha以上 ※〈〉は中山間地域	50 (55)	33	17 (12)			
		用排水施設(小規模)200ha未満 ※〈〉は中山間地域	50 (55)	29	21 (16)			
	特定農業用管水路等特別対策事業	県営造成施設(吹付け材の除去復旧に限る) ※〈〉は中山間地域(H25以降適用)	50 (55)	35	10	5 (0)	P,73	
	農業用河川工作物等応急対策事業	河川応対(大規模) 総事業費1億円以上	55	37	8	-	P,74	
		河川応対(小規模) 総事業費5,000万円以上 ※〈〉は中山間地域	50 (55)	42	8 (3)	-		
		河川応対(小規模) 総事業費800万円以上 ※〈〉は中山間地域	50 (55)	32	18 (13)	-		
	地すべり対策事業	防止工事・長寿命化対策工事	50	50	-	-	P,75	
	防災重点農業用ため池緊急整備事業	ため池総合整備工事	地震・豪雨対策型(大規模)	55	34	11	-	P,76
			地震・豪雨対策型(小規模) ※〈〉は中山間地域	50 (55)	34	16 (11)	-	
			一般整備型(大規模)	55	34	11	-	
一般整備型(小規模) ※〈〉は中山間地域			50 (55)	34	16 (11)	-		
ため池群整備工事		一般整備型(大規模)	55	34	11	-		
		一般整備型(小規模) ※〈〉は中山間地域	50 (55)	34	16 (11)	-		
監視・管理体制の強化			定額	-	-	-		
緊急的な防災対策			定額	-	-	-		
安全施設の整備	※〈〉は中山間地域	50 (55)	32	18 (13)	-			
農業水利施設危機管理対策事業	農業水利施設安全対策推進計画の策定	農業水利施設安全対策推進計画の策定	50 (55)	32 (32)	18 (13)	-	P,80	
		農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備	50 (55)	32 (32)	18 (13)	-		
		農業用施設等災害管理対策事業	50 (55)	未定	未定	未定		
農村防災施設整備事業	農村防災施設整備 (旧農村災害対策整備事業) ※〈〉は中山間地域	50 (55)	29	14	7 (2)	P,83		
農村地域防災減災事業	実施計画策定 (令和7年度までに採択する場合にあっては定額補助)	50	25	25		P,91		
基幹水利施設管理事業	荒砥沢ダム(本体), 小田ダムに係る分	荒砥沢ダム(本体), 小田ダムに係る分	33.3333	66.6667	-	-	P,97	
		荒砥沢ダム(沖富調整池)に係る分	33.3333	28.8889	37.7778	-		
		岩堂沢, ニツ石ダムにかかる分	33.3333	28.8889	18.8889	18.8889		
農村整備事業	農村集落基盤再編・整備事業 (中山間地域総合整備型)	農業生産基盤整備事業	55	30	10	5	P,53	
		農村生活環境整備事業	55	未定				
		実施計画策定	50	未定				
その他	海岸保全施設整備事業	高潮対策, 侵食対策, 海岸耐震対策, 海岸堤防老朽化対策 ※()は離島	50 (55)	50 (45)	-	-	P,83	
		津波・高潮危機管理対策	50	50	-	-		
		海岸環境整備	1/3	2/3	-	-		
障害防止対策事業		100~66.7	0~16.7	0~16.6		P,86		

●団体営事業

区分	事業名	負担率			掲載ページ	
		国	県	その他		
農業生産基盤整備・保全事業	水利施設整備事業					
	基幹水利施設保全型	機能保全計画策定、対策工事、緊急補修工事	50	14	36	P, 19
		対策工事（基幹水利施設管理事業と一体的に実施）	50	18	32	
	地域農業水利施設保全型	機能保全計画策定	50	14	36	P, 21
		対策工事及び緊急工事	50	14	36	
		※（ ）は過疎地域等	(55)		(31)	
	ため池整備事業(ため池総合整備工事)	地震・豪雨対策型（大規模）	55	19	26	P, 65
		地震・豪雨対策型（小規模） ※〈 〉は中山間地域	50 〈55〉	21	29 〈24〉	
		一般整備型（大規模）	55	18	27	
		一般整備型（小規模）、長寿命化型 ※〈 〉は中山間地域	50 〈55〉	18	32 〈27〉	
	特定農業用管路等特別対策事業	特別対策事業（国営造成施設） ※吹付け材の除去復旧に限る	50	21	29	P, 73
		特別対策事業 ※〈 〉は中山間地域	50 〈55〉	18	32 〈27〉	
	農業用河川工作物等応急対策事業	河川応対(小規模) 総事業費5,000万円以上 ※〈 〉は中山間地域	50 〈55〉	42	8 〈3〉	P, 74
		河川応対(小規模) 総事業費800万円以上 ※〈 〉は中山間地域	50 〈55〉	32	18 〈13〉	
	防災重点農業用ため池緊急整備事業					P, 76
	(ため池総合整備工事)	地震・豪雨対策型(大規模)	55	21	24	
		地震・豪雨対策型(小規模) ※〈 〉は中山間地域	50 〈55〉	21	29 〈24〉	
		一般整備型(大規模)	55	21	24	
		一般整備型(小規模) ※〈 〉は中山間地域	50 〈55〉	21	29 〈24〉	
	ため池群整備工事	一般整備型(大規模)	55	21	24	
		一般整備型(小規模) ※〈 〉は中山間地域	50 〈55〉	21	29 〈24〉	
	監視・管理体制の強化		定額	-	-	
	緊急的な防災対策		定額	-	-	
	安全施設の整備	※〈 〉は中山間地域	50 〈55〉	21	29 〈24〉	
	農業水利施設危機管理対策事業					P,80
	農業水利施設安全対策推進計画の策定		50 〈55〉	21 〈21〉	29 〈24〉	
農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備		50 〈55〉	21 〈21〉	29 〈24〉		
農業用施設等災害管理対策事業		50 〈55〉	未定	未定	P,81	
土地改良施設維持管理適正化事業	整備補修事業、施設改善対策事業、安全管理施設整備対策事業 ※（ ）は防災減災機能等強化事業	30 (50)	30 (20)	40 (30)	P, 95	
基幹水利施設管理事業	基幹水利施設管理事業 ※〔 〕はH23新規地区以降適用 ※（ ）は流域治水対策を実施する施設	30 (33.3333)	1~30 〔 1〕	40~69 〔69〕 (36.6667~65.6667)	P, 97	
水利施設管理強化事業 ※R3新規:国営造成施設管理体制整備促進事業から切り出し	一般型 ※〔 〕は国営造成施設管理体制整備促進事業にてH18以前新規地区に適用	50	1 〔25〕	49 〔25〕	P, 99	
県営造成施設管理体制整備促進事業	推進・支援事業	-	50以内	50以上	P, 100	
農村整備事業	農村集落基盤再編・整備事業 (中山間地域総合整備型)	農業生産基盤整備事業	50	14	36	P, 53
		農村生活環境整備事業	55	未定	未定	
		実施計画策定	50	未定	未定	
	農村集落基盤再編・整備事業 (集落基盤再編型)	農業生産基盤整備事業	55	14	36	P, 53
		農村生活環境整備事業	55	未定	未定	
		実施計画策定	50	-	50	
	農業集落排水施設整備事業	強靱化型・高度化型・調査計画策定型	50	-	50	P, 58
		計画策定等事業	定額	-	-	

●非公共事業

事業名		負担率			掲載ページ
		国	県	その他	
中山間地域等直接支払交付金事業	5法指定地域	1/2	1/4	1/4	P, 120
	県特認地域	1/3	1/3	1/3	
多面的機能支払交付金事業	農地維持支払交付金 資源向上支払交付金	1/2	1/4	1/4	P, 122
	多面的機能支払推進交付金	定額	-	-	
農地耕作条件改善事業	団体営 定率助成[ハード] ※〈 〉は中山間地域	50 (55)	14	36 (31)	P, 121
	団体営 定率助成[ソフト] ※〈 〉は中山間地域	50 (55)	-	50 (45)	
	定額助成	定額	-	-	
農業水路等長寿命化・防災減災事業					P, 124
長寿命化対策（水利施設整備）	団体営 ※〈 〉は8法指定地域等	50 (55)	14	36 (31)	
長寿命化対策（機能保全計画策定）	定額助成 （1地区あたり1,000万円を上限）	定額	-	-	
自然災害等対策（ため池整備）	団体営 ※〈 〉は8法指定地域等	50 (55)	18	32 (27)	
ため池防災環境整備 （地域防災上のリスク除去・ハード整備 の着手促進）	定額助成	定額	-	-	

※土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針（ガイドライン）に基づき設定

宮城県が主に取り組んでいる事業メニュー一覧表

実施要綱要領 事業名等	農山漁村地域整備 交付金		農業競争力強化 基盤整備事業		農村地域防 災減災事業	
事業目的	都道府県又は市町村が農林水産業の基盤整備による競争力強化と国土強靱化を図り、もって「攻めの農林水産業」の実現に資するもの。		担い手への農地集積や農業水利施設の整備を実施し、農業競争力の強化を図るもの。		農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図り、災害に強い農村づくりを推進するもの。	
事業要件	・農山漁村地域整備計画の作成		・農業競争力強化基盤整備計画の作成 (下段の区分により作成) ・国営事業関連 ・農地集積促進関連 ・高付加価値化等促進区分		・農村地域防災減災総合計画等の総合計画又は推進計画にいちづけられていた事業であること。 ・農村地域防災減災総合計画を作成する。	
事業主体	県営	団体営	県営	団体営	県営	団体営
主な事業分類	かんがい排水	○	○	○		
	ほ場整備	○		○		
	農道整備	○	○			
	防災関係	○	○			○
	農村総合整備	○	○			

事業分類別掲載事業名

かんがい排水	ほ場整備	農道整備	防災関係	農村総合整備
<ul style="list-style-type: none"> ・水利施設整備事業 (基幹水利施設整備型) (排水対策特別型) (基幹水利施設保全型) (地域農業水利施設保全型) 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地整備事業 (経営体育成型) ・農地中間管理機構関連農地整備事業 ・経営体育成基盤整備事業 ・農地耕作条件改善事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地整備事業(通作条件整備) ・農村整備事業(農道・集落道整備事業) 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災ダム整備事業 ・ため池整備事業 ・用排水施設等整備事業 ・農地保全整備事業 ・特定農業用管水路等特別対策事業 ・農業用河川工作物等応急対策事業 ・地すべり対策事業 ・防災重点農業用ため池緊急整備事業 ・農業用施設等災害管理対策事業 ・農村防災施設整備事業 ・海岸保全施設整備事業 ・障害防止対策事業 ・農業水利施設危機管理対策事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・農村集落基盤再編・整備事業 (集落基盤再編型・中山間地域総合整備型・農地環境整備型) ・農村整備事業 (農業集落排水施設整備事業)

4 事業制度の概要

(1) かんがい排水

国営かんがい排水事業	事業主体 国	所管課班 農村振興課 広域水利調整班
------------	--------	--------------------

事業の内容

農業生産の基礎となるダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等の農業用排水施設の整備を行う。

採択基準

各事業種類について、現に存在する受益面積がおおむね3,000ha(離島において行われるもの並びに畑に係るものにあつては、1,000ha)以上の一般型と、おおむね500ha(畑に係るものにあつては、100ha)以上の特別型に分類され、かつ、本事業の対象となる農業用排水施設は、末端支配面積がおおむね500ha(畑に係るものにあつては100ha、離島において行われる排水施設に係る事業については末端支配面積がおおむね200ha(畑に係るものにあつては100ha)、重要度及び緊急性の高い施設として農林水産省農村振興局長が別に定める要件に該当する施設の整備については、末端支配面積がおおむね100ha)以上のもの。

ただし、地区の実情を勘案し、上記末端支配面積に満たない施設についても、農業水利制御システム及び畑地におけるファームポンド等も事業の対象となる。

国営土地改良事業により造成された基幹的な農業用排水施設(通水量等がおおむね0.5m³/s(重要度及び緊急性の高い施設にあつてはおおむね0.1m³/s)以上で老朽化が著しく維持管理に支障が生じるもの等)の更新のために行う事業は、当該施設の整備を行った国営土地改良事業の受益地がおおむね3,000ha以上現に存り、かつ、末端支配面積がおおむね500ha以上の施設が対象。

また、耐震化対策、地域防災対策又は豪雨災害対策を行う施設については、上記にかかわらず、末端支配面積がおおむね300ha以上のものを本事業の対象とし、地域防災対策又は豪雨災害対策を行う施設について、次の(1)から(3)までを満たす場合にあっては末端面積がおおむね100ha以上のものを本事業の対象とすることができるもの。

(1) 受益地内で以下に掲げるいずれかの流域治水対策が実施されること。

- ・流域治水プロジェクトが策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの。
- ・治水協定(「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」(令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定)に基づき締結される協定をいう。)の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの。
- ・地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの。

(2) 対象となる全ての施設について一元的に管理が行われること。

(3) 当該施設をそれぞれ単独で整備及び管理する場合に比して、整備及び管理に係る費用の低減が図られること。

表1. 事業の分類(事業抜粋)

分類	事業の種類	事業の内容	
		新設事業 (農業用排水施設の新設)	更新事業 (農業用排水施設の変更又は廃止)
一般型	かんがい排水事業	農業用排水施設の整備を行う事業であつて、以下の各事業に該当しないもの	
	国営造成土地改良施設整備事業*1	—	国営土地改良事業により造成された基幹的な農業用排水施設に係る軽微な変更の事業

国営流域水質保全機能増進事業	農業用排水施設の整備を行う事業であって、循環かんがいシステム等による水質保全機能の増進を図ることを目的とするもの
国営農業用水再編対策事業	農業用排水施設の整備を行う事業であって、農業用水の効率的な利用等を図り、水資源の有効利用に資することを目的とするもの
国営農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）	農業用排水施設の整備を行う事業であって、農業用水の効率的な利用等を図り、地域用水機能の増進に資することを目的とするもの

*1 管理設備、電源設備、非常用電源装置又は放流警報設備の整備のみを行う国営造成土地改良施設整備事業に関する採択及び予算措置は、令和7年までとする。

特別型	高収益作物導入促進事業	高収益作物の導入促進に資する農業用排水施設の整備を行う事業	
	国営水利システム再編事業（農地集積促進型）	農地集積の促進に資する農業用排水施設の整備を行う事業	
	国営洪水調節機能強化事業	「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づく治水協定を締結済み又は締結する見込みの農業用ダムの利水機能の確保及び洪水調節機能の強化のための農業用排水施設の整備を行う事業	
	国営施設応急対策事業 *2 （詳細はP. 14を参照のこと）	—	農業用排水施設について、不測の事態が発生した場合における応急対策、その発生原因の究明調査及び当該施設の機能を保全するための整備等を行う事業
	低炭素農業水利システム構築事業	低炭素型の農業水利システムへの移行のための農業用排水施設の整備を行う事業	
	国営施設集約再編事業	—	農業用排水施設について、老朽化等による機能低下がみられる施設の集約・再編を伴う整備を行う事業
	国営施設機能保全総合対策事業	—	農業用排水施設の機能を総合的に保全するための整備を行う事業

*2 当該事業は令和4年3月31日までに採択された施設が対象となる。

表2. 施設毎各団体負担割合

負担割合	区 分	国	県 (条例)	市町村	その他	備考
〔H5年度以降 着工地区〕	1. ダム					
	受益面積 5,000ha 貯水量 700万m ³ 以上	70	25	5	—	
	一般 上記以外のダム	2/3	17	6	10.4	
	2. 頭首工					
	受益面積5,000ha以上	70	25	5	—	
	5,000ha未満	2/3	17	6	10.4	

3. 排水機場、樋門					
受益面積5,000ha以上	70	25	5	—	
3,000ha以上5,000ha未満	2/3	23.4	8	2.0	
1,000ha以上3,000ha未満	2/3	20.9	8	4.5	
1,000ha未満	2/3	17	6	10.4	
更新事業に係るもの	2/3	19.4	9	5.0	
4. 排水路					
受益面積1,000ha以上	2/3	20.9	8	4.5	
1,000ha未満	2/3	17	6	10.4	
更新事業に係るもの	2/3	19.4	9	5.0	
5. 用水機場、樋門、導水路					
全施設	2/3	17	6	10.4	
更新事業に係るもの	2/3	19.4	9	5.0	
6. 用水路					
全施設	2/3	17	6	10.4	
更新事業に係るもの	2/3	19.4	9	5.0	
7. 農業水利制御システム					
全施設	50	25	10	15	
更新事業に係るもの	50	29	14	7.0	
8. 農道					
全施設	50	未定	未定	未定	
応急対策（国営施設応急対策事業）*3	2/3	19.4	9	5.0	
一体的に行う耐震化対策 （国営耐震対策一体型かんがい排水事業）	2/3	30	3.4	—	

*3 当該事業は令和4年3月31日までに採択された施設が対象となる。

国営施設応急対策事業 (国営かんがい排水事業特別型)	事業主体 国	所管課班 農村振興課 広域水利調整班
--------------------------------------	--------	--------------------

目 的

食料の安定的な生産に不可欠な基盤である国営土地改良事業によって造成された農業用排水施設について、不測の事態が発生した場合における応急対策、その発生原因の究明調査及び当該調査の結果に基づく施設の機能保全に係る整備を行うほか、老朽化等による機能低下がみられる場合における施設長寿命化計画の作成及び当該計画に基づく機能保全整備等を行い、もって農業生産性の維持及び農業経営の安定に資することを目的とする。（平成24年度創設）

事業の内容

1 応急対策

不測の事態が発生した場合に、その詳細な情報を把握しつつ、二次被害の防止等を図るために最小限必要な内容について定めた応急対策計画に基づいて行う。

2 原因究明等調査

不測の事態が発生した施設における発生原因の究明調査、耐震性の点検・調査、対策工法の検討、老朽化等による機能低下がみられるものにおいては施設長寿命化計画の作成を行い、必要に応じて土地改良事業計画の案を作成するための調査を行う。

3 対策事業

原因究明の結果を踏まえ、施設の機能保全を目的とした農業用排水施設の変更を行う。

事業採択等調査期間

原因究明等調査及び応急対策の実施期間及び対策事業の採択期間 平成24年度～令和3年度までの10年間

採 択 要 件

1 対象施設

国営土地改良事業によって造成された農業用排水施設（農業水利制御システム（農業用排水施設に附帯する水位や流量等の管理を総合的に行うシステム）を含む）

2 末端支配面積

末端支配面積がおおむね500ha（畑に係るものにあつては100ha、離島において行われる排水施設に係る事業についてはおおむね200ha（畑に係るものにあつては100ha）、重要度及び緊急性の高い施設として農林水産省農村振興局長が別に定める要件に該当する施設の整備については、おおむね100ha)以上のもの。

3 実施要件

(1) 応急対策

- ・ 事態発生時の責任の所在の明確化が困難なもの
- ・ 緊急性があり、かつ即応しない場合、二次被害や第三者被害の発生のおそれがあるもの

(2) 原因究明等調査

- ・ 調査・設計・施工・管理にわたり原因の所在の特定が困難なもの
- ・ 施設の機能・周辺地域に影響を及ぼしているもの、又は及ぼすおそれがあるもの

(3) 対策事業

- ・ 応急対策の対象施設を含め、施設の更新又は補修・補強を行う必要があるもの
- ・ 1箇所あたりの事業費が2,000万円以上であること

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	原因究明等 調査	定額	—	—	—	
	応急対策及 び対策事業	2/3	19.4	9	5	

<p style="text-align: center;">国営土地改良事業に係る 調査計画制度</p>	<p>事業主体 国</p>	<p>所管課班 農村振興課 広域水利調整班</p>
--	---------------	---------------------------

趣 旨

国営土地改良事業を行うために必要な、その地域の課題把握、現況の土地・水利用状況の把握、施設計画、事業費概定、経済効果の算定、環境との調和に配慮した調査計画の策定、更には受益農家への事業概要説明など、さまざまな調査計画業務、関係者との調整業務を行う。

また、土地改良事業により造成された施設が、造成後もその機能を継続的に発揮するためには適切な維持管理を行なうことが重要であり、造成施設の主たる管理者である土地改良区や県・市町村などに対し維持管理に必要な情報提供や連絡調整など（事業のフォローアップ）を行う。

主な調査計画制度

- 1 広域基盤整備計画調査（国費：100％）
食料供給の中核的役割を担う大規模かつ優良な広域の農業地域（広域農業地域）を適切に維持・存続させるため、国が基幹的農業水利施設を計画的、機動的かつ、長寿命化に配慮し、整備更新するための広域基盤整備計画を策定する。
- 2 広域農業基盤整備管理調査（国費：100％）
地域の農地、農業水利、農村環境等の農業基盤情報の収集・分析・提供を行い、農業振興上の課題を整理するとともに、国営完了地区においては、水利用・排水状況、水管理、施設管理、農業状況等の現状把握を行う。これらの調査成果を基に事業の必要性の検討、水管理方法の変更、営農改善方策の対応を検討するとともに、完了地区においては、事業実施後の事業効果について評価する。
- 3 国営造成施設緊急整備対策調査（国費：100％）
国営土地改良事業で造成された施設のうち、周辺の土地利用の変化や特殊土壌等が原因で、その機能の発揮に支障を来しているものに対して、施設機能維持のために必要な整備補修を緊急に実施するための調査等を行う。
- 4 地域整備方向検討調査（国費：100％）
用水計画の見直しや新規の水源開発及び中山間地域の振興、多面的機能の維持・保全を図る国又は独立行政法人緑資源機構が行う事業の実現性の高い地域において、国営等事業の必要性、技術的可能性及び経済的妥当性について検討を行い、事業計画の案を作成するために行う調査に先立ち地域の課題及び整備構想の概略を検討する。
- 5 地区調査（国費：100％）
国営土地改良に事業の実施が見込まれる地区において現状把握を行い、本事業の実施の必要性、技術的可能性、経済的妥当性を検討のうえ事業計画を策定する。
- 6 全体実施設計（国費：当該国営土地改良事業実施要綱負担割合による）
地区調査が行われた地区において、工事計画に係る設計を行い、事業着手後に事業費が著しく変動しない精度の事業費算定を行う。
- 7 施設長寿命化検討調査（国費：100％）
老朽化等により施設の機能低下がみられる地区において、施設の機能診断並びに施設の機能の保全及び長寿命化に資する事項について検討を行い、これらの事項を定めた施設の長寿命化に配慮した更新整備計画（施設長寿命化計画）を策定する。

基幹水利施設整備型 (水利施設等保全高度化事業) (農山漁村地域整備交付金- 水利施設等整備事業)	事業主体 県	所管課班 (計) 農村振興課 地域計画班 (実) 農村整備課 水利施設保全班
---	--------	--

事業の内容

基幹的な用排水施設であるダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の新設、改修及びそれに付帯する工事。

採択基準

- 1 次に掲げるいずれかのに要件を満たすもの。
 - (1) 農業用排水施設の新設、廃止又は変更であって、受益面積がおおむね200ha以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね100ha以上のもの。
 - (2) 現に農業用排水施設の利益を受けていない畑地を受益地とする農業用排水施設(以下「畑地を受益とする農業用排水施設」という。)の新設又は変更であって、受益面積がおおむね100ha以上であり、かつ末端支配面積がおおむね20ha以上のもの。
 - (3) 国営事業施行部分に接続する農業用排水施設の新設、廃止又は変更であって、末端支配面積がおおむね100ha以上のものの受益面積の合計がおおむね200ha以上のもの。
 - (4) 国営事業施行部分に接続する畑地を受益地とする農業用排水施設の新設、廃止又は変更であって、末端支配面積がおおむね20ha以上のものの受益面積の合計がおおむね100ha以上のもの。
 - (5) 畑地を受益地とする農業用排水施設の系統的自動化又は系統的多目的利用を行うために必要な水管理改良施設(附帯施設を含む。)を伴う農業用排水施設の新設又は変更であって、受益面積がおおむね100ha以上のもの。
 - (6) 河川に設置されている取水施設(農業用水として河水を得るための頭首工、集水渠、揚水機、取付水路等の構造物及びこれらの附帯施設であって、その設置後の経過年数が標準計画耐用年数のおおむね3分の2以下であるものをいう。)が河川における土砂の採取、ダムの設置等の人為的要因に伴う河床の変動、流心の移動等によりその取水機能に障害が生じている場合において、これを回復させるために必要な改良又は当該施設に代わるべき施設の新設であって、受益面積がおおむね200ha以上で、これに要する費用の額がおおむね5千万円以上のもの。
ただし、この場合の事業費(取水施設の機能障害対策に係るもの。)にあつては、受益者負担金の額を当該費用の15%以内とする。

- 2 水利施設等保全高度化事業を実施する場合は、上記に加えて、次に掲げるいずれかの要件を満たすとともに、既存の基幹水利施設の改修を実施する場合にあつては、当該施設の機能保全計画が策定されていること。
 - (1) 高収益作物の導入・生産拡大等を通じて農業の付加価値を高めるものであること。
 - (2) 事業の完了時において当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が50%以上となることが確実に見込まれるものであること。
 - (3) 水管理の省力化や維持管理の低コスト化等に資するものであること。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営	基幹水利施設整備型	50	25	10	15	

排水対策特別型 (水利施設等保全高度化事業) (農山漁村地域整備交付金- 水利施設等整備事業)	事業主体 県	所管課班 (計) 農村振興課地域計画班 (実) 農村整備課水利施設保全班
---	--------	--

事業の内容

- ア 用排水施設整備事業（農業用排水施設の新設、廃止又は変更）のうち麦・大豆・飼料作物等の転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るために必要な排水機場、排水樋門、排水路（以下「排水施設」という。）等の更新又は整備を実施するもの。
- イ アの事業と用排水施設整備事業のうち用水路等の更新又は整備及び暗渠排水事業、客土事業、区画整理事業であって排水施設の整備と一体不可分な範囲で施工することを相当とするものを併せて一体的に実施するもの。

採択基準

- 1 受益地が原則として次のいずれかに該当するものであり、かつア又はイに該当する水田面積が受益地内のおおむね50%以上であること。
 - ア 降雨時において排水機、排水樋門、排水路等の排水施設の能力が十分でないために湛水を来す水田
 - イ 常時地下水位が高い（田面から夏期においておおむね50センチメートル未満又は冬期においておおむね70センチメートル未満の位置をいう）水田
 - ウ ア又はイの水田と一体的に整備することが必要な水田
- 3 受益面積 20ha以上
- 4 末端支配面積 5ha以上（農山漁村地域整備交付金のみ）

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営	排水対策特別型	50	25	10	15	

基幹水利施設保全型 (水利施設等保全高度化事業) (農山漁村地域整備交付金- 水利施設等整備事業)	事業主体 県 市町村 土地改良区等	所管課班 (計) 農村振興課地域計画班 (実) 農村整備課水利施設保全班
--	-----------------------------------	---

事業の内容

国営土地改良事業及び県営土地改良事業により造成されたダム、頭首工、用排水機場、農業用排水路等の基幹的な農業水利施設について、施設の有効活用を図るため、効率的な機能保全対策を推進するもの。

- 1 国営土地改良事業及び県営土地改良事業により造成された農業用排水施設等に関する機能保全計画の策定
- 2 国営造成施設及び都道府県営造成施設において機能保全計画に基づく対策工事の実施
- 3 国営造成施設又は県営造成施設において発生した不測の事態に対する機能回復を行う緊急補修工事等の実施

採択基準

- 1 国営土地改良事業及び県営土地改良事業により造成された農業用排水機場であること。
- 2 既存施設を有効活用すると認められる場合であって、施設機能の向上を主な目的としないものであること。
- 3 県の基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針に位置づけられたもの。
- 4 対策工事を法律補助事業で行う場合においては、受益面積100ha以上であること。
- 5 水利施設等保全高度化事業を実施する場合においては、次に掲げるいずれかの要件を満たすもの。
 - (1) 高収益作物の導入・生産拡大等を通じて農業の付加価値を高めるものであること。
 - (2) 事業の完了時において当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が50%以上となることが確実に見込まれるものであること。
 - (3) 水管理の省力化や維持管理の低コスト化等に資するものであること。

運用方針（内部規定）

1 機能保全計画の策定の実施基準

- (1) 対象施設は県営土地改良事業で造成された農業水利施設のうち、標準耐用年数を既に超過しているか、機能保全計画策定予定年から5年以内に超過する施設。
- (2) 対象施設の選定は、一次機能診断の数値評価結果等に基づき施設管理者と協議のうえ行う。
- (3) 地区の選定は各管内の状況を勘案し、管内ごと、市町村ごと、水系ごと及び土地改良区ごと等にする。
- (4) 機能保全計画は策定後、施設管理者にその結果を速やかに報告する。

2 対策工事の実施基準

国営造成水利施設保全対策指導事業及び本事業等で作成した機能保全計画に基づき実施する。

(1) 県営事業

法律補助事業（土地改良法の手続きを経る事業）を基本とし、1施設の受益面積が100ha以上かつ1地区の総事業費が5,000万円以上とする。

(2) 団体営事業

1施設の受益面積が100ha以上で1地区の事業費が3,000万円以上かつ1施設あたりの事業費が200万円以上の地区とする。

3 緊急補修工事の実施基準

事業主体は施設管理者とし、1施設の受益面積（末端支配面積）が100ha以上かつ事業費が200万円以上を要件とする。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営	基幹水利施設保全型 機能保全計画策定 対策工事 緊急補修工事	50	29 (50)	14 (-)	7 (-)	()は 県有ダムに係る分
団体営	基幹水利施設保全型 対策工事 緊急補修工事	50	14	21	15	市町村営 (農山漁村地域整備交付金)
		50	14	13	23	土地改良区営 (農山漁村地域整備交付金)
		50	18	25	7	市町村営 (基幹水利施設管理事業と一体的に実施)

地域農業水利施設保全型 (農山漁村地域整備交付金- 水利施設等整備事業)	市町村 事業主体 土地改良区	所管課班 (計) 農村振興課 地域計画班 (実) 農村整備課 水利施設保全班
---	----------------------	--

事業の内容

団体営造成施設等の劣化状況等の調査に基づき、施設管理の省力化や環境との調和へも配慮しつつ、機能を保全するために必要な対応方策を定めた計画（以下「機能保全計画」という。）を作成、これに基づく施設の更新や予防的な保全対策、又は事後的な保全対策を適切に組み合わせて行うとともに、これらに取り組むための技術指導等を併せて実施するもの。

- 1 団体営造成施設等に関する機能保全計画の策定（機能保全計画作成に必要な当該施設の機能診断を含む）
- 2 団体営造成施設等に係る機能保全計画に基づく対策工事の実施。
- 3 団体営造成施設等において発生した突発的事故に対する緊急工事の実施

採択基準

- 1 県が作成する地域農業水利施設保全対策実施方針に位置づけられたもの。ただし、基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針に位置づけられた施設は本事業の対象外。
- 2 機能保全計画の策定においては、末端支配面積100ha以上であり、予防的な対策が有効と見込まれるもの。
- 3 対策工事においては受益面積100ha以上（機能保全計画を当事業で実施していない場合で、別に機能保全計画を作成している場合は10ha以上）であること。
- 4 事後保全においては、施設の劣化に起因すると想定されるもの。
- 5 対策工事及び事後保全においては、施設機能の向上を主な目的としないものであること。

運用方針（内部規定）

1 機能保全計画の策定の実施基準

- (1) 対象施設は団体営土地改良事業等で造成された農業水利施設、県営土地改良事業で造成された施設のうち基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針に記載されていない施設又は現に農業水利施設として利用され、施設管理者（個人を除く）が明確な施設で、標準耐用年数を既に超過しているか機能保全計画策定予定年から5年以内に超過する施設。
- (2) 地区の設定は、管内の状況を勘案し、管内ごと、市町村ごと、水系ごと及び土地改良区ごと等とする。

2 対策工事の実施基準

- (1) 1地区の総事業費が3,000万円以上かつ1施設あたりの事業費が200万円以上を要件とする。
- (2) 本事業で計画を策定した場合は1施設の受益面積（末端支配面積）が100ha以上とし、施設管理者独自で計画を策定した場合は1地区あたり受益面積（末端支配面積）が10ha以上とする。

3 緊急工事の実施基準

事後保全は以下の要件全てに合致する施設を対象とする。

- (1) 対象施設は団体営土地改良事業等で造成された農業水利施設、県営土地改良事業で造成された施設のうち基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針に記載されていない施設又は現に農業水利施設として利用され、施設管理者（個人を除く）が明確な施設。
- (2) その事故が劣化に起因すると判断されるもの。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
団体営	機能保全計画策定	50	14	21	15	市町村営
		50	14	13	23	土地改良区営
	対策工事 及び 緊急工事	50 (55)	14	21	15 (10)	市町村営
		50 (55)	14	13	23 (18)	土地改良区営

※（ ）は 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、
特定農山村地域、急傾斜畑地帯又は指定棚田地域の場合

低炭素農業水利システム構築型 (水利施設等保全高度化事業)	事業主体	所管課班
	県 市町村 土地改良区等	

事業の内容

高効率設備の導入や既存施設の統廃合等による省エネルギー化、小水力等の再生可能エネルギー利用のための整備を実施するもの。

- 1 高効率設備の導入や既存施設の統廃合等による省エネルギー化、小水力等の再生可能エネルギー利用のための整備。
- 2 用排水施設整備事業を実施するものであって、1の事業と一体的に実施するもの。
- 3 農業水利施設省エネルギー化支援事業を一体的に実施するもの。
- 4 国営かんがい排水事業（低炭素農業水利システム構築事業）と併せて、農業水利施設省エネルギー化支援事業を一体的に実施するもの。

附帯事業：農業水利施設省エネルギー化支援事業（ソフト事業）

省エネルギー化推進計画に基づき、施設管理者がハード対策及びソフト対策（無効送水の削減等）によって、地区全体で所定のエネルギー消費効率の改善を達成した場合に、当該ハード対策にかかる農家負担分に促進費を交付する。

(1) 採択基準（低炭素農業水利システム構築型）

- 1 省エネルギー化や再生可能エネルギー利用に向けた低炭素排出土地改良施設整備計画（低炭素計画）を策定すること。
- 2 農業水利施設省エネルギー化支援事業を行うときは省エネルギー化対策実施計画を作成すること。（この場合、1の低炭素計画に代えることができる。）
- 3 長寿命化対策を併せて行う場合には機能保全計画の概要を作成すること。

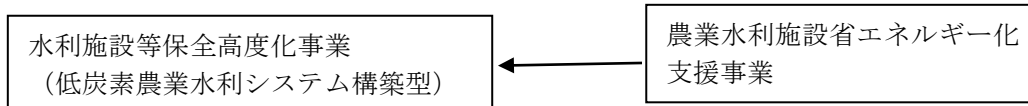
負担割合

事業主体	区分	国	県	市町村	その他	備考
県 営	低炭素農業水利システム構築型	50 (55)	未定	未定	未定	
団 体 営	低炭素農業水利システム構築型	50 (55)	未定	未定	未定	市町村営
		50 (55)	未定	未定	未定	土地改良区営

() は中山間地域等に係る分

(ハード事業)

(ソフト事業)



(2) 採択基準（農業水利施設省エネルギー化支援事業）

- 1 支援基準を達成した場合、省エネルギー化対策実施計画に基づき、施設整備事業のうち省エネルギー化、再エネルギー化に資する工種に対して下記の助成割合を上限として促進費を交付する。
- 2 省エネルギー化対策実施計画は、ハード対策を実施しない施設のソフト対策も含めて地区全体で省エネルギー化に資する取組を実施する計画とする。
- 3 ソフト対策については一定の規模・水準を確保するため、地区全体の電気使用量の50%以上を占める施設で実施する計画とする。

支援基準	促進費助成割合（ハード対策に係る割合）
ハード対策実施施設の供用開始年度を含む4年度における原単位の変化率の平均が99%以下	0.0500
ハード対策実施施設の供用開始年度を含む4年度の原単位の平均変化率が105%以下、かつ、原単位が直近2年度連続で悪化していない	0.0500

促進費の補助割合：国50、県：未定、市町村：未定

※エネルギー原単位：電気使用量÷電気使用量と密接な関係を持つ値
（例：施設管理に係る収入、施設稼働時間、使用水量等）

※省エネルギー化、再エネルギー化の取組例

- ・用排水機場の制御方式の変更（インバータ制御の導入等）、高効率機器の導入、集約・再編に伴う施設の統廃合（受益面積の見直しも含む）、送水量（電気使用量）の削減に資する水路のパイプライン化（電気使用量の削減につながらないものは対象外）
- ・再エネ発電施設の整備・更新による再エネの利用拡大
- ・営農方式の見直しと連動した施設運用の効率化（単なる節電は対象外。）
- ・上記の取組等を複合的に実施し、地区全体の省エネルギー化に資する計画とすること。

3 採択期間

- ・令和5年度から令和7年度の採択地区とする。
- ・ただし、令和5年度から令和7年度の3年間に施設整備事業の実施に向けた調査等が行われた地区を含む。

実施計画策定事業 (水利施設等保全高度化事業)	事業主体	県 市町村 土地改良区	所管課班 ① 農村振興課地域計画班 ② 農村整備課水利施設保全班

①施設計画策定事業

事業の内容

- 1 実施計画の策定
農業用排水施設、農地等の整備に係る地域の諸条件等について調査等を行い、本整備に必要な実施計画を策定するものとする。
- 2 水管理方法の技術的検討
- 3 農業水利施設を対象とする魚道の整備に係る調査研究、整備構想の策定及び魚道の適正な管理に関する推進支援体制の整備・管理マニュアルの作成
- 4 その他、地域の水管理上必要となる調査計画等

採択基準

当該事業費が200万円以上であること。
実施計画策定事業の採択期間は、令和7年度までとする。

②機能保全計画策定事業

事業の内容

- 1 農業用排水施設等に関する機能保全計画の策定（機能保全計画に必要な当該施設の機能診断を含む）
- 2 1の機能保全計画は次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 施設現況調査（構造物の環境条件、変状、施設状況等）の概要及び結果
 - イ 施設機能診断（劣化の度合いの測定等）概要及び結果
 - ウ 劣化原因究明のための構造物の監視
 - エ 機能保全対策（対策工法、対策時期、対策概略費）
- 3 事業実施主体が県である場合は、策定された機能保全計画の内容に関する情報の集約の推進を図るとともに当該情報が国営土地改良事業によって造成された施設又はこれと一連の管理体系化にある施設に係るものについては、地方農政局長に情報提供を行うものとする。

採択基準

末端支配面積が10ha以上であること。
採択期間は令和7年度までとする。

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考
県営 団体営	施設計画策定事業	定額				
	機能保全計画策定事業	定額				

(2) 農地整備（ほ場整備）関連

事業名 集積要件	経営体育成型		
	一般型	面的集積型	集約型
農業競争力強化基盤整備事業	○ (継続地区のみ)	○ (継続地区のみ)	○
農山漁村地域整備交付金	○ (継続地区のみ)	○ (継続地区のみ)	-

ほ場整備事業関係については上記のとおり農地整備事業（経営体育成型）を実施しています。

農地整備事業（経営体育成型）（旧経営体育成基盤整備事業（一般型））

継続地区（H25年度までの採択）のみ適用 ……一般型

農地整備事業（経営体育成型）（旧経営体育成基盤整備事業（面的集積型））

継続地区（H25年度までの採択）のみ適用 ……面的集積型

農地整備事業（経営体育成型） H26年度以降採択・新規地区適用 ……集約型

農地整備事業（経営体育成型） (旧経営体育成基盤整備事業（一般型）) ※継続地区(H25年度までの採択)のみ適用	事業主体 県	所管課班	(計) 農村振興課 地域計画班 (実) 農村整備課 ほ場整備班
---	--------	------	------------------------------------

目的及び事業内容

※農地整備事業（経営体育成型）のページを参照

実施事業

平成25年度までの採択地区に適用。事業としては農業競争力強化農地整備事業、農山漁村地域整備交付金で実施。

採択要件

- 1 受益面積が20ha以上であること。
- 2 事業完了時において、次のいずれかを満たすこと。
 - ア 認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、当該地区に係る市町村、農業協同組合、農業委員会等の関係団体が協議して定める担い手の育成確保に係る目標以上となること。
 - イ 認定農業者数が30%以上増加すること。

- 3 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が右表のとおり増加することが確実と見込まれること。

担い手農地利用集積率	
事業開始時	事業完了時
20%未満の場合	30%以上
20%以上50%未満の場合	10%ポイント以上増加
50%以上55%未満の場合	60%以上
55%以上90%未満の場合	5%ポイント以上増加
90%以上95%未満の場合	95%以上
95%以上の場合	向上すること

負担割合

1 農地整備事業

(農業競争力強化農地整備事業、農山漁村地域整備交付金における農地整備事業の場合)

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考
県 営	農地整備事業 (経営体育成型) (旧経営体育成基盤整備事業 (一般型))	50 (55)	27.5	10	12.5 (7.5)	()は中山間等地域適用

2 農業経営高度化支援事業

※経営体育成基盤整備事業実施要綱及び実施要領に基づき、平成19年度から事業実施するものとする。
(農業競争力強化農地備事業、農山漁村地域整備交付金における農地整備事業の場合)

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
県営	(1) 高度土地利用調整事業				
	ア 指導事業	50 (55)	50 (45)	—	
団体営	イ 調査・調整事業	50 (55)	30 (27)	20 (18)	H22年度以前の採択地区
		50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	H23年度以降の採択地区
	(2) 農業経営高度化促進事業				
	高度化経営体集積 促進事業	50 (55)	50 (45)	— —	H13～15年度の採択地区
		50 (55)	20 (18)	30 (27)	助成割合は2.5%まで 助成割合2.5～5%ま で
		[20] <22>	[20] <18>	— —	
		50 (55)	30 (27)	20 (18)	H18～22年度の採択地区
		[30] <33>	[30] <27>	— —	
		50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	H23年度以降の採択地区
	(3) 耕地利用高度化推進事業	50 (55)	未定	未定	

- ・ (1)のイについては、市町村、改良区、JA等が事業実施主体
- ・ (2)及び(3)については、市町村、改良区が事業実施主体
- ・ () は中山間等地域に適用
- ・ [] は市町村の負担が無い場合に適用
- ・ < > は市町村の負担が無い場合の中山間等地域に適用

農地整備事業（経営体育成型） (旧経営体育成基盤整備事業（面的集積型）) ※継続地区(H25年度までの採択)のみ適用	事業主体 県	所管課班	(計) 農村振興課 地域計画班 (実) 農村整備課 ほ場整備班
---	--------	------	------------------------------------

目的及び事業内容

※農地整備事業（経営体育成型）のページを参照

実施事業

平成25年度までの採択地区に適用。事業としては農業競争力強化農地整備事業、農山漁村地域整備交付金で実施。

採択要件

- 1 受益面積が20ha以上であること。
- 2 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が右表のとおり増加することが確実に見込まれること。

担い手農地利用集率	
事業開始時	事業完了時
13%未満の場合	20%以上
13%以上35%未満の場合	7%ポイント以上増加
35%以上38.5%未満の場合	42%以上
38.5%以上63%未満の場合	3.5%ポイント以上増加
63%以上66.5%未満の場合	66.5%以上
66.5%以上の場合	向上すること

負担割合

1 農地整備事業

(農業競争力強化農地整備事業、農山漁村地域整備交付金における農地整備事業の場合)

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考
県 営	農地整備事業 (経営体育成型) (旧経営体育成基盤整備事業 (面的集積型))	50 (55)	27.5	10	12.5 (7.5)	()は中山間等地域適用

2 農業経営高度化支援事業

※経営体育成基盤整備事業実施要綱及び実施要領に基づき、平成19年度から事業実施するものとする。

(農業競争力強化農地備事業、農山漁村地域整備交付金における農地整備事業の場合)

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
県営	(1) 高度土地利用調整事業				
	ア 指導事業	50 (55)	50 (45)	—	
団体営	イ 調査・調整事業	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	
	(2) 農業経営高度化促進事業				
	高度経営体面的集積促進事業	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	
	(3) 耕地利用高度化推進事業	50 (55)	未定	未定	

(1)のイについては、市町村、改良区、JA等が事業実施主体

(2)及び(3)については、市町村、改良区が事業実施主体

()は中山間地域に適用

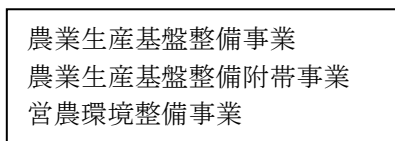
農地整備事業（経営体育成型） ※新規地区・H26年度以降適用	事業主体 県	所管課班 (計) 農村振興課 地域計画班 (実) 農村整備課 ほ場整備班
--	--------	---

目 的

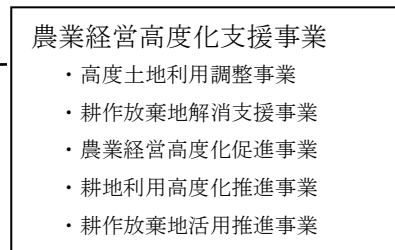
食糧自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されるためには、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化の推進等により、競争力ある「攻めの農業」を展開し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えることが必要である。

このため、担い手への農地集積・集約化を図りつつ、生産効率を高め、高収益作物の導入・拡大等を図る農地の大区画化・汎用化を推進することとする。

(ハード事業)



(ソフト事業)



事業の内容

- 1 下記の(1)の③又は⑤に掲げるものを実施するもの。
- 2 下記の(1)に掲げるもののうち2以上を総合的に実施するもの。
- 3 上記1または2の事業と下記の(2)から(5)までに掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの。

(1) 農業生産基盤整備事業

①農業用排水施設整備事業 ②農道整備事業 ③区画整理事業

④農用地造成 ⑤暗渠排水事業 ⑥客土事業 ⑦除礫

(2) 農業生産基盤整備附帯事業

(3) 営農環境整備事業

(4) 農業経営高度化支援事業

①高度土地利用調整事業

ア 指導事業

土地利用調整及び農用地の利用集積を推進するため、都道府県が行う普及・指導活動

イ 調査・調整事業

関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動

②中心経営体農地集積促進事業

中心経営体への農地の集積・集約化に向けた促進支援

③耕地利用高度化促進事業

営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動

生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査

④水田貯留機能向上支援事業

ア 指導事業

水田貯留機能向上の取組を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動

イ 調査・調整事業

関係農家の意向調査活動、水利用・土地利用・作付調整活動、関係機関との調整等調査・調

整活動

⑤水田貯留機能向上推進事業

水田貯留機能向上の取組実施に際しての畦畔補強、排水整備

(5) 特認事業

採択要件

(農業競争力強化農地整備事業の採択要件)

- 1 受益面積が20ha以上であること。(中山間地域等は10ha以上)
- 2 次のアからウまでのいずれかの要件を満たすこと。

ア 農地集積促進区分により農業競争力強化基盤整備計画を作成して事業を実施する場合にあっては、生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が右表のとおり増加することが確実に見込まれるものであること。

【H26以降継続地区】

担い手農地利用集積率	
事業開始時	事業完了時
40%未満の場合	50%以上
40%以上50%未満の場合	10%ポイント以上増加
50%以上55%未満の場合	60%以上
55%以上90%未満の場合	5%ポイント以上増加
90%以上95%未満の場合	95%以上
95%以上の場合	向上すること

【R6以降に計画策定に着手する地区又はR9以降採択する地区】

担い手農地利用集積率	
事業開始時	事業完了時
80% (※) 未満の場合	80%以上
80%以上 (※) 90%未満の場合	5%ポイント以上増加
90%以上95%未満の場合	95%以上
95%以上の場合	担い手への利用集積が図られること

※当該事業の受益面積に占める水田及び畑作物を作付けする畑地を合わせた面積の割合がおおむね8割以上ではない場合は50%

イ 農地集積促進区分により農業競争力強化基盤整備計画を作成して事業実施する場合にあっては、生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積のうち、集約化要件を満たす農用地面積の割合が右表のとおり増加することが確実に見込まれるものであること。

担い手農地利用集約化率	
事業開始時	事業完了時
23%未満の場合	30%以上
23%以上35%未満の場合	7%ポイント以上増加
35%以上38.5%未満の場合	42%以上
38.5%以上63%未満の場合	3.5%ポイント以上増加
63%以上66.5%未満の場合	66.5%以上
66.5%以上の場合	担い手への利用集積が図られること

ウ 事業完了時点において以下のいずれかを満たす農地所有適格法人等が育成されることが確実に見込まれること。

農地所有適格法人			農地集積
事業開始時	事業完了時		事業完了時
なし	設立	経営所得安定対策の加入者	【H26以降継続地区】 経営等農地面積の割合が受益面積の50%以上 【R6以降に計画策定に着手する地区又はR9以降採択する地区】 経営等農地面積の割合が受益面積の8割以上の場合は80%以上。8割以下の場合は50%以上
あり	—	特定農業法人かつ 経営所得安定対策の加入者	

3 中心経営体農地集積促進事業を行う場合にあっては、促進計画の目標年度において当該事業の受益面積に占める中心経営体の経営等農用地の面積の割合が55%以上となること。

※中心経営体とは

地域計画のうち目標地図に位置づけられた者。

ただし、令和6年度末までは暫定措置として人・農地プランに位置づけられる「地域の中心となる経営体」を含む。

負担割合

1 農業生産基盤整備事業、農業生産基盤整備附帯事業、営農環境整備事業

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他 (促進費)	備 考
県 営	農業生産基盤整備事業	50 (55)	27.5	10	12.5 (7.5)	()は中山間地域に適用
	農業生産基盤整備附帯事業	50 (55)	未定	未定	未定	()は中山間地域に適用
	営農環境整備事業					

※その他については、農業経営高度化促進事業により、要件達成状況に応じて「促進費」として交付。

2 農業経営高度化支援事業

※農業経営高度化支援事業補助金交付要綱に基づき、平成19年度から事業実施するものとする。

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
県営	(1)高度土地利用調整事業				
	ア 指導事業	50 (55)	50 (45)	—	
団体営	イ 調査・調整事業	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	
	(2)農業経営高度化促進事業				

	中心経営体農地集積促進事業	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	
	(3) 耕地利用高度化推進事業	50 (55)	未定	未定	

(1)のイについては、市町村、改良区が事業実施主体

(2)及び(3)については、市町村が事業実施主体

()は中山間地域に適用

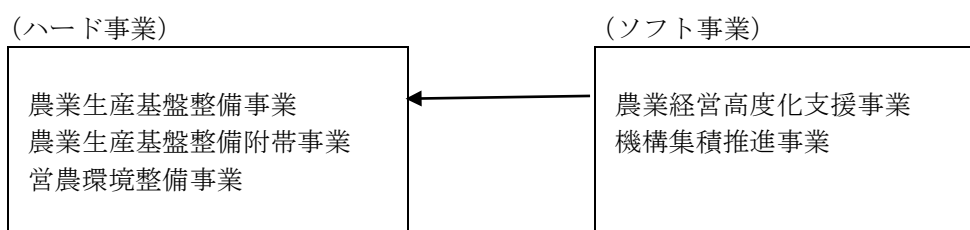
農地中間管理機構関連 農地整備事業	事業主体 県	所管課班	(計) 農村振興課 地域計画班 (実) 農村整備課 ほ場整備班
----------------------	--------	------	------------------------------------

目 的

農地中間管理機構への農地の貸付けが増加することが見込まれる中で、基盤整備が十分に行われていない農地については、担い手が借り受けにくいおそれがある。

一方、機構に農地を貸し付けた所有者は、基盤整備のための費用を負担する用意がなく、基盤整備が滞り、結果として、担い手への農地の集積・集約化が進まなくなる可能性がある。

そのため、機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、県が農業者の費用負担や同意を求めない農地の大区画化等の基盤整備を実施することで、機構による担い手への農地集積・集約化を加速化し、豊かで競争力ある農業の実現を目指すもの。



事業の内容

- 1 畦畔除去等簡易な整備を含む区画整理事業等の実施により、大区画化等高生産性ほ場の整備が図られること。
- 2 区画整理事業によって形成されるほ場のうち原則として30アール以上であるものの面積がおおむね2/3以上であること。

(1) 農業生産基盤整備事業

- ①農業用排水施設、農業用道路 ②区画整理事業 ③農用地造成 ④その他農用地の改良又は保全のため必要な事業

(2) 農業生産基盤整備附帯事業

(3) 営農環境整備事業

(4) 農業経営高度化支援事業

①指導事業

収益性向上に資する営農展開等の推進を図るために都道府県等が行う普及・指導活動

②調査・調整事業

収益性向上に資する営農展開等の推進を図るために行う耕地利用や水利用に係る関係農家の意向調査活動、作物別の単収・単価等の調査、関係機関との調整等調査・調整活動等

③耕地利用高度化推進事業

営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動

(5) 機構集積推進事業

基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を推進

採択要件

- 1 事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること。
- 2 受益面積が10ha以上であること。(中山間地域等は5ha以上)
- 3 事業対象農地は、おおむね1ha以上の集約化された農地で構成されること。
(中山間地域等は0.5ha以上)
- 4 農地中間管理権の設定期間が、事業計画決定の公告日から15年間以上あること。
- 5 事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化すること。
- 6 事業対象農地の収益性が事業完了後5年以内に20%以上向上すること。
(細部要件については下記のとおり。)

①集積・集約化要件	②収益性要件(いずれか1件)	③追加要件(複数ある場合は、いずれか1件)
集積・集約化率が概ね50ポイント以上増加する	販売額20%以上向上	—
	生産コスト20%以上削減	米の作付けが行われる場合には、米の生産コスト概ね9,600円/60kg以下
集積・集約化率が概ね50ポイント以上増加しない(※)	販売額20%以上向上	—
	生産コスト20%以上削減	米の作付けが行われる場合には、米の生産コスト概ね9,600円/60kg以下
		生産額(主食用米除く)に占める高収益作物の割合が概ね8割以上、かつ高収益作物に係る作物生産額が概ね10%以上向上
		生産額(主食用米除く)に占める高収益作物の割合が概ね5割以上となり、かつ高収益作物の生産額が概ね50%以上増加

※集積・集約化率が既に概ね80%以上の地区は除く

負担割合

1 農業生産基盤整備事業、農業生産基盤整備附帯事業、営農環境整備事業

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他 (推進費)	備 考
県 営	農業生産基盤整備事業	50 (55)	27.5	10	12.5 (7.5)	()は中山間地域に適用
	農業生産基盤整備附帯事業	50 (55)	未定	未定	未定	()は中山間地域に適用
	営農環境整備事業					

※その他については、機構集積推進事業により、要件を達成することで推進費として、全額国負担。

2 農業経営高度化支援事業

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
県営	(1) 指導事業	62.5	37.5	—	
団体営	(2) 調査・調整事業	62.5	18.75	18.75	
団体営	(3) 耕地利用高度化推進事業	62.5	未定	未定	

(2)については、市町村、改良区が事業実施主体、(3)については、市町村が事業実施主体

経営体育成促進事業	事業主体 土地改良区 農業協同組合 農業協同組合連合会 農業を営む者	所管課班 (計) 農村振興課 地域計画班 (実) 農村整備課 ほ場整備班
-----------	--	--

目 的

農地整備事業等の実施を契機として、担い手への農用地の利用集積を促進するため、当該農家負担金について、日本政策金融公庫等が土地改良区等に対し、農業基盤整備資金の貸付けと併せて無利子資金の貸付けを行うことで、対象事業に係る農家負担金の軽減も図る。

事業の内容

日本政策金融公庫等が土地改良区等に対し農業基盤整備資金の貸付けと併せて対象事業の年度事業費の10%以内（農家負担金が12%以下の場合は負担金の5/6以内）に相当する額の無利子資金の貸付を行う。

採 択 要 件

対象事業

- 農業競争力強化農地整備事業実施要綱(令和4年4月1日付け3農振第2208号農林水産事務次官依命通知)第2の1に規定する農地整備事業。
- 農山漁村地域整備交付金実施要綱(令和4年4月1日付け3農振第2378号農林水産事務次官依命通知)第2の1の(2)の①のアの(ア)に規定する農地整備事業。

農地整備事業（経営体育成型）（旧経営体育成基盤整備事業（一般型））

事業の完了時において、次のいずれかを満たすことが確実と見込まれること。

- ・対象事業実施地区において、認定農業者数が対象事業採択時に比べ30%以上増加すること。
- ・担い手による農地利用率が一定以上増加すること。
 - 事業採択時20%未満 → 事業完了時 30%以上
 - 事業採択時20～50% → 事業完了時 10ポイント以上増加
 - 事業採択時50～55% → 事業完了時 60%以上
 - 事業採択時55～90% → 事業完了時 5ポイント以上増加
 - 事業採択時90～95% → 事業完了時 95%以上
 - 事業採択時95%以上 → 事業完了時 担い手への集積が図られること

農地整備事業（経営体育成型）（旧経営体育成基盤整備事業（面的集積型））

事業完了時において担い手による農地利用面的集積率が一定以上増加すること。

- 事業採択時13%未満 → 事業完了時 20%以上
- 事業採択時13～35% → 事業完了時 7ポイント以上増加
- 事業採択時35～38.5% → 事業完了時 42%以上
- 事業採択時38.5～63% → 事業完了時 3.5ポイント以上増加
- 事業採択時63～66.5% → 事業完了時 66.5%以上
- 事業採択時66.5%以上 → 事業完了時 担い手への面的集積が図られること

(3) 償還対策

事業の内容

土地改良事業負担金の償還が困難な地区について、農林水産省農村振興局長が事業実施を採択した公募団体及び県が負担金の利子助成等を行い、農家負担軽減と計画的償還の推進を図る。

1 担い手育成支援事業

担い手への農用地利用集積に積極的に取り組む土地改良区等について、負担金償還利息の一部に相当する額を助成する。

(1) 事業期間

平成7年度から令和8年度まで（新規採択は平成12年度で終了）

(2) 採択要件

平成6年3月31日までに採択された土地改良事業であって、以下①、②の要件を満たす地区

①事業認定後5年以内に、担い手の経営農用地の面積が3割以上（一定の条件を満たしている場合は2割以上）増加すると見込まれる

②ピーク時の年償還額について、次のいずれかに該当する

・10aあたり：3万円以上

・戸あたり：20万円以上

(3) 対象負担金

①国営土地改良事業の受益者負担金

②独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金

③国立研究開発法人森林総合研究所事業の受益者負担金

④その他土地改良事業に要する経費に充てるための借り入れにかかる償還金

(4) 助成内容等

助成額：当該年度の負担金償還額の助成限度利息2.0%を超える利息相当額

助成期間：年償還額がピーク時年償還額の70%に相当する額を超える期間

(5) 助成の加算について

①土地利用高度化加算

土地利用の高度化に積極的に取り組む地区について、上の要件に加えて一定の要件を満たす場合、利子助成の加算（利息1%相当額）を行う。

②広域・専業特例

面積が1,000ha以上で、専業率が高く（専業農家及び第I種兼業農家の占める割合が戸数または面積で1/2以上）、ピーク時の戸あたり年償還額が10万円以上となる地区について、一定の要件を満たした場合は土地利用高度化加算の交付のみを受けることができる。

2 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業

担い手への農用地利用集積の増加が見込まれる地区について、当該地区に係る受益者負担金の5/6を無利子で融資する。

(1) 事業期間

平成19年度から（新規採択は令和7年度まで）

(2) 採択要件

平成6年4月1日以降に採択された土地改良事業（国営土地改良事業等については、それ以前に採択されたものであっても平成19年度以降に負担金の償還が開始されるものは対象）であって、目標年度までに担い手農地利用集積率が一定割合以上増加することが確実と見込まれる地区

(3) 対象負担金

①国営土地改良事業の受益者負担金

②独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金

③国立研究開発法人森林総合研究所事業の受益者負担金

④土地改良法に基づき国の補助を受ける事業として実施された土地改良事業の受益者負担金

⑤その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金

(4) 融資条件

融資限度額：受益者負担金の5/6

償還期限：25年以内（据置期間を含む）

据置期間：10年以内

償還方法：均等年賦償還

貸付利率：無利子

資金の使途：借入年度における対象事業の負担金の償還

(5) 経営所得安定対策等支援計画の作成

土地改良区等は、本事業の適用を受けようとする場合には、経営所得安定対策等支援計画を作成し、宮城県土地改良事業団体連合会に認定の申請を行うこと。

3 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等が下記の災害復旧事業の適用を受けた場合、当該受益地に係る被災年度の負担金の償還利息相当額を土地改良区等に助成する。

(1) 事業期間

平成19年度から（新規採択は令和7年度まで）

(2) 採択要件

被災した農用地又は土地改良施設等の復旧が次のいずれかの適用を受けていること

①農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法第169号)

②土地改良法第88条

③海岸法（昭和31年法律第101号）第5条又は第6条

④地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第7条又は第10条

⑤独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項第3号

⑥独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第8号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第9号（土地改良施設に限る。）及び森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第6号

(3) 助成対象負担金

①国営土地改良事業の受益者負担金

②独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金

③国立研究開発法人森林総合研究所事業の受益者負担金

④土地改良法に基づき国の補助事業として実施された土地改良事業の受益者負担金

⑤その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金

(4) 災害償還助成計画の作成

土地改良区等は、本事業の適用を受けようとする場合には、災害償還助成計画を作成し、宮城県土地改良事業団体連合会に認定の申請を行うこと。

4 経営安定対策基盤整備緊急支援事業

土地改良事業等の農家負担金を償還中の地区であって、事業要件を達成できると見込まれる地域に対し、負担金の償還利息相当額を助成する。

(1) 事業期間

平成21年度から令和7年度まで（新規採択は平成27年度まで）

(2) 採択要件

下記の要件を満たしていること

①担い手への農地集積について次のいずれかに該当すること

i) 担い手への農地集積の増加が一定以上見込まれる

ii) 担い手者数の増加が15パーセント以上見込まれる

iii) 耕地利用率の増加が一定以上見込まれる

②農家負担の要件について次のいずれかに該当すること

i) 10a当たり合算総償還額が87,000円以上

ii) 1戸当たり合算総償還額が1,470,000円以上

③「人・農地プラン」を作成している、又は作成することが確実と見込まれること

(3) 助成対象負担金

①国営土地改良事業の受益者負担金

②独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金

③国立研究開発法人森林総合研究所事業の受益者負担金

④土地改良法に基づき国の補助を受ける事業として実施された土地改良事業の受益者負担金

⑤国の補助を受けないで行われる土地改良法に基づく土地改良事業であって、①から④までの事業を補完し、かつ、一体的に実施されていると認められる事業の受益者負担金

(4) 緊急支援計画の作成

土地改良区等は、本事業の適用を受けようとする場合には、緊急支援計画を作成し、宮城県土地改良事業団体連合会に認定の申請を行うこと。

(5) 助成額

①各年度の対象地域における対象事業の受益者負担金又は償還金に係る償還利息相当額（ただし、合算総償還額の全体利子相当額の6分の5を超えることができない）

②土地改良負担金償還平準化事業による平準化資金借入の償還金については、借換を行った年度の償還利息相当額又は借入額のいずれか小さい額を①の償還利息相当額とみなす。

国営土地改良事業負担金償還助成事業（県単）	事業主体 県	所管課班 農村振興課 広域水利調整班
-----------------------	--------	--------------------

趣 旨

国営土地改良事業の公共性にかんがみ、同事業実施に伴う農家負担の軽減を図るための措置で、平成2年度以降に徴収を開始する国営かんがい排水事業及び国営農地再編整備事業に係る農家負担金償還に対し助成を行うもの。

助成の時期は事業負担金の償還時期で、事業に要した額に所定の率を乗じた額を負担金納入者の申請に基づいて助成する。

国営かんがい排水事業等の事業費負担割合は、平成元年度に国営基幹かんがい排水事業が創設されたことにより、それまで一律に60%であった国費の割合を施設区分及び規模別に段階的な割合（75%、70%、65%、60%）となった（平成5年度からは、70%、2/3、1/2）ことから、継続地区と新規着工地区との負担額の格差の解消を図ることと、更に平成2年度の地方財政措置の拡充により、国営事業県負担金の35%が後年度償還時に事業費補正の対象となり地方交付税措置が適用されることとなったため、その一部を地元へ還元し農家の負担軽減を図る目的から制定・改正された。

更に平成12年度に事務手続きの明確化と県財政の危機的状況を回避するための後年度繰り延べ措置を明記するため、「国営土地改良事業負担金償還助成措置要綱」の全面改正を行い、新たに「国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金交付要綱」を制定している。

交付対象

国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和34年宮城県条例第36号）第2条第1項の規定により、平成2年度以降徴収を開始するかんがい排水事業及び農地再編整備事業の農家等負担金について、補助金等交付規則及び国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付が決定された地区のみ適用される。

①県償還助成（対象：一般型、特別型）

国営かんがい排水事業等の国費負担割合の引き上げに伴う継続地区と新規着工地区との負担額の格差解消と国営事業県負担金の償還金の一部が地方交付税算定対象となったため、交付額の一部を地元へ還元することを目的としたもの。

○国営基幹かんがい排水事業助成（平成2年度から令和7年度までに開始した事業）

基 幹 工 種		助 成 率
1 ダム		
(1)	貯水量 700(1,000)万m ³ 、受益面積5,000(7,000)ha以上	-
(2)	” ” 未満	* 2.0
(3)	共同ダム（農業用）	4.5
(4)	” （その他）	6.4
(5)	一 般	10.4
2 頭首工		
(1)	受益面積 5,000(7,000)ha以上	-
(2)	受益面積 3,000(3,000)ha以上	* 2.0
(3)	共同頭首工（農業用）	4.0
(4)	” （その他）	4.0
(5)	受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(6)	受益面積 1,000(1,000)ha未満	4.0
3 排水機場、樋門		
(1)	受益面積 5,000(7,000)ha以上	-
(2)	受益面積 3,000(3,000)ha以上	2.0
(3)	受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(4)	一 般	4.0
4 排水路		
(1)	受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2)	一 般	4.0

5 用水機場、樋門、導水路			
(1)	受益面積	1,000(1,000)ha以上	4.0
(2)	一般		4.0
6 用水路			
(1)	受益面積	1,000(1,000)ha以上	4.0
(2)	一般		4.0
7 水管理制御システム			
(1)	受益面積	100ha以上	4.0
(2)	受益面積	100ha未満	5.0

- ・*印は、鳴瀬川地区及び江合川地区については、特例として4.0%とする。
- ・基幹工種欄の()内記載事項は、平成4年度まで設けられていた区分を示す。
- ・ただし、平成28年度以降の新規地区に係る助成率については、当該事業に要した額(うち受益者負担のある基幹工種)の2.0%とする。

○国営かんがい排水事業助成(平成元年度までに開始した事業)

基 幹 工 種			助 成 率
1 ダム			
(1)	貯水量	700(1,000)万 m^3 、受益面積5,000(7,000)ha以上	10.4
(2)		” 未満	10.4
(3)	共同ダム(農業用)		10.4
(4)	”	(その他)	-
(5)	一般		10.4
2 頭首工			
(1)	受益面積	5,000(7,000)ha以上	10.4
(2)	受益面積	3,000(3,000)ha以上	9.0
(3)	共同頭首工(農業用)		-
(4)	”	(その他)	-
(5)	受益面積	1,000(1,000)ha以上	6.5
(6)	受益面積	1,000(1,000)ha未満	4.0
3 排水機場、樋門			
(1)	受益面積	5,000(7,000)ha以上	10.4
(2)	受益面積	3,000(3,000)ha以上	9.0
(3)	受益面積	1,000(1,000)ha以上	6.5
(4)	一般		4.0
4 排水路			
(1)	受益面積	1,000(1,000)ha以上	6.5
(2)	一般		4.0
5 用水機場、樋門、導水路			
(1)	受益面積	1,000(1,000)ha以上	4.0
(2)	一般		4.0
6 用水路			
(1)	受益面積	1,000(1,000)ha以上	4.0
(2)	一般		4.0

- ・基幹工種欄の()内記載事項は、平成元年度まで設けられていた区分を示す。

○国営農地再編整備事業助成（令和7年度までに開始した事業）

基 幹 工 種		助 成 率
全 施 設		
1	一 般 型	4.0
2	中 山 間 地 域 型	4.0

(4) 農道

農地整備事業 (通作条件整備)	事業主体	県	所管課班	① 農村振興課 地域計画班
		市町村		② 農山漁村なりわい課 中山間振興班

趣 旨

農地整備や農業関連施設の整備と関連した地域農業の振興に必要な農道の整備を実施するとともに、老朽化した農道の保全対策を実施するもの。

事業の内容

(1) 基幹農道整備

ア 一般型

農業の近代化又は農業生産物の流通の合理化を図るため重要かつ農村環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の整備を行う。

イ 保全対策型

既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面からの整備水準の向上を図る保全対策のほか、緊急対策を行う。

(2) 一般農道整備

ア 一般型

幹線から末端耕作道までの農道網の整備を行う。

イ 樹園地等型

経営の近代化及び省力化を図ろうとする樹園地を主体とした農用地、近代化及び省力化を図りかつ、水田利用の再編成の推進を図ろうとする野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)第4条第1項の規定に基づき指定された野菜指定産地における畑地(畑作に転換した水田を含む。)を主体とした農用地、又は酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の4第1項の認定を受けた市町村計画に係る市町村内の農用地における農道の整備を行う。

ウ 農業集落間型

農業の生産条件が不利な地域において、農林業センサス規則(昭和44年農林省令第39号)第2条4項に定める農業集落を結ぶ農道の整備を行う。

エ 保全対策型

既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策のほか、緊急対策を行う。

採 択 基 準

- (1) 基幹農道整備の保全対策型及び一般農道整備の保全対策型の実施に当たっては、個別施設毎の具体的な対策方針を定めた「個別施設計画」が策定されていること。
- (2) それ以外の実施にあたっては、地域における農業振興のために必要な通作条件整備の内容と、本事業と関連を有し、効果的な実施により通作条件の改善に資する農地整備、農業関連施設等との関連事業について取りまとめた通作条件整備計画を作成すること。
- (3) その他については、以下の要件による。

採択基準	事業区分					
	基幹農道整備		一般農道整備			
	一般型	保全対策型	一般型	樹園地等型	農業集落間型	保全対策型
1) 受益面積 (農振農用地)	おおむね50ha以上	おおむね50ha以上	おおむね50ha以上	おおむね50ha以上	おおむね30ha以上	おおむね50ha以上
特例値	おおむね30ha以上	おおむね30ha以上	おおむね30ha以上	おおむね30ha以上	—	おおむね30ha以上
特例値該当法令	②③④⑭	②③④⑭	②③④⑭	②③④⑭	①②③④⑤⑨⑭	②③④
2) 事業費	1億円以上	3,000万円以上	5,000万円以上	幹線農道 5,000万円以上	5,000万円以上	3,000万円以上
3) 幅員 (m)	車道幅員 4m以上	—	全幅員 4.5m以上	全幅員 幹線農道4.5m以上 支線農道3m以上 末端耕作道2m以上	車道幅員 4m以上	—
特例値	車道幅員 3m以上	—	全幅員 4m以上	全幅員 4m以上	—	—
特例値該当法令	①②④⑭	—	②③④⑥⑧⑭	②③④⑥⑧	—	—
4) その他基準	—	農業農村整備事業等 農林水産省所管事業 により農道として造 成された路線、ふる さと農道緊急整備事 業により造成された 路線、地域再生法に 基づき造成された路 線であること。	—	樹園地又は①②③を 主とした区域 総延長がおおむね 500m以上である軌 道等運搬施設。(野 菜指定産地における 畑地帯又は田畑輪換 を行う水田地帯にお いて行うものを除 く。)	⑨又は⑩に該当する 区域	広域農道及び能面農 道以外で農業農村整 備事業により造成さ れた路線であるこ と。
5) 車種構成	自動車交通量のう ち、農業に係るもの が過半を占めるもの であること。	—				

特例値該当法令一覧

- ① 離島振興法
- ② 山村振興法
- ③ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
- ④ 半島振興法
- ⑤ 特定農山村における農林業等活性化のための基盤整備の促進に関する法律
- ⑥ 豪雪地帯対策特別措置法の特別豪雪地帯
- ⑦ 水源地域対策特別措置法
- ⑧ 急傾斜地帯（受益地の平均傾斜度が15度以上の地域、水田地帯は除く）
- ⑨ 構造改善局長が定める地域(林野率50%以上、主傾斜1/100以上の農用地の面積が50%以上)
- ⑩ 5法指定（①②③④⑤）を受けた区域および準ずる区域
- ⑪ 野菜生産出荷安定法
- ⑫ 田畑輪換を行う水田地帯の農用地
- ⑬ 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律
- ⑭ 棚田地域振興法

負担割合	区 分		国	県	その他	備 考
	(1) 基幹農道整備	ア 一般型		50	未定	
イ 保全対策型			50	25	25	
(2) 一般農道整備	ア 一般型		50	未定	未定	
	イ 樹園地等型					
	ウ 農業集落間型					
	エ 保全対策型		50	25	25	

※ (1) のア、(2) のア～ウは県が事業実施主体。(1) のイ、(2) のエは県または市町村が事業実施主体。

農村整備事業 (農道・集落道整備事業)	事業主体	県	所管課班
		市町村	(計) 農村振興課 地域計画班 (実) 農山漁村なりわい課 中山間振興班

趣 旨

農業生産性の向上と農産物流通の合理化を図るための農道又は農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する集落道の整備等を行うもの。

事業の内容

1 強靱化型

既設の農道又は集落道について、個別施設計画等に基づく機能保全対策面からの更新整備、機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策、耐震対策又は再編に伴う路線の変更若しくは撤去を行う。

2 高度化型

農業生産性の向上、農産物の輸送コストの削減等のための既設の農道又は集落道の改良を行う。

3 調査計画策定

農道・集落道の諸条件について調査等を行い、施設整備に必要な事業計画の策定を行う。

4 計画策定等事業

施設の再編・集約、維持管理の効率化・適正化、農業生産性の向上等を目的とした事業の実施に必要な諸条件等の調査及び技術的検討を行い、当該事業に必要な施設計画（整備方針）の策定を行う。また、農道及び集落道の機能保全計画の策定（機能保全計画の策定に必要な該施設の点検・診断、老朽化対策・災害対策等の検討を含む。）を行う。

採択要件

1 強靱化型

(1) 個別施設毎の具体の対応方針を定めた「個別施設計画」が策定されており、かつ、以下のいずれかを満たすものであること。

ア 受益面積がおおむね50ヘクタール以上（中山間地域等において行うものにあつては、受益面積がおおむね30ヘクタール以上）を有し、かつ、農業上必要な自動車の交通運行に必要な車道幅員がおおむね4メートル以上（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域、離島、振興山村、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域において行うものにあつては、車道幅員がおおむね3メートル以上）であるもの

イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく地域防災計画で避難路等に指定されている道路及び当該道路に接続するなど避難、救護活動等への影響が大きいもの

ウ 主要道路・鉄道の跨線橋、跨道橋など人命、財産等への影響が大きいもの

エ 施設の再編・集約を行うもの

(2) 総事業費がおおむね3,000万円以上（(1)のイ、ウ又はエに該当するものにあつては800万円以上）であること。

2 高度化型

(1) 事業完了時点において、農村インフラ整備計画で定めた農業生産性の向上等に関する目標の達成が確実と見込まれること。

(2) 総事業費がおおむね3,000万円以上であること。

3 調査計画策定

1又は2で定める採択要件を満たす施設を対象としていること。

4 計画策定等事業

(1) 施設計画（整備方針）を策定する場合にあつては、当該事業費が200万円以上であること。

(2) 機能保全計画を策定する場合にあつては、1から2までに定める採択要件を満たす施設を対象としていること。

負担割合	区分		国	県	その他	備考
	既設の農道 又は集落道	1	強靱化型	50	未定	未定
2		高度化型	50	未定	未定	
3		調査計画策定	50	未定	未定	※1~3の新規地区については財政課との協議の上、その補助率を定める。
4		計画策定等事業	定額	—	—	

(5) 農村総合整備

農業農村整備事業 実施計画策定事業	事業主体	県	農村振興課 地域計画班
		市町村	農村整備課 換地・用地班

趣 旨

農業農村整備事業の事業計画段階においては、優良農地の有効利用、経営体の育成及び耕作放棄地の解消・発生防止、畑地帯の整備をはじめとする生産基盤対策、農村地域に有する資源の有効活用等農業の有する多面的機能に配慮した計画的、効率的な事業実施に資する農業農村整備事業の実施計画の策定が必要になっている。このため、経営体の育成に向けた基盤整備、畑地における優良農地の確保と担い手の育成等に必要な基盤整備の向上に資する各種事業に対応し策定する実施計画について助成し、もって農業農村整備事業の機動的、効率的かつ円滑な推進を図るものとする。

事業の内容

1 農業競争力強化農地整備事業（実施計画等策定事業）

(1) 実施計画策定（実施主体：都道府県）

農地整備事業等の実施が予定される地域において、当該事業に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行い、実施計画を策定する。

実施計画の策定期間は、次の①又は②のとおりとする。

- ①実施期間は1年（担い手への農地利用集積率が80%以上となることが確実に見込まれる地区の場合にあつては2年）以内とする。
- ②中山間地域、水田農業高収益化計画若しくは輸出事業計画の策定地域における地区又はスマート農業導入推進計画を作成した地区の場合にあつては4年以内とする。

(2) 経営体育成促進換地等調整（実施主体：市町村、土地改良区等）

農地整備事業が行われる予定の地区であつて、換地計画の樹立を必要とする場合、次に掲げる業務の中から必要とする業務を選択して実施する。ただし、①、④、⑤、⑧及び⑬の業務については必須の業務とする。

実施時期は、当該地区において実施する農地整備事業が採択される前年度から実施するものとする。なお、早期に着手する必要があると認められる地区においては、農地整備事業採択の前々年度から実施することができる。

- | | |
|-----------------|---------------|
| ①地区内農地等状況調査 | ⑨経営体育成方針作成 |
| ②農用地集団化促進基本計画作成 | ⑩創設農用地・増歩換地調整 |
| ③従前地面積測定 | ⑪非農用地換地関係調整 |
| ④合意形成促進 | ⑫交換分合基準含み換地調整 |
| ⑤地区内アンケート調査 | ⑬換地設計基準作成 |
| ⑥財産管理制度活用 | ⑭換地計画素案作成 |
| ⑦地区内ゾーン設定調整 | ⑮経営体育成換地調整 |
| ⑧地域営農構想作成 | |

2 農地中間管理機構関連農地整備事業（実施計画等策定事業）

(1) 実施計画策定（実施主体：都道府県）

農地整備事業の実施が予定される地域において、当該事業に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する。

実施計画の策定期間は、次の①又は②のとおりとする。

- ①実施計画の策定期間は、2年以内とする。
- ②中山間地域、水田農業高収益化計画若しくは輸出事業計画の策定地域における地区又はスマート農業導入推進計画を作成した地区の場合にあつては4年以内とする。

(2) 経営体育成促進換地等調整（実施主体：市町村、土地改良区等）

農地整備事業が行われる予定の地区であって、換地計画の樹立を必要とする場合、1の(2)で掲げた業務の中から必要とする業務を選択して実施する。ただし、①、④、⑤、⑧及び⑬の業務については必須の業務とする。

実施時期は、当該地区において実施する農地整備事業が採択される前年度から実施するものとする。なお、早期に着手する必要があると認められる地区においては、農地整備事業採択の前々年度から実施することができる。

3 農山漁村地域整備交付金（農地整備実施計画策定事業）

(1) 実施計画策定（実施主体：都道府県、市町村等）

農業用排水施設、農業用道路、区画整理、農用地の造成、客土又は暗渠排水事業の整備対象となる地域において、当該事業に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行い、実施計画を策定する。

実施期間は1年以内とする。

(2) 経営体育成促進換地等調整（実施主体：市町村、土地改良区等）

農地整備事業が行われる予定の地区であって、換地計画の樹立を必要とする場合、1の(2)で掲げた業務の中から必要とする業務を選択して実施する。ただし、①、④、⑤、⑧及び⑬の業務については必須の業務とする。

実施時期は、当該地区において実施する農地整備事業が採択される前年度から実施するものとする。なお、早期に着手する必要があると認められる地区においては、農地整備事業採択の前々年度から実施することができる。

負担割合

1 農業競争力強化農地整備事業、農山漁村地域整備交付金

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県営	実施計画策定	50(55)	25(22.5)	25(22.5)	—	()は中山間地域等の場合に適用
団体営	実施計画策定	50	—	50		
	経営体育成促進換地等調整	50(55)	—	50		

2 農地中間管理機構関連農地整備事業（実施計画等策定事業）

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県営	実施計画策定	62.5	18.75	18.75	—	
団体営	経営体育成促進換地等調整	62.5	—	37.5	—	

農業競争力強化農地整備事業及び農地中間管理機構関連農地整備事業にあつては、水田農業高収益化計画若しくは輸出事業計画の策定地域における地区又はスマート農業導入推進計画を作成した地区の場合にあつては定額（ただし、最長4年間で、実施計画策定事業と経営体育成促進換地等調整事業における交付額と併せて5,000万円を上限とする。）

農村集落基盤再編・整備事業 (集落基盤再編型・中山間地域総合整備型・農地環境整備型)	事業主体	所管課班
	県 市町村	(計) 農村振興課 地域計画班 (実) 農山漁村なりわい課 中山間振興班

趣 旨

集落基盤再編型

集落の周辺の地域における農業生産性の向上を図るため、農村集落基盤再編・整備事業計画に基づき、農業生産基盤及び農村生活環境の整備・再編を実施するもの。

中山間地域総合整備型

条件不利地である中山間地域（5法指定地域及び準ずる地域）において、農業生産基盤及び農村生活環境等の整備・再編を実施するもの。

農地環境整備型

農地環境整備計画に即して作成される事業計画に基づき、農業生産条件等が不利な中山間地域において耕作放棄に伴う悪影響の除去又は耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境の保全及び優良農地の保全を図るもの。

事業区分

1 集落基盤再編型

2 中山間地域総合整備型

(1) 集落型事業

一つの集落又は一体的なつながりを有する複数の集落を対象として活性化を図るもの。

①一般型事業

農業生産基盤整備及び農村生活環境整備等を一体的に実施するもの。

②生産基盤型事業

農業生産基盤整備のみを実施するもの。

③生活環境型事業

農村生活環境整備等のみを実施するもの。

(2) 広域連携型事業

市町村全域から複数市町村までに及ぶ広域地域を対象として活性化を図るもの。

3 農地環境整備型

(1) 一般型事業

(2) 緊急耕作放棄地特別対策型事業

耕地面積の小さな集落において緊急的に耕作放棄地を解消するため、平成23年度までの申請に限り実施する事業

4 実施計画策定型

(1) 計画策定事業

農業生産基盤整備事業等の実施に際し、事業対象地域の諸条件の現況等に基づき、農村集落基盤再編・整備事業計画（事業計画）及び集落基盤再編計画等の必要な事項についての調査及び検討を行うもの。

(2) 経営体育成促進換地等調整

換地を伴う土地改良事業の実施予定地区において、換地計画を策定するための基準となる換地設計基準の作成等を行うもの。

事業の内容

1 農業生産基盤整備事業

- ① 農業用排水施設整備事業
- ② 農道整備事業
- ③ ほ場整備事業
- ④ 農用地開発事業
- ⑤ 農地防災事業
- ⑥ 客土事業
- ⑦ 暗渠排水事業
- ⑧ 農用地の改良又は保全事業

2 農村生活環境整備事業

- ① 農業集落道整備事業
- ② 営農飲雑用水施設整備事業
- ③ 農業集落排水施設整備事業
- ④ 農業集落防災安全施設整備事業
- ⑤ 用地整備事業
- ⑥ 活性化施設整備事業
- ⑦ 地域農業活動拠点施設整備事業
- ⑧ 集落環境管理施設整備事業
- ⑨ 交流施設基盤整備事業
- ⑩ 情報基盤施設整備事業
- ⑪ 市民農園等整備事業
- ⑫ 生態系保全施設等整備事業
- ⑬ 地域資源利活用施設整備事業
- ⑭ 施設補強整備事業
- ⑮ 施設環境整備事業
- ⑯ 歴史的土壌改良施設保全整備事業
- ⑰ 施設集約整備事業
- ⑱ 交換分合事業
- ⑲ 集落土地基盤整備事業

3 特認事業

採択基準

- 1 農業振興地域であること。
- 2 農村集落基盤再編・整備事業計画（事業計画）が策定されていること。
- 3 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の指定を受けた市町村及び準じる市町村であり、農業生産基盤整備事業を実施する地域は林野率50%以上かつ主傾斜1/100以上の農地の面積が50%以上を占める地域であること。
- 4 受益面積（農業生産基盤整備のうち2以上の事業の合計面積）

※ 受益面積の（ ）は市町村が事業実施主体の場合

集落基盤再編型

農業集落基盤整備事業と農村生活環境整備事業（活性化施設整備事業及び交流基盤整備事業を除く）を一体的に実施する事業

農村環境整備事業（活性化施設整備事業及び交流基盤整備事業を除く）のみを実施する事業

上記事業と合わせ特任事業を実施する事業

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考
県営	農業生産基盤整備事業	50	25	10	15	農業生産基盤整備事業と農村生活環境整備事業を一体的に行うもので農業生産基盤整備事業メニューのうち2つ以上を併せ行うものにあつては、各々の受益面積併せて60ha以上 ※例外：20ha以上もしくは10ha以上 ほ場整備事業を行うものはほ場整備事業が20ha以上もしくは、ほ場整備事業が10ha以上で全体受益面積が20ha以上
	事業区分	55	30	10	5	
	①農業用排水施設整備事業					
	②ほ場整備事業				20	
	③農道整備事業					
	④農用地開発事業					
	⑤農地防災事業					
	⑥客土事業					
	⑦暗渠排水事業					
	⑧農用地の改良又は保全事業					
	農村生活環境整備事業	55		未定		地域農業活動拠点施設整備事業を除いた農村環境整備事業と特任事業の二つ以上の事業を行うもの 文化財保護法に基づき重要文化財として指定もしくは登録されることが確実と認められる土地改良施設 農業振興地域のうちの農用地区域以外の区域を対象 農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、別に定める要件を満たす地域を事業対象地域とする場合には、農業生産基盤整備事業、農村生活環境整備事業及び特任事業を実施することができるものとする。
	事業区分					
	歴史的な土地改良施設保全整備事業を除く農村生活環境整備事業					
歴史的な土地改良施設保全整備事業				20		
市民農園等整備事業						
特任事業						
実施計画策定		50		未定		農業生産基盤整備等の実施に際し、事業計画等を策定する
団体営	農業生産基盤整備事業	50	14	21	15	農業生産基盤整備事業と農村生活環境整備事業を一体的に行うもので農業生産基盤整備事業メニューのうち2つ以上を併せ行うものにあつては、各々の受益面積併せて20ha以上 ※例外：10ha以上 ほ場整備事業を行うものはほ場整備事業が10ha以上もしくは全体受益面積が10ha以上
	事業区分	50	14	13	23	
	①農業用排水施設整備事業					
	②ほ場整備事業					
	③農道整備事業					
	④農用地開発事業					
	⑤農地防災事業					
	⑥客土事業					
	⑦暗渠排水事業					
	⑧農用地の改良又は保全事業					
	農村生活環境整備事業	55	未定	未定		地域農業活動拠点施設整備事業を除いた農村環境整備事業と特任事業の二つ以上の事業を行うもの 文化財保護法に基づき重要文化財として指定もしくは登録されることが確実と認められる土地改良施設 農業振興地域のうちの農用地区域以外の区域を対象 農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、別に定める要件を満たす地域を事業対象地域とする場合には、農業生産基盤整備事業、農村生活環境整備事業及び特任事業を実施することができるものとする。
	事業区分					
	歴史的な土地改良施設保全整備事業を除く農村生活環境整備事業					
歴史的な土地改良施設保全整備事業				20		
市民農園等整備事業						
特任事業						
実施計画策定		50	-	50		農業生産基盤整備等の実施に際し、事業計画等を策定する

中山間総合整備型

負担割合	区分		国	県	市町村	その他	備考	
県営	農業生産基盤整備事業		55	30	10	5		
	事業区分							受益面積(ha)
	集落型	一般型						60
								20
								生産基盤型
	広域連携型		60					
	農村生活環境整備事業		55	未定				
	事業区分							受益面積(ha)
	集落型	一般型						60
								20
		生活環境型						-
広域連携型		60						
実施計画策定		50	未定			農業生産基盤整備等の実施に際し、事業計画等を策定する		
団体営	農業生産基盤整備事業		55	14	21	10		
	事業区分							受益面積(ha)
	集落型	一般型						20
								10
								生産基盤型
	広域連携型		60					
	農村生活環境整備事業		55	未定	未定			
	事業区分							受益面積(ha)
	集落型	一般型						20
								10
		生活環境型						-
広域連携型		60						
実施計画策定		50	-	50		農業生産基盤整備等の実施に際し、事業計画等を策定する		

農地環境整備型

自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域において、農業生産基盤整備事業（農地防災事業、客土事業を除く）、保安全管理等事業及び特認事業を実施する事業とし、一般型事業緊急耕作放棄地特別対策事業に該当する事業であること。

負担割合	区分		国	県	市町村	その他	備考
県営	農業生産基盤整備事業		55	30	10	5	
	事業区分	受益面積(ha)					
	一般型事業	10					事業計画の農用地全体面積に対し、生産区域の農用地が7割程度であること
	緊急耕作放棄地 特別対策型事業	10					事業計画の農用地全体面積に対し、生産区域の農用地が5割程度であること 事業区域に含まれる、耕作放棄地もしくは耕作放棄地となりえる農地面積が6%以上であること
	実施計画策定		50	未定			農業生産基盤整備等の実施に際し、事業計画等を策定する
団体営	農業生産基盤整備事業						
	事業区分	受益面積(ha)					
	一般型事業	10					事業計画の農用地全体面積に対し、生産区域の農用地が7割程度であること
	緊急耕作放棄地 特別対策型事業	10					事業計画の農用地全体面積に対し、生産区域の農用地が5割程度であること 事業区域に含まれる、耕作放棄地もしくは耕作放棄地となりえる農地面積が6%以上であること
	実施計画策定		50	-	50		農業生産基盤整備等の実施に際し、事業計画等を策定する

農村整備事業 (農業集落排水施設整備事業)	事業主体 県 市町村	所管課班 農山漁村なりわい課 中山間振興班
--	------------------	--------------------------

趣 旨

農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する施設、汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設等の整備等を行う事業

事業の内容

1 強靱化型

既設の農業集落排水施設について、2で定める最適整備構想又は維持管理適正化計画（以下この別紙においてそれぞれ単に「最適整備構想」又は「維持管理適正化計画」という。）に基づき実施する耐震、浸水、停電対策、管理システム整備等の施設の目的を達成するために必要な改築（以下この別紙において「改築」という。）又は撤去を行う。

2 高度化型

維持管理の効率化・適正化に向けた新技術導入に取り組む施設の整備、改築又は撤去を行う。

3 調査計画策定

農業集落排水施設の諸条件について調査等を行い、施設整備に必要な事業計画の策定を行う。

4 計画策定等事業

施設の再編・集約、維持管理の効率化・適正化等を目的とした農業集落排水施設整備事業の実施に必要な諸条件等の調査及び技術的検討を行い、当該事業に必要な維持管理適正化計画の策定を行う。また、農業集落排水施設の最適整備構想の策定（最適整備構想の策定に必要な当該施設の点検・診断、老朽化対策・災害対策等の検討を含む。）を行う。

事業主体

都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、その他農業者等が組織する団体

採 択 要 件

1 共通要件（計画策定等事業を除く）

- (1) 受益戸数はおおむね20戸以上であること。ただし、末端受益は2戸以上とする。
- (2) 改築の場合は、最適整備構想及び維持管理適正化計画が策定されており、当該改築に要する費用の額が200万円以上で、かつ、次のいずれかに該当すること。
 - ア 維持管理が適切に行われているものであって、原則供用開始後7年以上経過していること。
 - イ 供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化その他の既設を取り巻く条件又は環境の変化が認められること。
- (3) 農業集落排水施設の整備又は改築にあつては、コスト縮減や経営改善に資するPFI等の民間活用、公営企業会計の適用を検討すること。
- (4) 防災拠点等にマンホールトイレシステムを整備する場合にあつては、1処理区当たり1か所（敷地面積0.3ヘクタール以上1ヘクタール未満の防災拠点等については、1地方公共団体当たり10か所）を上限とする。

2 強靱化型

- (1) 定住人口がおおむね500人以上であるもの。
- (2) 浸水想定区域（水防法（昭和24年法律第193号）第十四条に規定する洪水浸水想定区域、同法第十四条の二に規定する雨水出水浸水想定区域又は同法第十四条の三に規定する高潮浸水想定区域その他市町村等が策定したハザードマップ内の浸水想定区域をいう。）内にあるもの
- (3) 処理区域内に防災拠点等となりうる公共施設等が存在するもの。
- (4) 施設の再編・集約を行うもの

3 高度化型

維持管理の効率化・適正化に向けた省エネルギー技術導入、管理システム整備、農業集落排水汚泥の循環利用に資する施設の整備等、新技術を導入するものであること。

4 調査計画策定

1 から 3 までに定める採択要件を満たす施設を対象としていること。

5 計画策定等事業

(1) 維持管理適正化計画を策定する場合にあつては、当該事業費が200万円以上であること。

(2) 最適整備構想を策定する場合にあつては、1 から 3 までに定める採択要件を満たす施設を対象としていること。

負担割合	区 分	国	県	その他	備 考
市町村営	強靱化型	50	—	50	
	高度化型	50	—	50	
	調査計画策定型	50	—	50	
	計画策定等事業	定額	—	—	

農業集落排水整備推進交付金事業	事業主体	市町村	所管課班 農山漁村なりわい課 中山間振興班
		一部事務組合	

趣 旨

農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱、村づくり交付金実施要綱、地域自主戦略交付金交付要綱及び農山漁村地域整備交付金実施要綱に基づき実施した農業集落排水事業に係る維持管理経費及び起債の元利償還財源等として（建設事業の財源（修繕等積立金を除く）に充当することはできない。）、予算の範囲内において農業集落排水整備推進交付金を交付する。

対象団体

農業集落排水事業を実施した市町村及び一部事務組合

交付対象等

区 分	交付金算定基準経費	単年度当たりの交付額	交付期間
通常分 平成22年度以降に事業採択された地区	市町村及び一部事務組合が事業を実施した国庫補助対象事業費の総額 (事務費を除く。)	交付金算定基準経費の1%以内の額を交付期間で除した額	事業着手年度から事業完了年度までの年数に相当する期間に1を加えた期間。ただし、7年を超える場合にあっては、7年とする。
通常分 平成13年度以降に事業採択された地区	市町村及び一部事務組合が事業を実施した国庫補助対象事業費の総額 (事務費を除く。)	交付金算定基準経費の15%以内の額を交付期間で除した額	事業着手年度から事業完了年度までの年数に相当する期間に1を加えた期間。ただし、7年を超える場合にあっては、7年とする。
特認分 平成12年度以前に事業採択された地区	平成13年度以降に市町村が事業を実施した国庫補助対象事業費の総額 (事務費を除く。)	交付金算定基準経費の18%以内（平成12年度採択地区にあっては、15%以内）の額を交付期間で除した額	平成13年度以降事業完了年度までの年数に相当する期間に1を加えた期間。ただし、7年を越える場合にあっては、7年とする。

- (注) 1 交付金の交付始期は、国庫補助事業完了年度の翌年度からとする。
 2 「単年度当たり交付額」の欄において、政令指定都市にあっては、交付金算定基準経費の1%以内とする。
 3 特認分の交付金算定基準経費の欄は、平成12年度国庫債務負担行為分を含む。

農村環境計画策定事業	事業主体	県	所管課班 農村振興課 地域計画班
		市町村	

趣 旨

農業農村整備事業の計画段階においても、地域住民の多種多様な意向を踏まえ、農業農村の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮や環境との調和への配慮に対応するため、環境に関する総合的な調査を行い、環境保全の基本方針を明確にした上で地域の整備計画を策定し、事業上の対応方策や各種環境整備メニューの最適な選定に対する検討を行うことが必要となっている。

このため、都道府県知事が策定した農業農村整備環境対策指針等に基づき、環境に配慮した農業農村整備事業実施の基本構想である「農村環境計画」の策定を行い、農業農村整備事業の効率的かつ円滑な推進に資する。

実施地域

環境に配慮して農業農村整備事業を実施するにあたり、農村環境計画若しくは田園環境整備マスタープランが未策定の地域又はこれらの計画の変更が必要な地域。

事業の内容

1 現況調査

- (1) 策定対象地域の自然環境及び社会環境について現況を調査する。
- (2) 現況調査は、原則として、下表の「農村環境計画策定調査項目」により行うものとする。ただし、地域の実情に応じ、調査項目を追加することができる。

項 目	具 体 的 内 容 例
1 自然的環境調査	
(1) 気象	①気温、②降水量、③積雪等
(2) 地形・地質	①地形：地勢図や地形図による、②地質：地質図等による
(3) 水環境	①水資源状況、②河川・水路・湖沼等の分布状態
(4) 植物	①植物群落の種類と分布：現存植生図等による ②貴重な植物及び植物群落の分布状況
(5) 動物	①野生動物・希少動物の生息状況
(6) 景観	①地形上、土地利用上の特徴、②代表的な景観写真
2 社会的環境調査	
(1) 地域指定	①国際的な措置（ラムサール条約等）②国立公園等国の指定地域 ③県立公園等都道府県の指定地域
(2) 地域指標	①位置及び地勢、②人口と世帯数、③産業構造 ④農業の現状及び動向等
(3) 観光リクリエーション	①主要な観光リクリエーション資源・施設の位置及び機能
(4) 土地利用	①土地利用の現況：土地利用図等による
(5) 関連計画	①環境に関する上位計画、関連プロジェクト等の内容及び進行状況
(6) 歴史・文化	①地域の歴史、文化、②文化財・史跡の位置及び概要

2 農村環境計画の策定

上記1の結果に基づき、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 地域内の環境評価に関する事項
- (2) 環境保全の基本方針に関する事項
- (3) 地域の整備計画

- (4) 農業農村整備事業における環境への対応方策に関する事項
- (5) 農業農村整備事業における整備計画
- (6) その他必要と定める事項

採択基準等

- ・対象事業の実施が予定されていること。
- ・実施期間：1～2年

その他

- ・農地中間管理機構関連農地整備事業における当該事業の実施に当たっては、農地中間管理機構関連農地整備事業の趣旨に鑑み、農業者の費用負担が原則生じないよう配慮するものとする。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県営	農村環境現況調査	50	未 定	未 定	—	
	農村環境計画の策定	50	未 定	未 定	—	
団体営	農村環境現況調査	50	—	50	—	農業競争力強化 農地整備事業
	農村環境計画の策定					
	農村環境現況調査	62.5	—	37.5	—	農地中間管理機構関 連農地整備事業
	農村環境計画の策定					

(6) 防災関係

防災ダム整備事業	事業主体 県	所管課班 (計) 農村振興課地域計画班 (実) 農村防災対策室防災対策班
----------	--------	--

趣 旨

台風、豪雪等で河川の増水による農地、農業用施設が被害を受け安定した経営を営むことができない地域に対して洪水調節用ダムの新設改修を行うもの。

事業の内容

洪水調整用のダム（余水吐その他の附帯施設を含む）の新設又は改修及び併せ行う関連整備。

採 択 要 件

防災受益面積がおおむね100ha以上。

但し、台風常襲地帯、豪雪地帯又は振興山村であって、おおむね過去10か年に激甚災害の指定を受けた地域において行うものにあつては、おおむね70ha以上。

農業以外の事業効果が50%未満

事業主体

県

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営	防災ダム工事	55	39	6	—	

ため池整備事業	事業主体	県 市町村等	① 農村振興課 地域計画班 ② 農村防災対策室ため池対策班
	所管課班		

趣 旨

災害発生のおそれのあるため池の整備等

事業の内容

1 ため池総合整備工事

(1) 地震・豪雨対策型

耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修、豪雨による決壊の防止、その他の洪水調整機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備。

(2) 一般整備型

築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、家屋若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要するため池（災害防止用のダムを含む。）の新設、変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備、水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているため池の水質を改善するために必要な工事。

(3) 長寿命化型

施設の機能保全・更新等を計画的に実施するための中長期的な計画に基づいて適切な管理が行われているため池の長寿命化を図るために必要な工事。

2 ため池群整備工事

複数のため池を対象に行う、ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資するため池の改修、廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、周辺水路の整備、その他目的を達成するために必要な施設の整備。

採択要件

1 ため池総合整備工事

(1) 地震・豪雨対策型

・大規模

防災重点農業用ため池又は施設が決壊した場合に農用地に被害を与えるため池であって次のいずれかに該当するもの。

- 1) 防災受益面積おおむね70ha以上（台風常襲地帯、豪雪地帯、振興山村地帯の場合は、防災受益面積がおおむね30ha以上）かつ、受益面積がおおむね40ha以上。
- 2) 防災受益面積おおむね7ha以上かつ、受益面積がおおむね2ha以上であって、想定被害額（農外）が3億円以上。

・小規模

次に該当するもの。

- 1) 防災受益面積がおおむね7ha以上又は想定被害額（農外）が4,000万円以上かつ、受益面積がおおむね2ha以上。

（ため池加速化対策として実施する場合は、防災受益面積がおおむね7ha以上又は想定

被害額(農外)が4,000万円以上。)

2) 総事業費がおおむね800万円以上。

(2) 一般整備型

・大規模

受益面積がおおむね100ha以上で、総事業費がおおむね8,000万円以上。

(中山間地域の場合は、受益面積がおおむね70ha以上で、総事業費がおおむね3,000万円以上。)

※都道府県が行うものに限る。

※ため池の廃止に係るものを除く。

・小規模

受益面積がおおむね2ha以上で、総事業費がおおむね800万円以上。

(ため池加速化対策として実施する場合は、総事業費がおおむね800万円以上。)

※ため池の廃止に係るものを除く。

※ため池の廃止にあたっては、貯水量1,000m³以上で、総事業費がおおむね800万円以上。

(3) 長寿命化型

施設長寿命化計画等が策定されており、かつ、受益面積がおおむね2ha以上のもの。

(ため池加速化対策として実施する場合は、施設長寿命化計画等が策定されているもの。)

2 ため池群整備

・大規模

防災重点農業用ため池を含むもの。受益面積の合計がおおむね80ha以上かつ、防災受益面積の合計がおおむね200ha以上又は想定被害額(農外)の合計が10億円以上のもの。

(台風常襲地帯、豪雪地帯、振興山村地帯の場合は、防災受益面積がおおむね140ha以上又は想定被害額(農外)の合計が7億円以上のもの。)

・小規模

防災重点農業用ため池を含むもの。受益面積の合計がおおむね10ha以上かつ、防災受益面積の合計がおおむね20ha以上又は想定被害額(農外)の合計が1億円以上のもの。

(台風常襲地帯、豪雪地帯、振興山村地帯の場合は、防災受益面積がおおむね14ha以上又は想定被害額(農外)の合計が7,000万円以上のもの。)

※ため池総合整備工事及びため池群整備を行うにあたり、洪水吐きの洪水流下能力の増加等の豪雨対策に係る防災工事等を押さえ盛土等の地震対策に係る防災工事に先行して実施する場合には、防災重点農業用ため池であって、劣化状況評価の結果、堤体の劣化対策に係る防災工事が不要と判断されているもの。

事業主体

1 ため池総合整備工事

(1) 地震・豪雨対策型

県又は市町村。

(2) 一般整備型

ため池の廃止にあつては、県又は市町村。

上記以外にあつては、県又は市町村、土地改良区、農業協同組合その他県知事が適当と認めるもの。

(3) 長寿命化型

県又は市町村、土地改良区、農業協同組合その他県知事が適当と認めるもの。

2 ため池群整備工事
 県又は市町村。

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考	
県 営	ため池総合整備工事						
	地震・豪雨対策型	大規模	55	34	11	-	
		小規模	50 <55>	34 <34>	16 <11>	-	
	一般整備型	大規模	55	28	17	-	
		小規模 40ha以上	50 <55>	33 <33>	17 <12>	-	
		小規模 40ha未満	50 <55>	29 <29>	21 <16>	-	
	長寿命化型		50 <55>	29 <29>	21 <16>	-	
	ため池群整備工事	大規模	55	34	11	-	
小規模		50 <55>	34 <34>	16 <11>	-		
団体営	ため池総合整備工事						
	地震・豪雨対策型	大規模	55	19	26	-	
		小規模	50 <55>	21 <21>	29 <24>	-	
	一般整備型	大規模	55	18	27	-	
		小規模	50 <55>	18 <18>	32 <27>	-	
	長寿命化型		50 <55>	18 <18>	32 <27>	-	-
	ため池群整備工事	大規模	55	未定	未定	-	-
		小規模	50 <55>	未定	未定	-	-

※ < > は中山間地域

※ 県有土地改良財産となっているダムについては、参考資料「(11) 県有土地改良財産のダムに係る事業の負担割合について」を参照

用排水施設等整備事業	事業主体	県	所管課班	① 農村振興課 地域計画班
		市町村等		② 農村防災対策室 防災対策班

趣 旨

災害発生のおそれのある用排水施設等の整備

1 湛水防除事業

事業の内容

(1) 排水施設整備対策工事

既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域（原則として、応急の湛水排除事業が実施された地域）で、これを防止するために行う排水機、排水樋門、遊水池等貯留施設、排水調整池、地下浸透施設、排水路等の新設又は改修。

(2) 排水管理施設整備工事

同一水系の排水河川（地区内の過剰水が農業用排水施設により排水される河川等）に係る地域である等排水施設の一元管理を必要とする地域で、主として排水施設整備工事によって造成された排水施設について防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修（(1)と併せ行うものを除く。）

(3) 湛水防除施設改修工事

(1)により整備された農業用排水施設の機能低下により再び湛水被害が生ずるおそれのある地域における施設の機能回復のために行う施設の更新及び改良

(4) クリーク防災機能保全対策工事

農業用の水路網(クリーク)の密度又はクリークの貯留容量が一定以上であって、溢水被害及び水路機能被害が生じ、又は生じるおそれのある地域において、これら被害を防止するために都道府県が定める「クリーク地域防災機能保全対策基本計画」に基づき行う排水施設の新設、廃止又は改修、農業用道路の改修、暗渠排水及び整地。

採択要件

- ・大規模
 - (1)排水施設整備工事及び(3)湛水防除施設改修工事
受益面積がおおむね400ha以上かつ、総事業費がおおむね5億円以上
 - (2)排水管理施設整備工事
受益面積がおおむね1,000ha以上
 - (4)クリーク防災機能保全対策工事
受益面積がおおむね100ha以上
- ・小規模
 - (1)排水施設整備工事及び(3)湛水防除施設改修工事
受益面積がおおむね30ha以上かつ、総事業費がおおむね5,000万円以上
 - (2)排水管理施設整備工事
受益面積がおおむね100ha以上
 - (4)クリーク防災機能保全対策工事
受益面積がおおむね20ha以上

※農業以外の事業効果が全体の50%未満であること。

事業主体 県又は市町村等(但し、(4)については県に限る。)

2 地盤沈下対策事業

事業の内容

地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において行う農業用排水施設の整備、農道の改修、客土、整地又は水源を転換するために行う農業用排水施設の整備及びこれに関連する整備

採択要件

- ・大規模 受益面積がおおむね400ha以上
- ・小規模 受益面積がおおむね20ha以上

事業主体 県

3 用排水施設整備事業

事業の内容

築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する頭首工、樋門、用排水機場、水路等の変更又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設及びこれらの附帯施設の整備

採択要件

- ・大規模 (県営) 受益面積がおおむね400ha以上で、総事業費がおおむね8,000万円以上
(中山間地域の場合は、受益面積がおおむね200ha以上で、3,000万円以上)
- ・大規模 (団体営) 受益面積がおおむね200ha以上で、総事業費がおおむね8,000万円以上
(中山間地域の場合は、受益面積がおおむね100ha以上で、3,000万円以上)
- ・小規模 受益面積がおおむね20ha以上で、総事業費がおおむね800万円以上
(中山間地域の場合は、受益面積がおおむね10ha以上で総事業費がおおむね800万円以上)

事業主体 県又は市町村等

4 鉱毒対策事業

事業の内容

硫黄、銅、その他農産物に有害なものを含んでいる水等が、農用地に流入することにより生ずる被害を防止するために行う鉱源を処理する施設又は毒源処理が困難な場合における農業用排水施設の新設又は改修並びにこれに附帯する客土又は排土

採択要件

- ・受益面積がおおむね20ha以上

事業主体 県又は市町村等

負担割合	区 分		国	県	市町村	その他	備 考
県 営	湛水防除	大規模（基幹施設）	55	37	8	—	400ha以上
		大規模（その他施設）	55	37	8	—	1,000ha以上
		小規模	50 <55>	42 <42>	8 <3>	— <—>	300ha以上
		小規模（基幹施設）	50 <55>	37 <37>	13 <8>	— <—>	
		小規模（その他施設）	50 <55>	32 <32>	18 <13>	— <—>	
		国営総合農地防災事業に附帯	50 <55>	35	15 <10>	—	
	地盤沈下	大規模	55	34	11	—	400ha以上
		小規模	50 <55>	39 <39>	11 <6>	— <—>	200～400ha
			50 <55>	34 <34>	16 <11>	— <—>	200ha未満
	用排水施設	大規模	55	28	17		400ha以上 中山間地域は200ha以上
		小規模	50 <55>	33 <33>	17 <12>		200ha以上
			50 <55>	29 <29>	21 <16>		200ha未満
	鉍毒対策		50 <55>	未定	未定	未定	

※ < > は中山間地域

備 考 基幹施設：排水機、排水樋門、第一線堤防、遊水池等貯留施設、地下浸透施設
（排水機、排水樋門には、これと一体不可分の関係にある導水路、操作管理
設備等の施設が含まれるものとして取り扱われる）
その他施設：排水路等基幹施設以外の施設

農地保全整備事業	事業主体	県 市町村等	所管課班 (計) 農村振興課 地域計画班 (実) 農村防災対策室 防災対策班

趣 旨

急傾斜地帯や侵食を受けやすい性状の特殊土壌地帯、又は風害等を受けやすい地域において、排水施設や防風施設等の整備を行うことにより、農用地の保全と災害の未然防止を図るとともに、優良農地を確保し農作物の生産性向上を目的とするもの。

事業の内容

1 農地侵食防止工事

- ・急傾斜地帯や侵食を受けやすい土壌地帯における排水路等の整備又は風食、風害等を受けやすい地域における防風施設の整備。また、併せ行うことが技術的、経済的に適当と認められる農道等の整備
- ・農耕に支障のある特殊土壌又はさんご、石れき等の排除工事

2 農地機能保全対策工事

- ・地盤の相当部分が泥炭土であることに起因する地盤沈下又は火山性土壌等に起因する土壌侵食等により、農作物の生育が阻害され、農作物の能率が低下することを防止するための整地、暗渠排水、農道等の整備

3 特殊自然災害対策工事

- ・特殊な自然災害に起因し、農地のかい廃又は農作物の生育阻害を防止するために必要な土壌改良又は栽培管理施設若しくは農地被覆施設の整備（活動火山対策特別措置法の地域）

事業要件

1 農地侵食防止工事

- 県営事業 受益面積おおむね50ha以上（畑地おおむね20ha以上）
 関連工事は受益面積おおむね5ha以上
 団体営事業 受益面積おおむね10ha以上。関連工事は受益面積制限なし

2 農地機能保全対策工事

受益面積おおむね20ha以上

3 特殊自然災害対策工事

活動火山対策特別措置法第19条に基づく防災営農施設整備計画に定められていること

事業主体

県又は市町村等（農村地域防災対策施設整備工事、特殊農地保全整備工事又は農地機能保全対策工事にあたっては、県に限る。）また、排除工事にあたっては、団体に限る。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営 団体営	農地侵食防止工事他	50	未	未定	未定	

地域防災機能増進事業	事業主体	県	所管課班 農村防災対策室 防災対策班
		市町村等	

趣 旨

防災対策が必要な土地改良施設に対して、豪雨対策改修や耐震対策改修を行うもの。

事業の内容

- 1 土地改良施設豪雨対策事業
土地改良施設の豪雨対策に必要な施設の改修
- 2 土地改良施設耐震対策事業
土地改良施設の耐震改修
- 3 農道防災対策工事
農道橋等の耐震化対策や災害発生の防止が必要な危険箇所の整備

採 択 要 件

- 1 土地改良施設豪雨対策事業
地域排水機能強化計画が策定されており、かつ、次のいずれかに該当するもの
ア) 総事業費の合計がおおむね800万円以上
イ) 防災受益面積の合計がおおむね30ha以上のもの
- 2 土地改良施設耐震対策事業
耐震化対策整備計画が策定されており、かつ、次に該当するもの
大規模：防災受益面積がおおむね400ha以上
小規模：防災受益面積がおおむね30ha以上、又は総事業費がおおむね800万円以上
- 3 農道防災対策事業
防災対策の必要性が整理されており、かつ、次に該当するもの
大規模：防災受益面積がおおむね400ha以上
小規模：防災受益面積がおおむね30ha以上、又は総事業費がおおむね800万円以上

事業主体

県、市町村

負担割合	区 分		国	県	市町村	その他	備 考
県 営 団体営	土地改良施設豪雨対策事業		50 <55>	未定	未定	—	
	土地改良施設耐震 対策事業	大規模	55	未定	未定	—	
		小規模	50 <55>	未定	未定	— <—>	
	農道防災対策事業	大規模	55	未定	未定	—	
		小規模	50 <55>	未定	未定	— <—>	

※ < > は中山間地域

特定農業用管水路等特別対策事業	事業主体	県	所管課班 農村防災対策室 防災対策班
		市町村等	

趣 旨

石綿を含有する製品は、価格が安く、施工性がよかったことから、昭和30年～50年にかけて農業用水路や機场上屋の内壁材等において採用されている状況にあるが、平成17年7月に「石綿障害予防規則」が施行され、石綿含有製品から石綿を含有しない製品に代替えするよう努めることが事業者の責務として明記された。

このような中、老朽化等に伴い石綿を含有する製品の破壊等により、将来的に農業者等の健康を害するおそれが懸念されることから、石綿を含有する製品について、必要な対策を講ずることにより、石綿に起因する影響を未然に防止し、農業経営の安定及び農業の維持を図るものである。

事業の内容

- (1) 石綿等が使用されている農業用管水路の撤去（撤去することが著しく困難又は不適當な場合において行う当該石綿等の劣化又は飛散の防止措置を含む）及びこれと一体的に行う農業用排水路の変更
- (2) (1)の農業用排水路と一体となって機能を発揮する農業用排水路の変更
- (3) 石綿等が使用されている土地改良施設（農業用管水路を除く）において行う当該石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該土地改良施設の変更

採 択 要 件

石綿を含有する建材を使用した建築物あるいは石綿セメント管等を一定割合以上含んでいる地域であって、以下の受益面積を満たすもの

県 営：おおむね20ha以上

団体営：おおむね10ha以上

事業主体

県、市町村等

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県営	特別対策事業（県営造成施設）	50 <55>	35 <35>	10 <10>	5 < 0>	吹付け材の除復旧に限る
団体営	特別対策事業（国営造成施設）	50	21	29		吹付け材の除復旧に限る
	特別対策事業	50 <55>	18	32 <27>		

※< >は中山間地域（H25以降適用）

農業用河川工作物等応急対策事業	事業主体	県 市町村等	所管課班 ① 農村振興課 地域計画班 ② 農村防災対策室 防災対策班

趣 旨

農業用河川工作物の構造が不適當若しくは不十分であるもの又は耐震補強対策の必要がある農業用道路横断工作物（道路を横断する水管橋、水路橋及び農道橋等をいう。）について整備補強等の改善措置を講じ、洪水、高潮及び地震等による災害を未然防止を図るため、農業用河川工作物応急対策等事業を実施する。

事業の内容

1 農業用河川工作物応急対策事業

農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等）の整備補強、撤去又は撤去に伴う整備

2 農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業

農業用道路横断工作物の耐震補強整備

採 択 要 件

1 農業用河川工作物応急対策事業

大規模：総事業費がおおむね1億円以上、事業実施主体は県に限る

小規模：総事業費がおおむね800万円以上

2 農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業

総事業費がおおむね800万円以上

事業主体

県、市町村等

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営	河川応対 大規模	55	37	8	-	総事業費 1億円以上
県 営 団体営	河川応対 小規模	50	42	8	-	総事業費
		<55>	<42>	<3>	<->	5,000万円以上
		50	32	18	-	総事業費
		<55>	<32>	<13>	<->	800万円以上

※ < > は中山間地域

地すべり対策事業	事業主体	県	所管課班 農村防災対策室 防災対策班
		市町村等	

趣 旨

地すべり現象に対する国土保全及び民生の安定を図るための事業

事業の内容

1 地すべり防止工事

- ・地すべり防止施設の新設又は改良その他地すべりを防止するための工事

2 ぼた山崩壊防止工事

- ・ぼた山崩壊防止施設の新設又は改良その他ぼた山の崩壊又は流出を防止するための工事

3 関連事業

- (1) 暗渠排水、ため池の移転又は漏水防止、浸透の著しい水田の床締め又は畑地転換とこれに伴う区画整理、浸透の著しい用排水路の改修又は移転等、地すべり防止工事と直接関連して行われ、地すべり防止の機能を果たすもの。
- (2) ため池の移転又は用排水路の移転等、地すべりによる二次被害の増大を排除するもの
- (3) 農道の整備又は区画整理等、地すべり地帯において土地利用を合理化することにより地すべり防止工事と同様に地すべりによる被害を軽減することに役立つもの

4 地すべり防止施設長寿命化対策工事

- ・地すべり防止施設に係る施設長寿命化計画に基づいた対策を実施するための工事

採 択 要 件

- ・地すべり防止工事、ぼた山崩壊防止工事
総事業費7,000万円以上
- ・関連事業
地すべりによる被害を除去又は軽減するために必要があると認められるもの
- ・地すべり防止施設長寿命化対策工事
施設長寿命化計画が策定されており、かつ、総事業費がおおむね800万円以上のもの

事業主体

- ・県：地すべり防止工事、ぼた山崩壊防止工事、地すべり防止施設長寿命化対策工事
- ・市町村等：関連事業

負担割合	区 分		国	県	市町村	その他	備 考
県 営	防止工事	地すべり防止工事	50	50	—	—	
		ぼた山崩壊防止工事	50	50	—	—	
	長寿命化対策工事		50	50	—	—	
団体営	関連事業		未定	未定	未定	未定	

防災重点農業用ため池 緊急整備事業	県	① 農村振興課 地域計画班
	事業主体 市町村等	所管課班 ② 農村防災対策室 ため池対策班

趣 旨

防災重点農業用ため池の整備等。

事業の内容

本事業において扱うため池は、防災重点農業用ため池を対象とする。

1 ため池総合整備工事

(1) 地震・豪雨対策型

耐震性の向上のための防災重点農業用ため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修、豪雨による決壊の防止、その他の洪水調整機能の賦与・増進のために必要な防災重点農業用ため池の改修、附属施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調整機能の発揮のための整備。

(2) 一般整備型

築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、家屋若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要する防災重点農業用ため池の新設若しくは変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、附属施設の整備、下流水路の整備若しくは管理施設の整備又は水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えている防災重点農業用ため池の水質を改善するために必要な工事。

2 ため池群整備工事

複数の防災重点農業用ため池を対象に行う、防災重点農業用ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資する防災重点農業用ため池の改修、廃止、しゅんせつ、附属施設の整備、周辺水路の整備、その他目的を達成するために必要な施設の整備。

3 監視・管理体制の強化

災害の発生を未然に防止するために必要な、雨量計や水位計等の観測機器の設置等の実施。

4 緊急的な防災対策

ため池の防災機能を確保するために必要な、施設の軽微な補修、洪水調整のための水位低下、緊急時に対応するための排水ポンプの設置等の実施。

5 安全施設の整備

防災重点農業用ため池への転落等による被害の防止を図るため、転落防止用の安全柵や注意喚起のための看板の設置等の安全施設の整備。

採択要件

1 ため池総合整備工事

(1) 地震・豪雨対策型

- ・大規模

防災重点農業用ため池であって次のいずれかに該当するもの。

- 1) 防災受益面積おおむね70ha以上（台風常襲地帯、豪雪地帯、振興山村地帯の場合は、防災受益面積がおおむね30ha以上）かつ、受益面積がおおむね40ha以上。
- 2) 防災受益面積おおむね7ha以上かつ、受益面積がおおむね2ha以上であって、想定被害額（農外）が3億円以上。

・小規模

次に該当するもの。

- 1) 防災受益面積がおおむね7ha以上又は想定被害額（農外）が4,000万円以上かつ、受益面積がおおむね2ha以上。
（ため池加速化対策として実施する場合は、防災受益面積がおおむね7ha以上又は想定被害額（農外）が4,000万円以上。）
- 2) 総事業費がおおむね4,000万円以上。

(2) 一般整備型

・大規模

受益面積がおおむね100ha以上で、総事業費がおおむね8,000万円以上。

（中山間地域の場合は、受益面積がおおむね70ha以上で、総事業費がおおむね4,000万円以上。）

※都道府県が行うものに限る。

※ため池の廃止に係るものを除く。

・小規模

受益面積がおおむね2ha以上で、総事業費がおおむね4,000万円以上。

（ため池加速化対策として実施する場合は、総事業費がおおむね4,000万円以上。）

※ため池の廃止に係るものを除く。

※ため池の廃止にあたっては、貯水量の合計が1,000m³以上で、総事業費がおおむね4,000万円以上。

2 ため池群整備

・大規模

防災重点農業用ため池を含むもの。受益面積の合計がおおむね80ha以上かつ、防災受益面積の合計がおおむね200ha以上又は想定被害額（農外）の合計が10億円以上のもの。

（台風常襲地帯、豪雪地帯、振興山村地帯の場合は、防災受益面積の合計がおおむね140ha以上又は想定被害額（農外）の合計が7億円以上のもの。）

・小規模

防災重点農業用ため池を含むもの。受益面積の合計がおおむね10ha以上かつ、防災受益面積の合計がおおむね20ha以上又は想定被害額（農外）の合計が1億円以上のもの。

（台風常襲地帯、豪雪地帯、振興山村地帯の場合は、防災受益面積の合計がおおむね14ha以上又は想定被害額（農外）の合計が7,000万円以上のもの。）

※ため池総合整備工事及びため池群整備を行うにあたり、洪水吐きの洪水流下能力の増加等の豪雨対策に係る防災工事等を押さえ盛土等の地震対策に係る防災工事に先行して実施する場合には、劣化状況評価の結果、堤体の劣化対策に係る防災工事が不要と判断されているもの。

3 監視・管理体制の強化

防災重点農業用ため池であって、受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの。

4 緊急的な防災対策

防災重点農業用ため池であって、受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの。

5 安全施設の整備

1 地区当たりの事業費の合計が200万以上となること。

事業主体

- | | | |
|--|---|--------|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 ため池総合整備工事 <ul style="list-style-type: none"> (1) 地震・豪雨対策型 (2) 一般整備型（ため池の廃止） 2 ため池群整備工事 | } | 県又は市町村 |
|--|---|--------|

- | | | |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 ため池総合整備工事 <ul style="list-style-type: none"> (2) 一般整備型（ため池の廃止に係るものを除く） 3 監視・管理体制の強化 4 緊急的な防災対策 5 安全施設の整備 | } | 県又は市町村、土地改良区、
農業協同組合その他県知事が
適当と認めるもの |
|---|---|--|

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考	
県 営	ため池総合整備工事						
	地震・豪雨対策型	大規模	55	34	11	—	
		小規模	50 <55>	34 <34>	16 <11>	—	
	一般整備型	大規模	55	34	11	—	
		小規模	50 <55>	34 <34>	16 <11>	—	
	ため池群整備工事	大規模	55	34	11	—	
		小規模	50 <55>	34 <34>	16 <11>	—	
	監視・管理体制の強化		定額	—	—	—	
	緊急的な防災対策		定額	—	—	—	
	安全施設の整備		50 [55]	32 [32]	18 [13]	—	
団体営	ため池総合整備工事						
	地震・豪雨対策型	大規模	55	21	24	—	
		小規模	50 <55>	21 <21>	29 <24>	—	
	一般整備型	大規模	55	21	24	—	
		小規模	50 <55>	21 <21>	29 <24>	—	
	ため池群整備工事	大規模	55	21	24	—	
		小規模	50 <55>	21 <21>	29 <24>	—	
	監視・管理体制の強化		定額	—	—	—	
	緊急的な防災対策		定額	—	—	—	
	安全施設の整備		50 [55]	21 [21]	29 [24]	—	

※ < > は中山間地域及び緊急性が高いもの。（浸水区域に防災拠点施設・緊急輸送道路があるもの又は周辺区域の居住者等に甚大な被害を及ぼすおそれがあるとして知事が特に必要と認めるもの）

の。)

※ []は大規模なもの、中山間地域及び緊急性が高いもの。

農業水利施設危機管理 対策事業	事業主体	県	① 農村振興課 地域計画班
		市町村等	② 農村防災対策室 ため池対策班

趣 旨

農業水利施設における安全対策を実施。

事業の内容

- 1 農業水利施設安全対策推進計画の策定
- 2 農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備

採択要件

- 1 農業水利施設安全対策推進計画の策定
農業水利施設の安全対策実施方針に定めた対策であること。
- 2 農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備
農業水利施設の安全対策実施方針に定めた施設であり、農業水利施設安全対策推進計画に位置付けられた施設であること。また、1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。

事業主体

- 1 農業水利施設安全対策推進計画の策定
県
- 2 農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備
県又は市町村、土地改良区、農業協同組合その他県知事が適当と認めるもの。

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考
県営	農業水利施設安全対策推進計画の策定	50 [55]	32 [32]	18 [13]	—	
	農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備	50 [55]	32 [32]	18 [13]	—	
団体営	農業水利施設安全対策推進計画の策定	50 [55]	21 [21]	29 [24]	—	
	農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備	50 [55]	21 [21]	29 [24]	—	

※ []は大規模なもの、中山間地域及び緊急性が高いもの。

農業用施設等災害管理対策事業	事業主体	県 市町村等	① 農村振興課 地域計画班 所管課班
			② 農村防災対策室 防災対策班

趣 旨

防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備

事業の内容

- 1 農業用施設等の災害に係る危機管理のために必要な情報に関するシステムの整備
- 2 土地改良施設における危機管理向上施設の整備
 - (1)雨量計若しくは水位計等の観測機器、緊急放流施設、緊急排水ポンプ、安全導水路、洪水水位調節のための施設又は装置、ポンプ若しくはゲート等の遠隔操作装置、非常時の施設機能維持のための非常用電源装置又は防水対策施設等の整備
 - (2)農業用施設等の防災・減災のために必要な体制の整備及び体制等に基づいて行う行動
- 3 農地の防災機能増進工事

農地が本来有する多面的機能としての洪水調節の適切な発揮に必要な工事
- 4 簡易な施設整備

暫定的に減災機能を向上させる観点から行う簡易な施設整備工事
- 5 土地改良施設の利活用保全又は周辺環境の整備を行うため必要な以下の整備
 - (1)親水・景観保護のための施設
 - (2)生態系保全のための施設
 - (3)適切な利用と保全を図るための施設
 - (4)ため池の本来的な貯水機能に併せて緊急時の消防用水、生活用水等の貯水機能を付加させるために行う堤体の嵩上げ又はしゅんせつ及び防火用水として利用するために必要な取水施設、導水路又は遊水池等の整備
 - (5)しゅんせつ土の利用等による避難地等の基盤整備
 - (6)(4)又は(5)と併せて行う土砂溜堰堤等の管理施設の整備
 - (7)ため池等への転落等による被害の防止又は軽減を図るための安全施設の整備
- 6 特認事業

農政局長が必要と認める事業

事業要件

上記1～3

防災受益面積の合計がおおむね10ha以上

4 簡易な施設整備

- (1)暫定的な整備の合理性、関係者への説明責任・同意、暫定整備の整備水準の明示、減災活動・体制の整備の実効性、整備計画の明示
- (2)防災受益面積の合計がおおむね10ha以上

5 土地改良施設の利活用保全又は周辺環境の整備を行うために必要な以下の整備

- (1)防災ダム整備事業、ため池整備事業、用排水施設等整備事業と併せ行うもの又は過去に実施したもの
- (2)関連する土地改良施設の受益面積が20ha以上であるもの。ただし、関連する土地改良施設がため池の場合にあつては、受益面積2ha以上

事業主体

県又は市町村等

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営 団体営	農業用施設等災害管理対策事業	50 <55>	未定	未定	未定	< >は 中山間地域

農村防災施設整備事業	事業主体	県 市町村等	所管課班	④ 農村振興課地域計画班 ⑤ 農村防災対策室防災対策班

趣 旨

地震防災対策等の災害防除対策を推進する地域に指定されている地域や、災害に対して脆弱な中山間地域等に対し、地域で発生する災害から農村住民の生命、財産及び生活を守るため、農業用施設や農村防災施設等のうち整備の優先度が高い施設の整備を行うものとする。

また、特に甚大な被害を受けた地域において、再度の災害発生を防止するための農業用施設等の整備に併せて、持続的な営農が行われ農地・農業用施設等の洪水防止等の防災機能を十分発揮させるために、農業基盤整備と農村生活維持施設整備を行い、もって、被災農村における耕作放棄地の発生抑制や農村コミュニティー機能の回復に資することとする。

事業の内容

農村防災施設整備事業計画に位置付けられた、次に掲げる事業の実施

- 1 農村防災施設
 - ①緊急避難路整備 ②緊急避難施設整備 ③防火水槽整備 ④緊急避難施設の耐震化
 - ⑤情報基盤施設整備 ⑥雪崩防止施設整備 ⑦防護柵等安全設備 ⑧災害防除林
- 2 農業生産基盤整備
 - ①農業用排水施設整備 ②区画整理 ③農用地造成 ④農道整備
 - ⑤農用地の改良又は保全
- 3 農村生活維持施設整備
 - ①農業集落道路整備 ②営農飲雑用水施設整備 ③農業集落排水施設整備
 - ④農業施設等用地整備

採 択 要 件

- 1 農村防災施設
災害防除対策推進地域等で定める地域
- 2 農業生産基盤整備
甚大な災害発生地域に該当する地域
①②受益面積おおむね60ha以上 ③受益面積おおむね40ha以上
④受益面積おおむね50ha以上 ⑤受益面積おおむね20ha以上
- 3 農村生活維持施設整備
甚大な災害発生地域に該当する地域
ため池整備事業、用排水施設等整備事業、農地保全整備事業と併せ行う事業
または、上記農業生産基盤整備事業と併せ行う事業

事業主体

県、市町村等

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営	農村防災施設整備 (旧農村災害対策整備事業)	50 <55>	29 <29>	14 <14>	7 < 2>	※<>は中山間地域 (H25以降適用)
団体営	農村防災施設整備 (旧農村災害対策整備事業)	50 <55>	未定	未定	未定	※<>は中山間地域 (H25以降適用)

海岸保全施設整備事業	事業主体 県	所管課班 農村防災対策室防災対策班
-------------------	--------	-------------------

趣 旨

津波、高潮、侵食等の自然災害の被害から背後農地を防護するための工事を実施するとともに、海岸環境を整備し、海岸利用の推進を図る。

事業内容

1 高潮対策

高潮、波浪又は津波により被害が発生する恐れのある地域について、過去における波浪等の実態及び背後地の状況等を勘案して、海岸保全施設の新設・改良を行う。

2 侵食対策

波浪による海岸の侵食等の被害が発生する恐れのある地域について、過去における波浪等の実態及び背後地の状況等を勘案して、海岸保全施設の新設・改良を行う。

3 海岸耐震対策

地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止し、もって人命や資産の防護を図ることを目的として海岸管理者が地域の実状に応じて緊急的に実施する。

- (1) 堤防・護岸等の耐震性能調査
- (2) 堤防・護岸等の耐震対策

4 津波・高潮危機管理対策

津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を行う。

5 海岸環境整備

国土保全との調和を図り、国民の休養の場としてその利用に供するため豊かで潤いのある海岸環境の整備を行う。

6 海岸堤防等老朽化対策（海岸メンテナンス事業）

- (1) 長寿命化計画の策定又は変更
 - ① 海岸保全施設の機能診断
 - ② 診断結果を踏まえた長寿命化計画の策定又は変更
- (2) 老朽化対策等
 - ① 海岸保全施設の老朽化等調査
 - ② ①の調査結果を踏まえた老朽化対策等計画の策定
 - ③ ②の老朽化対策等計画に基づいて実施する老朽化対策等工事

採 択 要 件

1 高潮対策

1 km当たりの防護面積 5 ha以上又は防護人口 50人以上で総事業費 1億円（離島にあっては 5,000万円）以上。

2 侵食対策

1 km当たりの防護面積 5 ha以上又は防護人口 50人以上で総事業費 1億円（離島にあっては 5,000万円）以上。

3 海岸耐震対策

都道府県が行うもの 5,000万円以上。

4 津波・高潮危機管理対策

一連の防護区域を有する海岸毎に、事業着手から5年以内に整備目標の達成が見込まれること。
都道府県が行うもの5,000万円以上。

5 海岸環境整備

(1) 海岸保全区域のうち、周辺に公営の公園、海水浴場、ヨットハーバー、海洋・水産センター等の施設のある地域又はそれらの施設等が計画されている地域において、より海浜利用が増進される機能を発揮するために行う堤防、突堤、護岸、離岸堤、砂浜、植栽、飛砂防止施設、安全情報伝達施設、照明、進入路、通路、緩衝帯としての緑地・広場、その他所期の目的を達成するため必要最小限の施設の新設若しくは改良を行う事業で総事業費が1億円以上。

(2) 広域的な一連の海岸において、地域の特色を活かした自主的・戦略的取組を推進するため、(1)で定めた施設等の新設又は改良を行う事業で総事業費が1億円以上。

(3) 侵食傾向が著しいため、海岸保全施設の設置だけでは、前浜の回復若しくは環境維持が困難である海岸又は海浜特性からみて海岸保全施設の設置に環境上の制約がある海岸において、緊急に養浜を実施しなければならない海岸で、総事業費が1億万円以上。

(4) 国指定文化財等の保護を図るため、海岸保全施設の新設又は改良、国立公園内等の保全・再生を図るために既存海岸保全施設の改良を行う海岸で、総事業費が1億円以上。

(5) 海水浴等海岸の利用度が高く、既に海岸保全施設が整備されている海岸で、階段工、安全情報伝達施設等を整備する事業で、総事業費が1億円以上。

(6) ①汚染の著しい海域において行うヘドロ等の除去で、総事業費が1億円以上。

②海岸保全区域内において行う放置座礁船の処理で、総事業費が5,000万円以上。

6 海岸堤防等老朽化対策（海岸メンテナンス事業）

都道府県が行うもの5,000万円以上。

事業主体 県

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営	高潮対策	50(55)	50(45)	—	—	() は離島
	侵食対策	50(55)	50(45)	—	—	() は離島
	海岸耐震対策	50(55)	50(45)	—	—	() は離島
	津波・高潮危機管理対策	50	50	—	—	
	海岸環境整備	1/3	2/3	—	—	
	海岸堤防老朽化対策	50(55)	50(45)	—	—	() は離島

障害防止対策事業	事業主体 県	所管課班 農村整備課 水利施設保全班
----------	--------	--------------------

趣 旨

自衛隊の演習活動及び整備拡張等に起因して、周辺地域の用排水路への土砂の流入や流出量の増大及び農業用水不足等の障害が発生している場合、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法第101号、以下「法」という）に基づき、その障害を防止または除去・軽減するため各種対策工事を実施する。

事業の内容

【補助対象となる施設の具体的事例】

[洪水対策]

- a 洪水量の増加に対応できるよう河川改修、排水路の改修を行う。
- b 増加した洪水量を調節する洪水調整池（ダム）を建設する。
- c 河川等の改修と調整池を組み合わせる。
- d 増加した洪水量を排水するため、河川（排水路）改修と排水機（場）を組み合わせる。

[土砂流出対策]

- a 流出する土砂を溜めるため砂防ダムを建設する。
- b 溪流の安定を図るため、床固工、谷止工を建設する。
- c 裸地化した箇所や、崩壊地の植生回復を図るため、山腹工を施行する。

[用水対策]

- a 用水路（用排兼用水路）を装工する
- b 貯水用ダム（溜池）を建設する。
- c 地下水又は河川水を取水するため揚水（機）を設ける。

採 択 基 準

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）（抜粋）
（障害防止工事の助成）

第3条第1項

国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- 1 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設
- 2 道路、河川又は海岸
- 3 防風施設、防砂施設その他の防災施設
- 4 水道又は下水道
- 5 その他政令で定める施設

○次に掲げる(1)～(3)の要件を満たしていること。

(1) 法第3条第1項又は政令第1条に規定する自衛隊等の行為があること。

※法第3条第1項に規定する行為

- ① 機甲車両その他重車両のひん繁な使用
- ② 射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施

※政令第1条に規定する行為

- ① 航空機の離陸、着陸、急降下又は低空における飛行のひん繁な実施
- ② 艦船又は舟艇のひん繁な使用

- ③ 防衛施設の整備のための土地又は土地の定着物の形質の著しい変更
 - ④ 電波のひん繁な発射
- (2) (1)の自衛隊等の行為による障害があること
- ※例
- ① 戦車等の訓練によって演習場内が荒廃し、当該区域を流域に持つ河川において、洪水や土砂流出による被害が生じる。
 - ② 機甲車両等のひん繁な使用による道路の損傷。
 - ③ 通信施設からの強力な電波の発射や、航空機の低空飛行によって周辺民家等のテレビの映像を不鮮明にする。
- (3) 障害を防止し、又は軽減するための工事の対象となる施設が、法第3条第1項又は政令第3条に規定する施設であること。
- ※法第3条第1項に規定する施設
- ① 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設
 - ② 道路、河川又は海岸
 - ③ 防風施設、防砂施設その他の防災施設
 - ④ 水道又は下水道
- ※政令第3条に規定する施設
- ① 鉄道
 - ② テレビジョン放送の受信に係る有線電気通信を行うための共用の施設

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	障害防止対策事業	100 ～66.7	0 ～16.7	0 ～16.6		障害(帰責原因)の度合いにより負担割合は変化する。

農地・農業用施設 災害復旧事業	事業主体 県 市町村 土地改良区等	所管課班 農村防災対策室 防災対策班
--------------------	----------------------------	--------------------

趣 旨

「農地・農業用施設災害復旧事業」は、農地（耕作の目的に供される土地）及び農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路及び農地等の災害を防止するため必要な施設）が被災した場合に復旧する事業である。この災害復旧事業は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号。通称「暫定法」。）に基づき、農地、農業用施設等の復旧に要する費用に国庫補助がなされ、もって農林水産業の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄与することを目的とする。

事業の内容

1 事業の対象となる農地、農業用施設

① 農地とは、現に耕作（農地をコンクリートその他これに類するもので覆われている農作物栽培高度化施設において行われる農作物の栽培も該当する）もしくは肥培管理を行っている土地又は耕作可能な休耕地等で、水田、畑地、果樹園、飼料畑、苗圃、わさび田、はす田、くわい田、茶園、桑園、石垣いちご畑等で受益戸数が1戸以上のもの。

② 農業用施設とは、ため池、頭首工、用・排水路、揚水機等のかんがい施設、農業用道路（有効幅員1.2m以上）並びに農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設（干拓堤防、輪中堤防、海岸堤防、防災ため池、温水ため池、土留工、土砂だめ工、階段工等）で受益戸数が2戸以上のもの。

2 国庫補助となる災害復旧事業の定義

農地、農業用施設を原形に復旧することを目的とした工事（原形復旧、効用回復、原形復旧不可能な場合の復旧、原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合の復旧、施設を統合する復旧）で、次の条件に合致するもの。

① 1箇所の工事の費用が40万円以上のもの。（1箇所の工事とは、同じ施設が被災した場合、その被災箇所が150m以内の間隔で連続しているものは1箇所と見なす。）

3 適用除外

次に掲げるものは、災害復旧事業の適用除外となる。

- ① 1箇所の工事費が40万円未満、②被害の事実のないもの、③異常な天然現象によらないもの、④過年災害によるもの、⑤経済効果小のもの、⑥対象外施設及び他の事業と重複したもの、⑦維持工事と見られるもの、⑧設計不備、施行粗漏、維持管理不良に基因するもの、⑨他事業の施行中の災害、⑩被害の小さい農地、⑪小規模施設、⑫農作物栽培高度化施設の一部である底面コンクリート等

4 その他

農林水産省所管の災害復旧事業制度として、負担法に基づく「海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業」、「災害関連事業」、「湛水排除事業」、「干害応急対策事業」、「鉍毒対策事業」等がある。

復旧手続き

被害が発生した場合は、市町村等から県に速やかに被害を報告し、最終的には災害発生後3週間以内に全被害額を報告する。そして、災害発生後60日以内に災害復旧事業（補助）計画概要書（いわゆる査定設計書）を作成して申請を行い、農林水産省の災害査定を受け、事業費が決定される。事業費の決定を受けると、事業に着手して良い（施越工事）。復旧工事は原則として災害発生年を含めて3年以内に完了させなければならない。

災害要因

法の「災害」とは、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により生じた災害をいう。

- ① 降雨による災害にあつては、24時間雨量80mm以上又は時間雨量おおむね20mm以上
- ② 暴風による災害にあつては、最大風速15m以上（10分間平均風速の最大）
- ③ 河川の出水による災害にあつては、その地点の水位が警戒水位以上又は融雪水のように長期にわたる出水
- ④ 高潮による被害にあつては、暴風等による高潮、波浪又は津波
- ⑤ 地すべりによる災害
- ⑥ 地震による災害
- ⑦ 火山噴火の降灰等による農地の災害にあつては、降灰厚が粒径0.25mm以下は5cm以上、粒

径1mm以下は2cm以上

⑧ 干ばつによる災害にあつては、連続干天日数（日雨量5mm未満の日を含む）が20日以上

⑨ 落雷、雪害による災害

事業主体

県 営 県管理施設又は県営事業の施行中の被災、管理委託の完了していないもの。大規模な被災であり復旧に高度な技術を要し、維持管理団体が県営事業としての実施を強く望むもの。その他特に知事が必要と認めるもの。

団体営 市町村営を基本として、被災地域の関係者が事業主体を定める。

(注. 県営及び市町村営に限り、起債充当が認められるほか地財措置の対象となる。)

負担割合

負担割合	区分	国							県	市町村 その他	
		暫定法補助率					激甚法補助率 嵩上げ				
		通常 補助率	単年災 高率補助率		連年災補助率 嵩上げ		1戸当 たり負 担額が 1万円 を超え 2万円 まで	1戸当 たり負 担額が 2万円 を超え 6万円 まで			1戸当 たり負 担額が 6万円 を超え るもの
			一次 高率	二次 高率							
1戸当 たり事 業費 (総事 業費/耕 作者実 数)が 8万円 までの もの	1戸当 たり事 業費が 8万円 を超え 15万円 までの もの	1戸当 たり事 業費が 15万 円を超 えるもの									
県 営	農 地 農業用施設	50	80	90	1. その年の1戸 当たりの事業 費が4万円以上 の市町村。 2. その年を含む 過去3カ年の1 戸当たりの事業 費が10万円以上 の市町村。 3. 上記1及び2を 満たすものにつ いては連年災補 助額算定方式 (その年を含む 過去3カ年の事 業費及び関係耕 作者をその年の 事業費及び関係 耕作者数とみな して単年災の場 合の補助算定方 式により算出す る)により補助 額を算定した結 果、単年災の補 助額よりも有利 な場合は連年災 方式をとる。	70	80	90	(県 営) ①国庫補助 80% 未満の場合。 全体事業費から国庫 補助と地元負担を除 いた額 ②国庫補助 80% 以上の場合。 国庫補助 残の60% 国庫補助 残の40%		
		65	90	100		注. 暫定法補助率の算定 の場合の市町村ごとの 1戸当たりの事業費は 災害関連事業を除いた もので算出する。 注. その年の発生災害 のうち、激甚災害に 係る災害復旧事業につ いて暫定法により算定 された補助残額及び災 害関連事業の補助残額 の総額が1戸当たり2 万円以上の市町村につ いて、上記区分により 適用される。					
団 体 営	農 地 農業用施設								(団 体 営) — 国庫 補助残		

直轄災害復旧事業	事業主体 国	所管課班 農村振興課 広域水利調整班
----------	--------	--------------------

趣 旨

「直轄災害復旧事業」は、国が造成した、又は造成中の土地改良施設が被災した場合、工事規模が著しく大きい又は工事が高度な技術を要するもの、若しくは当該施設の復旧が公益上、国が行う必要があると認められる場合に行われる事業である。この災害復旧事業は土地改良法に基づいて実施される。

事業の内容

1 事業の対象となる農業用施設

農業用施設の定義は「農地・農業用施設災害復旧事業」と同じであり、そのうち国が造成した又は造成中のもので、工事規模が著しく大きい又は工事が高度な技術を要するもの、若しくは当該施設の復旧が公益上、国が行う必要があると認められる施設。

2 災害復旧事業の定義及び適用除外

「農地・農業用施設災害復旧事業」と同じ。

復旧手続き

対象となる施設に被害が発生した場合は、都道府県知事から地方農政局長に速やかに災害報告書を提出する。（地方農政局長は災害発生後 15 日以内に災害報告書を農林水産大臣に提出）

また都道府県知事は速やかに災害復旧事業計画書を地方農政局長に提出する。（地方農政局長は災害発生後 30 日以内に災害報告書を農林水産大臣に提出）

農林水産大臣は提出された災害復旧事業計画書と現地調査の結果に基づいて事業費を決定する。

災害要因

「農地・農業用施設災害復旧事業」と同じ。

負担割合

負担割合	区分	国			県	市町村 その他
		土地改良法国库負担率				
		通常負担率	一次高率	二次高率		
		1戸当たり事業費(総事業費/耕作者実数)が8万円までのもの	1戸当たり事業費が8万円を越え15万円までのもの	1戸当たり事業費が15万円を超えるもの		
国営	農業用施設	65	90	100	①国庫負担 80%未満の場合。 全体事業費から国庫負担と地元負担を除いた額	全体事業費の 8%
					②国庫負担 80%以上の場合。 国庫負担残の 60%	国庫負担残の 40%

注：連年災補助率高上げ、及び激甚法補助率高上げは該当しない。

農村地域防災減災事業 (調査計画事業・実施計画策定)	事業主体 県 他	所管課班 農村振興課地域計画班
---	----------------	-----------------

趣 旨

近年、集中豪雨や地震等の災害により、農業水利施設が被災し、農用地だけでなく地域住民の生命や財産、公共施設にも甚大な被害が頻発しており、効果的な防災・減災対策を講じるためには、農業生産の維持や農業経営の安定だけでなく、地域住民の暮らしを確保する観点から、農業用施設の整備状況や利用状況等を把握し、地域の実情に即した施設の整備、利用及び保全を総合的に実施することが重要である。

本事業により、総合的な防災・減災対策を実施することにより農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図り、災害に強い農村づくりを推進するため、対策に必要な諸条件について調査及び計画の策定を行う。

事業の内容

1 調査計画事業

- (1) 農村地域防災減災総合計画策定等
 - ①農村地域防災減災総合計画策定
 - ②安全度評価
 - ③防災情報管理システム整備計画策定
 - ④地域危機管理整備計画策定
 - ⑤地域排水機能強化計画策定
- (2) ため池緊急防災対策情報整備

2 実施計画策定

事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するものとする。

実施要件

- 1 上記1の(1)の①及び②の事業にあつては、(1)の③から⑤まで又は(2)若しくは下記Ⅱ又はⅢを行う見込みがあること。
- 2 上記1の(1)の③及び④の事業にあつては、次の要件のいずれかに該当すること。
 - (1) 災害の発生するおそれが高い、又は周辺への影響が著しく大きい農業施設等であること。
 - (2) 同一市町村又は関連する流域の地域において農業施設等が被災した際に下流等に及ぼす被害の面積の合計がおおむね10ヘクタール以上（災害防除対策推進地域等にあつてはおおむね5ヘクタール以上）であること。
- 3 上記1の(1)の⑤の事業にあつては、次の要件に該当すること。
 - (1) 豪雨により農用地や農業用施設等が被害を受けることが予測される地域又はこの被害を原因として、農用地、住宅、公共施設等に被害を及ぼすことが予想される地域であること。
 - (2) 既存の土地改良施設を活用した整備の組合せにより、一体的に効果が発現することが見込まれること。
- 4 上記2の事業にあつては、下記Ⅱ又はⅢの事業の実施要件に該当する事業に係るもの。

区 分	事業区分
I 調査計画事業	(1) 調査計画事業
II 整備事業	(1) 用排水施設等整備 (2) 災害管理施設等整備
III 体制整備事業	(1) ため池緊急防災環境整備事業 (2) ため池群管理体制整備事業

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	実施計画策定	50	25	25		調査・調整費の50/100 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和7年度までに採択する場合にあっては定額補助)

土地改良施設突発事故復旧事業	事業主体 県 市町村 土地改良区等	所管課班 農村整備課 水利施設保全班 農村防災対策室 防災対策班
----------------	----------------------	---

事業の趣旨・内容

土地改良施設突発事故復旧事業は、土地改良事業等によって造成された施設について、突発的な事故（以下「突発事故」という。）により機能の低下又は喪失が生じた場合における機能回復を行い、農業被害を始めとする地域への被害を防止し、もって農業者の経営安定に資することを目的とする。

- 1 現地仮復旧
安全を確保するために行う措置又は暫定的な機能確保の措置
- 2 機能回復を行う復旧工事
施設を原形に復旧するため又は従前の効用を回復するために行う措置
- 3 緊急応急工事
1、2のうち、地方農政局長等が緊急に施行する必要があると認める応急工事

採択基準

- 1 事業実施により復旧される土地改良施設の末端支配面積がおおむね20ヘクタール以上のものであること。ただし、中山間地域にあっては、おおむね10ヘクタール以上のものであること。
- 2 復旧に要する事業費が1箇所当たり200万円以上となるものであること。
- 3 適切に保全管理されている土地改良施設として農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。

実施要件

- 1 維持管理事業計画等に基づいた管理がなされていること。
- 2 機能保全計画等を定めた上で、計画に基づいた対策や施設監視を適切に行っていること。
- 3 突発事故により直接的に農業生産や営農活動に影響が生じない施設の復旧として以下のものは対象としない。
 - (1) 有効幅員120センチメートル未満の農業用道路又は農業用道路の路面若しくは側溝のみに係る復旧
 - (2) 車馬の交通に著しい妨げのない道路上の崩土の堆積のみに係る復旧。
 - (3) 溪流又は山腹において直高150センチメートル未満の石垣又は板柵のみに係る復旧。
 - (4) 森林植生のみに係る復旧。
 - (5) 小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設に係る復旧。

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
県 営	土地改良施設突発事故復旧事業	50 (55)	32	18 (13)	
団体営	土地改良施設突発事故復旧事業	50 (55)	21	29 (24)	

※（ ）は振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域の場合

(7) 施設管理

趣 旨

農業が、持続的に発展し、食料等の農産物の安定供給及び多面的機能の発揮という役割を果たしていくためには、良好な営農条件を備えた農地及び農業水利施設を、中長期的な視点に立ち、適切に保全管理していくことが重要である。また、近年、自然災害の激甚化・頻発化、気候変動、農業者の減少の加速といった自然的・社会的状況の変化が顕著となっていることから、国土強靱化、グリーン化、デジタル化といった現下の政策課題に対応した土地改良施設の整備を推進することが喫緊の課題となっている。このような実情に鑑み、行政の助成により管理補修の資金を手当し、土地改良施設の定期的整備補修を行う事業（以下「整備補修事業」という）及び農村地域の防災・減災、施設管理の省エネルギー化、再生エネルギー利用及び省力化のための施設整備を行う事業（以下「防災減災機能等強化事業」という）を実施し土地改良施設の適正な維持管理、機能の保持及び耐用年数の確保を図るとともに、国土強靱化、脱炭素及びICTの有効活用に資するもの。

事業の内容

整備補修事業は、全国土地改良事業団体連合会が管理運営する土地改良施設維持管理適正化資金からの交付金をその事業費の一部として、土地改良区等が土地改良施設の定期的な整備補修（土地改良施設の効率的な運用を図るための一部更新を含む。）を行う。

防災減災機能等強化事業は、適正化資金及び全国連合会が借り入れて管理運営する財政融資資金からの交付金をその事業費の全部として、土地改良区等が、農村地域の防災・減災、施設管理の省エネルギー化、再生可能エネルギー利用及び省力化のための施設整備を行う。

採択基準

1 対象施設

- ア 県土地改良事業団体連合会が行う土地改良区体制強化事業の診断・管理事業の対象となっている農業水利施設。
- イ 整備補修事業にあつては地区面積が概ね300ha以上、市町村等の行政区分の単位又は職員（当該土地改良区の規約等により置くこととされている職員に限る。）1名以上の土地改良区（合併等により、これらの要件を満たすことが見込まれる土地改良区を含む。）が実施計画に位置づけた農業水利施設。
- ウ 防災減災機能等強化事業にあつては前項イの団体及び、一部事務組合、農業協同組合、認可地縁団体及び一般社団法人が実施計画に位置づけた農業水利施設。

2 整備補修の基準

- ア 県土地改良事業団体連合会の管理専門指導員による診断・管理指導の結果又は国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱等に従って策定する機能診断に基づき定めた機能保全計画（国又は国の補助金等の交付を受けて都道府県等が策定するものに限る。）において、必要と認められた整備補修で、土地改良区等拠出金の対象となっているもの。
- イ 対象施設が団体営規模以上の事業により造成された施設であること。
- ウ 1地区当たりの事業費が200万円以上のもの。（安全管理施設整備対策事業及び防災減災機能等強化事業においては、100万円以上）

3 整備補修工事の内容

ア 整備補修事業

おおむね5年間単位に行われる施設の整備補修であつて、毎年経常的に行うべきものは除く。

(施設の一部更新を実施する場合を含む。)

- イ 施設改善対策事業
地区内の高収益作物の導入推進に資するための整備補修。
- ウ 安全管理施設整備対策事業
開水路等危険区域への立入り及び転落事故を防止するための安全管理施設の整備補修。
- エ 緊急整備補修
適正化事業に加入して資金を拠出中の土地改良区等で、予測し得ない事故等の発生により緊急に対象施設の整備補修をする必要がある場合に行うもの。
- オ 防災減災機能等強化事業
農村地域の防災・減災、施設管理の省エネルギー化・再生可能エネルギー利用及び省力化のための施設整備。

4 事業実施例

- ア 整備補修事業
水門扉の整備補修、原動機・ポンプのオーバーホール、電機設備の精密整備、門扉等の塗装、用排水路の小規模の補修しゅんせつ等
- イ 施設改善対策事業
揚水機の変速機の設置、用排水路の浚渫・漏水防止・部分的なパイプライン化、分水・合流工等の自動化及び電動化等の整備補修、簡易な貯水施設・かん水施設の設置等
- ウ 安全管理施設整備対策事業
立入り・転落を防止するフェンス、ハンドレール、通行止門扉等の整備補修
- エ 防災減災機能等強化事業
排水機場のポンプ、原動機等の部品・機器の交換又は更新、排水路、水門の改修又は更新、監視・制御機器の整備、防災重点農業用ため池、治水協定ダム及び農地防災ダムの施設整備(堤体の補強、護岸の改修、洪水吐、取水施設、放流施設の改修又は更新等)

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	整備補修事業 施設改善対策事業 安全管理施設整備対策事業	30	30	40		
	防災減災機能等強化事業	50	20	30		

注1 防災減災機能等強化事業については、原則初年度実施

注2 防災減災機能等強化事業の拠出金(事業費に占める地方負担相当額)は財政融資資金にて充当するものとし、借入金を地方拠出金により5年間で償還

基幹水利施設管理事業	事業主体 県 市町村	所管課班 農村整備課 水利施設保全班
------------	------------------	--------------------------

趣 旨

都道府県又は市町村が土地改良区と連携を図りつつ、大規模で公共性の高い基幹水利施設（ダム、頭首工、用水機場、排水機場、防潮水門又は排水樋門をいう。）及び基幹水利施設と一元管理を行う幹線用排水路について、地域の農業情勢及び社会経済情勢の変化に対応した管理を行うことにより、その効用を適正に発揮させることに資するもの。

事業の内容

地域に存する一連の基幹水利施設について、都道府県、市町村及び土地改良区等が推進委員会を設けて「基幹水利施設管理強化計画」を策定し、これに基づいて市町村等が土地改良区と連携をとりつつ、施設のもつ農業用排水の安定、農村地域の防災・環境保全等の機能を強化した管理事業を実施するもの。

採 択 基 準

1 一般型

(1) ダム、頭首工、用水機場、排水機場、排水樋門、幹線用排水路であって、次の条件を全て満たす施設及びこれと一体的に管理する必要のある施設。

- ① 国より管理委託されたもの。
- ② 基幹水利施設管理強化計画に位置づけられ、かつ、その公共・公益的機能が高く適正な管理が特に必要と認められるもの。
- ③ 施設ごとに一定の規模要件を満たすもの。

施設の区分	施 設 の 規 模 等 に 係 る 要 件
ダ ム	設計洪水量がおおむね300m ³ /s以上、または貯水量がおおむね2,500千m ³ 以上であること。
頭 首 工	下記の要件のすべてに該当するものであること。 (1) 設計洪水量がおおむね300m ³ /s以上であること。 (2) ゲートを1門以上有すること。 (3) 最大取水量がおおむね1.0m ³ /s以上であること。
用 水 機 揚	最大取水量がおおむね1.0m ³ /s以上であること。
排 水 機 場	排水機の総口径がおおむね3,000mm以上であること。
排 水 樋 門	計画通水量がおおむね15m ³ /s以上(排水分水ゲートにあつては、流末の排水先への総分水量が概ね15m ³ /s以上)であること。
(排水分水ゲートを含む) 幹線用排水路	幹線排水路にあつては計画通水量がおおむね15m ³ /s以上、幹線用水路にあつては計画通水量がおおむね5m ³ /s以上であつて基幹水利施設と連携した管理を行うものであること、

(2) 受益面積 1,000ha以上(畑地にあつては300ha以上)、地盤沈下地帯にあつては各々500ha、100ha以上

(3) 非農地率 受益区域内において10%以上
(分母を受益農地に用排水効果が期待される非農地の面積を加えたもの)

面積がおおむね100ha以上（地盤沈下地帯にあつては50ha以上）
 畑を受益地とする事業にあつては、おおむね30ha以上（地盤沈下地帯にあつては10ha以上）

2 特別型

- (1) 国営土地改良事業により造成した施設（これに準ずる国有の土地改良施設を含む）のうちダム、頭首工、排水機場、又は防潮水門（関連施設を含む）であつて、次の条件を満たすもの。
- ① 農林水産大臣により管理を委託されたもの。
 - ② 公共・公益的機能が高い基幹水利施設のうち、その操作が河川の管理に著しい影響を及ぼすとともに、関係受益面積の相当部分を占める非農地の浸湛水被害の防止機能を有すると認められるもの。
 - ③ 施設ごとに一定の規模要件及び浸湛水被害の防止機能要件に該当するもの。

施設の区分	施設の規模及び関係受益面積等に係る条件	浸湛水被害の防止機能に係る要件
ダム・頭首工	設計洪水量がおおむね700m ³ /s以上でゲート3門以上を有するもの。	一級河川又は二級河川に設置された管理上特別の技術的配慮を必要とするものであつて、その操作により関係受益地帯の相当部分を占める地域について浸湛水被害の防止が見込まれ、かつ、非農地が当該地域の面積のおおむね20%以上を占めると認められるもの。
排水機場	1 機場おおむね口径1,500mm以上の排水機が5台以上設置されているもの又は排水能力においてこれと同程度のもの。	その操作により浸湛水被害の防止が見込まれる非農地の面積が関係受益面積のおおむね20%以上を占めると認められるもの。
防潮水門	年間利用水量がおおむね4,000万m ³ 以上又は満水面積がおおむね1,000ha以上の淡水湖に係るもので、計画通水量がおおむね1,000m ³ /s以上又は流域面積がおおむね10,000ha以上のもの。	その操作が地域社会の環境保全に著しい影響を及ぼすものと認められるものであつて、その操作により浸湛水被害の防止が見込まれる非農地の面積が関係受益面積のおおむね20%以上を占めると認められるもの。

(2) 受益面積 3,000ha以上

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考
県 営	基幹水利施設 管理事業	33.3333	66.6667	—	—	荒砥沢ダム(本体)、小田ダムに係る分
		33.3333	28.8889	37.7778	—	荒砥沢ダム(沖富調整池)に係る分
		33.3333	28.8889	18.8889	18.8889	岩堂沢、二ツ石ダムに係る分
団体営	基幹水利施設 管理事業	30	1~30 [1]	40~69 [69]		[]はH23新規地区以降適用
		33.3333	1~30 [1]	36.6667~65.6667 [65.6667]		流域治水対策実施地区 []はH23新規地区以降適用

※他の土地改良施設管理費補助の対象経費との重複は認められない。

水利施設管理強化事業	事業主体 県 市町村	所管課班 農村整備課 水利施設保全班
------------	------------------	-----------------------

趣 旨

多面的機能を有する農業水利施設について、集中豪雨の激甚化・頻発化により、施設管理者は複雑かつ高度な操作・管理を求められていることから、農業水利施設の役割に応じて施設管理者を支援し、多面的機能の適正な発揮を図ることを目的とする。

事業の内容

一般型

一般型は、水利施設管理強化計画（以下、「管理強化計画」という。）に基づき、国営造成施設（共同事業により造成した施設を含む。）及びこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設を管理する土地改良区又は土地改良区連合（以下、「土地改良区等」という。）に対する支援を行う。

対象施設

一般型の対象とする施設は、下記の条件を満たす施設とする。

- (1) 土地改良区等が直接管理する、管理強化計画に基づき造成された国営造成施設及びこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設であること。

負担割合	区 分	国	県	その他	備 考
市町村営	一般型	50	1 [25]	49 [25]	[]は国営造成施設管理体制整備 進事業にてH18以前新規地区に適用

県営造成施設管理体制整備促進事業 (県単)	事業主体 市町村	所管課班 農村整備課 水利施設保全班
----------------------------------	-----------------	------------------------------

趣 旨

農業水利施設は、生活用水、景観、生態系保全等農業用水以外の機能（以下「多面的機能」という。）を有することから、地域が連携して施設の長寿命化と多面的機能の一層の発揮を基調とした管理体制の整備を図る取組みが必要となっている。

このため県と市町村が連携し県営造成施設の管理体制の整備を図るものである。

事業の内容

1 事業の内容

(1) 本事業は、県と市町村が連携を図り、県営造成施設又はこれと一体的に管理する必要のある施設（以下「県営造成施設等」という。）を管理する土地改良区等を対象として行う次に掲げる全ての事業の実施を通じて、多面的機能の発揮及び環境への配慮、安全管理の強化等に対応した管理体制の整備を図るものとする。

- ① 管理体制整備計画策定事業
- ② 管理体制整備推進事業
- ③ 管理体制整備強化支援事業

(2) 管理体制計画策定事業は、地域における適正な管理水準、適切な管理体制、適正な費用分担等の目標及びその実現のために必要な取組、並びにこれらを定着させるための方策等非農家を含めた地域住民等による管理参画の組織化、施設管理協定の締結等とともに、管理体制整備計画書を適切に更新する。

(3) 管理体制整備推進事業は、同事業の実施主体が管理体制整備推進協議会を設置し、推進協議会の活動などを通じた地域における多面的機能発揮のための合意形成を行う。

なお、当該協議会は、関係市町村及び関係土地改良区等を基本とし、必要に応じ、県、土地改良事業団体連合会その他関係団体をもって構成するものとする。

(4) 管理体制整備強化支援事業は、多面的機能の発揮や管理の高度化を対象とした管理の実践に対する支援を行う。（但し、農業生産活動に係るものは除く）

補助対象経費は、下記費目の合計額に多面的経費（37.5%）を乗じた額とする。

- ①操作運転費 ②点検整備費 ③施設管理費 ④施設費 ⑤調査費 ⑥油脂費
- ⑦電力料 ⑧整備補修費

対象地区及び施設

事業の対象とする施設は、下記の条件を満たす施設であること。

(1) 対象地区は、県営造成施設で土地改良区の受益地であること。（国営附帯事業造成施設及び国営関連施設分は除く。）

(2) 対象施設は、受益面積100ha以上の県営事業で造成されたダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路、排水樋管、及びこれらの施設と一体的に管理する必要のある施設。

事業主体

1 本事業の事業主体は、市町村とする。

負担割合

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
市町村営	① 管理体制整備計画策定事業				補助なし
	② 管理体制整備推進事業	-	50 以内	50 以上	
	③ 管理体制整備強化支援事業	-	50 以内	50 以上	

土地改良区体制強化事業	事業主体 県 土地改良区 地方連合会 公募団体	所管課班 農村振興課 指導班 農村整備課 換地・用地班 (受益農地管理・換地関係のみ) 農村整備課 水利施設保全班 (基幹水利施設保全管理 技術向上研修のみ)
-------------	-------------------------------------	---

趣 旨

土地改良区自らが主体的に将来のあり方を検討するなどの地域の自助努力を促しつつ、本事業により、土地改良区の施設・財政管理の強化、受益農地管理の強化、統合整備の推進、研修・人材育成等の土地改良区の体制強化対策を実施する。

事業の内容

1 施設・財務管理強化対策

(1) 県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）が行う施設・財務管理強化対策

①管理運営体制強化委員会の設置

地方連合会が行う土地改良施設の診断・管理指導等の実施方針の策定や監査実務向上研修の内容の検討を行う。

②土地改良施設の診断・管理指導の実施

管理専門指導員を配置し、定期的及び土地改良区等からの要請に基づいて、土地改良施設の点検、整備、操作等土地改良施設の管理に関する専門技術的な診断・管理指導及び業務遂上必要な調査等を行う。

定期診断指導：ダム（ため池を含む。）、頭首工、揚水機場その他の農業水利施設を対象施設とし、県内の土地改良施設の数等勘案の上、地方連合会が定める。

要請診断指導：定期診断指導の対象施設以外で、土地改良区等から特に診断・管理指導の要請があった土地改良施設を対象とする。

③土地改良施設の管理等に関する苦情・紛争等の対策

(ア) 土地改良相談業務事業

土地改良関係法令等に精通した地方連合会の職員及び学識経験者を相談指導員として配置し、土地改良区等からの相談に対応する。

(イ) 苦情・紛争対策専門家の委嘱

近年の複雑化・高度化する相談等に的確に対応するため、弁護士及び公認会計士等に相談業務を委嘱することができる。

④財務管理強化に関する指導等

土地改良区等の財務状況の明確化・透明化を図るため、土地改良区等の複式簿記会計の有効活用等及びその他の会計経理の課題の解消に関する以下の事項を実施する。

なお、必要に応じて会計指導員（４の（１）の③に掲げる会計指導員）を活用する。

(ア) 複式簿記会計に関する巡回指導

管理運営体制強化委員会で策定した複式簿記会計指導計画に基づき現地において指導を行う。

(イ) 財務管理強化相談業務

土地改良区等からの電話・電子メール等による相談に対応できるよう財務管理強化相談窓口を設置する。

(ウ) 非補助土地改良事業推進支援

非補助土地改良事業の実施主体に対し、現地における推進指導を行う。

⑤土地改良区再編促進モデル事業

地方連合会が土地改良区の会計事務処理体制の構築及び財務管理の強化を図るため、以下の事項を実施する。

(ア) 事務連合早期設立支援モデル構築

地区面積が300ha未満の土地改良区（以下「小規模土地改良区」という。）が、都道府県の区域ごとに会計事務を共同で行う土地改良区連合を設立し、小規模土地改良区の業務継続を支援するモデルを確立する。

（イ）市町村単位での合併モデル構築

同一市町村内で隣接する小規模土地改良区の合併に向けた合意形成を行うため、関係土地改良区、関係団体等により構成される協議会を設置し、合併の合意形成を図るモデルを確立する。

2 受益農地管理強化対策

（1）公募団体が行う受益農地管理強化対策

所有者不明農地等が存在することにより換地業務又は土地改良事業の実施に支障が生じている地区等を対象に支障の内容や財産管理制度、所在等不明共有者の持分の取得及び譲渡並びに所有者不明土地管理制度活用上の課題、対応方策等について調査を行う。その調査結果を基に、財産管理制度活用マニュアルの作成や制度の普及・啓発を行う。

また、財産管理制度活用推進委員会を設置し、調査の項目、マニュアルの内容及び普及・啓発の検討を行う。

（2）地方連合会が行う受益農地管理強化対策

①受益農地管理強化委員会の設置

換地等技術向上研修の実実施計画の策定及び内容の検討を行う。

②換地選定に関する指導

換地選定が未実施の地区について、市町村、土地改良区等の役職員及び換地委員に対して、当該地区の現地での基礎調査、換地設計基準の作成及び換地選定の指導を行う。また、当該地区のうち、換地選定について特に指導の必要性が認められる地区を重点指導地区に指定し、計画的に巡回指導を行う。

③換地処分未了地区等の解消に関する指導

事業完了予定年度を越えているにもかかわらず換地処分が行われていない地区又はそのおそれのある地区について、早期の換地処分に資するため、次の支援を行う。

（ア）換地処分未了地区等の実態把握

（イ）換地処分未了地区等における換地処分促進の検討と指導方針の策定

（ウ）換地処分未了地区等に対する指導等

④財産管理制度等活用に関する指導

所有者不明農地等が存在することにより換地業務又は土地改良事業の実施に支障が生じており、早期の換地処分又は土地改良区の受益地内における所有者不明農地等の解消のために財産管理制度、所在等不明共有者の持分の取得及び譲渡並びに所有者不明土地管理制度の活用が有効とされる地区等を対象に、制度活用に向けた具体的な活用方針の検討や指導等を行う。

⑤交換分合等による農用地の利用集積に関する指導

交換分合を実施又は予定している事業主体等に対し、必要な助言・指導を行う。

また、農用地利用集積推進対策会議を設置し、ほ場整備等基盤整備事業が完了した地区において土地改良区等が行う農用地の利用集積活動に対する指導等の検討を行い、土地改良区等に対して農用地の利用集積に関する技術的指導等を行う。

（3）土地改良区が行う受益農地管理強化対策

土地改良区の受益地内に所有者不明農地等が存在することにより土地改良事業の実施に支障が生じている場合に、所有者不明農地等の解消を図るため、所在等不明共有者の持分の取得及び譲渡並びに所有者不明土地管理制度の活用に向けた取組を行う。

3 統合整備強化対策

（1）土地改良区、市町村又は地方連合会（市町村又は地方連合会は③に限る）が行う統合再編整備事業

①統合整備

統合整備に伴う統合整備計画の樹立や及び計画樹立に係る調査の実施、附帯施設整備の支援を行う。

【事業要件】

(ア) I型地区

I型地区は次の要件に適合するよう努めなければならない。

- a 運営基盤強化のため、統合整備を行うことにより、市町村との連携強化を図るとともに、土地改良事業の計画的推進、維持管理の合理化又は運営経費の節減を図るものであること。
- b 合併後の土地改良区の地区面積又は土地改良区連合の所属土地改良区の総地区面積（以下「統合整備後の土地改良区等の地区面積」という。）がおおむね3,000ha以上であり、統合整備基本計画等を達成するために、重点的に合併又は土地改良区連合の設立を推進する必要があると認められるものであること。
- c その役員の定数を、原則として、一定期間（吸収合併にあつては残任期間、新設合併にあつてはおおむね3年間）経過後は別表の基準に適合させること。
- d 合併関係土地改良区数又は土地改良区連合の所属土地改良区数が4地区以上であること。

ただし、合併関係土地改良区数又は土地改良区連合の所属土地改良区数が3地区以下の場合であっても、そのうち2地区以上が各々おおむね1,000ha以上である場合は実施できるものとする。

(イ) II型地区

II型地区は次の要件に適合するよう努めなければならない。

- a (ア)のa及びcに掲げる要件。
- b 統合整備後の土地改良区等の地区面積がおおむね1,000ha以上であり、統合整備基本計画等を達成するために、重点的に合併又は土地改良区連合の設立を推進する必要があると認められるものであること。

(ウ) III型地区

III型地区は次の要件に適合するよう努めなければならない。

- a (ア)のaに掲げる要件。
- b 合併又は土地改良区連合の設立を行う地区にあつては、統合整備後の土地改良区等の地区面積がおおむね300ヘクタール以上又は市町村等の行政区分の単位となる土地改良区であり、その役員の定数を、原則として、一定期間（吸収合併にあつては残任期間、新設合併にあつてはおおむね2年間）経過後は別表の基準に適合させること。
- c 合同事務所を設置する地区にあつては、合同事務所を設置する土地改良区等の総地区面積がおおむね300ha以上又は市町村等の行政区分の単位となる区域内の全土地改良区等が合同事務所を設置するものであり、関係土地改良区等の業務運営が合理化・簡素化すること。

別表

「土地改良区の合併後の役員定数削減目標基準」

合併後の役員定数については、合併後の面積規模別又は合併土地改良区数別に設けた次表のいずれか少ない方を目標とする。

合併後の面積規模別による基準		合併土地改良区数別による基準	
面積規模	目標役員定数	合併土地改良区数	目標役員定数
500ha未満	15人以下	2地区	合併前役員定数の単純計 ×2/3以下
500～1,000ha	20人以下	3～4地区	合併前役員定数の単純計 ×1/2以下
1,000～5,000ha	25人以下	5地区以上	合併前役員定数の単純計 ×2/5以下

5、000ha以上	30人以下		
-----------	-------	--	--

統合整備を実施しようとする土地改良区等は、県知事の承認を受けること。県知事はこれを承認するにあたり地方農政局長と協議するものとする。

②管理再編整備

集落管理組織機能の低下、農業用排水路ごとの農業用水の過不足等の状況を踏まえた適正な管理又は中山間地域等の条件不利地域であって施設管理組織が形成されていない地域における地域農業の振興を図るため、土地改良区が行う管理再編整備計画の樹立や附帯施設整備の支援を行う。

【事業要件】

地区面積がおおむね300ha以上又は市町村等の行政区分の単位の土地改良区であること。

管理再編整備を実施しようとする土地改良区は県知事に承認を受けること。県知事はこれを承認するにあたり、地方農政局長へ協議するものとする。

③土地利用再編整備

中山間地域等の条件不利地域であって、土地利用の変化に伴い土地改良区の業務再編が必要となる場合に、土地改良施設の維持管理体制の再編整備を行うものとする。

(ア) 土地利用再編整備の対象とする土地改良区は、地区面積がおおむね300ha未満の土地改良区であるものとする。

(イ) (ア)に該当する土地改良区で土地利用再編整備を実施しようとする土地改良区、市町村又は地方連合会は、農村振興局長が別に定めるところにより、都道府県知事の承認を受けるものとする。

(ウ) 都道府県知事は、これを承認するに当たっては、あらかじめ地方農政局長と協議するものとする。

(エ) 地方農政局長は、(ウ)の協議に当たっては、承認を受けようとする土地改良区における土地利用状況、土地改良施設の管理状況、集落管理組織の活動状況等を考慮するものとする。

(2) 県が行う統合整備重点指導地区に対する指導

①統合整備推進委員会の設置

統合整備推進委員会を設置し、統合整備基本計画等の達成のため特に重点的に指導を必要とする統合整備重点指導地区の課題、推進方針について検討し、これをとりまとめ、統合整備推進計画を策定する。

②県による指導

統合整備推進委員会における検討状況を踏まえ、統合整備重点指導地区に対し、統合整備の推進のため指導・助言を行う。

4 研修・人材育成

(1) 公募団体が行う研修・人材育成

①統合整備推進研修

土地改良区の統合整備を推進するリーダーの育成を図るため研修を実施する。

②施設管理研修

土地改良施設の診断・管理指導等を行う管理専門指導員等の資質向上を図るため研修を実施する。

また、土地改良施設の診断・管理指導等に基づき実施される整備補修について、先進技術の導入やコスト低減等の整備補修事例による技術の共有化を図るため土地改良施設の整

備補修事例検討会を行う。

さらに、農業用水利施設を活用した小水力等発電導入の取組を推進するため、土地改良区及び土地改良区連合に対し最新の知見に基づき指導する技術者や維持管理及び会計運営に携わる技術者の育成を図るための研修を行う。

③会計指導員育成研修

1 (1) ④ (ア) の巡回指導、1 (1) ④ (イ) の財務管理強化相談業務及び土地改良区等の指導監査を行う会計指導員を育成するため、地方連合会職員並びに土地改良区等及び国・地方公共団体の土地改良事業に係る業務経験者等を対象に、土地改良区等の財務管理強化に関する専門的な研修（試験を含む。）を実施する。

④換地関係異議紛争処理実務研修

土地改良換地に関する異議紛争の未然防止及び早期解決を図るため、既往の異議紛争事例等を活用し、異議紛争等の解決を促進する研修を実施するとともに、地方連合会が行う換地処分未了地区等の解消に関する指導に対する助言等を行う。

(2) 地方連合会が行う研修・人材育成

①技術実践向上研修

土地改良区の役職員等に対して、技術力向上に資するため、農業農村整備事業に関する基礎的、専門的知識を習得する研修を行う。

②基幹水利施設保全管理技術向上研修

基幹水利施設の計画的な点検・整備を通じて行う機能診断及び機能保全計画策定等に関する管理技術について施設の日常管理に携わる施設管理者の技術力向上を図るため、現地指導等を実施するもの

(ア) 施設の操作運転、点検及び整備に関すること。

(イ) 施設の機能保全に関すること。

(ウ) 施設に係る災害・事故等のリスク管理に関すること。

対象施設は、国営土地改良事業等で造成され土地改良区等が管理している基幹水利施設で農村振興局長が定める「対象施設の評点の算定方法」に基づき算定した評点が5点以上の施設及びこれと併せて一体的な管理を行う必要のある水路又はその他施設とする。

③監査実務等向上研修

土地改良区等の内部けん制機能及び運営基盤の強化を図るため、土地改良区等の役職員等を対象とした監査・内部点検の実務及び非補助土地改良事業の活用実務に関する研修を実施する。

④換地等技術向上研修

(ア) 換地事務に関する研修

管理強化委員会で定められた年間研修計画に基づき、下記に掲げる研修を実施する。

a 新規担当者研修

新規に換地事務を担当する市町村、地方連合会及び土地改良区等の職員に対する研修

b 換地計画実務研修

換地事務に従事している換地技術者等に対する研修

c 換地委員等実務研修

換地を伴う土地改良事業の着工（予定）地区の換地委員（準備委員）、事業推進委員、土地改良区等の役員及び地域のリーダー等に対する研修

(イ) 交換分合に関する研修

交換分合の実務に携わる職員等を対象として、実務研修・講習を実施する。

⑤基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修

(ア) 農業水利施設の管理者に対し、省エネルギー化の推進のための現地指導等を行うものとする

(イ) (ア) の研修を実施しようとする地方連合会は、農村振興局長が別に定めるところにより都道府県知事の承認をうけるものとする。

(ウ) 都道府県知事は、これを承認するに当たっては、あらかじめ地方農政局長と協議するものとする。

なお、協議に当たっては、農業農村整備事業に関する基幹水利施設省エネルギー技術実践向上研修を行うことにより、施設管理者の省エネルギー化の推進に必要となる技術力の向上が見込まれることを考慮するものとする。

事業主体

1 (1)・2 (2)・4 (2) は地方連合会、2 (3) は土地改良区、3 (1) は土地改良区、市町村又は地方連合会 (市町村又は地方連合会は3 (1)③に限る) 3 (2) は県、2 (1)・4 (1) は公募団体

負担割合	区 分	国	県	その他	備 考
	土地改良区体制強化事業 1～4 (ただし、下記を除く。)	50	50		
	〃 1 (1) ④ーア・ウ、⑤ーイ、 2 (1)、4 (1)、(2) ⑤	定額	—		

(8) 県单独補助事業

土地改良施設機能診断事業	事業主体	市町村	所管課班 農村整備課水利施設保全班
		土地改良区	

趣 旨

経年変化により、機能低下が懸念される土地改良施設を対象に、機能診断劣化度の評価、整備補修年次計画作成整備補修工事を併せて行い、施設の長寿命化を図るもの。

事業の内容

- 1 外観及び分解検査による劣化度合の測定・健全度評価
- 2 施設診断カルテ及び整備補修年次計画又は機能保全計画の作成（必須）
- 3 小規模な整備補修（緊急的な整備補修を含む）

※事業実施期間 令和4年度～令和6年度

採 択 基 準

- ・ 土地改進黨業等で造成した受益者数が農業者2者以上の土地改良施設（用排水機場、頭首工、水門、水管理施設等）
- ・ 1地区の受益面積の合計がおおむね10ha以上
- ・ 1地区の事業費が170万円以上の地区（複数施設可）

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	土地改良施設機能診断事業	—	30	30	40	市町村が30%以上助成する場合に限る

みやぎ都市農村交流 アドバイザー派遣事業	事業主体 県	所管課班 農山漁村なりわい課 交流推進班
-------------------------	--------	----------------------

趣 旨

都市と農山漁村との交流や農林漁業体験活動等（以下「交流活動」という。）の開始から実践、継続において発生する課題の解決等を支援するため、交流活動を行う団体等（以下「活動団体」という。）に対して、助言・指導等を行う各分野の専門家等（以下「アドバイザー」という。）として派遣し、地域資源を活用した多様な交流活動の推進を図る。

事業の内容

1 概要

県は、交流活動を支援するため、次の事項に関する助言及び指導を必要とする活動団体に対して、アドバイザーを派遣する。

- ① 農林漁家民宿・レストラン及び農林水産物直売所等の開業や経営改善等に関し、その起業や経営者の資質向上等に必要なノウハウについて
- ② 補助事業等で整備した交流活動に関する施設等の利用の向上や活性化について
- ③ その他、交流活動の推進に必要と認められる事項について
（経営改善、景観づくり、地域デザイン、地域ネットワークづくり、郷土史・芸能、郷土地理・気象、食品開発・生産方式、販売・マーケティング等に関すること）

2 派遣対象者

派遣対象となるのは、交流活動を行う団体等であり、かつアドバイザーへ依頼する助言・指導内容が具体化している者で、県が派遣による効果が見込めると判断したときのみアドバイザーを派遣する。

3 派遣回数及び指導時間

- ① 1団体につき原則年間3回まで（1回3時間まで）
- ② 活動団体の負担 派遣一回につき1,000円

4 事業実施期間

令和3年度～令和6年度

農業水利権管理事業	事業主体 県	所管課班 農村振興課 広域水利調整班
-----------	--------	--------------------

趣 旨

宮城県が河川法第23条に基づき取得した水利権使用許可の更新申請の基礎資料を作成し、計画的かつ円滑に更新手続きを行うことにより、農業用水の確保を図るためのもの。

事業の内容

- (1) 水利使用の許可申請書の作成
- (2) 現況調査及び検討
- (3) 水利使用の許可申請書に添付する関係図書の作成
- (4) 河川からの正確な取水量測定を合理化する体制整備
- (5) その他

採択基準等

宮城県が河川法第23条に基づき取得したかんがい用水の水利権を対象とし、別に定める農業水利権管理事業取扱要領による。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	農業水利権管理事業	—	100	—	—	

農地等地域整備構想策定支援事業	事業主体	市町村	所管課班 農村振興課 地域計画班
		土地改良区	

趣 旨

県営事業について、土地改良法の規定による事業申請者は、土地改良法に携わる関係者の合意に基づき、地域の現状と課題を整理し、県営事業の実施によって目指す農村地域の将来構想等を明らかにした「農地等地域整備構想」を策定しなければならない。本事業では、地域住民等の主体的取組と創意工夫を基本とした「農地等地域整備構想」の策定を助成し、農業農村整備事業の効率的かつ円滑な推進を図るものとする。

事業の内容

「農地等地域整備構想」策定に向けた市町村及び土地改良区の活動を支援する。

農地中間管理機構関連農地整備事業の活用を目標とする場合は、農地調査に関する活動を支援する。

「農地等地域整備構想」は地域振興に関する各種計画と調和がとれ次の1～3のいずれかの項目及び内容が盛り込まれていることとする。

1 農地整備型

- | | |
|----------|------------|
| ①基本方針 | ④農村活性化実行計画 |
| ②農村活性化目標 | ⑤農地調査等 |
| ③地域の現状 | |

2 土地改良施設整備型

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ①施設管理強化に関する事項 | ④土地改良区の統合整備強化に関する事項 |
| ②財務管理強化に関する事項 | ⑤研修・人材教育に関する事項 |
| ③受益農地管理強化に関する事項 | |

3 農地等防災・減災対策型

- | | |
|------------------|------------------|
| ①市町村の概要、災害対策上の課題 | ②今後の防災・減災対策の推進方針 |
| ③防災・減災対策の取組状況 | |

実施要件

- 1 実施地域は、宮城県農業農村整備事業等実施要綱に定める事業管理計画に位置付けがあるなど、計画的に県営事業の実施が見込まれる地区を含む地域とする。
- 2 農地整備型の実施地域は、数集落を単位とした広がりをもつ地域で、地域づくりについて地域住民の熱意及び意欲が高く、市町村等による支援体制が整備されることが見込まれる地域とする。
- 3 土地改良施設整備型は、地域の課題が明確であり地域整備構想策定による体制強化が見込まれる地域とする。
- 4 農地等防災・減災対策型は、地域の災害対策上の課題が明確であり、地域整備構想策定による防災・減災対策の体制強化が見込まれる地域とする。

事業主体

- 1 農地整備型については、市町村又は土地改良区とする。
- 2 土地改良施設整備型については、土地改良区とする。
- 3 農地等防災・減災対策型については、市町村とする。

補助額

定額

- 1 構想策定支援 1 地区あたり50万円／年以内とする。2カ年の継続を可能とする。
- 2 農地調査活用地区 1 地区あたり60万円／年以内とする。
- 3 1に加えて、2を活用する場合は、1地区あたり110万円／年以内とする。

(9) 市町村振興総合補助金
(農業農村整備事業関係)

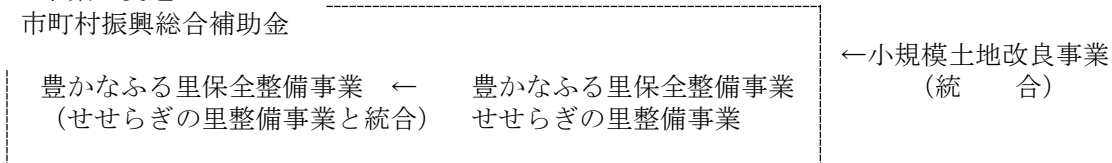
(市町村振興総合補助金メニュー事業) 豊かなふる里保全整備事業	事業主体 市町村 土地改良区等	所管課班 農山漁村なりわい課 中山間振興班
---	-----------------------	--------------------------

趣 旨

農業・農村の有する多面的機能の発揮と都市との共生・対流が図られる豊かで魅力ある農村づくりに資するため、水田の有効利用や6次産業化、グリーンツーリズムの推進等、地域の多様なニーズに応じ、国庫補助事業を補完しながら農業生産基盤・農村環境基盤・農村交流基盤の整備及び調査計画を総合的に実施するもの。

※事業の変遷

市町村振興総合補助金



事業の内容

1 整備事業

(1) 農業生産基盤整備 (2) 農村環境基盤整備 (3) 農村交流基盤整備 (4) 特認事業

2 調査計画事業

採 択 基 準

事業は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 農業生産基盤整備は、「地域農業マスタープラン」等の各種計画に基づき、受益農地に主食用米の作付けはもとより、麦・大豆等の畑作物をはじめ加工用米、露地野菜やそばなど多様な作物を現に作付けしている又は作付けを計画しており、水田の有効利用が図られること。また、農村環境基盤整備及び農村交流基盤整備は、農業生産基盤整備と連携又は6次産業化やグリーンツーリズム等の推進が図られること。
- (2) 農業生産基盤整備については、受益戸数が2戸以上であり、かつ関係農家の権利移動や事業費負担を要する場合は、土地改良法に基づく事業認可を受けたもの又は受ける見込みが確実と認められること。
- (3) 総事業費が150万円以上5,000万円未満であること。なお、整備事業は150万円以上で3箇年以内、調査計画事業は125万円以上で2箇年以内であること。
- (4) 事業の施行者が市町村以外の場合は、市町村が総事業費の20%以上を施行者に助成すること。

事業種類の区分	工 種
1 整備事業	
(1) 農業生産基盤整備	ほ場整備、かんがい排水、農道整備、暗渠排水、客土、土壌改良及び農用地保全・造成
(2) 農村環境基盤整備	農業集落道整備、農業集落排水施設整備、公共施設保全整備、地域資源活用施設整備、集落防災安全施設整備、集落緑化施設・環境管理施設整備、せせらぎの里整備
(3) 農村交流基盤整備	集落農園・市民農園整備、遊歩道整備、交流施設整備 集落案内施設整備及び景観保全・修景施設整備
(4) 特認事業	知事が特に必要と認める施設の整備
2 調査計画事業	実施計画策定に必要な諸条件の調査、計画、設計等

負担割合	区 分	国	県	その他	備 考
	豊かなふる里保全整備事業事業	—	40以内	60以上 ※	

※施行者が市町村以外の場合は採択基準（4）を適用

(市町村振興総合補助金メニュー事業) 都市と農山漁村の 交流拡大事業	事業主体 市町村	所管課班 農山漁村なりわい課 交流推進班
--	----------	-------------------------

趣 旨

豊かな自然景観等を有する農山漁村を舞台とした、都市と農山漁村の多様な交流活動の拡大と関係人口の創出により、農山漁村の活性化を図るもの。

事業の内容

1 対象事業

(1) 人材育成に係る事業

講習会、研修会の開催等により、実践者の質的向上と新しく取り組む実践者の育成等を図る事業。

(2) 都市農村交流・関係人口拡大に係る事業

農泊、教育旅行、インバウンド、援農ボランティア、世界農業遺産関連による、都市農村交流の推進や、都市企業、団体、人材との連携により創出される、農山漁村の関係人口拡大の推進に関する事業

2 対象経費

対象事業の実施に要する経費

3 事業実施期間

平成 16 年度～令和 7 年度

4 補助金限度額

50 万円以上／1 事業実施主体

負担割合	区 分	国	県	その他	備 考
県 営	都市と農山漁村の交流拡大事業	—	50	50	

(10) 非公共事業

みやぎの地域資源保全活用支援事業 <small>(基金名：中山間地域等農村活性化基金)</small>	事業主体 県	所管課班 農山漁村なりわい課 交流推進班
---	--------	-------------------------

趣 旨

中山間地域等においては、過疎化、高齢化等の著しい進行により、地域の活力が低下しつつあり、この活性化対策が重要な課題となっていることから、土地改良施設及び農地等の利活用を基本とする地域住民活動の多様な展開を促進することで地域の活性化を図る。

このため、地域住民活動を推進する人材の育成、施設の利活用及び保全整備等の促進に対する支援する。

事業の内容

市町村における地域住民活動の推進と連携して本対策事業を展開する。

1 対象地域

中山間地域（5法指定地域）及びこれらの地域と一体として事業を推進することが効果的であると認められる地域（同様の基金を造成している市町村）。

2 基金の造成

県は基金を造成し、国は県の基金造成に対し補助するものとする。（H5～9年造成済み）
 （基金管理主体：県）

3 基金運用益等による事業

(1) 調査研究事業

地域住民活動の活性化を通じた土地改良施設及び農地（耕作放棄地等を含む）の機能保全・強化に関する基本的対策等の作成及びこれに要する調査等の研究。

(2) 研修事業

(1)の調査の実施、地域住民活動の活性化に関する推進指導及び助言等を行う人材の育成。

(3) 推進事業

- ・都道府県委員会等の設置及び運営。
- ・ふるさと水と土指導員等による土地改良施設や農地の保全に関する現地診断・指導及び地域住民活動の活性化に関する推進指導等。
- ・市町村単位に構成する保全・整備活動を実践するための組織（ふるさと水と土保全隊）の構想化等。
- ・ふるさと水と土指導員、ふるさと水と土保全隊が行う、地域住民活動の活性化に関する推進、指導、活動等。

中山間地域等直接支払交付金事業	事業主体 農業者の組織する 団体等	所管課班 農山漁村なりわい課 中山間振興班
-----------------	-------------------------	--------------------------

趣 旨

耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が懸念されている中山間地域において、農業生産の維持を図りつつ、多面的機能を確保するという観点から、農業生産活動等を行う農業者に対して交付金を交付する。中山間地域等における多面的機能の維持・増進を一層図るため、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等を推進する。

対象要件

1 対象地域

- (1) 特定農山村法、山村振興法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、半島振興法、離島振興法、の5法指定地域及び棚田地域振興法の指定地域
- (2) 知事特認地域
 - ① 棚田地域振興法を除く5法指定地域に接する農用地を有する地域
 - ② 農林統計上の中山間地域
 - ③ 既成市街地等に該当せず、次のア～ウに該当する地域旧市町村
 - ア 農林漁業従事者が10%以上または農林地率が75%以上
 - イ DID地区からの距離が30分以上
 - ウ 人口の減少率が(平成12年～17年)3.5%以上でかつ、人口密度150人/km²未満であること

2 対象農用地

農振農用地区域内であり、1ha以上の団地又は協働取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上の農用地で、次の(1)～(3)のいずれかに該当するもの。

- (1) 急傾斜農地(田:1/20以上、畑:15度以上、草地・採草放牧地:15度以上)
- (2) 自然条件により小区画・不整形な水田(大多数が30a未満で平均20a以下)
- (3) 市町村長の判断により対象となる農地で、次の(1)(2)いずれかに該当するもの。
 - ① 急傾斜農地と連担した緩傾斜農地(田:1/20～1/100、畑・草地・採草放牧地:8～15度)
 - ② 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

高齢化率:40%(農業従事者に対する65歳以上の農業従事者割合)

耕作放棄率:田8%以上、畑15%以上(経営耕地面積と耕作放棄面積の合計面積に対する耕作放棄面積の割合)

3 対象行為

「集落協定」及び「個別協定」に基づき、集落の将来像を明確化した活動計画の下で、5年間以上継続して農業生産活動や多面的機能増進活動等を行うこと。

4 対象者

協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等を対象とする。

5 事業主体:農業者団体等

6 事業実施期間:令和2年度～令和6年度(第5期対策)

負担割合	区 分	国	県	その他	備 考
	中山間地域等直接支払交付金事業 (5法指定地域)	1/2	1/4	1/4	
	〃 (県特認地域)	1/3	1/3	1/3	

多面的機能支払交付金事業	事業主体 活動組織等	所管課班 農山漁村なりわい課 交流推進班
--------------	------------	-------------------------

趣 旨

近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。また、地域の共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念される。このような状況を鑑み、地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への農地集積等構造改革を後押ししていく必要がある。

このため、地域共同による農業・農村の多面的機能を支える共同活動や農地・農業用水等の地域資源の質的向上を図る共同活動の取組を支援する。

事業の内容

1 農地維持支払交付金

[事業主体：活動組織等]

地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動を行う組織へ交付する。

2 資源向上支払交付金

[事業主体：活動組織等]

地域共同による施設の軽微な補修及び農村環境の保全のための活動等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新等を行う組織へ交付する。

※施設の長寿命化を図る活動に係る費用は、原則として工事1件当たり2百万円未満とする。

3 多面的機能支払推進交付金

[事業主体：推進組織、県、市町村]

上記1から2の適正かつ円滑な実施を図るため、推進組織、県及び市町村へ交付する。

採 択 基 準

○関係する実施要綱、要領

- ・多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日25農振第2254号農林水産事務次官依命通知、以下「要綱」という)
- ・多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知、以下「要領」という)
- ・多面的機能支払交付金交付要綱(平成26年4月1日25農振第2253号農林水産事務次官依命通知)
- ・日本型直接支払推進交付金交付等要綱(令和4年4月1日3農振第3021号農林水産事務次官依命通知)
- ・日本型直接支払推進交付金実施要領(平成28年4月1日27生産2855号・平成28年4月1日27農振第2219号、農林水産省生産局長・農村振興局局長通知)

[基本的な交付金の限度額]

交付額 (10a当り)	区 分	地 目	交付単価	備 考
	農地維持支払交付金	田 畑 草 地	3,000円 2,000円 250円	
	資源向上支払交付金 (共同活動)	田 畑 草 地	2,400円 1,440円 240円	・ 5年間以上実施した場合は、左記の7.5割。 ・ 多面的機能の増進を図る活動を行わない場合は、左記の5/6。
	資源向上支払交付金 (施設の長寿命化)	田 畑 草 地	4,400円 2,000円 400円	・ 広域活動組織の規模を満たさず、かつ直営施工を行わない場合は、左記の5/6。

* 交付金の額は、事業計画を認定する市町村が地域の実情に応じて設定することとなる。

[加算措置]

加算措置の要件については、要綱・要領を確認すること。

(円/10a)

項 目		地目	加算単価
多面的機能の更なる増進	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等 ※「鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化」の中で「鳥獣緩衝帯の整備・保全管理」も対応可	田	400
		畑	240
		草地	40
水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)の推進	資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田	400

* 5年間以上活動している地区、または長寿命化の活動に取り組む地区は加算単価の7.5割

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備考
県営	農地維持支払交付金 資源向上支払交付金(共同活動) 資源向上支払交付金(施設の長寿命化)	1/2	1/4	1/4		
	多面的機能支払推進交付金	100	—	—		

農地耕作条件改善事業	事業主体 農地中間管理機構 県 市町村 土地改良区等	農山漁村なりわい課 中山間振興班 所管課班 農村整備課 ほ場整備班
------------	--	--

趣 旨

農地中間管理事業の重点実施区域等において、きめ細やかな耕作条件の改善を機動的に実施し、農地中間管理機構による担い手への農地集積の推進、高収益作物への転換及び営農定着に必要な取組をハードとソフトの両面から支援する。

事業の内容

1 事業種類について

次に掲げる事業種類から実施するもの。なお、事業実施期間については、最大5年まで（ハード事業は最大3年まで）。

(1) 定額助成（①～⑦：ハード事業、⑧～⑬：ソフト事業）

①区画拡大、②暗渠排水、③湧水処理、④末端畑地かんがい施設、⑤土層改良、⑥更新整備
⑦畑作転換工、⑧条件改善推進費、⑨高収益作物転換推進費、⑩新植・改植支援、
⑪幼木管理支援、⑫経営継続発展支援、⑬園芸作物モデル産地形成支援

※助成額は工種や施工方法により異なる。

※①から⑦までに掲げるものについては、事業主体は施工の全部又は一部を自らの管理の下で、農業者に委託等により施工させるものとする。その際は、施工状況等を適切に把握し、これが確認できる資料の作成・保存を行う。

(2) 定率助成（①～⑫：ハード事業、⑬及び⑭～⑳：ソフト事業）

①農業用排水施設、②暗渠排水、③土層改良、④区画整理、⑤農作業道等、⑥農地造成、
⑦農用地の保全、⑧営農環境整備支援、⑨スマート農業導入支援、⑩小規模園地整備、
⑪粗放的農地利用整備、⑫管理省力化支援、⑬品質向上支援、⑭条件改善促進支援、
⑮高収益作物導入支援、⑯高付加価値農業施設支援、⑰機械作業体系導入支援、
⑱労働生産性向上技術導入支援、⑲指導、⑳農地整備・集約推進費、
㉑高収益作物導入促進費、㉒高収益作物導入推進費

※㉑から㉒までについては、重複して交付を受けることができない。

2 事業型について

次に掲げる型により事業を実施するもの。なお、事業型ごとに実施可能な事業種類が異なる。
※実施可能な事業種類については、密接な関連があり一体的に実施するものも含む。

(1) 地域内農地集積型

【定額助成】①から④まで、⑤の客土、除礫、⑥から⑧まで

【定率助成】①から⑧まで、⑫から⑭まで、⑲及び⑳

(2) 高収益作物転換型

【定額助成】①から④まで、⑤の客土、除礫、⑥から⑬まで

【定率助成】①から⑧まで、⑩及び⑫から⑳まで

(3) スマート農業導入推進型

【定額助成】①から④まで、⑤の客土、除礫、⑥及び⑧

【定率助成】①から⑨まで、⑫から⑭まで及び⑲

(4) 病害虫対策型

【定額助成】①から⑥まで及び⑧

【定率助成】①から⑧まで、⑫から⑭まで及び⑲

(5) 水田貯留機能向上型

【定額助成】①から④まで、⑤の客土、除礫、⑥及び⑧

【定率助成】①から⑧まで、⑫から⑭まで及び⑲

(6) 土地利用調整型

【定額助成】①から④まで、⑤の客土、除礫、⑥及び⑧

【定率助成】①から⑧まで、⑪から⑭まで及び⑱

3 事業の実施区域について

- (1) 2の(1)から(3)に掲げる事業の実施区域については、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域のうち、地域計画を策定した区域とする。
- (2) 2の(4)に掲げる事業の実施区域は、植物防疫法第31条の規定に基づく発生予察事業による病害虫に係る警報、注意報又は特殊報が発表された地域の農地とする。
- (3) 2の(5)に掲げる事業の実施区域は、上記(1)又は(2)に定める区域のうち、次に掲げるいずれかの流域治水対策を実施する区域とする。
 - ・流域治水プロジェクトが策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの。
 - ・治水協定の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの。
 - ・地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの。
- (4) 2の(6)に掲げる事業の実施区域は、上記(1)又は(2)に定める区域及び当該区域と一体的に農地として利用されている周辺区域とする。
- (5) ソフト事業については原則としてハード事業の受益地内を事業の実施区域とする。ただし、国費が投じられている別の事業(以下「関連事業」という)の受益地内にハード事業の受益地がある場合は、関連事業の受益地までを事業の実施区域とすることができる。

採 択 要 件

- 1 農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域又は重点実施区域に指定される見込みのある区域(農地中間管理機構との連携を行うこと)。※病虫害対策型を除く
- 2 1地区当たりの事業費(ハード事業)の合計が200万円以上となること。
- 3 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。
- 4 農地耕作条件改善計画を作成していること。
- 5 地域内農地集積型については地域内農地集積促進計画を作成していること。
- 6 高収益作物転換型については、高収益作物転換促進計画を作成しており、ハード事業の受益地内の作付面積のうち1/4以上を新たに高収益作物に転換すること。
- 7 スマート農業導入推進型については、スマート農業導入推進計画が作成されており、別の国費が投入された基盤整備事業又は本事業のハード事業によりスマート農業に適した基盤が整備された又はされる予定の農地であること。
- 8 病虫害対策型については病虫害対策計画を作成していること。
- 9 水田貯留機能向上型については水田貯留機能向上計画を作成していること。
- 10 土地利用調整型については土地利用調整計画を作成していること。

事 業 主 体

農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、土地改良区連合、土地改良施設を管理している認可地縁団体及び一般社団法人、農業者団体、農業法人等

負担割合

負担割合	事業主体	区分	国	県	市町村	その他	
県営	県	定額助成	定額	－	－	－	
		定率助成	50(55)	27.5	10	12.5(7.5)	
		※水田貯留機能向上型に限り	50(55)	32	18(13)	－	
団体営	農地中間 管理機構	定額助成	定額	－	－	－	
		定率助成	ハード事業	50(55)	27.5	10	12.5(7.5)
			ソフト事業	50(55)	－	50(45)	
		※水田貯留機能向上型に限り	50(55)	32	18(13)	－	
	その他	定額助成	定額	－	－	－	
		定率助成	ハード事業	50(55)	14	36(31)	
			ソフト事業	50(55)	－	50(45)	
		※水田貯留機能向上型に限り	50(55)	21	29(24)	－	

※（ ）は、事業実施区域が中山間地域の場合に適用する。

<p style="text-align: center;">農業水路等長寿命化 ・防災減災事業</p>	<p style="text-align: center;">事業主体 県 市町村 土地改良区等</p>	<p style="text-align: center;">農山漁村なりわい課 中山間振興班 所管課班 農村整備課 水利施設保全班 農村防災対策室 ため池対策班</p>
---	--	---

事業の趣旨・内容

農業水利施設のきめ細やかな長寿命化を図るほか、水管理労力軽減や、維持管理コスト低減に資する取組、施設の機能低下により災害のおそれが生じている箇所において、その機能を回復するとともに、被害の発生を未然に防ぐための取組及び事故防止などのリスク管理に資する取組を実施し、もって農業の持続的な発展を図る。

区分	対策種類	対策内容	交付対象事業
1 長寿命化対策	(1) 長寿命化対策	長寿命化対策に資する農業用排水施設等の整備	ア 水利施設整備 イ 機能保全計画策定等 ウ 実施計画策定 エ 水利用調査・調整 オ 耐震性点検・調査
2 防災減災対策	(1) 自然災害等対策	自然災害等により被害が発生するおそれのある農業用排水施設等の整備	カ ため池整備 キ 湛水防除 ク 地盤沈下対策 ケ 農業用排水施設整備 コ 土砂崩壊防止 サ 特定農業用管路等特別対策 シ 農業用河川工作物応急対策 ス 水質保全対策 セ 利活用保全 ソ 機能保全計画策定等 タ 実施計画策定 チ 耐震性点検・調査
	(2) 危機管理対策	防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備	ツ 危機管理システム等整備
	(3) ため池防災環境整備	ため池の防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備	テ 緊急的な防災対策 ト 地域防災上のリスク除去 ナ ハード整備の着手促進
	(4) 流域治水対策	流域治水対策のために行う農業用排水施設等の整備	ニ 農業用排水施設整備 ヌ 危機管理システム整備 ネ 附帯安全施設整備 ノ 管理体制強化対策
3 ため池の保全・避難対策	(1) ため池保全・避難対策	緊急時の迅速な避難行動や適切な保全管理につなげる対策	ハ ハザードマップ作成 ヒ 監視・管理体制の強化 フ 減災対策の実施
4 施設情報整備・共有化対策	(1) 施設情報整備・共有化対策	地理情報システムの情報整備	ヘ 農業水利施設情報等の地理情報システム化

実施要件

- 1 長寿命化・防災減災計画を策定していること。
- 2 上記表の交付対象事業の欄のア及びカからス、ツからト、ニからへに掲げる事業を実施する場合は以下の要件を全て満たすこと。
 - (1) 交付対象事業1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。
 - (2) 交付対象事業1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。（ただし、施設の廃止や撤去を行う場合は除く）
 - (3) 交付対象事業1地区当たりの事業工期が原則3か年以内であること。（ただし、ため池の整備を行う場合は工事工期が原則5か年以内とする。）
- 3 上記表の工事対象事業の欄のイからオ及びセからタ、ナ及びハからへに掲げる事業を実施する場合は、交付対象事業の1地区当たりの事業工期が1か年以内であること。

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考
団体営	長寿命化対策					
	水利施設整備	50 [55]	14	21	15 [10]	市町村営
		50 [55]	14	13	23 [18]	土地改良区営
	上記以外	定額	—			1地区当たりの国費助成上限は1,000万円
県営	自然災害等対策					
	機能保全計画策定等 実施計画策定 耐震性点検・調査	定額	—			1地区当たりの国費助成上限は1,000万円。ただし、ため池の耐震性点検・調査については上限は3,000万円
	上記以外	50 [55]	未定	未定	未定	
	危機管理対策	50 [55]	未定	未定	未定	ため池において行うものにあつては、令和12年度までは定額
	流域治水対策	50 [55]	未定	未定	未定	流域治水プロジェクト等に位置付けられたものであること
団体営	自然災害等対策					
	ため池整備 (ため池整備工事)	50 [55]	18	25	7 [2]	
	機能保全計画策定等 実施計画策定 耐震性点検・調査	定額	—			1地区当たりの国費助成上限は1,000万円。ただし、ため池の耐震性点検・調査については上限は3,000万円
	上記以外	50 [55]	未定	未定	未定	
	危機管理対策	50 [55]	未定	未定	未定	ため池において行うものにあつては、令和12年度までは定額
	流域治水対策	50 [55]	未定	未定	未定	流域治水プロジェクト等に位置付けられたものであること

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考
県 営 団体営	ため池防災環境整備					
	緊急的な防災対策	50 [55]	未定	未定	未定	令和12年度までは定額
	地域防災上のリスク除去	定額	—			1箇所当たりの助成額の上限は※1のとおり
	ハード整備の着手促進	定額	—			1地区当たりの国費助成上限は500万円
県 営 団体営	ため池保全・避難対策					
	ハザードマップ作成	50	未定	未定	未定	令和12年度までは定額
	監視・管理体制の強化	50	未定	未定	未定	令和12年度までは定額 1地区当たりの国費助成上限は500万円※2
	減災対策の実施	50	未定	未定	未定	令和12年度までは定額 1地区当たりの国費助成上限は500万円
県 営 団体営	施設情報整備・共有化対策					
	農業水利施設情報等の地理情報システム化	50	未定	未定	未定	

[] は中山間地域等（離島、特別豪雪地帯、振興農村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地域）の場合

※1 1箇所当たりの助成額の上限は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。ただし、地方農政局等が確認し、特に必要と認める場合における助成額の上限は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。

堤高	①基本	②地方農政局等が確認し、特に必要と認める場合		
		下流水路の整備延長		500m以上
		20m以上500m未満	500m以上	
5m未満	1,000万円	3,000万円	6,000万円	8,000万円
5m以上10m未満	2,000万円	4,000万円	7,000万円	9,000万円
10m以上	3,000万円	6,000万円	9,000万円	11,000万円

※2 地域(市町村単位)又は県単位を対象とした、ため池の監視体制計画に基づき、ため池の現地パトロールや、ため池管理者等への技術的な指導など監視・保全管理に資する活動の場合、助成上限は1,000万円とする。

4 流域治水プロジェクト等は、以下に掲げるいずれかを満たす取組をいう。

- (1) 流域治水プロジェクトが策定若しくは改訂された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改訂される見込みの水系で実施するもの。
- (2) 治水協定の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの。

(3) 地方公共団体が策定又は締結する防災に係る計画又は協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの。

5 参 考 资 料

(1) 農業農村整備事業の実施手続

県営土地改良事業は、申請者が施行申請に必要な調査を行い、地区計画書を作成の上、事業計画の概要を策定し県に申請することとなる。

しかし、調査・計画には高度の技術と多額の費用を要することから、地元から調査委託の希望があった場合においては、施行申請に必要な調査・計画を「県営事業等調査及び計画受託規則」により県が実施できることとしている。

なお、県営事業の開始等の手続については、別に定める「宮城県農業農村整備事業等実施要綱」によるものとする。

- ・ 土地改良事業等調査及び計画受託規則・・・・・・・・・・ 132
- ・ 宮城県農業農村整備事業等実施要綱・・・・・・・・・・ 153
- ・ 宮城県農業農村整備事業等管理計画策定要領・・・・・・・・ 156
- ・ 宮城県農業農村整備事業等地区計画検討実施要領・・・・ 157
- ・ 農地等地域整備構想策定支援事業費補助金交付要綱・・・・ 169
- ・ 農地等地域整備構想策定支援事業実施要領・・・・・・・・・・ 180

○土地改良事業等調査及び計画受託規則

昭和四十八年三月十六日

宮城県規則第五号

改正 昭和五六年九月一八日規則第六〇号

昭和六三年三月三〇日規則第一四号

平成元年三月二七日規則第二〇号

平成七年三月三十一日規則第三八号

平成八年三月二九日規則第四二号

平成一二年三月三十一日規則第四〇号

平成一四年三月二九日規則第六五号

平成一五年一月二四日規則第一号

平成一六年三月三十一日規則第七三号

平成二〇年三月三十一日規則第五六号

平成二四年七月三日規則第五五号

平成三〇年三月二〇日規則第一九号

令和四年三月三十一日規則第二五号

〔土地改良事業調査受託規則〕をここに公布する。

土地改良事業等調査及び計画受託規則

(平一二規則四〇・平二〇規則五六・改称)

(趣旨)

第一条 この規則は、県営土地改良事業及びこれに準ずる県営事業（以下「県営土地改良事業等」という。）の実施を希望する市町村、土地改良区等からの委託を受けて行う当該県営土地改良事業等に係る調査及び計画（以下「調査事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(平七規則三八・平八規則四二・平一二規則四〇・一部改正)

(調査事業の範囲等)

第二条 この規則に基づき受託する調査事業は、国庫補助の対象となる県営土地改良事業等のうち、次に掲げる事業（維持管理及び災害復旧に係る事業を除く。）のいずれかに係るものとする。

- 一 農地整備事業
- 二 水利施設整備事業

三 農地防災事業

四 地域用水環境整備事業

五 中山間地域総合整備事業

六 その他知事が特に必要と認める事業

2 調査事業は、土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第六条及び第十四条の二の規定並びに関係法令の規定により作成する地区計画書の作成に当たり必要な調査及び計画の作成を行う。

3 調査事業の期間は、原則として三年以内とする。

（平二〇規則五六・全改、平二四規則五五・一部改正）

（委託の申込み）

第三条 調査事業の委託をしようとするものは、調査事業の開始を希望する年度の前年度の七月末日までに土地改良事業等調査及び計画委託申込書（様式第一号）を知事に提出しなければならない。

（平七規則三八・平八規則四二・平一四規則六五・平二〇規則五六・一部改正）

（受託の決定等）

第四条 知事は、前条の申込書を受理した場合は、別に定めるところによりその内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、受託の適否を決定するものとする。この場合において、知事は、速やかにその旨を様式第二号により通知するものとする。

2 前項の審査においては、別に定める地区計画検討委員会の意見を聴くものとする。

（平八規則四二・平二〇規則五六・平二四規則五五・一部改正）

（契約の締結）

第五条 知事と前条の通知を受けたもの（以下「委託者」という。）は、調査事業のうち当該年度に実施する事業（以下「年度事業」という。）の委託契約を土地改良事業等調査及び計画委託年度契約書（様式第三号）により締結するものとする。

2 委託者は、委託料として年度事業に要する経費の二分の一に相当する額（当該年度事業が国庫補助の対象となる場合にあつては、年度事業に要する経費から国庫補助の額を控除した額の二分の一に相当する額）を負担しなければならない。

3 委託料は、知事の発行する納入通知書により一時に納入しなければならない。

（平一四規則六五・全改、平二〇規則五六・平二四規則五五・一部改正）

（調査事業の変更）

第六条 知事又は委託者は、調査事業の内容を変更しようとするときは、土地改良事業等調

査及び計画委託変更協議書（様式第四号）により協議しなければならない。

（平一四規則六五・全改、平二〇規則五六・一部改正）

（調査事業の廃止）

第七条 知事又は委託者は、調査事業を廃止しようとするときは、土地改良事業等調査及び計画委託廃止協議書（様式第五号）により協議しなければならない。

（平一四規則六五・追加、平二〇規則五六・一部改正）

（書類の経由）

第八条 この規則により知事に提出する書類は、正本及び副本各一部とし、調査事業の施行地を所轄する地方振興事務所長（以下「所長」という。）を経由しなければならない。

2 所長は、前項の書類の提出があつたときは、意見を付して知事に送付しなければならない。

（昭六三規則一四・平八規則四二・平一二規則四〇・一部改正、平一四規則六五・旧第七条繰下・一部改正、平一六規則七三・平二〇規則五六・一部改正）

（年度事業の実施及び報告）

第九条 所長に、第五条第一項に規定する年度事業の委託契約を締結し、当該年度事業を実施する権限を委任する。

2 所長は、必要に応じ年度事業の一部を委託し、又はその委託の内容を変更することができる。

3 所長は、前項の規定による委託をしたとき又は委託の内容を変更したときは、様式第六号により知事に報告しなければならない。

4 所長は、年度事業が終了したときは、速やかに、様式第七号により年度事業の結果を知事に報告しなければならない。

5 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、様式第八号により報告の内容を委託者に通知するものとする。

（平一二規則四〇・追加、平一四規則六五・旧第八条繰下・一部改正、平一五規則一・平二〇規則五六・平二四規則五五・一部改正）

（調査事業の報告）

第十条 知事は、調査事業が終了したときは、速やかに、様式第八号により委託者に報告するものとする。

（平一四規則六五・追加、平二四規則五五・一部改正）

（雑則）

第十一条 この規則に定めるもののほか、調査事業の実施に関し必要な事項は、知事と委託者との間において協議の上定めるものとする。

(平八規則四二・一部改正、平一二規則四〇・旧第八条繰下、平一四規則六五・旧第九条繰下)

附 則

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

土地改良事業等調査及び計画委託申込書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住所

氏名

県営土地改良事業 地区調査事業を委託したいので、土地改良事業等調査及び計画
受託規則第3条の規定により下記の関係書類を添えて申し込みます。

記

- 1 事業計画書(別紙1)
- 2 調査事業同意状況調書(別紙2)
- 3 市町村長の意見書(別紙3)
- 4 その他知事が必要と認める書類

- (注) 1 調査事業同意状況調書は、所有権等個人の財産権に変更が生ずる場合に添付すること。
- 2 市町村の意見書は調査事業を委託しようとするものが市町村長以外のものである場合に添付すること。

別紙1

土 地 改 良 事 業 計 画 書

地区名		市町村名		調査計画項目		調査期間	調査量	調査費		
所在地		水系名		調査 計 画 内 容	計			千円		
事業目的										
受益面積	水田	畑	樹園地						山林原野	計
	ha	ha	ha						ha	ha
事業費	県営	団体営・その他	計						反当事業費	
	千円	千円	千円	千円						
現況										
計画										
主要工事			関連事業			備考				

- (注) 1 調査費の予算議決の写し又は確約書を添付すること。
 2 調査位置図(1/5,000又は1/25,000, A4横版)を添付すること。

調査事業同意状況調書

年 月 日現在

市町村名	大字名	集落名	有資格者数	同意者数	未同意者数	同意率	備 考

(注) 副本には同意書原簿の写し1部を添付し、地方振興事務所で保管するものとする。

別紙3

市 町 村 長 の 意 見 書

市町村長名

1 事業の必要性

様式第2号(第4条関係)

第 号
年 月 日

申込者 殿

宮城県知事

土地改良事業等調査及び計画の受託について(通知)

年 月 日付け〔第 号〕で申込みのあつたこのことについて、下記のとおり受託する(しない)ので、土地改良事業等調査及び計画受託規則第4条の規定により通知します。

記

- 1 事業名
- 2 地区名
- 3 受益面積
- 4 その他

(注) 受託しないときは、4 その他に理由を記載する。

様式第3号(第5条関係)

土地改良事業等調査及び計画委託年度契約書

(以下「甲」という。)と宮城県 所長(以下「乙」という。)は、土地改良事業等調査及び計画受託規則第5条の規定に基づき、
年度 事業の 地区の年度事業について、次のとおり契約を締結する。

(年度事業の内容)

第1条 乙の実施する 年度の年度事業は、別添事業計画書のとおりとする。

(年度事業の期間)

第2条 この契約の有効期間は、契約成立の日から 年 月 日までとする。

(年度事業費及び支払い方法)

第3条 年度事業費は、総額 円とし、甲及び乙はそれぞれ2分の1(年度事業に要する経費から国庫補助の額を控除した額の2分の1)ずつ負担することとする。

2 甲は、前項の負担額について、乙の発行する納入通知書により 年 月 日までに納入するものとする。

(契約の変更)

第4条 この契約の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して定める。

(その他)

第5条 この契約書に定められた事項についての疑義又は契約書に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を所持する。

年 月 日

甲 印

乙 宮城県 所長 印

- (注) 1 変更があった場合には、変更箇所のみ記載し、変更契約書を作成すること。
2 変更契約を締結する場合には、別紙年度全体事業計画書の変更箇所を朱書で下段に明記すること。

別紙

年度全体事業計画書

市 町 村 名					調 査 事 業 名	事業				
地 区 名					委 託 申 込 月 日	年 月 日				
調 査 期 間	年度 ~ 年度				委 託 申 込 者					
全 体 調 査 費	千円(予定)				関 係 土 地 改 良 区					
年 度 割 計 画	全 体			年度		年度		年度		記 事
	項 目	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	
	事務費	%								
	計			計		計		計		

様式第4号(第6条関係)

土地改良事業等調査及び計画委託変更協議書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿
(委託者)

委託者
(宮城県知事)

年 月 日付け 第 号で受託の通知があつた(をした)県営土地改良事業
地区調査事業について、その内容を下記のとおり変更したいので、土地改良事業等調査
及び計画受託規則第6条の規定により協議します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更理由
- 3 変更内容

(注)変更内容は、事業計画書(様式第1号の別紙1)に変更事項を赤黒対照で示すこと。

様式第5号(第7条関係)

土地改良事業等調査及び計画委託廃止協議書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿
(委託者)

委託者
(宮城県知事)

年 月 日付け 第 号で受託の通知があつた(をした)県営土地改良事業
地区調査事業について、下記のとおり廃止したいので、土地改良事業等調査及び計画受
託規則第7条の規定により協議します。

記

1 廃止理由

様式第6号(第9条関係)

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

所長

年度土地改良事業等調査委託(委託変更)について(報告)

このことについては、下記のとおりです。

- | | | 記 | | | |
|---|-------|----------------|---|---|---|
| 1 | 地区名 | 地区 | | | |
| 2 | 年度事業費 | 千円 | | | |
| 3 | 委託者名 | | | | |
| 4 | 委託期間 | 自 | 年 | 月 | 日 |
| | | 至 | 年 | 月 | 日 |
| 5 | 添付書類 | | | | |
| | (1) | 委託契約書(写) | | | |
| | (2) | 変更理由書(委託変更の場合) | | | |

(注) 委託変更の場合は、年度事業費及び委託期間について、上段に()書きで変更前の金額(期間)を記載すること。

様式第7号(第9条関係)

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

所 長

年度土地改良事業等調査及び計画について(報告)

このことについては、下記のとおりです。

記

- | | |
|-----------|--------------------|
| 1 地 区 名 | 地区 |
| 2 施 行 地 名 | |
| 3 年度事業費 | 千円 |
| 4 施 行 方 法 | |
| 5 期 間 | 自 年 月 日
至 年 月 日 |
| 6 結 果 | 別紙のとおり |
| 7 記 事 | |

(注)1 経過表(別紙1)及び位置図を添付すること。

2 調査事業の最終年度に係る報告については、個別表(別紙2)を添付すること。

経 過 表

調 査 受 託	1 委託申込年月日	年 月 日		5 地区計画 検討委員会 審査状況		幹事会		検討委員会	
	2 委託申込者				現地調査	年 月 日		年 月 日	
	3 調査事業同意				第1回	年 月 日		年 月 日	
	4 受託年月日	年 月 日			第2回	年 月 日		年 月 日	
				6 地形図作成	作成年度	事業名	数量	金額	
調 査 計 画	1 期間	年度～ 年度							
	2 全体調査計画費	千円		7 その他					
	3 調査計画年度割	全 体		年度		年度		年度	
		項 目	金額	数 量	金額	数 量	金額	数 量	金額
	計		計		計		計		
4 委託状況	委託者名								
	業者名								
	契約年月日								
	期 間								
	契約金額								

個 別 表

事業名	事業				関係簿冊	事業計画書 事業計画概要書 事業計画参考資料 事業計画書添付図面					
地区名											
受託年月日	年 月 日										
事業費	百万円				関連事業	事業名	地名	面積	事業費 (進捗率%)	工期	
主要工事	工種	数量	工種	数量							
効果	総費用総便益比		$\frac{\text{千円}}{\text{千円}} =$		留意事項 その他						
	効果の内訳	その他の効果		千円 千円 千円 千円							
関係団体	市町村名										
	改良区名										

様式第 8 号(第 9 条, 第 10 条関係)

第 号
年 月 日

殿

宮城県知事

土地改良事業等調査及び計画の終了について(報告)

年 月 日付け〔第 号〕で申込みのありましたこのことについては、土地改良事業等調査及び計画受託規則第 9 条第 4 項(第 10 条)の規定により年度事業(調査事業受託)の結果(終了)を報告します。

記

- | | |
|---------|--------------------|
| 1 地区名 | 地区 |
| 2 施行地名 | |
| 3 調査事業費 | 千円 |
| 4 施行方法 | |
| 5 期間 | 自 年 月 日
至 年 月 日 |
| 6 結果 | 別紙のとおり |
| 7 記事 | |

- (注)1 年度事業の報告については、調査事業費の欄に年度事業費を記入し、別紙資料として経過表(様式第 6 号の別紙 1)及び位置図を添付すること。
- 2 調査事業の報告については、注 1 の資料に個別表(様式第 6 号の別紙 2)を添付すること。

附 則（昭和五六年規則第六〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年規則第一四号）

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（平成元年規則第二〇号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第一条から第百十三条までの規定による改正前のこれらの規定に規定する各規則及び各県令（以下「規則等」という。）の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の規則等の規定によるものとみなす。

附 則（平成七年規則第三八号）

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成八年規則第四二号）

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年規則第四〇号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年規則第六五号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年規則第一号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年規則第七三号）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第五六号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年規則第五五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年規則第一九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年規則第二五号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて提出等された申請書等は、それぞれ改正後の各規則の規定に基づいて提出等された申請書等とみなす。

3 改正前の各規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の各規則の規定によるものとみなす。

様式第1号（第3条関係）

（平14規則65・全改，平15規則1・平16規則73・一部改正，平20規則56・旧様式第2号繰上・一部改正，令4規則25・一部改正）

様式第2号（第4条関係）

（平20規則56・追加）

様式第3号（第5条関係）

（平14規則65・追加，平15規則1・平20規則56・平24規則55・平30規則19・一部改正）

様式第4号（第6条関係）

（平14規則65・追加，平15規則1・平20規則56・令4規則25・一部改正）

様式第5号（第7条関係）

（平14規則65・追加，平15規則1・平20規則56・令4規則25・一部改正）

様式第6号（第9条関係）

（平24規則55・追加）

様式第7号（第9条関係）

（平12規則40・追加，平14規則65・旧様式第3号繰下・一部改正，平20規則56・一部改正，平24規則55・旧様式第6号繰下）

様式第8号（第9条，第10条関係）

（平12規則40・追加，平14規則65・旧様式第4号繰下・一部改正，平20規則56・一部改正，平24規則55・旧様式第7号繰下）

宮城県農業農村整備事業等実施要綱

制定 平成20年4月1日農村第3号
最終改正 令和3年6月24日農村第138号

(趣旨)

第1 この要綱は、県が実施、受託、補助、助成等を行う農業農村整備事業等について、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）、県営土地改良事業条例（昭和25年宮城県条例第67号）、国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和34年宮城県条例第36号）及び土地改良事業等調査及び計画受託規則（昭和48年宮城県規則5号。以下「受託規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の定義)

第2 農業農村整備事業等とは、農業生産基盤の整備、農村の生活環境整備及び農村の保全管理を目的として、法及びその他の法令並びに国の定める要綱等に基づき実施する事業のことをいう。

2 農業農村整備事業等は、施行主体により次のとおり区分する。

- (1) 県営事業 県が施行主体となり実施する農業農村整備事業等をいう。
- (2) 団体営事業 市町村及び土地改良区等が施行主体となり実施する農業農村整備事業等をいう。
- (3) 国営事業 国が施行主体となり実施する農業農村整備事業等をいう。

(環境との調和への配慮)

第3 農業農村整備事業等の施行に当たっては、環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱（平成14年2月14日付け13農振第2512号）等に基づく措置を講ずるものとする。

(県営事業の事業管理計画)

第4 県は、計画的な県営事業の推進を図るため、事業管理計画を毎年度策定することとし、その計画期間は、作成年度を初年度とした10年間とする。

- 2 事業管理計画は、県の予算確保の見通し等を総合的に勘案して策定するものとする。
- 3 事業管理計画には、当該計画を作成しようとする年度において事業実施中の地区及び当該計画の計画期間内に事業着手を予定する地区について策定するものとする。
- 4 事業管理計画は、前項の地区につき、事業種別、地区名、事業実施時期、事業量、概算事業費等を明らかにするものとする。
- 5 県は、事業管理計画の策定に当たり市町村、土地改良区等関係機関の意見を聴くものとする。
- 6 事業管理計画は、宮城県農業農村整備事業等管理計画策定要領に基づき策定するものとする。

(県営事業の地域整備構想の策定)

第5 事業管理計画に位置づけられた県営事業について、法第85条第1項、法第85条の2第1項、法第85条の3第1項若しくは第6項又は法第85条の4第1項の規定による申請を行おうとする者（以下「事業申請者」という。）は、地域整備構想を策定するものとする。

- 2 地域整備構想は、関係者の合意のもとで、地域の現状と課題を整理し、県営事業の実施によって目指す農村地域の将来構想等を明らかにするものとする。

(県営事業の計画概要の策定)

第6 事業申請者は、地域整備構想に基づき、県営事業として実施しようとする農業農村整備事業の計画の概要（以下「計画概要」という。）を策定するものとする。

- 2 計画概要は、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第6条の規定により作成するものとする。

(県営事業の土地改良法に基づく施行申請)

第7 事業申請者が、県営事業の施行を申請する場合には、第6の計画概要を添付しなけ

ればならない。

- 2 県が、前項の申請をうけ、法第86条第1項の規定により適否の決定を行う際の手続きについては、県営土地改良事業計画決定要領（以下「計画決定要領」という。）に基づくものとする。
- 3 前項の規定において、県は、社会経済の情勢から当該事業の実施が困難と認められた場合、適否の決定を留保することができるものとする。

（県営事業の事業計画書策定の受託）

- 第8 県は、第5の地域整備構想が策定された後に、受託規則に基づき、事業申請者からの申請により、事業計画書の策定を受託することができる。
- 2 県は、法に基づかない農業農村整備事業等（以下「予算補助事業」という。）について、市町村等からの申請により、各事業実施要綱及び要領等に基づく事業計画書の策定を受託することができる。
- 3 県は、前2項の申請があったときには、新規調査受託審査方針等に基づき内容を審査し、受託の可否を決定するものとする。
- 4 県は、受託して事業計画書を策定するときは、委託者その他の関係者と十分な連携を図るものとする。

（県営事業の事業計画書の検討）

- 第9 事業申請者又は予算補助事業の申請者（以下「事業申請者等」という。）は、県営事業の着手を希望する前年度の5月末日までに、地方振興事務所長に事業計画書を提出するものとする。ただし、県が事業計画書を策定している場合は、この限りでない。
- 2 地方振興事務所長は、前項により提出された事業計画書について、内容を調査の上、必要があると認めたとときに、事業申請者等に指導・助言するものとする。
- 3 県は、事業計画書が提出された場合又は県が策定した事業計画書について、国庫補助事業としての採択等の手続きを円滑に進めるために必要と認めるときは、あらかじめ国との調整を行うものとする。

（県営事業の国庫補助事業採択申請等）

- 第10 県は、県営事業の実施について法第86条第1項により適当と決定した後、当該事業について、国庫補助事業としての採択申請等の手続きを行うものとする。ただし、予算補助事業にあつては、宮城県農業農村整備事業等地区計画検討実施要領（以下「計画検討実施要領」という。）に基づき、内容を審査した後とする。
- 2 県は、国庫補助事業として円滑に事業を実施する上で止むを得ない理由がある場合には、前項の規定にかかわらず、法第86条第1項の決定前に国庫補助事業の採択申請等の手続きに着手することができるものとする。
- 3 県は、前項の場合において、法第86条第1項の規定により適当ではないと決定されたときは、直ちに国庫補助事業として実施するための手続きを中止するものとする。

（県営事業の開始）

- 第11 県は、第7により県営事業の施行が適当であると決定したときは、法第87条第1項の規定により、県営事業の計画を策定するものとする。
- 2 県営事業の計画を策定する際の手続きについては、計画決定要領に基づくものとする。
- 3 県営事業の計画による工事に着手するときは、次の要件を満たさなければならない。
 - (1) 法第87条第6項の異議申立てがないとき、又は異議申立てがあつた場合においてそのすべてについて同条第7項の規定により決定があり、事業計画が確定していること。
 - (2) 当該事業に要する経費について、県の予算が確保される見通しがあること。
 - (3) 国により、国庫補助事業としての採択等が決定していること。
- 4 予算補助事業に着手するときは、前項（2）及び（3）の規定を準用する。

（県営事業の計画の変更）

- 第12 県営事業の計画を変更するときは、法第88条の規定により県が変更後の事業の計画（以下「変更計画」という。）を策定するものとする。
- 2 変更計画を策定する際の手続きについては、計画決定要領に基づくものとする。

3 当該変更計画に係る工事等への着手は、法第88条の規定により、変更後の事業計画が確定した後に行うものとする。

(団体営事業の事業管理計画)

第13 団体営事業の事業管理計画策定については、第4の規定を準用する。

(団体営事業の計画の策定と申請)

第14 団体営事業の計画の策定及び申請手続きについては第5から第7の規定を準用する。

(国営事業の事業管理計画)

第15 国営事業の事業管理計画策定については、第4の規定を準用する。

(国営事業の農林水産大臣との協議)

第16 県は、国営事業について、農林水産大臣から法第86条第2項又は法第88条第4項の協議があった場合には、事業管理計画への位置づけの有無を確認しなければならない。

2 前項の確認の結果、事業管理計画への位置づけがない場合には、事業管理計画の変更を行うものとする。そのときは、当該国営事業の必要性、緊急性、効果性、効率性等を十分に検討した上で、他の事業との調整を図るものとする。

3 前項の変更後の事業管理計画は、県の予算確保の見通し等を総合的に勘案して策定しなければならない。

4 第2項の検討及び調整の結果、当該国営事業を事業管理計画に位置づけるべきではないとの結論を得た場合には、法第86条第2項又は法第88条第4項の協議に対しては、その旨を回答するものとする。

(地区計画検討委員会)

第17 県は、次に掲げる事項について意見を聴くため、計画検討実施要領に基づき地区計画検討委員会を設置するものとする。

(1) 第3に規定する環境との調和への配慮

(2) 第4に規定する事業管理計画の決定

(3) 第8第3項に規定する受託の可否の決定

(4) 第9第2項に規定する事業計画書への指導・助言

(5) 第10第2項の国庫補助事業採択等手続きの着手

(6) 第12第1項の事業計画の変更

(7) 第13から第15の規定により準用される(2)及び(4)の事項

(8) 水利施設等保全高度化事業実施要綱、農山漁村地域整備交付金実施要綱及び農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱等に基づく機能保全計画策定の着手

(9) 県有施設に係る調査計画の着手

(公共事業評価)

第18 県は、県営事業(第17第1項(8)の事業を除く。)について、「行政活動の評価に関する条例」及び「行政活動の評価に関する条例施行規則」に基づき、公共事業評価を実施しなければならない。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月24日から施行する。

宮城県農業農村整備事業等管理計画策定要領

制 定 平成20年4月1日農村第3号
最終改正 平成31年4月1日農村第17号

(趣旨)

第1 本要領は、宮城県農業農村整備事業等実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める事業管理計画（以下「管理計画」という。）の策定に関して必要な事項を定めるものとする。

なお、本要領に基づき策定する事業管理計画は、「農業農村整備事業管理計画について（平成3年6月24日付け3構改D第400号構造改善局長名通知）」との整合を図るものとする。

(管理計画の区分)

第2 実施要綱第4第3項に規定する対象地区を、事業要望管理、事業計画管理、事業進捗管理に区分する。

2 事業要望管理の対象は、地域整備構想の策定中であって、事業採択等を予定する年度の10年度前から5年度前までの地区とする。

3 事業計画管理の対象は、地域整備構想が策定され、事業採択等を予定する年度の4年度前から前年度までで、農業農村整備事業等の実施を県が妥当と判断した地区とする。

4 事業進捗管理の対象は、地域構想実現のために、事業実施の初年度から完了年度までの地区とする。

(管理計画の策定)

第3 管理計画は、地域構想の実現に向けて関連施策と十分な調整を行い、農業農村整備事業等の必要性、有効性及び緊急性を勘案し策定するものとする。なお、事業管理計画の区分に応じて、主に次に掲げる施策等との調整を図るものとする。

(1) 事業管理計画全般

- イ) みやぎ農業農村整備基本計画
- ロ) 市町村農業振興地域整備計画
- ハ) その他関連する施策や事業

(2) 事業要望管理

- イ) 市町村及び改良区等要望
- ロ) 県管内の整備状況

(3) 事業計画管理

- イ) 農業水利施設のストックマネジメントに係る事業については、機能保全計画
- ロ) 経営体育成に係る事業については、営農に係る将来構想
- ハ) 農地等の防災に係る事業については、各種防災計画

(4) 事業進捗管理

- イ) 事業地区計画
- ロ) 設定工期における年次施工計画

2 前項のほか、年度毎に別に定める事業管理計画策定方針に基づき計画するものとする。

(管理計画の決定)

第4 地方振興事務所長は、策定した管理計画を毎年度6月末日までに農村振興課に提出するものとする。各事務所からの提出された管理計画は、県の予算の見通しを踏まえ、地区計画検討委員会の意見を聴いて、農政部長が決定する。決定の時期は、毎年度8月末日を目標とする。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 宮城県農業農村整備事業管理計画策定細則（平成12年4月1日施行）は、廃止する。

宮城県農業農村整備事業等地区計画検討実施要領

制 定 平成13年 2月 1日 農計第887号
最終改正 令和 4年 4月 1日 農村第96号

(趣旨)

第1 本要領は、宮城県農業農村整備事業等実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、県が事業施行の主体又は支援の主体として、その計画の妥当性を判断し、また計画策定過程の透明性及び客観性を確保して、社会経済情勢に対応した事業執行を行うための検討に必要な事項を定める。

(検討対象)

第2 本要領で対象とする事業は、実施要綱第2に定める事業とする。

- 2 前項のうち、維持管理及び災害復旧に係る事業は除く。
- 3 団体営事業は、県費負担を伴うハード整備事業を対象とする。
- 4 非公共事業のうち、ソフトとハードが一体で採択される「農地耕作条件改善事業」及び「農業水路等長寿命化・防災減災事業」のうち、県費負担を伴うものは対象とし、採択前に検討するものとする。

(検討の時期と内容)

第3 事業計画の検討は、下記のとときに実施する。

- (1) 事業管理計画を策定するとき（実施要綱第17第1項（2）、（7））
 - (2) 調査計画を受託するとき（実施要綱第17第1項（3））
 - (3) 県有施設に係る調査計画を実施するとき（実施要綱第17第1項（9））
 - (4) 別表1第1項に掲げる新規事業地区計画を策定するとき（実施要綱第17第1項（1）、（4）、（5）、（8））
 - (5) 別表1第2項に掲げる変更事業地区計画を策定するとき（実施要綱第17第1項（1）、（6））
 - (6) 上記のほか、農政部長が必要と認めるとき
- 2 前項のとき検討する項目内容は別紙-1及び別紙-2に定める。

(地区計画検討委員会の設置)

第4 第3の検討を行うため、地区計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の効率的な運営を行うため、委員会に幹事会を設置する。
- 3 委員会の運営に関する事務は、農村振興課が行うものとする。
- 4 効率的・効果的な検討を図るため地方振興事務所に地方検討委員会を設置する。
- 5 地方検討委員会の構成及び運営については所長が別に定める。

(委員会の構成)

第5 委員会の構成は、別表2のとおりとする。

- 2 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 3 委員会は、団体営事業の計画に関する検討を幹事会に委託する。
- 4 委員会は、実施要綱第17第1項（8）に関する検討を幹事会に委託する。
- 5 委員会は、実施要綱第17第1項（9）に関する検討を幹事会に委託する。
- 6 委員長は、必要に応じて検討に係る関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。
- 7 委員長に事故がある時、又は委員長が欠けた時は、副委員長がその職務を代理する。

(幹事会の役割)

第6 幹事会は、委員会が行う第3の検討の事前検討の実施及び委員長が指示する検討を

行う。

- 2 幹事会は、第5第3項の規定により団体営事業の計画に関する検討を行う。
- 3 幹事会は、第5第4項の規定により実施要綱第17第1項(8)に関する検討を行う。
- 4 幹事会は、第5第5項の規定により実施要綱第17第1項(9)に関する検討を行う。

(幹事会の構成)

第7 幹事会の構成は、別表3のとおりとする。

- 2 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。
- 3 幹事長は、必要に応じて検討に係る関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出や現地調査を求めることができる。
- 4 幹事長に事故がある時、又は幹事長が欠けた時は、副幹事長がその職務を代理する。

(新規事業地区計画等策定時の事務手続き)

第8 地方振興事務所長は、新規事業地区の採択等を希望する年度の2年度前の11月末日までに様式第1号により、その次年度の地区計画検討の依頼予定について提出するものとする。

- 2 地方振興事務所長は、実施要綱第17第1項(8)及び(9)を予定する年度の前年度の7月末日までに様式1号により、その年度の地区計画検討の依頼予定について提出するものとする。
- 3 事業申請予定者等は、実施要綱第9第1項の規定により、新規事業地区の採択等を希望する年度の前年度の5月末日までに、事業計画書(実施要綱第17第1項(8)を除く。)及び地区計画検討依頼(様式第2号)を提出するものとする。ただし、県が事業計画書を策定している場合は除く。
- 4 地方振興事務所長は、前項の提出のあった場合又は事業計画書を策定した場合は、実施要綱第9第2項の規定による指導・助言ののち、様式第3号により地区計画検討書を別に指示する期限までに提出するものとする。
- 5 地方振興事務所長は、第1項の規定により提出した内容について、止むを得ない事情により計画検討を延期または中止する地区が生じた場合には、地区計画検討年度の6月末日までに様式第7号により、変更内容を提出するものとする。

(変更事業地区計画策定時の事務手続き)

第9 地方振興事務所長は、実施要綱第12第2項の規定により、変更事業計画の決定を予定する前年度の11月末日までに、変更地区計画検討依頼(様式第4号)を提出するものとする。

- 2 地方振興事務所長は、変更地区計画検討書を様式第5号により、別に指示する期限までに提出するものとする。
- 3 地方振興事務所長は、第1項の規定により提出した内容について、止むを得ない事情により計画検討を延期または中止する地区が生じた場合には、地区計画検討年度の6月末日までに様式第7号により、変更内容を提出するものとする。

(検討結果の通知)

第10 委員長は、委員会における意見を速やかに農政部長に報告する。

- 2 農政部長は、前項において報告された結果を、地方振興事務所長を經由し、検討を依頼した者に速やかに通知(様式第6号)する。

(その他)

第11 この要領に定めるもののほか、農業農村整備事業地区計画検討に関して必要な事項は、農政部長が別に定める。

別紙ー 1 (第 3 関係・調査計画を受託するとき)

(1) 農地整備事業の場合

検討項目	内容	地区状況	判定
1 必要性	① 地域整備構想は明確か。		
	② 地域農業の発展阻害要因が明確であり、事業実施の必要性が明確か。		
	③ 県の地域振興方向と合致するか。		
2 有効性	① 農地集積率の目標設定が明確か(80%以上)。また、農地中間管理機構との連携が見込まれるか。		
	② 中心となる経営体は育成・確保されているか。		
	③ 生産コスト低減や省力化技術の導入の計画となっているか。		
	④ 高収益作物の具体的な導入計画があるか。		
	⑤ 多面的機能維持の活動があるか。		
3 緊急性	① 関連施策や関連事業等があるか。		
	② いま事業実施しない場合の影響はあるか。		
4 熟度	① 受益者の調査同意状況。		
	② 地域整備構想の達成に向けた体制整備に計画的に取り組まれているか。		
	③ 用排水系統や土地調査等の事前調査が実施されているか。		
5 検討結果	事業の実施を希望する地区として調査計画の受託が妥当か。	(意見)	

(2) 水利施設整備事業及び農地防災事業（湛水防除事業のうち機能保全対策）の場合

検討項目	内容	地区状況	判定
1 必要性	① 地域整備構想は明確か。		
	② 地域農業の発展阻害要因が明確であり、事業実施の必要性が明確か。		
	③ 県の地域振興方向と合致するか。		
2 有効性	① 老朽化に伴う維持管理費は増加しているか。		
	(水利施設整備事業(機能保全対策事業))		
	② ストマネ実施方針へ記載されているか。		
	<small>水利施設整備事業（基幹水利施設整備型）※整備・更新事業を対象</small>		
4 緊急性	② 受益地内の農地が、地域の担い手に集積されているか。		
	(水利施設整備事業(機能保全対策事業))		
	③ 機能保全計画が策定されているか。		
4 緊急性	① 関連施策や関連事業等があるか。		
	② 過去10年間で応急対策を実施したことがあるか。		
	③ 農業用基幹施設であり機能停止（能力低下）による被害発生が想定される又は既に被害があるか。		
	④ 対象施設の老朽化は進行しているか。		
5 熟度	(水利施設整備事業の場合)		
	① 関係土地改良区の総代会等の議決が得られているか。		
	(湛水防除事業の場合)		
	① 関係市町村における計画内容の合意や予算の確約が得られているか。		
5 熟度	② 道路、用排水系統及び受益範囲が整理されえているか。		
	<small>水利施設整備事業（基幹水利施設整備型）※整備・更新事業を対象</small>		
	③ 予定管理者の合意を得ているか？		
7 検討結果	事業の実施を希望する地区として調査計画の受託が妥当か。	(意見)	

(3) 農地防災事業調査の場合

検討項目	内容	地区状況	判定
1 必要性	① 地域整備構想は明確か。		
	② 施設整備の必要性が明確か。		
	③ 県の地域振興方向と合致するか。		
2 有効性	(湛水防除事業の場合) ① 受益地内農地への湛水被害状況が整理されているか。		
	② 被害想定区域内に民家・農業用施設、公共施設は位置しているか。		
	(ため池整備事業の場合) ① 防災重点農業用ため池として位置づけられているか。または、各種点検調査により対策が求められているか。		
	② 被害想定区域内に民家・農業用施設、公共施設は位置しているか。		
	(農業用河川工作物等応急対策事業の場合) ① 被害想定区域内に民家・農業用施設、公共施設は位置しているか。		
3 緊急性	(湛水防除事業の場合) ① 過去に応急排水対策を実施したことがあるか。		
	(ため池整備事業の場合) ① 重要度区分で緊急性があるか。		
	② 関連施策や関連事業等があるか。		
	(農業用河川工作物等応急対策事業の場合) ① 河川管理者から改善命令があるか。		
	② 過去に堤防決壊防止等の応急対策を実施したことがあるか。		
	③ 関連施策や関連事業等があるか。		
4 熟度	① 用排水系統や受益範囲が整理されており、事業推進のための事前調査が実施されているか。		
	(湛水防除事業の場合) ② 関係市町村における計画内容の合意や予算の確約が得られているか。		
	(ため池整備事業の場合) ② 防災重点農業用ため池の場合、工事期間中の代替用水等の合意が得られているか。その他農業用ため池の場合、受益者からの調査同意が得られているか。		
5 検討結果	事業の実施を希望する地区として調査計画の受託が妥当か。	(意見)	

(注) 表中「内容」については、検討対象事業の特性に応じて、幹事会が変更することがある。

別紙ー 2 (第 3 関係・新規及び変更事業地区計画を策定するとき)

事務所名		事業名			地区名		新規・継続の区分
		農地整備事業			地区		新規
関係市町村名				関係土地改良区名			
主	副1	副2	副3	主		副	
事業概要							
受益面積 (ha)		全体事業費 (千円)		全体事業量		着工 (年度)	完了 (年度)
ha		千円					
評価実施年度までの事業費 (千円)		評価実施年度までの事業量		評価実施年度事業費 (千円)			
— 千円		—		— 千円			
来年度要求額 (千円)		来年度の事業内容					
千円							

	数値	評点	1	2	3	4	5	配分点	評点 × 配分点
1. 必要性									
計画的な事業の推進									
まちづくりへの支援									
農業の振興									
農業生産基盤の均衡ある発展									
小 計									
2. 有効性									
農村の振興									
農家への支援									
農業体質強化等の推進									
産地収益力の向上 (高収益作物への転換)									
小 計									
3. 効率性									
費用対効果									
10a当たりの事業費									
横断的な事業の推進									
小 計									
4. 緊急性									
農業経営の緊急強化									
高齢化率									
耕作放棄地率									
小 計									
5. 熟度									
地域の合意形成									
計画の熟度									
事業推進団体等の有無及び活動状況									
各種協議の進捗									
小 計									
総 合 点									
コメント1<事務所>									
コメント2<市町村>									
コメント3<関係団体>									

(注) 上表は宮城県農業農村整備事業等地区計画検討実施要領の一部暫定改定について (令和 2 年 2 月 1 4 日付け農村号外) により暫定改定されたもので、農地整備事業の例である。

別表1 (第3(3), (4)関係)

- 1 土地改良法(以下「法」という。)第5条、第48条、第85条第1項、第85条の2第1項、第85条の3第1項若しくは第6項、第85条の4第1項、第87条の3及び第96条の2の事業計画を定める場合又は予算補助事業等で各事業の要綱、要領に基づく事業計画を定める場合
- 2 法第88又は第96条の3の土地改良事業の施行に係る地域、その他土地改良事業計画の農林水産省令で定める重要な部分の変更を行う場合又は予算補助事業等(実施要綱第17第1項(8)を除く。)の変更を行う場合

ただし、その変更の内容が次の各号のいずれかに該当する場合とするが、各事業の要綱、要領に定めがある場合はその定めによる。

 - (1) 土地改良事業の施行に係る地域の変更(ア又はイのいずれかの場合)
 - ア 新たに地域の一部となる土地の地積及び変更後の事業費のうちその土地に係るものが、それぞれ変更前の土地の地積及び事業費の10%を超える場合
 - イ 地域の一部から除外する土地の地積及び変更後の事業費のうちその土地に係るものが、それぞれ変更前の土地の地積及び事業費の10%を超える場合

(ア、イともに法第88条第6項で準用する法第48条第4項に規定する地域の変更において土地改良法施行規則第38条の6の2で定める軽微な変更を除くもの。)
 - (2) その他土地改良事業計画の農林水産省令で定める重要な変更

「土地改良法施行規則第38条の2の農林水産大臣が定める主要工事計画等(平成18年9月25日農林水産省告示第1272号。以下「告示」という)」に定める主要事業計画等の変更であって、以下に該当するもの

 - ア 主要工事計画を変更する場合であり、次のとおりとする。
 - (i) 貯水池等の追加又は廃止
 - (ii) 貯水池等の位置の大幅な変更
 - (iii) 農業用排水施設の新設又は変更のみを内容とする事業にあつては、100ha以上の受益面積の変更
 - (iv) 農業用水路又は農業用排水路の総延長の20%以上の変更
 - (v) 農業用道路の総延長の20%以上の変更
 - (vi) 農業用道路の新設又は変更のみを内容とする事業にあつては、10%以上の変更
 - (vii) 農用地の改良又は保全のため必要な工事にあつては、受益面積の100ha以上又は当該事業の受益面積全体のおおむね20%以上の工種の追加又は廃止

上記における「区画整理工事」の場合は、次のとおりとする。

 - (i) 道路工の総延長の20%以上の変更
 - (ii) 用水路工の総延長の20%以上の変更
 - (iii) 排水路工の総延長の20%以上の変更
 - (iv) 暗渠排水工及び客土工は、受益面積全体のおおむね20%以上又は100ha以上の工種の追加又は廃止(区画整理区域内面積の増減は除く)
 - イ 管理すべき施設の種類並びにその管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の時期及び水量並びに干ばつ時及び洪水時における措置を変更する場合
 - ウ 上記ア、イにかかる事業費の変更で告示第二号及び第四号に規定されているものについて変更する場合

別表 2 (第 5 関係)

委員会の構成	
委員長	農政部副部長
副委員長	農政部副部長 (技術担当)
委員	農政総務課長 農業政策室長 農業振興課長 みやぎ米推進課長 園芸推進課長 農山漁村なりわい課長 農村振興課長 農村整備課長 農村防災対策室長

別表 3 (第 7 関係)

幹事会の構成	
幹事長	農村振興課 (事業管理計画担当)
副幹事長	農村整備課 (総括担当)
幹事	農村振興課 (総括担当) 農山漁村なりわい課 (総括担当) 農村整備課 (農地集積指導担当) 農村防災対策室 (総括担当)

様式第 1 号

番 年 月 号 日

農政部長 殿

地方振興事務所長

宮城県農業農村整備事業等地區計画検討の予定について（提出）
 新規採択希望県営農業農村整備事業等のうち、 年度に地區計画検討の依頼を予定する
 地區について、下記のとおり提出します。

記

事業名	地區名	関係市 町村名	地區面積 概算事業費	備考
			ha 千円	
			ha 千円	

様式第 2 号

番 年 月 号 日

地方振興事務所長 殿

施行申請予定者

宮城県農業農村整備事業等地區計画検討について（依頼）
 年度新規採択希望県営農業農村整備事業等の下記地區計画について、検討願います
 。

記

事業名	地區名	関係市 町村名	地區面積 概算事業費	備考
			ha 千円	
			ha 千円	

様式第 3 号

番 号
年 月 日

農政部長 殿

地方振興事務所長

宮城県農業農村整備事業等地区計画検討書について（提出）
年度地区計画検討の依頼があった，下記の県営農業農村整備事業等新規採択等希望地区の計画検討書を別添のとおり提出します。

記

事業名	地区名	関係市町村名	地区面積 概算事業費	備考 (採択希望年度)
			ha 千円	
			ha 千円	

様式第 4 号

番 号
年 月 日

農政部長 殿

地方振興事務所長

宮城県農業農村整備事業等変更地区計画検討について（依頼）
年度計画変更予定の県営農業農村整備事業等地区計画について，検討願います。

記

事業名	地区名	関係市町村名	地区面積 概算事業費	備考
			ha 千円	
			ha 千円	

様式第 5 号

番 号
年 月 日

農政部長 殿

地方振興事務所長

宮城県農業農村整備事業等変更地区計画検討書について（提出）
年度計画変更を予定する下記の県営農業農村整備事業等地区の計画検討書を別添の
とおり提出します。

記

事業名	地区名	関係市 町村名	地区面積 概算事業費	備考 (変更予定年度)
			ha 千円	
			ha 千円	

様式第 6 号

番 号
年 月 日

検討依頼者 殿

農政部長

宮城県農業農村整備事業等地区計画検討の結果について（通知）
年度県営農業農村整備事業等新規採択等希望地区（事業計画変更予定地区）につい
て、計画検討委員会における検討の結果を下記のとおり通知します。

記

事業名	地区名	関係市 町村名	地区面積 概算事業費	計画検討委員会 の意見等
			ha 千円	
			ha 千円	

(〇〇地方振興事務所(農業農村整備部扱い)経由)

※検討依頼者が県関係機関以外の場合に、上記のとおり記載する。

農政部長 殿

地方振興事務所長

宮城県農業農村整備事業等地區計画検討予定の変更について（提出）
年 月 日付け 第 号で提出した平成 年度に地區計画検討を予定する地區について、下記のとおり変更しますので提出します。

記

1 変更後の地區計画検討予定地區

事業名	地區名	関係市町村名	地區面積 概算事業費	備考
			ha 千円	
			ha 千円	

（注）変更前の記載事項を見え消し線により削除すること。

2 変更の理由

3 添付資料

農地等地域整備構想策定支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、農地等地域整備構想策定事業を行う者（以下「事業主体」という。）が農地等地域整備構想策定支援事業に要する経費について、当該事業主体に対し、予算の範囲内において農地等地域整備構想策定支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）及び農地等地域整備構想策定支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2 補助金の交付対象となる事業の経費、補助額及び補助限度額は、別表1のとおりとする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

(交付申請の添付書類)

第4 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 農地等地域整備構想策定支援事業実施計画書（実施要領別記様式第1号）
- (2) 実施計画書附属資料

(交付決定前着手)

第5 補助事業の着手は、原則として補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事由により、当該交付決定前に補助事業に着手する必要がある場合には、事業主体は知事に対して、別記様式第7号を提出するものとする。

(交付の条件)

第6 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をする場合又は事業の一部を中止ないし廃止する場合においては、別記様式第2号により、知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる重要な変更以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。
 - イ 補助金交付決定額の10%以上の減額を伴う変更
 - ロ 補助対象経費区分ごとに20%以上の増減を伴う変更
 - ハ 補助対象事業の内容の重大な変更
- (2) 補助事業の全部を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、知事に報告してその指示を受けること。

(状況報告)

第7 知事は、事業主体に対し必要の都度、別に定める様式により、執行状況の報告を求めることができる。

(実績報告)

第8 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとし、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 実施要領第6により知事に提出する事業実績書及び附属資料
- (2) 農地等整備構想策定支援事業費補助金財産管理台帳（別記様式第6号）

(補助金の交付方法)

第9 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により、概算払により交付できるものとし、その請求書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第10 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、取得価格又は効用の増加した財産の価格が5万円以上のものとする。

(処分の制限を受ける期間)

第11 規則第21条ただし書きの規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に耐用年数が定められているものにあつては、その耐用年数に相当する期間とする。

(書類の備付け等)

第12 市町村等は、第11の期間内において処分の制限を受ける財産の管理の状況を明らかにするため、その財産に係る財産管理台帳を別記様式第6号により作成し、関係書類を整備保管しなければならない。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年11月16日から施行し、平成29年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年5月1日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年5月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

(交付要綱) 別記様式第 1 号

農地等地域整備構想策定支援事業費補助金交付申請書

第 号
年号 年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

市町村等の長

年号○○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、補助金等交付規則第 3 条の規定により、農地等地域整備構想策定支援事業費補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の概要 別添「農地等地域整備構想支援事業実施計画書」のとおり
- 2 添付書類

(交付要綱) 別記様式第 2 号

農地等地域整備構想策定支援事業費補助金計画変更承認申請書

第 号
年号 年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

市町村等の長

年号○○年○月○日付け宮城県(○○)指令○○号で農地等地域整備構想策定支援事業費補助金の交付決定通知のありましたこの補助金に係る事業について、下記のとおり計画を変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容 別添「農地等地域整備構想支援事業実施計画書」のとおり

(交付要綱) 別記様式第 3 号

農地等地域整備構想策定支援事業費補助金中止(廃止)承認申請書

第 号
年号 年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

市町村等の長

年号○○年○月○日付け宮城県(○○)指令○○号で農地等地域整備構想策定支援事業費補助金の交付決定通知のありましたこの補助金に係る事業について、下記のとおり事業を中止(廃止)したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止(廃止)の理由
- 2 中止の期間(廃止の時期)

(交付要綱) 別記様式第 4 号

農地等地域整備構想策定支援事業費補助金実績報告書

第 号
年号 年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

市町村等の長

年号○○年○月○日付け宮城県(○○)指令○○号で農地等地域整備構想策定支援事業費補助金の交付決定通知のありましたこの補助金に係る事業について、下記のとおり実施しましたので、補助金等交付規則第 1 2 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 交付決定額及び精算額

交付決定額	金	円
精算額	金	円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

4 振込先 銀行名：

口座番号： 普通・当座

口座名義人：

(交付要綱) 別記様式第5号

農地等地域整備構想策定支援事業費補助金概算払請求書

第 号
年号 年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

市町村等の長

年号○○年○月○日付け宮城県(○○)指令○○号で交付決定通知のありました農地等地域整備構想策定支援事業費補助金について、下記のとおり 金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

1	補助金交付決定額	金	円
2	既受領額	金	円
3	今回請求額	金	円
4	残額	金	円

5 概算払請求理由

6 振込先 銀行名 :

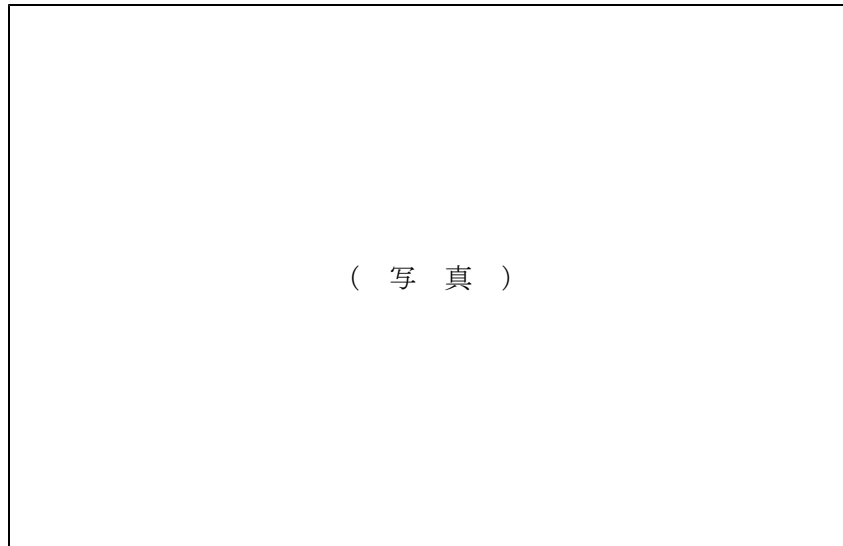
口座番号 : 普通・当座

口座名義人 :

(交付要綱) 別記様式第6号

農地等地域整備構想策定支援事業費補助金財産管理台帳

年度		市町村	
----	--	-----	--



事業実施主体名称			
施設・機械等名称			
規格・規模・仕様・構造等			
設置場所		耐用年数	
取得年月日		取得金額	
県補助金額		市町村補助金額	
その他付記事項			

(交付要綱) 別記様式第7号

農地等地域整備構想策定支援事業補助金交付決定前着手届

第 号
年号 年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

市町村等の長

下記事業について、年号 年 月 日に事業（の一部）に着手したいので、農地等地域整備構想策定支援事業費補助金交付要綱第5の規定により届け出ます。

なお、交付決定前に着手する事業に関しては、補助金が交付されないことになっても異議はありません。

記

- 1 計画内容
農地等地域整備構想策定支援事業実施計画書及び実施計画書附属資料のとおり
- 2 交付決定前に着手する理由

(交付要綱) 別表 1

項 目	内 容																						
補助対象経費	<p>地域住民等の主体的取組と創意工夫を基本とした地域整備構想策定に向けた市町村及び土地改良区の活動に係る経費</p> <p>(1) 農地整備型</p> <p>① 地域活性化委員会活動経費 地域活性化委員会が行う農地等地域整備構想策定に要する経費に対し、市町村等が補助するのに要する経費の一部</p> <p>② 地域活性化委員会活動支援経費 地域活性化委員会に対する指導及び協議会の活動に要する市町村等の経費の一部</p> <p>③ 農地等地域整備構想策定経費 市町村等が自ら行う農地等地域整備構想策定に要する経費の一部</p> <p>④ 農地調査等経費 農地中間管理機構関連農地整備事業を活用することを目標として、農地中間管理権を設定する予定の地区において未相続地等の土地調査に要する経費の一部</p> <p>(2) 土地改良施設整備型</p> <p>① 土地改良施設の管理強化、受益農地の管理強化に要する経費の一部</p> <p>② 土地改良区の管理体制強化等に要する経費の一部</p> <p>(3) 農地等防災・減災対策型</p> <p>① 市町村の農村地域防災減災対策推進計画等策定に要する経費の一部</p> <p>表 経費区分の留意事項</p> <table border="1" data-bbox="497 820 2018 1206"> <thead> <tr> <th data-bbox="497 820 902 863">項 目</th> <th data-bbox="902 820 2018 863">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="497 863 902 906">報償費</td> <td data-bbox="902 863 2018 906">講師等謝金（県営事業の関係者及び地域住民自らが参画した組織（以下「地域活性化委員会」という。）の委員に対する費用弁償等は対象としない。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="497 906 902 949">旅費</td> <td data-bbox="902 906 2018 949">普通旅費，特別旅費（日額旅費等）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="497 949 902 992">人件費</td> <td data-bbox="902 949 2018 992">臨時職員等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="497 992 902 1035">需用費</td> <td data-bbox="902 992 2018 1035">消耗品費，印刷製本費，食糧費，修繕費等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="497 1035 902 1078">役務費</td> <td data-bbox="902 1035 2018 1078">通信運搬費，手数料，筆耕翻訳料</td> </tr> <tr> <td data-bbox="497 1078 902 1121">委託料</td> <td data-bbox="902 1078 2018 1121">諸調査等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="497 1121 902 1165">使用料及び賃借料</td> <td data-bbox="902 1121 2018 1165">土地建物，自動車，事業用機器等の借料及び損料</td> </tr> <tr> <td data-bbox="497 1165 902 1208">備品購入費</td> <td data-bbox="902 1165 2018 1208">事業実施に直接必要な書籍，ソフトウェア等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="497 1208 902 1251">負担金，補助金及び交付金</td> <td data-bbox="902 1208 2018 1251">地域活性化委員会に対する補助金，研修参加費等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="497 1251 902 1294">公課費</td> <td data-bbox="902 1251 2018 1294">印紙税等</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	報償費	講師等謝金（県営事業の関係者及び地域住民自らが参画した組織（以下「地域活性化委員会」という。）の委員に対する費用弁償等は対象としない。）	旅費	普通旅費，特別旅費（日額旅費等）	人件費	臨時職員等	需用費	消耗品費，印刷製本費，食糧費，修繕費等	役務費	通信運搬費，手数料，筆耕翻訳料	委託料	諸調査等	使用料及び賃借料	土地建物，自動車，事業用機器等の借料及び損料	備品購入費	事業実施に直接必要な書籍，ソフトウェア等	負担金，補助金及び交付金	地域活性化委員会に対する補助金，研修参加費等	公課費	印紙税等
項 目	内 容																						
報償費	講師等謝金（県営事業の関係者及び地域住民自らが参画した組織（以下「地域活性化委員会」という。）の委員に対する費用弁償等は対象としない。）																						
旅費	普通旅費，特別旅費（日額旅費等）																						
人件費	臨時職員等																						
需用費	消耗品費，印刷製本費，食糧費，修繕費等																						
役務費	通信運搬費，手数料，筆耕翻訳料																						
委託料	諸調査等																						
使用料及び賃借料	土地建物，自動車，事業用機器等の借料及び損料																						
備品購入費	事業実施に直接必要な書籍，ソフトウェア等																						
負担金，補助金及び交付金	地域活性化委員会に対する補助金，研修参加費等																						
公課費	印紙税等																						
補助額	<p>定額（千円未満切捨て）</p> <p>(1) ④については，(1) ①②③とは別に活用を可能とする。</p>																						
補助金限度額	<p>1 (1) (④を除く)～(3)は，1地域あたり500千円以内/年度</p> <p>2 (1) ④のみ活用する場合は，1地域あたり600千円以内/年度</p> <p>3 (1) ①～③に加えて，④を活用する場合は，1地域あたり1,100千円以内/年度</p>																						

農地等地域整備構想策定支援事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、県が施行主体となり実施する農業農村整備事業等（以下「県営事業」という。）について、土地改良法（以下「法」という。）第85条第1項、法第85条の3第1項若しくは第6項又は第85条の4第1項の規定による申請を行おうとする者及び法第87条の3第1項の規定による事業を希望する者（以下「事業申請者等」という。）が宮城県農業農村整備事業等実施要綱に基づき策定する農地等地域整備構想（以下「地域整備構想」という）に対する県が行う支援について必要な事項を定めるものとする。

(地域整備構想)

第2 事業申請者等は、土地改良事業に携わる関係者の合意に基づき、地域の現状と課題を整理し、県営事業の実施によって目指す農村地域の将来構想等を明らかにした地域整備構想を策定する。

2 県は、前項に掲げる地域整備構想の策定に向けて事業申請者等が行う活動に対し、第5の要件を満たす場合に支援を行う。

(事業の内容)

第3 本事業に基づき県が支援を行う対象事業等は、別表1のとおりとする。

(事業実施計画の提出)

第4 本事業の実施を要望する事業申請者等は、別に定める日までに、次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

- (1) 農地等地域整備構想策定支援事業実施計画書（別記様式第1号）
- (2) 実施計画書附属資料

(事業実施計画の承認)

第5 知事は、第4による書類の提出があったときは、当該計画に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、次のいずれかの事業要件を満たしていると認めるときは、予算の範囲内で承認し、事業実施主体に通知するものとする。

- (1) 実施地域は、宮城県農業農村整備事業等実施要綱に定める事業管理計画に位置付けがあるなど、計画的に県営事業の実施が見込まれる地区を含む地域とする。
- (2) 農地整備型の実施地域は、数集落を単位とした広がりをもつ地域で、地域づくりについて地域住民の熱意及び意欲が高く、市町村等による支援体制が整備されることが見込まれる地域とする。
- (3) 土地改良施設整備型は、地域の課題が明確であり地域整備構想策定による体制強化が見込まれる地域とする。
- (4) 農地等防災・減災対策型は、地域の災害対策上の課題が明確であり、地域整備構想策定による防災・減災対策の体制強化が見込まれる地域とする。

(事業実績報告)

第6 市町村等は、事業の採択を受けた年度において、農地等地域整備構想策定支援事業事業実績書（別記様式第1号）及び事業実績書附属資料により、知事が別に定める日までに、事業の実績を報告しなければならない。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年11月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から施行する。

(実施要領) 別記様式第1号

農地等地域整備構想策定支援事業実施計画書 (事業実績書)

市 町 村 名			
区 分			
事業実施区域名			
事業実施期間			
事業主体名			
補助対象事業費	円		
補助金額	円		
必要性・目的			
内容・効果			
補助対象事業費内訳			
内 容	数 量	金 額	備 考
合 計		円	
収支予算 (精算)			
	区 分	予算額 (精算額)	算出基礎・説明
収入・財源内訳		円	
支出		円	
担当課		担当者名	連絡先

(実施要領) 別記様式第1号附属資料

【農地整備型】

- 1 これまでの地域活動の取組・現状
- 2 地域活性化委員会及び地域活性化協議会の整備計画
- 3 生産基盤整備・生活環境整備の現状
- 4 認定農業者等担い手の状況等

【土地改良施設整備型】

- 1 地域及び施設の現状
- 2 管理体制強化の計画
- 3 研修・人材教育の現状

【農地等防災・減災対策型】

- 1 市町村における災害対策の取組・課題
- 2 防災・減災対策の推進方向

◆確認資料

計画時	実績報告時	項目
		市町村農業農村整備事業管理計画
		位置図
		農地等地域整備構想
		地域整備構想策定に関する活動状況等の記録資料等
		農地調査等の計画・実績などの資料等
		請求書・領収書等

(別表1)

項目	内容
1. 対象事業	地域住民等の主体的取組と創意工夫を基本とした農地等地域整備構想策定に向けた市町村及び土地改良区の活動
2. 農地等地域整備構想の内容	<p>農地等地域整備構想は、実施地域における将来の農業農村の姿が生産と生活が調和のとれた姿であり、地域振興等に関する市町村の総合的な計画に則するものであるほか、農業振興地域整備計画、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想等の各種計画との調和が図られ、次の（１）から（３）のいずれかの項目及び内容が盛り込まれていること。</p> <p>（１）農地整備型</p> <ul style="list-style-type: none"> ①基本方針 ②地域の現状（地域の概要及び課題） ③農村活性化目標（およそ10年後に目指す地域の姿） <ul style="list-style-type: none"> ア 地域営農システム構想（導入作物、農用地、農業用機械、農業用施設及び農業労働力の方向・目標等） イ 地域農地マネジメント構想（農用地利用調整組織及び農用地利用調整手法の方向、農地集積目標等） ウ 農村環境保全構想（農村環境保全維持の方向・目標等） エ 土地利用計画図 オ 農村活性化構想図 ④農村活性化実行計画（農村活性化目標を実現するため、地域住民及び市町村が短期・中長期的な取り組み事項） ⑤その他（農村活性化ビジョン策定に関する活動状況等の記録資料等、農地調査等に係る資料等） <p>（２）土地改良施設整備型</p> <ul style="list-style-type: none"> ①施設管理強化に関する事項 ②財務管理強化に関する事項 ③受益農地管理強化に関する事項 ④土地改良区の統合整備強化に関する事項 ⑤研修・人材教育に関する事項 ⑥その他必要な事項 <p>（３）農地等防災・減災対策型</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市町村の概要 ②市町村における災害対策上の課題 ③防災・減災対策の取組状況 ④今後の防災・減災対策の推進方針 <ul style="list-style-type: none"> ア 全体方針（農地防災、減災対策、地域防災） イ 各種計画との関連（地域防災計画等との関連性） ウ 農村地域における防災減災対策の施策 エ 施設整備計画（整備事業の名称、計画方針、整備量） オ 安全対策 カ 農村防災体制計画 キ 地域防災力強化活動計画 ⑤その他必要な事項

項 目	内 容
3. 事業主体	<p>(1) 農地整備型の事業主体は、市町村又は土地改良区とする。</p> <p>(2) 土地改良施設整備型の事業主体は、土地改良区とする。</p> <p>(3) 農地等防災・減災対策型の事業主体は、市町村とする。</p>
4. 推進体制	<p>農地整備型の推進体制については次のとおりとする。</p> <p>(1) 地域活性化委員会は住民参画による自主的な組織とし、市町村等の指導支援のもとで活動計画及び農地等地域整備構想の策定を行うものとする。</p> <p>(2) 市町村等は、実施地域に関する農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び関係団体等を構成員とする協議会を組織し、活動計画の調整及び農地等地域整備構想に対し総合的な指導支援を行うものとする。</p> <p>(3) 県は、効果的な実施のための総合的な指導及び本事業と関連する他事業との調整に当たるものとする。</p>
5. 農地等地域整備構想の報告等	<p>(1) 農地整備型</p> <p>①地域活性化委員会は、農地等地域整備構想を策定し、市町村長に提出して、その認定を受けるものとする。</p> <p>②市町村長は、地域活性化委員会の提出に係る農地等地域整備構想が次のアからオ全ての要件を満たしていると認めたときは、速やかに農地等地域整備構想の認定を行うものとする。</p> <p>ア 実施地域における将来の農業農村の姿が生産と生活が調和のとれた姿であること。</p> <p>イ 農村活性化実行計画が、関係住民の主体性が発揮できる内容であること。</p> <p>ウ 地域振興等に関する市町村の総合的な計画に則するものであるほか、農業振興地域整備計画、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想等の各種計画との調和が図られていること。</p> <p>エ 経営体の育成、農地の流動化、農作物の生産対策、農産物の加工・流通の改善、農業技術の開発普及、農業機械の合理的利用、農産物の需給の調整、農業農村整備、中山間地域対策、環境・景観保全、福祉対策等に関する施策と緊密な連携の下に計画されていること。</p> <p>オ 農地等地域整備構想に盛り込むハード事業との相互調整が十分行われていること。</p> <p>③市町村長は、農地等地域整備構想を認定したときは、速やかに農地等地域整備構想を添えて知事に報告するものとする。</p> <p>(2) 土地改良施設整備型</p> <p>土地改良区は、地域整備構想を策定したときは、速やかに知事に報告するものとする。</p> <p>(3) 農地等防災・減災対策型</p> <p>市町村長は、地域整備構想を策定したときは、速やかに知事に報告するものとする。</p> <p>(4) 報告の期限</p> <p>農地等地域整備構想の報告は、事業最終年度末までに行うものとする。</p>

(2) 県営土地改良事業条例

○県営土地改良事業条例

昭和二十五年十一月二十五日
宮城県条例第六十七号

県営土地改良事業条例をここに公布する。

県営土地改良事業条例

(趣旨)

第一条 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号。以下「法」という。)第九十一条第一項の規定による分担金の徴収及び法第九十一条の二第一項又は第六項の規定による特別徴収金の徴収に関しては、法令に別段の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(平三〇条例五一・全改)

(分担金の徴収)

第二条 知事は、県営土地改良事業(第十条を除き、以下「事業」という。)の施行に係る各年度において、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき事業によつて利益を受ける者(以下「受益者」という。)から分担金を徴収する。ただし、災害復旧事業(応急措置を含む。)、災害防止事業、基幹水利施設管理事業その他知事が必要と認める事業については、その受益者の意見を聴いて、その全部又は一部を免除することができる。

2 前項の場合において、同項に掲げる受益者が当該事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員であるときは、その者に対する分担金に代えて、その土地改良区からこれに相当する額の金銭を徴収する。

(昭四五条例一三・昭六二条例三五・一部改正、平三〇条例五一・旧第四条繰上・一部改正)

(分担金の額)

第三条 前条第一項の規定により徴収する分担金の額は、その年度における当該事業に要する費用の額から国から交付を受けるべき補助金の額を控除した額に百分の五十以内の割合を乗じて得た額から法第九十一条第六項の規定に基づき市町村に負担させる額(以下「市町村負担額」という。)を控除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業に係る分担金の額は、その年度における当該事業に要する費用の額にそれぞれ当該各号に掲げる割合以内の割合を乗じて得た額から市町村負担額を控除して得た額とする。

- 一 災害復旧(応急措置を含む。)事業 百分の八
- 二 災害防止事業 百分の十八
- 三 基幹水利施設管理事業 百分の四十

(昭六二条例三五・全改、平四条例一八・平六条例一九・平一三条例二三・平二二条例三三・一部改正、平三〇条例五一・旧第五条繰上)

(分担金の徴収方法)

第四条 分担金は、各年度内にその全部を一時に徴収する。ただし、受益者の申出があるときは、当該年度内に分割して徴収することができる。

(昭六二条例三五・全改、平三〇条例五一・旧第六条繰上)

(分担金の減免)

第五条 知事は、当該事業に対し、物件、労力又は金銭等の寄附があつたときは、その額に応じ、分担金の一部又は全部を免除することができる。

2 受益者が災害その他避けることのできない事情によつて分担金を納入する能力を失つたときは、その申立により、残余の分担金についてその一部又は全部を免除することができる。

(平三〇条例五一・旧第七条繰上・一部改正)

(分担金の変更)

第六条 知事は、事業の計画変更その他の事情により事業に要する費用が増加し、分担金の額を増加しようとするときは、あらかじめその旨を受益者に通告し、その意見を聴かなければならない。

(平三〇条例五一・追加)

(特別徴収金の徴収)

第七条 知事は、事業(法第八十七条の三第一項の規定により行う事業(以下「機構関連事業」という。))を除く。以下この項及び次項において同じ。)の工事の完了につき法第一百三十三條の三第三項の規定による公告をした日(その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日。第三項において同じ。)の属する年度の翌年度(その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度)から起算して八年を経過するまでの間に、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者が、当該土地を当該事業の計画において予定する用途以外の用途(以下「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、その者から、特別徴収金を徴収する。

2 第二条第二項の規定は、前項の規定により特別徴収金を納付する義務のある者が当該事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員である場合に準用する。

- 3 知事は、機構関連事業の計画を定めた旨につき法第八十七条の三第七項において準用する法第八十七条第五項の規定による公告をした日から、当該機構関連事業の工事の完了につき法第百十三条の三第三項の規定による公告をした日の属する年度の翌年度から起算して八年を経過するまでの間に、当該機構関連事業の施行に係る地域内にある土地につき法第九十一条の二第六項各号のいずれかに掲げる者が、当該各号に定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収する。

(平三〇条例五一・追加)

(特別徴収金の額)

第八条 前条第一項の規定により徴収する特別徴収金の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を控除した額とする。

一 当該事業に要した費用の額に当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額

二 当該事業につき第二条の規定により徴収する分担金の額に当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額

三 当該事業に係る土地を目的外用途に供することに伴い遊休化した施設(当該事業により整備された施設に限る。)を県が目的外用途に供することにより生ずる収入の額に当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額

2 前条第三項の規定により徴収する特別徴収金の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額とする。

一 当該機構関連事業に要した費用の額に当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該機構関連事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額

二 当該機構関連事業につき法第九十一条第六項の規定により負担させる負担金の額に当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該機構関連事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額

(平三〇条例五一・全改)

(特別徴収金の徴収方法)

第九条 前条の規定により算定した特別徴収金は、その全部を一時に徴収する。

(平三〇条例五一・全改)

(特別徴収金の免除)

第十条 知事は、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十六条第一項の規定による告示(他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるも

のを含む。)に係る事業の用に供する場合その他知事が必要と認めるときは、特別徴収金を免除することができる。

(平三〇条例五一・追加)

(延滞金)

第十一条 知事は、受益者が分担金又は特別徴収金を納入期日までに納入しないときは、延滞金を徴収する。

2 前項の規定による延滞金の額及びその徴収方法については、宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)の例による。

(昭四五条例一三・旧第九条繰下、平三〇条例五一・旧第十条繰下・一部改正)

(納入期日の変更及び延滞金の減免)

第十二条 知事は、分担金又は特別徴収金の納入につき考慮すべき事情があると認めるときは、分担金若しくは特別徴収金の納入期日を変更し、又は延滞金の一部若しくは全部を免除することができる。

(昭四五条例一三・旧第十条繰下、平三〇条例五一・旧第十一条繰下・一部改正)

(罰則)

第十三条 受益者が詐欺その他不正の行為により分担金又は特別徴収金の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料に処する。

(昭四五条例一三・旧第十二条繰下、平一二条例七一・平三〇条例五一・一部改正)

(施行規則)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(昭四五条例一三・旧第十三条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例施行の期日は、知事が別に定める。但し、その期日は、昭和二十六年四月一日以降になることはない。(昭和二十六年三月三十一日規則第二十四号を以て昭和二十六年四月一日から施行する。)

(昭六二条例三五・旧附則・一部改正)

(分担金の額に関する特例)

2 農業用排水施設(ダムに限る。)の新設事業及び変更事業に係る第二条第一項の規定により徴収する分担金の額は、当分の間、第三条第一項の規定にかかわらず、その年度に

における当該事業に要する費用の額から国から交付を受けるべき補助金の額を控除した額に百分の二十以内の割合を乗じて得た額から市町村負担額を控除して得た額とする。

(平二条例三二・追加、平四条例一八・平三〇条例五一・一部改正)

- 3 前項の規定の適用がある場合における第三条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項及び附則第二項」とする。

(平二条例三二・追加、平三〇条例五一・一部改正)

(分担金の額に関する読替え)

- 4 法附則第二項の規定により国から貸付けを受ける場合における第三条第一項及び附則第二項の規定の適用については、これらの規定中「交付を受けるべき補助金」とあるのは、「法附則第二項の規定により貸付けを受けるべき貸付金」とする。

(昭六二条例三五・追加、平二条例三二・平三〇条例五一・一部改正)

附 則(昭和三一年条例第一六号)

この条例は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附 則(昭和三九年条例第二九号)

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、昭和三十九年一月一日から適用する。

附 則(昭和四〇年条例第一三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四五年条例第一三号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の県営土地改良事業条例第八条の規定は、昭和四十四年度以降の新規着工(新規全体実施設計を含む。)に係る事業の分担金から適用し、同年度前の着工に係る事業の分担金については、なお従前の例による。

附 則(昭和六二年条例第三五号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第二項の規定は、昭和六十二年度の県営土地改良事業に係る分担金から適用する。

附 則(平成二年条例第三二号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の県営土地改良事業条例の規定は、平成二年

度の県営土地改良事業に係る分担金から適用する。

附 則(平成四年条例第一八号)

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則(平成六年条例第一九号)

(施行期日)

1 この条例は、平成六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成五年度の債務負担行為に基づいて施行する災害防止事業に係る分担金については、なお従前の例による。

附 則(平成一二年条例第七一号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成一三年条例第二三号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第五条第一項の規定は、平成十三年度以後にその工事に着手した県営土地改良事業に係る分担金について適用し、平成十二年度以前にその工事に着手した県営土地改良事業に係る分担金については、なお従前の例による。

附 則(平成二二年条例第三三号)

この条例中第三条ただし書の改正規定及び第五条第二項に一号を加える改正規定は平成二十二年四月一日から、その他の改正規定は平成二十三年四月一日から施行する。

附 則(平成三〇年条例第五一号)

この条例は、公布の日から施行する。

(3) 国営土地改良事業負担金等徴収条例 及び施行規則

・ 国営土地改良事業負担金等徴収条例	193
・ 国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則	202

○国営土地改良事業負担金等徴収条例

昭和三十四年十二月二十六日

宮城県条例第三十六号

改正 昭和四二年三月二二日条例第一五号

昭和四五年一〇月一五日条例第三六号

昭和五三年一〇月二〇日条例第三三号

昭和五四年三月二〇日条例第一三号

昭和六一年一二月一九日条例第三五号

昭和六二年一二月二四日条例第三六号

平成二年一〇月一二日条例第三三号

平成四年三月二七日条例第一九号

平成六年三月二三日条例第三号

平成一三年一二月二五日条例第七六号

平成二一年三月二四日条例第三二号

平成二二年三月二四日条例第三四号

平成二三年三月二二日条例第三七号

平成二四年三月二三日条例第四五号

平成二五年七月一六日条例第五九号

平成二八年三月二二日条例第三五号

平成二九年三月二三日条例第二六号

平成二九年七月一三日条例第四三号

平成二九年一二月二一日条例第七四号

平成三〇年七月一一日条例第六九号

令和二年七月一三日条例第五五号

〔国営土地改良事業負担金徴収条例〕をここに公布する。

国営土地改良事業負担金等徴収条例

(平一三条例七六・改称)

(趣旨)

第一条 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号。以下「法」という。）第九十条第二項の規定による負担金及び法第九十条の二第一項の規定による特別徴収金の徴収に関しては、法令に別段の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(昭四二条例一五・平一三条例七六・一部改正)

(負担金の徴収)

第二条 県は、法第九十条第一項の規定に基づき国営土地改良事業（法第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第一号の事業（以下「埋立て又は干拓事業」という。）及び法第九十条第八項に規定する国営市町村特別申請事業（以下単に「国営市町村特別

申請事業」という。)を除く。以下この条から第四条までにおいて「事業」という。)に要する費用の一部を負担するときは、当該事業によつて利益を受ける者で当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有するもの(以下「受益者」という。)及び法第九十条第二項に規定する省令で定めるものから、負担金を徴収する。

- 2 前項に掲げる者が、当該事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員であるときは、県は、その者に対する負担金に代えて、その土地改良区から、これに相当する額の金額を徴収する。

(昭四二条例一五・昭五三条例三三・平一三条例七六・平二二条例三四・一部改正)

(負担金の額)

第三条 前条第一項の規定により県が徴収する負担金の総額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額(土地改良法施行令(昭和二十四年政令第二百九十五号。以下「令」という。)第五十二条第一項の規定により農林水産大臣が定める額の加算がある場合にあつては、当該加算の額(以下「加算額」という。)を加えて得た額)とする。

- 一 令第五十二条第一項第一号又は第一号の三の規定の適用を受ける事業 法第九十条第一項の規定に基づき県が負担する負担金の額(当該負担金の額が他の法令の規定により軽減される場合にあつては、その軽減されることとなる額を控除した額。以下「県負担額」という。)から当該事業に要する費用の額(加算額がある場合にあつては、加算額を控除して得た額)に百分の三十以内で規則で定める割合を乗じて得た額(加算額がある場合にあつては、加算額を加えて得た額)及び同条第九項の規定に基づき市町村に負担させる負担金の額(以下「市町村負担額」という。)を控除して得た額
- 二 令第五十二条第一項第三号の規定の適用を受ける事業 県負担額から当該事業に要する費用の額(加算額がある場合にあつては、加算額を控除して得た額)に百分の二十七以内で規則で定める割合を乗じて得た額(加算額がある場合にあつては、加算額を加えて得た額)及び市町村負担額を控除して得た額
- 三 前二号に掲げる事業以外の事業 県負担額(加算額がある場合にあつては、加算額を控除して得た額)の二分の一に相当する額から市町村負担額を控除して得た額

- 2 前条第一項の規定により県が徴収する負担金の額は、次の各号に掲げる納入者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 受益者 当該事業の施行に係る地域内にある受益者の土地の面積に応じて、第一項各号に掲げる額(次号に掲げる者がある場合にあつては、同号に定める負担金の合計額を控除した額)を割り振つて得られる額
- 二 法第九十条第二項に規定する省令で定める者(次号に掲げる者を除く。) その受ける利益を限度として知事が定める額

三 令第五十二条第一項の規定により農林水産大臣の指定を受けた者 同項の規定により農林水産大臣の定めた額

3 第一項又は前項第一号の規定により算出して得た額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(昭四二条例一五・昭五二条例三三・昭五四条例一三・平二条例三三・平四条例一九・平六条例三・平一三条例七六・平二一条例三二・平二八条例三五・令二条例五五・一部改正)

(負担金の徴収方法)

第四条 第二条第一項の規定により県が徴収する負担金(第五項に規定するものを除く。)は、受益者にあつては元利均等年賦支払の方法(据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法)又は当該受益者の申出があるときはその全部若しくは一部につき一時支払の方法により、法第九十条第二項に規定する省令で定める者にあつては知事が定める支払の方法により支払わせるものとする。

2 前項の元利均等年賦支払の場合における負担金の支払期間(据置期間を含む。)は、令第五十二条第一項第一号の三及び第五号に掲げる事業にあつては十五年、その他の事業にあつては十七年とし、据置期間は、同項第一号の三及び第五号に掲げる事業にあつては三年、その他の事業にあつては二年とする。

3 前項の支払期間は、当該事業が完了した年度(当該事業によつて生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十七条の五第一項の規定により災害復旧又は突発事故被害の復旧(以下「災害復旧等」という。)を併せて行つたときは、当該事業及び当該災害復旧等の全てが完了した年度)の翌年度の初日から起算するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる負担金に係る支払期間は、当該各号に定める年度の初日から起算するものとする。

一 事業が完了する以前において、当該事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によつて受けるべき利益の全てが発生し、かつ、当該土地につき法第三条に規定する資格を有する者から当該土地に係る第一項の負担金を徴収することが適当であると知事が認める場合 その利益の全てが発生した年度以後において知事の指定する年度

二 令第四十九条第一項第一号に掲げる事業が完了する以前において、指定工事(令第五十二条の二第四項第二号に規定する指定工事をいう。以下同じ。)が完了し、かつ、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者から指定事業費額(指定工事に係る事業の部分に要する費用の額をいう。)に係る第一項の負担金を徴収することが適当であると知事が認める場合 当該指定工事が完了した年度以後において知事の指定する年度

4 第一項の元利均等年賦支払の場合における負担金の利率は、令第五十三条第二項の規

定により農林水産大臣が定める率とする。

- 5 第二条第一項の規定により県が徴収する負担金で令第五十二条第一項第二号の二及び第四号に掲げる事業に係るものは、令第五十二条の二第二項の規定により農林水産大臣が定める支払の方法に準拠して知事が定める支払の方法により支払わせるものとする。
- 6 第一項の規定による据置期間中の各年度に係る利息の額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(昭五三条例三三・全改、昭六一条例三五・平二条例三三・平一三条例七六・平二一条例三二・平二九条例二六・平二九条例七四・平三〇条例六九・令二条例五五・一部改正)

(特別徴収金)

第五条 県は、法第九十条の二第一項の規定に基づき国営土地改良事業（埋立て又は干拓事業、国営市町村特別申請事業及び法第八十七条の五第一項の規定により国が行う土地改良事業を除く。以下この条において同じ。）の施行に係る地域内にある土地につき受益者が、当該国営土地改良事業の工事の完了につき法第百十三条の三第三項の規定による公告があつた日（その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該国営土地改良事業によつて受ける利益の全てが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）以後八年を経過する日までの間に、当該土地を当該国営土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途（令第五十三条の八又は令附則第五条で定める用途を除く。以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該国営土地改良事業による利益を受けていないものとなつている場合及び令第五十三条の九各号のいずれかに該当する場合を除き、その者から特別徴収金を徴収する。

- 2 前項の場合には、第二条第二項の規定を準用する。
- 3 第一項の規定により県が徴収する特別徴収金の額は、国営土地改良事業につき法第九十条第一項の規定により県が負担する負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の額として令第五十三条の十一第二項において準用する同条第一項の定めるところにより算定される額から、当該国営土地改良事業につき法第九十条第二項、第四項、第五項又は第九項の規定により県が徴収する負担金のうち当該土地に係る部分の額として令第五十三条の十一第二項において準用する同条第一項の定めるところにより算定される額を差し引いて得た額を限度として、知事が定める。
- 4 第一項の規定により県が徴収する特別徴収金は、一時支払の方法により支払わせるものとする。

(平一三条例七六・追加、平二一条例三二・平二二条例三四・平二三条例三七・平二四条例四五・平二五条例五九・平二九条例四三・平二九条例七四・一部改正)

(延滞金)

第六条 知事は、第二条第一項の規定により県が徴収する負担金又は前条第一項の規定により県が徴収する特別徴収金（第三項において「負担金又は特別徴収金」という。）を納入期日までに納入しない者があるときは、その者から延滞金を徴収する。

2 前項の規定による延滞金の額及びその徴収方法については、宮城県県税条例（昭和二十五年宮城県条例第四十二号）の例による。

3 知事は、負担金又は特別徴収金を納入しないことについてやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金の一部又は全部を免除することができる。

(平一三条例七六・追加)

(規則への委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一三条例七六・旧第五条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 定川国営土地改良事業の負担金のうち、昭和三十四年度までに当該事業に要する費用に係る負担金の額は、第三条第一項第一号の規定にかかわらず、当該費用に関し、法第九十条第一項の規定に基き県が負担する額の四分の一に相当する額とする。

(負担金の徴収方法の特例)

3 令附則第七条第一項の規定により農林水産大臣が指定する事業についての第四条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「十五年」とあり、及び「十七年」とあるのは、「二十五年を超えない範囲内で知事が定める期間」とする。

(平四条例一九・追加、平二一条例三二・旧第四項繰上・一部改正、平二二条例三四・平二三条例三七・平二四条例四五・平二五条例五九・平二九条例四三・一部改正)

(負担金の額の特例)

4 東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成二十三年法律第四十三号。以下「特例法」という。）の適用を受ける国営土地改良事業（特例法第三条の規定により土地改良事業とみなされる特例法第二条第一項に規定する除塩で国が行うものを含む。以下同じ。）についての第二条第一項の規定により県が徴収する負担金の総額は、第三条第一項の規定にかかわらず、特例法第五条の規定に基づき県が負担する負担金の額（当該負担金の額が他の法令の規定により軽減される場合にあつては、その軽減されることとなる額を控除した額）から当該国営土地改良事業に要する費用の額(加

算額がある場合にあつては、加算額を控除して得た額) に百分の四十二以内で規則で定める割合を乗じて得た額 (加算額がある場合にあつては、加算額を加えて得た額) 及び市町村負担額を控除して得た額とする。

(平二四条例四五・追加)

附 則 (昭和四二年条例第一五号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の国営土地改良事業負担金徴収条例第四条第二項に規定する支払期間が昭和四十一年度以前の年度から起算される事業に係る負担金についての同項の規定の適用については、同項中「十五年」とあるのは、「十年」とする。

附 則 (昭和四五年条例第三六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年条例第三三号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の国営土地改良事業負担金徴収条例の規定に基づいて賦課された負担金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五四年条例第一三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年条例第三五号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第四条第四項の規定は昭和六十一年四月一日から、改正後の附則第三項の規定は昭和六十年度に行われた国営土地改良事業に係る負担金から適用する。

附 則 (昭和六二年条例第三六号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第三項の規定は、昭和六十二年度の国営土地改良事業に係る負担金から適用する。

附 則 (平成二年条例第三三号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の国営土地改良事業負担金徴収条例の規定は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後に土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十五条第一項、第八十五条の二第一項若しくは第八十五条の三第一項若しくは第六項の規定による申請又は同法第八十七条の二第一項の規定による土地改良事業計画の作成 (以下「申請

等」という。)が行われた国営土地改良事業について適用し、施行日前に申請等が行われた国営土地改良事業については、なお従前の例による。

附 則 (平成四年条例第一九号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成四年四月一日から施行する
(経過措置)
- 2 改正後の第三条第一項の規定は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。)以後に土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第九十条第一項の規定に基づき県が費用の一部を負担する国営土地改良事業について適用し、施行日前に同項の規定に基づき県が費用の一部を負担した国営土地改良事業については、なお従前の例による。

附 則 (平成六年条例第三号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第三条第一項の規定は、平成五年度以後に施行される国営土地改良事業 (平成四年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以後の年度に支出すべきものとされた国の負担に係る国営土地改良事業及び平成四年度以前の年度の国の歳出予算に係る国の負担で平成五年度以後の年度に繰り越されたものに係る国営土地改良事業を除く。)について適用し、平成四年度以前に施行された国営土地改良事業、同年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以後の年度に支出すべきものとされた国の負担に係る国営土地改良事業及び平成四年度以前の年度の国の歳出予算に係る国の負担で平成五年度以後の年度に繰り越されたものに係る国営土地改良事業については、なお従前の例による。

附 則 (平成一三年条例第七六号)

この条例は、平成十四年四月一日から施行し、改正後の第六条第一項の規定は、この条例の施行の日以後に納入期日が到来する負担金及び特別徴収金について適用する。

附 則 (平成二一年条例第三二号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の国営土地改良事業負担金等徴収条例第三条第一項第二号の規定は、平成二十年度以後の土地改良法施行令 (昭和二十四年政令第百九十五号) 第五十二条第一項第三号の規定の適用を受ける国営土地改良事業に係る負担金について適用する。
(経過措置)
- 2 特別会計に関する法律 (平成十九年法律第二十三号) 附則第二百六十六条の規定による改正前の土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号。以下「旧法」という。) 第八十八条の二第一項及び特別会計に関する法律附則第三百八十三条の規定によりなおその

効力を有することとされる旧法第八十八条の二第一項の規定によりその工事に係る事業費のうち同条第二項各号に掲げる費用につき借入金をもってその財源とする国営土地改良事業については、改正前の国営土地改良事業負担金等徴収条例第四条第四項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「法第八十八条の二第一項」とあるのは「特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二百六十六条の規定による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）第八十八条の二第一項及び特別会計に関する法律附則第三百八十三条の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第八十八条の二第一項」と、「にあつては令第五十三条第二項」とあるのは「にあつては土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第七号。以下この項において「改正令」という。）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の令（以下この項において「旧令」という。）第五十三条第二項」と、「令第五十二条第三項」とあるのは「改正令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第五十二条第三項」と、「令第五十二条の二第四項」とあるのは「改正令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第五十二条の二第四項」と、「につき令第五十三条第二項」とあるのは「につき改正令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第五十三条第二項」とする。

附 則（平成二二年条例第三四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年条例第三七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年条例第四五号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の国営土地改良事業負担金等徴収条例附則第四項の規定は、この条例の施行の日前に行われた東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成二十三年法律第四十三号。以下「特例法」という。）の適用を受ける国営土地改良事業（特例法第三条の規定により土地改良事業とみなされる特例法第二条第一項に規定する除塩で国が行うものを含む。）に係る負担金についても適用する。

附 則（平成二五年条例第五九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年条例第三五号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年条例第二六号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 国営土地改良事業負担金等徴収条例第二条第一項の規定により県が徴収する負担金で

その支払期間の始期が平成二十七年度以前であるものの利率については、なお従前の例による。

附 則（平成二九年条例第四三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年条例第七四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年条例第六九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年条例第五五号）

この条例は、公布の日から施行する。

○利率等の表示の年利建て移行に関する条例（抄）

昭和四十五年十月十五日

宮城県条例第三十六号

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第七条 条例の規定に定める延滞金、延滞利子、違約金その他これらに類するものの額の計算につき当該条例の規定に定める年当たりの割合は、^{じゆん}閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。ただし、当該条例に特別の定めがある場合は、この限りでない。

○国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則

平成六年三月二十三日

宮城県規則第五号

改正 平成一三年三月二三日規則第三三号

平成一四年三月二九日規則第六六号

平成二一年三月二四日規則第二八号

平成二四年三月二三日規則第二六号

平成二八年三月二二日規則第四〇号

令和二年二月一八日規則第六号

令和五年一月十三日規則第二号

〔国営土地改良事業負担金徴収条例施行規則〕をここに公布する。

国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則

(平一四規則六六・改称)

(趣旨)

第一条 この規則は、国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十四年宮城県条例第三十六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平一四規則六六・一部改正)

(負担金の算定に係る割合)

第二条 条例第三条第一項第一号の規則で定める割合は、平成元年度以前に着手した国営土地改良事業については別表第一、平成二年度から平成四年度までに着手した国営土地改良事業については別表第二、平成五年度から平成三十年代までに着手した国営土地改良事業については別表第三、令和元年度以後に着手した国営土地改良事業については別表第四のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、江合川国営土地改良事業に係る条例第三条第一項第一号及び第二号の規則で定める割合は、別表第二のとおりとする。

3 第一項の規定にかかわらず、国営中津山土地改良事業及び国営河南二期土地改良事業に係る令和元年度以後における条例第三条第一項第一号の規則で定める割合は、別表第四のとおりとする。

4 条例第三条第一項第二号の規則で定める割合は、別表第五のとおりとする。

(平二一規則二八・一部改正、令二規則六・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(平二四規則二六・旧附則・一部改正)

(負担金の算定に係る割合の特例)

2 条例附則第四項の規則で定める割合は、次の表のとおりとする。

区分		割合
特定災害復旧事業	農用地の災害復旧	百分の四十二（当該事業に係る国の負担割合が百

		分の五十を超え百分の八十未満の場合にあつては一から当該国の負担割合及び百分の八を控除した割合、当該事業に係る国の負担割合が百分の八十以上の場合にあつては一から当該国の負担割合を控除した割合に百分の六十を乗じて得た割合)
	土地改良施設の災害復旧	百分の二十七（当該事業に係る国の負担割合が百分の六十五を超え百分の八十未満の場合にあつては一から当該国の負担割合及び百分の八を控除した割合、当該事業に係る国の負担割合が百分の八十以上の場合にあつては一から当該国の負担割合を控除した割合に百分の六十を乗じて得た割合)
	除塩	百分の六
復旧関連事業		百分の四十二（当該事業に係る国の負担割合が百分の五十を超え百分の八十未満の場合にあつては一から当該国の負担割合及び百分の八を控除した割合、当該事業に係る国の負担割合が百分の八十以上の場合にあつては一から当該国の負担割合を控除した割合に百分の六十を乗じて得た割合)

(平二四規則二六・追加)

別表第一（第二条関係）

区分		割合
国営かんがい排水事業	ダム	百分の十七
	頭首工	百分の十七

排水機場	百分の十七
排水樋門	
排水路	百分の十七
用水機場	百分の十七
用水路	百分の十七

別表第二（第二条関係）

（平一三規則三三・一部改正）

区分		割合	
国営かんがい排水事業	ダム	末端支配面積（当該施設の利益を受ける農用地の面積をいう。以下同じ。）がおおむね七千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三千ヘクタール）未満であり、かつ、有効貯水量がおおむね千万立方メートル（畑に係るものにあつては、三百万立方メートル）未満のもの	百分の二十
		末端支配面積がおおむね七千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三千ヘクタール）以上であり、かつ、有効貯水量がおおむね千万立方メートル（畑に係るものにあつては、三百万立方メートル）以上のもの	百分の二十五
		かんがい排水事業以外の事業との共同事業で新設又は変更（新たに農業用水の開発を行うもので、開発に要する費用が当該ダムに要する費用の二分の一以上のもの）されるもの	千分の二百九
	頭首工	末端支配面積がおおむね千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三百ヘクタール）未満のもの	百分の十七
		末端支配面積がおおむね千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三百ヘクタール）以上おおむね三千ヘクタール（畑に係るものにあつては、千ヘクター	百分の十九

		ル) 未満のもの	
		末端支配面積がおおむね三千ヘクタール（畑に係るものにあつては、千ヘクタール）以上おおむね七千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三千ヘクタール）未満のもの	千分の二百三十四
	排水機場 排水樋門	末端支配面積がおおむね千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三百ヘクタール）未満のもの	百分の十七
		末端支配面積がおおむね千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三百ヘクタール）以上おおむね三千ヘクタール（畑に係るものにあつては、千ヘクタール）未満のもの	百分の十九
	排水路	末端支配面積がおおむね千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三百ヘクタール）未満のもの	百分の十七
		末端支配面積がおおむね千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三百ヘクタール）以上のもの	百分の十九
	用水機場		百分の十七
	用水路		百分の十七

別表第三（第二条関係）

（平一三規則三三・平二八規則四〇・一部改正）

区分		割合
国営かんがい排水事業	ダム	末端支配面積がおおむね五千ヘクタール（畑に係るものにあつては、二千ヘクタール）以上であり、かつ、有効貯水量がおおむね七百万立方メートル（畑に係るものにあつては、二百万立方メートル）以上のもの
		その他の施設
		百分の二十五
		百分の十七

頭首工	末端支配面積がおおむね五千ヘクタール（畑に係るものにあつては、二千ヘクタール）未満のもの	百分の十七
	末端支配面積がおおむね五千ヘクタール（畑に係るものにあつては、二千ヘクタール）以上のもの	百分の二十五
排水機場 排水樋門	末端支配面積がおおむね千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三百ヘクタール）未満のもの	百分の十七
	末端支配面積がおおむね千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三百ヘクタール）以上おおむね三千ヘクタール（畑に係るものにあつては、千ヘクタール）未満のもの	百分の十九
	末端支配面積がおおむね三千ヘクタール（畑に係るものにあつては、千ヘクタール）以上おおむね五千ヘクタール（畑に係るものにあつては、二千ヘクタール）未満のもの	千分の二百三十四
	末端支配面積がおおむね五千ヘクタール（畑に係るものにあつては、二千ヘクタール）以上のもの	百分の二十五
排水路	末端支配面積がおおむね千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三百ヘクタール）未満のもの	百分の十七
	末端支配面積がおおむね千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三百ヘクタール）以上のもの	百分の十九
用水機場		百分の十七
用水路		百分の十七
農業水利制御システム	末端支配面積がおおむね百ヘクタール未満のもの	百分の二十五

		末端支配面積がおおむね百ヘクタール以上のもの	百分の十七
国営農地再編整備事業	区画整理 開畑		百分の十七
国営施設応急対策事業			三百分の五十八
国営耐震対策一体型かんがい排水事業			百分の三十

別表第四（第二条関係）

（令二規則六・追加、令五規則二・一部追加）

区分			割合	
国営かんがい排水事業	ダム	末端支配面積がおおむね五千ヘクタール（畑に係るものにあつては、二千ヘクタール）以上であり、かつ、有効貯水量がおおむね七百万立方メートル（畑に係るものにあつては、二百万立方メートル）以上のもの	百分の二十五	
		その他のもの	百分の十七	
	頭首工	末端支配面積がおおむね五千ヘクタール（畑に係るものにあつては、二千ヘクタール）未満のもの	百分の十七	
		末端支配面積がおおむね五千ヘクタール（畑に係るものにあつては、二千ヘクタール）以上のもの	百分の二十五	
	排水機場 排水樋門	末端支配面積がおおむね千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三百ヘクタール）未満	新設に係るもの	百分の十七
			更新に係るもの	三百分の五十八
		末端支配面積がおおむね千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三百ヘクタール）以上三千ヘクタール（畑に係るものにあつては、千ヘクタール）未満	新設に係るもの	百分の十九
			更新	一施設に係る事業費がおおむね二億円に満たない工事（以下「軽微な施設変更工事」という。）に係るもの
		その他のもの	百分の十九	
		末端支配面積がおお	新設に係るもの	千分の二百三十四

	むね三千ヘクタール (畑に係るものにあつては、千ヘクタール) 以上五千ヘクタール (畑に係るものにあつては、二千ヘクタール) 未満	更新	軽微な施設変更工事に係るもの	三百分の五十八
			その他のもの	千分の二百三十四
	末端支配面積がおおむね五千ヘクタール (畑に係るものにあつては、二千ヘクタール) 以上	新設に係るもの		百分の二十五
		更新	軽微な施設変更工事に係るもの	三百分の五十八
			その他のもの	百分の二十五
排水路	末端支配面積がおおむね千ヘクタール (畑に係るものにあつては、三百ヘクタール) 未満	新設に係るもの		百分の十七
		更新に係るもの		三百分の五十八
	末端支配面積がおおむね千ヘクタール (畑に係るものにあつては、三百ヘクタール) 以上	新設に係るもの		百分の十九
		更新	主要工事計画の区分に従った路線単位に係る事業費がおおむね二億円に満たない工事 (以下「軽微な路線変更工事」という。) に係るもの	三百分の五十八
		その他のもの		百分の十九
用水機場	末端支配面積がおおむね千ヘクタール (畑に係るものにあつては、三百ヘクタール) 未満	新設に係るもの		百分の十七
		更新に係るもの		三百分の五十八
	末端支配面積がおおむね千ヘクタール (畑に係るものにあつては、三百ヘクタール) 以上	新設に係るもの		百分の十七
		更新	軽微な施設変更工事に係るもの	三百分の五十八
		その他のもの		百分の十七

	用水路	末端支配面積がおおむね千ヘクタール (畑に係るものにあつては、三百ヘクタール) 未満	新設に係るもの		百分の十七
			更新に係るもの		三百分の五十八
	用水路	末端支配面積がおおむね千ヘクタール (畑に係るものにあつては、三百ヘクタール) 以上	新設に係るもの		百分の十七
			更新	軽微な路線変更工事に係るもの	三百分の五十八
				その他のもの	百分の十七
	農業水利制御システム	末端支配面積がおおむね百ヘクタール未満のもの			
農業水利制御システム		末端支配面積がおおむね百ヘクタール以上	新設に係るもの		百分の十七
	更新に係るもの		三百分の五十八		
国営農地再編整備事業	区画整理 開畑				百分の十七
国営施設応急対策事業					三百分の五十八
国営耐震対策一体型かんがい排水事業					百分の三十
土地改良施設突発事故復旧事業					百分の三十
国営造成土地改良施設整備事業					三百分の五十八

別表第五 (第二条関係)

(平二一規則二八・追加)

区分			割合
災害復旧事業	農業用施設	ため池、頭首工、水路、揚水機、堤防(海岸を含む。)、道路、橋梁 ^{りょう} 及び農地保全施設	百分の二十七(当該事業に係る国の負担割合が百分の六十五を超え百分の八十未満の場合にあつては一から当該国の負担割合及び百分の八を控除した割合、当該事業に係る国の負担割合が百分の八十以上の場合にあつては一から当該国の負担割合を控除した割合に百分の六十を乗じて得た割合)

附 則 (平成一三年規則第三三号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行し、改正後の国営土地改良事業負担金徴収条

例施行規則の規定は、平成五年度分の国営土地改良事業に係る負担金から適用する。

附 則（平成一四年規則第六六号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年規則第二八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年規則第二六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年規則第四〇号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和二年規則第六号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則の規定は、令和元年度分の国営土地改良事業に係る負担金から適用する。

附 則（令和五年規則第二号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(4) 国営土地改良事業負担金償還 助成事業補助金交付要綱

国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1 県は、国営土地改良事業（以下、「事業」という。）の公共性にかんがみ、事業施行地内農家全体の事業費負担の軽減を図るため、当分の間、地元負担団体である土地改良区等が償還する額について、予算の範囲内において国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(事業の採択)

第2 事業の採択を申請する者は、交付初年度の前年度2月末日までに別記様式第1号に償還計画表を添え知事に申請するものとする。

2 知事は、前項の申請があったときは、事業内容を審査し、適当と認められる場合は、別記様式第2号により申請者に事業採択を通知するものとする。

(交付対象等)

第3 交付対象となる事業は、国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和34年宮城県条例第36号。以下「条例」という。）第2条第1項の規定により、平成2年度以降徴収を開始するかんがい排水事業及び農地再編整備事業とし、補助金の額は、当該事業に要した額に、別表第1、第2及び第3に定める率を乗じて得た額に、別表第4により算出した額を加えた額とする。

2 知事は、前項の規定により算出した補助金の額が、予算額を超える場合においては、その差額を、後年度に交付することができる。

3 前項の規定により各年度の補助金の額を変更する場合には、知事は、あらかじめ関係団体に通知することとする。

4 条例第2条の規定により徴収する負担金の額は、条例第3条に定める額とし、国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金の控除は行わない。

(交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第3号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

(補助金交付申請書)

第5 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 償還計画書

(2) 収支予算書（別記様式第4号）

(実績報告)

第6 規則第12条第1項の規定による実績報告書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

(実績報告書)

第7 規則第12条第1項の規定により実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 当該地区に係る土地改良法（昭和24年法律第195号）第90条第4項の規定に基づく負担金の納付を証する書面
- (2) 収支精算書（別記様式第6号）

(補助金の交付方法)

第8 補助金は、規則第15条ただし書の規定により概算払いにより交付するものとする。

(補助金の請求)

第9 補助金の請求は、別記様式第7号による補助金概算払請求書を知事に提出して行うものとする。

(書類の提出部数)

第10 この要綱により知事に提出する書類は、申請者の住所を所管区域とする地方振興事務所を経由するものとし、その提出部数は、各1部とする。

(その他)

第11 この要綱に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年8月29日から施行し、平成12年度の予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 国営土地改良事業負担金償還助成措置要綱（平成2年11月9日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年7月13日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年2月27日から施行し、平成20年度交付分から適用する。
- 2 この要綱による交付対象は、平成18年度までに国営土地改良事業地区調査が着手された地区とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成28年度新規採択地区から適用する。
- 2 この要綱による交付対象は、令和7年度までに採択された地区とする。

附 則
この要綱は、令和3年6月29日から施行する。

別表第1

国営基幹かんがい排水事業

(平成2年度以降開始した事業)

基 幹 工 種	助 成 率
1. ダム	
(1) 貯水量 700(1,000)万m ³ , 受益面積5,000(7,000)ha以上	—
(2) " 未満	* 2.0
(3) 共同ダム(農業用)	4.5
(4) " (その他)	6.4
(5) 一般	10.4
2. 頭首工	
(1) 受益面積 5,000(7,000)ha以上	—
(2) 受益面積 3,000(3,000)ha以上	* 2.0
(3) 共同頭首工(農業用)	4.0
(4) " (その他)	4.0
(5) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(6) 受益面積 1,000(1,000)ha未満	4.0
3. 排水機場, 樋門	
(1) 受益面積 5,000(7,000)ha以上	—
(2) 受益面積 3,000(3,000)ha以上	2.0
(3) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(4) 一般	4.0
4. 排水路	
(1) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2) 一般	4.0
5. 用水機場, 樋門, 導水路	
(1) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2) 一般	4.0
6. 用水路	
(1) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2) 一般	4.0
7. 水管理制御システム	
(1) 受益面積 100ha以上	4.0
(2) 受益面積 100ha未満	5.0

- ・*印は、鳴瀬川地区及び江合川地区については、特例として4.0%とする。
- ・基幹工種欄の()内記載事項は、平成4年度まで設けられていた区分を示す。
- ・ただし、平成28年度以降の新規地区に係る助成率については、当該事業に要した額(うち受益者負担のある基幹工種)の2.0%とする。

別表第2

国営かんがい排水事業
(平成元年度までに開始した事業)

基 幹 工 種	助 成 率
1. ダム	
(1) 貯水量 700(1,000)万m ³ , 受益面積5,000(7,000)ha以上	10.4
(2) " 未満	10.4
(3) 共同ダム(農業用)	10.4
(4) " (その他)	—
(5) 一 般	10.4
2. 頭首工	
(1) 受益面積 5,000(7,000)ha以上	10.4
(2) 受益面積 3,000(3,000)ha以上	9.0
(3) 共同頭首工(農業用)	—
(4) " (その他)	—
(5) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	6.5
(6) 受益面積 1,000(1,000)ha未満	4.0
3. 排水機場, 樋門	
(1) 受益面積 5,000(7,000)ha以上	10.4
(2) 受益面積 3,000(3,000)ha以上	9.0
(3) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	6.5
(4) 一 般	4.0
4. 排水路	
(1) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	6.5
(2) 一 般	4.0
5. 用水機場, 樋門, 導水路	
(1) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2) 一 般	4.0
6. 用水路	
(1) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2) 一 般	4.0

・基幹工種欄の()内記載事項は、平成元年度まで設けられていた区分を示す。

別表第3

国営農地再編整備事業

基 幹 工 種		助 成 率
全 施 設		
1 一 般 型		4.0
2 中山間地域型		4.0

別表第 4

区 分	該 当 地 区	補助金の額（助成率）
県要件助成	国営土地改良事業負担金計画措置実施要領（昭和62年8月21日付け62構改B第1133号）の規定により、償還計画について構造改善局長の承認を受けた地区	元利均等年賦支払以外の年賦支払の方法を併用する地区は、以下の算式により算定された額 $Y = \Sigma (X_i - \bar{X}) / 2$ ただし、 $X_i - \bar{X} < 0$ ならば $X_i - \bar{X} = 0$ とする。 Y：補助金の額 X_i ：i年度に地元が県に支払うべき負担金 i：償還期間中の各年度 \bar{X} ： X_i の平均

(別記様式第1号)

令和 年度国営土地改良事業負担金償還助成事業採択申請書

番 号
年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

住所
申請者
名称及び代表者の氏名 印

令和 年度新規国営土地改良事業負担金償還助成事業の採択をされたく、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業名
2 地区名
3 事業費(見込み) 億円
4 助成額(見込み) 単位：千円

施設区分	農家償還金		償還助成交付金	
	負担率	償還金計	助成率	交付額計
	%		%	
	%		%	
	%		%	
	%		%	
計				

- 5 償還期間(予定) 年 月から 年 月
添付資料 償還計画表

(別記様式第2号)

令和 年度国営土地改良事業負担金償還助成事業採択通知書

番 号
年 月 日

土地改良区理事長 殿

宮城県知事

印

年 月 日付け 第 号で申請のありました下記地区について、国営土地改良事業負担金償還助成事業の実施地区として、採択しましたので通知します。

なお、国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において当該補助金を交付します。

記

- 1 事業名
- 2 地区名
- 3 事業費(見込み) 億円
- 4 助成額(見込み) 単位：千円

施設区分	農家償還金		償還助成交付金	
	負担率	償還金計	助成率	交付額計
	%		%	
	%		%	
	%		%	
	%		%	
計				

(別記様式第3号)

令和 年度国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

住所
申請者
名称及び代表者の氏名 印

令和 年度国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金を交付されるよう補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金の使途及び目的
- 2 補助金の算出の基礎

添付書類

- 1 償還計画書
- 2 収支予算書 (別添様式第4号)

(別記様式第4号)

収 支 予 算 書

1 収 入

区 分	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
県補助金	円	円	円	
計				

2 支 出

区 分	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
	円	円	円	
計				

(別記様式第5号)

令和 年度国営土地改良事業負担金償還助成事業実績報告書

番 号
年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

住所

申請者

名称及び代表者の氏名 印

令和 年 月 日付け宮城県（農村）指令第 号で交付決定の通知があった国営土地改良事業負担金償還助成事業について、下記のとおり実施したので補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金の使途及び目的
- 2 補助金の算出の基礎

添付書類

- 1 負担金納付を証する書面の写し
- 2 収支精算書（別添様式第6号）

(別記様式第6号)

収 支 精 算 書

1 収 入

区 分	本年度精算額	本年度予算額	増 減	備 考
県補助金	円	円	円	
計				

2 支 出

区 分	本年度精算額	本年度予算額	増 減	備 考
	円	円	円	
計				

(別記様式第7号)

令和 年度国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

住所
申請者
名称及び代表者の氏名 印

令和 年 月 日付け宮城県（農村）指令第 号で交付決定の通知があった国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金について、下記のとおり金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

区 分	対象事業費	交付決定額	既 受 領 額	今回請求額	残 額
	円	円	円	円	円
計					

支払銀行名：

口座番号：

フリガナ
口座名義人：

(5) 農業水利権管理事業取扱要領

農業水利権管理事業取扱要領

(目的)

第1 この要領は、知事が取得する河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)第23条の規定による許可(以下「水利使用許可」という。)の更新手続に必要な書類等の作成を行う農業水利権管理事業(以下「事業」という。)に必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容等)

第2 事業内容は、水利使用許可の更新手続に当たり、申請に要する書類及び水利使用許可権者である河川管理者(以下単に「水利使用許可権者」という。)から提出を求められる資料の作成に必要な項目で、別表のとおりとする。

(事業の主体)

第3 事業は、地方振興事務所又は地域事務所の農業農村整備部において実施するものとする。

(事業箇所の決定及び報告)

第4 地方振興事務所及び地域事務所の農業農村整備部長(以下「部長」という。)は、この事業を行う年度ごとにその予定箇所を別紙様式1により農村振興課長(以下「課長」という。)が別に定める期限までに提出するものとする。

- 2 課長は、前項により提出を受けた内容に基づき事業箇所を決定し、別紙様式2により部長に通知するものとする。
- 3 部長は、予算の適正な執行に努めるものとする。
- 4 部長は、水利使用許可権者から許可を受けた場合は、許可書、水利使用規則及び許可申請書の写しを付して課長に報告するものとする。

(事務処理)

第5 前条に定める事務は、農政部農村振興課において行う。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は課長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成4年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和2年8月1日より施行する。

(別表)

農業水利権管理事業の内容

調査項目	調査内容	備考
<p>(1) 水利使用の許可申請書の作成</p> <p>(2) 現況調査及び検討</p> <p>イ かんがい面積の調査等</p> <p>ロ 土壌タイプ調査等</p> <p>ハ 減水深調査等</p> <p>ニ 河川区域内の占用面積の調査等</p> <p>ホ 水収支計算</p> <p>(3) 水利使用の許可申請書に添付する関係図書の作成</p> <p>(4) 河川からの正確な取水量測定を合理化する体制整備</p> <p>(5) その他</p>	<p>河川法（以下、「法」という。）第23条の流水占用期間の更新許可申請書の作成を行う。</p> <p>農地の改廃等による受益地の変更及び地域内事業等による用排水系等の変更状況を把握する。</p> <p>経年変化による土壌の変化の状況把握を行い、減水深等の基礎資料を作成する。</p> <p>イ・ロ等の結果より減水深等の見直しを行う。</p> <p>法第24条による河川取水施設の河川占用面積の算出と地形図の作成を行う。</p> <p>イ・ロ・ハの結果により必要水量の算出、河川取水量（申請水利権）の算出根拠を決定する。</p> <p>受益地内の用排水系統図、占用面積地形図等申請に必要な添付図書の作成を行う。</p> <p>測定誤差や転記ミスが生じないように河川からの正確な取水量測定を合理化する体制を整備する。</p> <p>稲作等の状況変化により取水期別及び期間の変更等について検討し資料の作成を行う。</p>	

令和 年度農業水利権管理事業事務所予定箇所調書

〇〇地方振興事務所／〇〇地域事務所

〇〇年〇〇月〇〇日作成

番号	水利権使用名称	河川名	許可期限	許可権者	所要額(千円)	事業概要	備考
(記載例)							
1	村田ダム	荒川 秋山沢川	R5.3.31	地方整備局長	1,000	水利使用許可申請書の作成	

令和 年度農業水利権管理事業事務所別執行予算

年 月 日作成

事業コード	公所	公所コード	箇所名	予算額(円)	令達額(円)	備考
農業水利権管理事業費	5254923	大河原	160210			
		仙台	160220			
		北部	160230			
		栗原	160240			
		東部	160260			
		登米	160250			
	計				0	0

(6) みやぎの地域資源保全活用 支援事業実施要綱

みやぎの地域資源保全活用支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、みやぎの地域資源保全活用支援事業実施要綱の別紙1に定める中山間地域等農村活性化事業に要する経費について、この事業を行う者（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内においてみやぎの地域資源保全活用支援事業補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(事業者)

第2条 この要綱で「事業者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 市町村
- (2) 土地改良区
- (3) 地域住民活動の活性化推進について、指導及び助言等を行う宮城県ふるさと水と土指導員（以下「指導員」という。）
- (4) 土地改良施設等や農地の保全及び整備並びに利活用活動など地域住民活動を実践するふるさと水と土保全隊（以下「保全隊」という。）

(交付の対象事業等)

第3条 みやぎの地域資源保全活用支援事業補助金の交付対象となる事業の種類、経費及び補助額については、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定めるものとする。

2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 経費の配分及び事業計画の概要（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合には、様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更にあつては、この限りでない。

イ 経費の配分の変更

調査研究事業及び推進事業に係る事業間の経費の流用

ロ 事業内容の変更

事業目的の重要な変更以外の変更

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第6条 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第4号によるものとする。

2 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施結果報告書（別紙1-1）
- (2) 収支精算書（別紙2-1）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第7条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付できるものとし、その請求書の様式は、様式第5号によるものとする。

(書類の経由等)

第8条 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は1部とし、事業者の所在地を所管する地方振興事務所（地域事務所を含む。）を経由するものとする。ただし、指導員及び保全隊については、当該指導員及び保全隊が在住する市町村が取りまとめ後、地方振興事務所を経由するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該事業に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 中山間地域等農村活性化事業補助金交付要綱（平成10年7月1日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年2月1日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該事業に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前のみやぎの地域資源保全活用支援事業補助金交付要綱の規定によりされた手続，処分その他の行為は，この要綱による改正後のみやぎの地域資源保全活用支援事業補助金交付要綱によりされた手続，処分その他の行為とみなす。

別表（第3条関係）

事業の種類	交付対象	補助額	補助額上限	対象経費
<p>1 調査研究事業</p> <p>指導員が、市町村又は集落単位の活動に対して行う現地調査又は利活用等の指導活動に必要な調査や研究</p>	<p>(1) 地域活動に係る土地改良施設等の現況調査</p> <p>(2) 地域活動に係る土地改良施設等及び農地の維持管理状況調査</p> <p>(3) 地域住民活動の状況調査及び意識調査</p> <p>(4) 土地改良施設等及び農地の機能保全に資する技術試験・研究</p> <p>(5) その他、特に調査研究が必要と認められる事項</p>	<p>対象経費に要する額</p>	<p>10万円</p>	<p>イ 報償費 講師謝礼</p> <p>ロ 旅費 講師の旅費、県主催の研修会等への参加旅費</p> <p>ハ 購入費 地域住民活動に必要な資材・機材の購入費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文房具等（コピー用紙、フィルム等） ・印刷代（パンフレット、保全マップ、活動成果等の印刷費用） ・地域住民活動（イベント等）の資材・材料費（苗木、燃料、食材購入費） ・食糧費（活動及び会議等における茶菓子代。弁当、食事代を除く。） <p>ニ 役務費 郵便代</p> <p>ホ 委託料 調査研究事業等での水質検査等で調査機関</p>
<p>2 推進事業</p> <p>事業者が、地域住民活動の実施及び活性化を図るために行う事業</p>	<p>(1) 集落単位等で構成される、土地改良施設等や農地の保全及び整備並びに利活用活動など地域住民活動を実践する保全隊設立の推進及び運営（設立後3年以内）</p>		<p>5万円</p>	<p>に依頼する費用</p> <p>ヘ 使用料及び賃借料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議等での会場使用料 ・先進地研修時のレンタカー代、有料道路代 ・草刈機、重機等の借上費用
	<p>(2) 保全隊に指導員を1人以上配置し、地域住民活動の実施</p>		<p>20万円</p>	<p>ト 日当 土地改良施設等や農地の保全及び整備活動の参加者に対して支払う日当</p> <p>（単価については、地域で一般的に適用されている類似作業の労務単価等を参考にすることで定め、保全隊等の規約に明示されたものであること。）</p>
	<p>(3) 保全隊及び指導員が行う、地域住民活動の活性化に関する推進及び指導事業</p>		<p>5万円</p>	<p>チ 上記のほか、知事が必要かつ適当と認めるもの</p>

様式第1号（第4条関係）

年度みやぎの地域資源保全活用支援事業補助金交付申請書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

事業者 住所
氏名又は名称及び代表者名

年度においてみやぎの地域資源保全活用支援事業を下記により実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、補助金 金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

指導員名：

（添付書類）

- 1 経費の配分及び事業計画の概要（別紙1）
- 2 収支予算書（別紙2）
- 3 その他知事が必要と認める書類

別紙1

経費の配分及び事業計画の概要

1 事業者名

2 実施地域

3 経費

(単位：円)

事業名	予算額	摘要
調査研究事業		
推進事業		
合計		

4 事業計画の内容

(1) 調査研究事業

※指導員の役割を簡潔に記載

(2) 推進事業

※指導員の役割を簡潔に記載

5 添付図面

事業実施地域の位置図

別紙2

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
補 助 金		
自 己 資 金		
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要 (内 訳)
調 査 研 究 事 業		
推 進 事 業		
合 計		

(添付書類)

経費明細書

様式第2号（第5条関係）

年度みやぎの地域資源保全活用支援事業計画変更申請書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

事業者 住所
氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で補助金の交付決定の通知のあつたみやぎの地域資源保全活用支援事業について、下記のとおり事業の内容を変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

変更理由

（添付書類）

- 1 変更後の事業計画
- 2 変更前後における予算対照表

様式第3号（第5条関係）

年度みやぎの地域資源保全活用支援事業中止（廃止）承認申請書

第 号
年 月 日

宮城県知事

殿

事業者 住所
氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で補助金の交付決定の通知のあつたみやぎの地域資源保全活用支援事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 中止（廃止）理由

2 中止の期間

様式第4号（第6条関係）

年度みやぎの地域資源保全活用支援事業実績報告書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

事業者 住所
氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で補助金の交付決定の通知のあつたみやぎの地域資源保全活用支援事業について、下記のとおり事業を実施したので、補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業実施結果の内容

指導員名：

2 振込先

金融機関名	銀行・農協		本・支店
種別・口座	普通 ・ 当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義人			

(添付書類)

- 1 事業実施結果報告書（別紙1-1）
- 2 収支精算書（別紙2-1）
- 3 その他知事が必要と認める書類

1 実施地域

2 実施内容

(1) 調査研究事業

※指導員の役割を簡潔に記載

(2) 推進事業

※指導員の役割を簡潔に記載

3 事業によって作成された書類等

収支精算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	精 算 額	比 較 増 減		摘 要
			増	減	
合 計					

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	精 算 額	比 較 増 減		摘 要
			増	減	
(事業名)					
合 計					

(添付書類)

経費明細書

様式第5号（第7条関係）

年度みやぎの地域資源保全活用支援事業補助金概算払請求書

年 月 日

宮城県知事 殿

事業者 住所
氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で補助金の交付決定の通知のあつたみやぎの地域資源保全活用支援事業について、下記により金 円を概算払請求によって交付されたく請求します。

記

(単位：円)

交付決定額	既受領額	今回請求額	残 額	摘 要

1 概算払を必要とする理由

2 振込先

金融機関名	銀行・農協		本・支店
種別・口座	普通 ・ 当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義人			

みやぎの地域資源保全活用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 中山間地域においては、過疎化、高齢化等の著しい進行による地域全体の活力の低下に伴い、農村の集落機能が低下しつつあり、地域の土地改良施設等及びこれと一体的に保全することが必要であると認められる農地の保全が課題となっている。

本事業では、この課題を解決するため、農地や土地改良施設等の利活用に係る地域住民の共同活動の活性化を図る指導者の育成や、その指導者が主体となり地域住民が参加する保全管理活動、土地改良施設等及び農地、歴史的施設等の活用、農耕儀礼や郷土食等の伝統文化等の継承活動など、地域住民活動の多様な展開を支援することにより、集落機能の維持・向上を図り、もって農村地域の有する多面的機能を良好に発揮させることを目的とする。

本事業の実地については、中山間地域等農村活性化基金条例（平成5年宮城県条例第32号）、中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要綱（平成5年4月1日付け5構改D第213号農林水産事務次官依命通達）及び中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要領（平成5年4月1日付け5構改D第209号構造改善局長通知。以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「土地改良施設等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条の土地改良事業により造成された農業用ダムや頭首工、農業用排水路、農道などの施設
- (2) 県営土地改良事業等により造成された環境及び親水施設を含む施設
- (3) 歴史及び文化的な農業用に供される施設
- (4) その他、農村地域における土地改良施設と関連する地域資源等

2 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 土地改良施設等及びこれと一体的に保全することが必要であると認められる農地をいう。
- (2) 地域住民活動 農地や土地改良施設等の利活用に係る地域住民の共同活動をいう。
- (3) 地域資源等 土地改良施設等及び農地並びに歴史的施設等をいう。
- (4) 地域文化等 農耕儀礼や郷土食等の伝統文化等をいう。

(対象地域)

第3条 本事業の対象とする地域は、中山間地域及びこれらの地域と一体として事業を推進することが効果的であると認められる地域とし、実施要領第2の2及び3の規定による市町村の地域とする。

(実施事業)

第4条 本事業で実施する事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 調査研究事業
 - ア 別紙1の第1の(1)に定める事業
 - イ 別紙3の第1の(1)及び(3)に定める事業
- (2) 宮城県ふるさと水と土指導員育成及び研修事業
別紙2に定める事業
- (3) 推進事業
 - ア 別紙1の第1の(2)に定める事業
 - イ 別紙3の第1の(2)に定める事業

(事業主体等)

第5条 本事業の実施にあたっては、関係市町村や地方振興事務所（地域事務所を含む。）と連携して行うものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、必要と認めるときは、本事業を行う者に対し、補助することができる。

(事業の評価)

第6条 県は、本事業を効果的に推進するため、農村振興施策検討委員会条例（平成19年宮城県条例第78号）で設置する宮城県農村振興施策検討委員会（以下「委員会」という。）に対し、第4条に掲げる事業の実実施計画及び実施結果等に関し意見を求めるものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、農政部長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 宮城県ふるさと水と土指導員設置要綱（平成9年2月13日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年2月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前のみやぎの地域資源保全活用支援事業実施要綱の規定によりされた手続、その他の行為は、この要綱による改正後のみやぎの地域資源保全活用支援事業実施要綱によりされた手続、その他の行為とみなす。

(別紙1)

中山間地域等農村活性化事業の実施

(事業内容)

第1 要綱第4条第1号ア及び第3号アの事業は、農村地域における土地改良施設等や農地の多面的機能の良好な発揮と、地域住民活動の実施等を行うものとし、内容は以下のとおりとする。

(1) 地域資源等に係る調査研究事業

指導員が、市町村又は集落単位の活動に対して行う現地調査又は利活用等の指導活動に必要な調査や研究で次に掲げるもの。

- イ 地域活動に係る土地改良施設等の現況調査
- ロ 地域活動に係る土地改良施設等及び農地の維持管理状況調査
- ハ 地域住民活動の状況調査及び意識調査
- ニ 土地改良施設等及び農地の機能保全に資する技術試験・研究
- ホ その他、特に調査研究が必要と認められる事項

(2) 地域資源等の保全活用推進事業

事業者が、地域住民活動の実施及び活性化を図るために行う事業で次に掲げるもの。

- イ 集落単位等で構成される、土地改良施設等や農地の保全及び整備並びに利活用活動など地域住民活動を実践するふるさと水と土保全隊（以下「保全隊」という。）設立の推進及び運営
- ロ 保全隊に指導員を1人以上配置し、地域住民活動の実施
- ハ 保全隊及び指導員が行う、地域住民活動の活性化に関する推進及び指導事業

(3) 前2号の事業推進における活用事例等は、中山間ふるさと・水と土保全対策事業及び中山間ふるさと・水と土保全推進事業の積極的な活用について（平成19年8月28日付け事務連絡農村振興局整備部地域整備課通知）によるものとする。

(定義)

第2 本事業を行う「事業者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 市町村
- (2) 土地改良区
- (3) 別紙2に定める指導員
- (4) 保全隊

(実施体制)

第3 事業者は、本事業の実施にあたり、関係市町村及び地方振興事務所とあらかじめ協議するものとする。

(補助)

第4 県は、事業者が行う第1の事業実施にあたり、みやぎの地域資源保全活用支援事業補助金交付要綱(令和2年4月1日施行)に基づき、予算の範囲内でその経費の一部を補助するものとする。

(他の施策等との関連)

第5 本事業の実施にあたっては、次に掲げる施策等との連携に配慮するものとする。

- (1) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)に基づく多面的機能発揮促進事業
- (2) その他、市町村及び県(他部局を含む)の関連事業等

(別紙2)

宮城県ふるさと水と土指導員等育成及び研修事業の実施

(事業内容)

第1 要綱第4条第2号の事業は、地域住民活動の活性化推進を図るため、指導及び助言等を行う宮城県ふるさと水と土指導員(以下「指導員」という。)の設置及び当該人材育成を行うものとする。

(指導員の役割)

第2 指導員の主な役割は、次のとおりとする。

- (1) 委員会に対する土地改良施設等や農地に係る保全対策及び活用等についての提案
- (2) 県及び市町村が本事業で実施する土地改良施設等及び農地に関する調査・診断等に対する協力と助言
- (3) 地域住民が行う土地改良施設等及び農地の保全活動や、それらを活用した活動に対する助言や指導等
- (4) 任期中に県が主催する「指導員活動に関する研修(他事業の地域住民活動の活性化推進を図る研修会等を含む。)」を受講すること。
- (5) その他特に必要とする活動

(委嘱)

第3 指導員となる者は、ふるさと保全ネットワーク(全国土地改良事業団体連合会)が主催する「ふるさと水と土基金全国研修会」を受講するものとする。

2 1に定めるもののほか、第2の(4)の研修を受講(受講予定を含む。)するものとする。ただし、既に受講を受けたことがある者は、この限りでない。

3 指導員は、1及び2のいずれかを満たす者の中から、本人の同意を得て農政部長が委嘱する。

(任期)

第4 指導員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

(費用弁償)

第5 指導員又は指導員となる者が、県の指定する会議及び研修会等に参加するときは、職員等の旅費に関する条例(昭和32年宮城県条例第30号)第3条第4項及び第14条の規定により費用弁償を支給するものとし、その他の費用については、県が支弁することができる。

(別紙3)

地域住民活動促進事業の実施

(事業内容)

第1 要綱第4条第1号イ及び第3号イの事業は、土地改良施設等及び農地が有する多様な機能を良好に発揮させるため、地域資源等の利活用促進や保全及び維持を行う地域住民活動を行うものとし、内容は以下のとおりとする。

(1) 地域資源等保全活用支援事業

集落機能の維持向上へ向けた地域の実態把握及び地域資源等の調査や、その結果を活用した活動を実施するにあたっての地域の合意形成を図る活動の支援を行う。

(2) 地域文化等継承活動支援事業

集落機能を維持向上させるために地域文化等の継承を推進する活動の支援を行う。

(3) 保全隊設立支援事業

保全隊の設立に向けた地域住民の意識調査や合意形成を図るための活動を支援する。

(実施体制)

第2 本事業の実施は、地方振興事務所が行うものとする。ただし、事業の対象とする地域が地方振興事務所の所管区域を超えて広域で実施するときは、関係する地方振興事務所と連携し、農山漁村なりわい課が実施できるものとする。

(業務の実施)

第3 地方振興事務所は、第1に定める事業（以下「支援事業」という。）の実施について、地域住民の話し合いを通じた地域づくりや広報活動等を円滑に進めるための知識や技術、公正中立な第三者としての調整役の確保などを考慮する必要があることから、専門的な能力を有する機関等に委託できるものとする。

(実施手続)

第4 地方振興事務所長（以下「所長」という。）は、支援事業を実施しようとするときは、事務所提案支援事業実施計画書（別記様式）を作成し、農山漁村なりわい課長に提出するものとする。なお、これを変更しようとするときも同様とする。

2 農山漁村なりわい課長は、支援事業の実施を決定しようとするときは、1の内容を次に掲げる基準に従い審査し、実施決定したものについては、予算の範囲内で所長に予算の令達を行うものとする。

(1) 支援事業実施の必要性

(2) 支援事業計画の実現性

(3) 事業費の妥当性

(実施期間)

第5 支援事業の実施期間は、原則1地域あたり2年を最大とする。

(実績報告)

第6 所長は、支援事業終了後に成果品である業務報告書（概要版、活動状況写真を含む。）を農山漁村なりわい課長に提出するものとする。

(7) 補助金等交付規則

補助金等交付規則

昭和五十一年三月三十一日
宮城県規則第三十六号

補助金等交付規則をここに公布する。
補助金等交付規則

(趣旨)

第一条 この規則は、法令、条例又は他の規則に特別の定めのあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において「補助金等」とは、県が県以外の者に対して交付する給付金で次に掲げるものをいう。

一 補助金

二 利子補給金

三 知事が指定する負担金

四 その他相当の反対給付を受けない給付金(知事が指定するものを除く。)

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

4 この規則において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

一 県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するもの

二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

5 この規則において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。

6 この規則において、「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

(補助金等の交付の申請)

第三条 補助金等の交付の申請(契約の申込を含む。以下同じ。)をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した補助金等交付申請書(契約の申込にあつては、契約に関する書類)を知事に対しその定める期日までに提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所

二 補助事業等の目的及び内容

三 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎

四 その他知事が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 事業計画書

二 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類

三 工事の施行にあつては実施設計書

四 その他知事が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、知事は、同項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その添付を省略させることがある。

(補助金等の交付の決定)

第四条 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、補助金等を交付することが適当と認めるときは、速やかに、補助金等の交付の決定(契約の承諾の決定を含む。以下同じ。)をするものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付を決定することがある。

(補助金等の交付の条件)

第五条 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

一 補助事業等の内容の変更又は補助事業等に要する経費の配分の変更(知事の定める軽微な変更を除

く。)をする場合においては、知事の承認を受けること。

二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項

三 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

四 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等遂行が困難となつた場合においては、速やかに、知事に報告してその指示を受けること。

2 知事は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべき旨の条件を付することがある。

3 知事は、前二項に定めるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を付すことがある。

4 補助事業者等は、間接補助金等を交付する場合において、前三項の規定により知事が補助金等の交付の決定に条件を付したときは、間接補助事業者等に対し、これを遵守するために必要な条件を付さなければならない。

(決定の通知)

第六条 知事は、補助金等の交付を決定したときは、速やかに、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第七条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から十五日以内に、申請を取り下げることができる。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この期間を短縮し、又は延長することがある。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第八条 知事は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容及びこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 知事が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

一 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合

二 補助事業者等又は間接補助事業者等が、補助事業等又は間接補助事業等を遂行するために必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によつて賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができない場合(補助事業者等又は間接補助事業者等の責めに帰すべき事由による場合を除く。)

3 知事は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより特別に必要となつた次に掲げる経費について補助金等を交付することがある。

一 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

二 補助事業等を行うために締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費

4 第六条の規定は、第一項の規定により取消し、又は変更をした場合について準用する。

(補助事業等の遂行等)

第九条 補助事業者等は、法令、条例及び規則(以下「法令等」という。)の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。

2 補助事業者等は、間接補助事業者等に対し、法令等の定め及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わせ、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用(利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになる

ことをいい、同項第二号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。)をすることのないようにさせなければならない。

(状況報告)

第十条 知事は、補助事業者等に対し、その定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求めることがある。

(補助事業等の遂行等の命令)

第十一条 知事は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対して、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることがある。

2 知事は、補助事業者等が前項の命令に従わなかつたときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることがある。

(実績報告)

第十二条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき又は補助事業等の廃止の承認を受けたときは、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に知事が別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

2 前項の補助事業等実績報告書は、補助事業等の完了若しくは廃止の承認の日から一月を経過した日又は交付の決定のあつた日の属する県の会計年度の翌年度の四月二十日のいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、提出期限を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

(昭五二規則一・一部改正)

(補助金等の額の確定等)

第十三条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第十四条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して、命ずることがある。

2 第十二条の規定は、前項の規定による命令に従つて行う補助事業等について準用する。

(補助金等の交付)

第十五条 知事は、第十三条の規定による補助金等の額の確定後において補助金等を交付するものとする。ただし、知事は、補助事業等の遂行上必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することがある。

(決定の取消し)

第十六条 知事は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この規則又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 知事は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第六条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第十七条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 知事は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消しが前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者等の申請により、返還の期限を延長することがある。

(加算金及び延滞金)

第十八条 補助事業者等は、第十六条第一項の規定に基づく取消しにより、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助金等が二回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第一項の規定により加算金を納付しなければならない場合については、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

4 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止)

第十九条 知事は、補助事業者が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することがある。

(理由の提示)

第十九条の二 知事は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(平七規則八一・追加)

(帳簿及び書類の備付け等)

第二十条 補助事業者等は、当該補助事業等に関する帳簿及び書類を備え付け、これを当該補助事業等の完了又は廃止した年度の翌年度から五年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第二十一条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次の各号に掲げるものを知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が第五条第二項の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

一 不動産及びその従物

二 機械及び重要な器具で、知事が定めるもの

三 その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの

(立入検査等)

第二十二条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をしてその事務所、事業所等に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(実施細目)

第二十三条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行し、昭和五十一年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則(昭和五二年規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成七年規則第八一号)

この規則は、平成七年十月一日から施行する。

(8) 土地改良事業補助金交付要綱

土地改良事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、農業の生産基盤の整備等を図るため、土地改良事業を行う者（以下「事業主体」という。）が土地改良事業に要する経費について、当該事業主体に対し、予算の範囲内において土地改良事業補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(事業主体)

第2 この要綱で「事業主体」とは次に掲げる者をいう。

- (1) 市町村
- (2) 土地改良区及びその連合体
- (3) 農地中間管理機構
- (4) その他知事が適当と認める者

(交付の対象事業等)

第3 土地改良事業補助金の交付対象となる事業の種類、経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第3条第2項の規定により、補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 経費の配分及び事業計画の概要
- (2) 収支予算書
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかになった場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りではない。

(交付決定前の着手)

第5 事業主体は原則として、規則第4条に基づく通知を受けて事業を行うものとするが、やむを得ない事情がある場合には、別記様式第2号により、その旨を知事に届出たうえで、事業に着手することができる。ただし、国の補助を受けて実施する事業にあっては、当該事業について国の定める実施要綱等に、交付決定前着手を認める規定があるものに限る。

(交付の条件)

第6 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合には、別記様式第3号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる変更以外の変更にあっては、

この限りでない。

- (1) 別表の事業の種類欄に掲げる(1)、(2)、(3)の①、(3)の③、(4)、(6)、(8)、(11)及び(21)の事業
 - イ 地区ごとの事業費の増額又は減額
 - ロ 地区ごとに次に掲げる変更
 - (イ) 事業の中止又は廃止
 - (ロ) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合
- (2) 別表の事業の種類欄に掲げる(3)の②、(5)、(7)及び(20)の事業
 - イ 地区ごとの事業費の増額又は減額
 - ロ 地区ごとに次に掲げる変更
 - (イ) 経費の配分の変更
 - a 県費かさ上げ補助率の異なる工種を含む事業地区については、県補助金額の増減
 - b 工事費のうち費目区分欄に掲げる経費の相互間の30%を超える増減
 - (ロ) 事業の内容の変更
 - a 工種別の事業量の30%を超える増減
 - b 工種の新設、変更又は廃止
 - (ハ) 事業の中止又は廃止
 - (ニ) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合
- (3) 別表の事業の種類欄に掲げる(9)、(15)及び(18)の事業
 - イ 地区ごとの事業費の増額又は減額
 - ロ 地区ごとに次に掲げる変更
 - (イ) 事業の内容の変更
 - a 工種別の事業量の30%を超える増減
 - b 工種の新設、変更又は廃止
 - (ロ) 事業の中止又は廃止
 - (ハ) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合
- (4) 別表の事業の種類欄に掲げる(10)の事業
 - イ 地区ごとの事業費の増額又は減額
 - ロ 地区ごとに次に掲げる変更
 - (イ) 経費の配分の変更
 - a 事業費のうち経費区分欄に掲げる経費の相互間の30%を超える増減
 - (ロ) 事業の中止又は廃止
 - (ハ) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合
- (5) 別表の事業の種類欄に掲げる(12)の事業
 - イ 地区ごとの事業費の増額又は減額
 - ロ 地区ごとに次に掲げる変更
 - (イ) 経費の配分の変更
 - a 県費のかさ上げ補助率の異なる工種を含む事業地区については、県補助金額の増減
 - (ロ) 事業の内容の変更
 - a 工種別の事業量の30%(30%に相当する額が400万円以下の場合は400万円)を超える増減
 - b 工種の新設、変更又は廃止
 - (ハ) 事業実施主体の変更
 - (ニ) 地区相互間の間接補助金の額の流用
 - (ホ) 事業の中止又は廃止
 - (ヘ) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合

- (6) 別表の事業の種類欄に掲げる(13)の事業
 - イ 地区ごとの事業費の増額又は減額
 - ロ 事業内容の変更
 - ハ 事業の中止又は廃止
- (7) 別表の事業の種類欄に掲げる(14)の事業
 - イ 地区ごとの事業費の増額又は減額
 - ロ 地区ごとに次に掲げる変更
 - (イ) 経費の配分の変更
 - a 事業費のうち費目区分欄に掲げる経費の相互間の30%を超える増減
 - (ロ) 事業の内容の変更
 - a 操作体制人員配置の変更
 - b 費目区分欄に掲げる経費の新設、変更又は廃止
 - ハ 事業の中止又は廃止
 - (ニ) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合
- (8) 別表の事業の種類欄に掲げる(16)①の事業
 - イ 事業主体の変更
 - ロ 地区相互間の間接補助金の額の流用
 - ハ 地区ごとに次に掲げる変更
 - (イ) 工種別の事業量の30%(30%に相当する額が500万円以下の場合には500万円)を超える増減
 - (ロ) 工種の新設、変更又は廃止
 - ハ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合
- (9) 別表の事業の種類欄に掲げる(16)②の事業
 - イ 調査地域ごとに事業費の30%(30%に相当する額が400万円以下の場合には400万円)を超える増減
 - ロ 調査地域の変更
 - ハ 調査項目の変更又は廃止
 - ニ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合
- (10) 別表の事業の種類欄に掲げる(17)の事業
 - イ 地区ごとの事業費の増額又は減額
 - ロ 地区ごとに次に掲げる変更
 - (イ) 地域内農地集積型と高収益作物転換型の相互間の額の流用
 - (ロ) 事業類型の変更
 - a 地域内農地集積型から高収益作物転換型への変更
 - ハ 事業主体の変更
 - (ニ) 事業の中止又は廃止
 - (ホ) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合

(交付申請の取下げ)

第7 規則第7条の規定により交付申請を取下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8 規則第10条の規定による報告は、補助金の交付決定のあった年度の各四半期(第4・四半期を除く。)の末日現在において、別記様式第4号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事に提出するものとする。

(実績報告)

第9 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第5号によるものとし、その提出期限は事業完了の日から、1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日(事業主体に対し補助金の全額が前金払又は概算払で交付された場合は翌年度の4月20日)とする。

2 前項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 経費の配分及び事業実績の概要
- (2) 収支精算書
- (3) 各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書のいずれか
- (4) 財産管理台帳
- (5) 補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類
- (6) その他知事が必要と認める書類

3 第4第3項ただし書により交付の申請をした事業主体は、第1項の補助事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第4第3項ただし書により交付の申請をした事業主体は、第1項の補助事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額をした各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第6号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、額の確定のあった日の翌年6月15日までに、知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10 知事は、規則第12条第1項の規定により実績報告を受けた場合には、補助事業実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、事業主体に通知するものとする。

2 前項の審査及び現地調査等は、経済商工観光部、農政部及び水産林政部補助事業確認調査要綱(平成13年4月1日施行)により実施するものとする。

(補助金の交付方法)

第11 知事は、第10第1項に規定する補助金の額の確定後において補助金を交付するものとする。ただし、知事は、事業の遂行上必要があると認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払又は前金払により交付することができるものとし、その請求は、別記様式第7号によるものとする。

(補助金の経理)

第12 事業主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して当該事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。

2 事業主体は、前項の収入及び支出について、規則第20条に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了又は廃止の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(財産の管理等)

- 第13 事業主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、当該事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第14 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、それぞれ1件の取得価格が50万円以上(昭和45年以前の予算に係る補助事業により取得したものにあっては、5万円以上)のものとする。
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に定める財産の処分を制限する期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第5条により定める処分制限期間(以下「処分制限期間」という。)とする。
- 3 事業主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認については、第13第2項の規定を準用する。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

- 第15 事業主体(市町村に限る。)は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第6から第14までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

(書類の経由等)

- 第16 この要綱により知事に提出する書類は、事業主体の住所地を所管区域とする地方振興事務所を経由するものとし、その提出部数は各1部とする。ただし、別表の事業の種類欄に掲げる(7)、(8)、(12)、(14)から(21)の事業については、事業主体の住所地が地域事務所の事業担当区域にある場合は、地域事務所に提出するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和57年4月1日から施行し、昭和57年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、昭和58年4月4日から施行し、昭和58年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、昭和58年10月17日から施行し、昭和58年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年3月22日から施行し、昭和60年度予算に係る補助金に適用する。ただし、既に補助金交付申請書等が知事に提出されている場合には、従前の例による。

附 則

この要綱は、昭和61年4月21日から施行し、昭和61年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年10月6日から施行し、昭和61年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、昭和62年4月から施行する。ただし、第3中別表(2)の改正規定(別表(2)中、農村基盤総合整備事業の項交付の対象欄中2、4、6及び8を除く。)は昭和62年3月19

日から施行し、昭和 61 年度予算に係る補助金から適用する。

(暫定措置)

- 2 改正後の土地改良事業補助金交付要綱の別表（１）に掲げる事業のうち、別表（２）に掲げる事業の補助率については、別表（１）の規定にかかわらず、当分の間、別表（２）のとおりとする。

(農業用ため池整備事業補助金交付要綱の廃止)

- 3 農業用ため池整備事業補助金交付要綱（昭和 57 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 8 月 24 日から施行し、昭和 62 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 12 月 14 日から施行し、昭和 62 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式第 4 号の改正規定については、昭和 63 年 3 月 25 日から施行し、昭和 62 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 12 月 1 日から施行し、昭和 63 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成元年 3 月 1 日から施行し、平成元年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 年 10 月 5 日から施行し、平成 2 年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行し、平成 3 年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 6 年 5 月 31 日から施行し、平成 6 年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 8 年 8 月 1 日から施行し、改正後の土地改良事業補助金交付要綱の規定は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、平成 8 年度予算に係る補助金から適用し、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 10 年 5 月 20 日から施行し、改正後の土地改良事業補助金交付要綱の規定は平成 10 年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、平成 10 年度予算に係る補助金から適用し、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に適用する。
- 3 農用地等集団化事業補助金交付要綱（平成元年 8 月 30 日付け）は廃止とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 12 年 4 月 17 日から施行し、平成 12 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 13 年 3 月 29 日から施行し、平成 12 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 13 年 5 月 25 日から施行し、平成 13 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 14 年 4 月 26 日から施行し、平成 14 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 15 年 4 月 25 日から施行し、平成 15 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行し、平成 16 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 基幹水利施設管理事業補助金交付要綱（平成 8 年 10 月 1 日付け）は廃止とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 16 年 10 月 18 日から施行し、平成 16 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 2 日から施行し、平成 19 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 10 月 12 日から施行し、平成 19 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 3 月 28 日から施行し、平成 20 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 10 月 15 日から施行し、平成 21 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 12 月 17 日から施行し、平成 22 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 2 月 1 日から施行し、当該補助金に係る平成 23 年度予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日から施行し、平成 24 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 村づくり交付金交付要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け）は廃止とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 12 月 10 日から施行し、平成 24 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 2 月 26 日から施行し、平成 24 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 10 月 4 日から施行し、平成 25 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 12 月 1 日から施行し、平成 26 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 6 月 19 日から施行し、平成 27 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 5 月 13 日から施行し、平成 28 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度予算に係る補助金に適用する。

- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行し、令和元年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 2 月 14 日から施行し、令和元年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 9 月 1 日から施行し、令和 2 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 9 日から施行し、令和 3 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 10 月 3 日から施行し、令和 4 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 3 日から施行し、令和 5 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

交付の対象となる事業の種類及び補助率

別表

事業の種類	事業主体	交付の対象	補助率			特記事項
			国	県		
(1) 農業農村整備実施計画策定事業	市町村及び市町村以外	農地整備事業等の実施計画策定に必要な諸条件の調査、計画及び設計	50	50		
(2) 農業集落排水事業	市町村及び市町村以外	1 施設等の整備又は改築	51	50	1	※1%の県補助分は、農業集落排水整備推進交付金として事業完了後に交付される。
		2 施設等の調査及び計画の策定	50	50		
		3 最適整備構想の策定	定額	定額		
(3) 農村集落基盤再編・整備事業						
① 集落基盤整備事業	市町村及び市町村以外	農業生産基盤及び農村生活環境の整備・再編	64	50	14	※農業生産基盤
			51	50	1	※農村生活環境
② 中山間地域総合整備事業	市町村及び市町村以外	中山間地域における農業生産基盤及び農村生活環境等の一体的な整備等	69	55	14	※農業生産基盤
			56	55	1	※農村生活環境
③ 実施計画策定事業	市町村	1 中山間地域総合整備事業	50	50		
	市町村及び市町村以外	2 集落基盤再編事業				
(4) 農地整備事業（通作条件整備） 保全対策型（基幹農道、一般農道）	市町村	既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策のほか、緊急対策	50	50		※土地改良法に基づき実施する場合は県が1%を負担する。
(5) 農地防災事業						
① ため池等整備事業	市町村及び市町村以外	ため池整備工事、用排水施設整備工事	73	55	18	※上段は中山間等地域に適用
			68	50	18	
② 農業用河川工作物応急対策等事業（小規模）	市町村	農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等）の整備補強、撤去又は撤去に伴う整備。ただし、総事業費が5,000万円以上1億円未満のもの	92	50	42	
	市町村及び市町村以外	農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等）の整備補強、撤去又は撤去に伴う整備。ただし、総事業費が800万円以上5,000万円未満のもの	82	50	32	
(6) 地域用水環境整備事業	市町村及び市町村以外	1 地域用水等事業 2 歴史的施設保全事業	50	50		※土地改良法に基づき実施する場合は県が1%を負担する。
(7) 水利施設等整備事業						
① 基幹水利施設保全型	市町村及び市町村以外	1 国営及び県営事業で造成された農業用排水施設等に関する機能保全計画の策定	64	50	14	
		2 国営及び県営造成施設に係る機能保全計画等に基づく対策工事	64	50	14	
		3 国営及び県営造成施設において発生した突発的事故に対する緊急補修工事	64	50	14	
		4 2に必要な調査及び実施計画の策定	64	50	14	
② 地域農業水利施設保全型	市町村及び市町村以外	1 団体営事業等で造成された農業用排水施設等に関する機能保全計画の策定	64	50	14	※上段は中山間等地域に適用 ※ただし、令和元年度以前に採択された継続地区については、令和2年度に限り、事業主体と協議の上、採択時の補助率を適用することができる。
		2 団体営造成施設等に係る機能保全計画等に基づく対策工事	69	55	14	
		3 団体営造成施設等において発生した突発的事故に対する緊急工事	69	55	14	
		4 2に必要な調査及び実施計画の策定	64	50	14	

農山漁村地域整備交付金

事業の種類	事業主体	交付の対象	補助率			特記事項					
			国	県							
(8) 土地改良区体制強化事業	宮城県土地改良事業 団体連合会	1 施設・財務管理強化対策	100以内	50以内	50以内	※下段は市町村単位での合併モデル構築、複 式簿記会計に関する巡回指導及び会計の専門 家の配置にかかるものに摘要。					
		2 受益農地管理強化対策	定額	定額							
	土地改良区	3 統合整備強化対策	100以内	50以内	50以内						
	宮城県土地改良事業 団体連合会	4 研修・人材育成									
		イ 技術実践向上研修									
		ロ 基幹水利施設保全管理技術向上研修									
		ハ 財務・会計実践向上研修									
ニ 換地等技術向上研修											
(9) 農業競争力強化基盤整備事業											
① 農地整備事業に係る実施計画等の策定 (経営体育成促進換地等調整)	市町村及び 市町村以外	地区内農地等状況調査、農用地集団化促進基本計画作成、従前地面積測定、合意形成促 進、地区内アンケート調査、地区内ゾーン設定調整、地域営農構想作成、経営体育成方針 作成、創設農用地・増歩換地調整、非農用地換地関係調整、交換分合基準含み換地調整、 換地設計基準作成、換地計画素案作成、経営体育成換地調整	55 50 (62.5)	55 50 (62.5)		※上段は中山間等地域に適用 ※()内は農地中間管理機構関連に適用					
② 農村環境計画の策定	市町村及び 市町村以外	1 農村環境現況調査 2 農村環境計画の策定	50	50							
③ 実施計画策定事業	市町村及び 市町村以外	農業用排水施設等に関する機能保全計画の策定	定額	定額							
④ 水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)	市町村	国営造成施設及び県営造成施設に係る機能保全計画等に基づく対策工事	68	50	18	※基幹水利施設管理事業と一体的に実施する ものに適用					
(10) 小水力等再生可能エネルギー導入推進事業	市町村及び 市町村以外	小水力・太陽光等発電施設に係る調査設計費のうち案件形成、概略設計、協議・手続き及 び都道府県協議会支援	定額	定額							
(11) 土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業	市町村及び 土地改良区	PCB廃棄物処理に伴う収集・運搬に要する経費	50	50							
(12) 農村地域防災減災事業											
① 調査計画事業	市町村	1 農村地域防災減災総合計画策定等	50	50		※令和7年度まで定額					
		(1) 農村地域防災減災総合計画策定									
		(2) 地域排水機能強化計画策定									
		(3) 安全度評価									
		(4) 防災情報管理システム整備計画策定									
	市町村及び 市町村以外	(5) 地域危機管理整備計画策定									
		市町村及び 市町村以外	1 石綿等が使用されている農業用管水路の撤去及びこれと一体的に行う農業用排水路の変更	73	55		18	※上段は中山間等地域に適用			
			2 1の農業用排水路と一体となって機能を発揮する農業用排水路の変更	68	50		18				
			3 石綿等が使用されている土地改良施設(農業用管水路を除く。)の石綿等の除去及びこれ と一体的に行う当該土地改良施設の変更								
		市町村及び 市町村以外	1 実施策定計画等	定額	定額			※令和12年度まで定額			
	(1) ため池緊急防災対策情報整備										
	(2) 実施計画策定										
	2 監視・管理体制の強化										
	3 ため池総合整備工事(一般整備型)		76						55	21	※ため池の廃止に係るものを除く ※上段は大規模事業又は中山間地域等に存在 するもの及び緊急性が高いものに適用
	4 安全施設の整備		71						50	21	※上段は大規模なもの又は中山間等地域に存 在するもの及び緊急性が高いものに適用
市町村	1 ため池総合整備工事(一般整備型)		76			55			21	※ため池の廃止に係るものに 限る ※上段は大規模事業又は中山間等地域に存在 するもの及び緊急性が高いものに適用	
	2 ため池総合整備工事(地震・豪雨対策型)		71			50			21	※上段は大規模事業又は中山間等地域に存在 するもの及び緊急性が高いものに適用	
	3 ため池群整備工事	76	55	21	※上段は大規模事業又は中山間等地域に存在 するもの及び緊急性が高いものに適用						
		71	50	21							

事業の種類	事業主体	交付の対象	補助率			特記事項
			国	県		
(12) 農村地域防災減災事業						
④ 農業水利施設危機管理対策事業	市町村及び市町村以外	農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備	76 71	55 50	21 21	※上段は大規模なもの又は中山間等地域に存在するもの及び緊急性が高いものに適用
(13) 基幹水利施設管理事業	市町村	農林水産大臣から管理委託された基幹水利施設の管理に要する経費	60以内 31	30 30	30以内 1	※上段の県の負担割合は毎年度の予算の範囲内で30%を上限 ※下段はH23年度以降新規地区に適用
(14) 水利施設管理強化事業（一般型）	市町村	農業水利施設の多面的機能の発揮に対する支援	75 51	50 50	25 1	※国営造成施設管理体制整備促進事業より移行したものであり、下段はH19年度以降新規採択地区に適用
(15) 土地改良施設突発事故復旧事業	市町村及び市町村以外	水利施設で生じた突発事故の現地仮復旧及び機能回復を行う復旧工事に要する経費	76 71	55 50	21 21	※上段は中山間等地域に適用
(16) 農村整備事業						
① 農業集落排水施設整備事業	市町村及び市町村以外	1 施設等の整備又は改築	51	50	1	※1%の県補助分は、農業集落排水整備推進交付金として事業完了後に交付される。
		2 施設等の調査及び計画の策定	50	50		
② 計画策定等事業	市町村及び市町村以外	3 農業集落排水施設における最適整備構想及び維持管理適正化計画の策定	定額	定額		
(17) 農地耕作条件改善事業						
① 定率助成	市町村及び市町村以外	農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道等、農地造成、農用地の保全、営農環境整備支援、スマート農業導入支援のうちGNSS基地局整備、小規模基盤整備（盛土、圃内道、その他）	69 64	55 50	14 14	※上段は中山間等地域に適用
		スマート農業導入支援のうちGNSS基地局整備以外、管理省力化支援、品質向上支援、条件改善促進支援、高収益作物導入支援、機械作業体系導入支援、労働生産性向上技術導入支援、指導	55 50	55 50		
② 定額助成	市町村及び市町村以外	田又は畑の区画拡大、暗渠排水、湧水処理、末端畑地かんがい施設、客土、除礫、更新整備（用水路、排水路、農作業道等）、条件改善推進費、高収益作物転換推進費、新植・改植支援、幼木管理支援、経営継続発展支援（大苗の育成支援、代替農地での営農支援、省力技術研修支援）、園芸作物モデル産地形成支援	定額	定額		
(18) 農業水路等長寿命化・防災減災事業						
① 長寿命化対策	市町村及び市町村以外	1 長寿命化対策に資する農業用排水施設等の整備	69 64	55 50	14 14	※上段は中山間等地域に適用□
		2 施設の長寿命化対策に必要な諸条件について行う調査、その計画の策定等	定額	定額		
② 防災減災対策	市町村及び市町村以外	1 早急に整備を要するため池の新設、変更、新設を併せ行う廃止、ため池の廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備	73 68	55 50	18 18	※上段は中山間等地域に適用
		2 施設の防災減災対策に必要な諸条件について行う調査、その計画の策定等	定額	定額		
		3 ため池の廃止	定額	定額		
③ ため池の保全・避難対策	市町村及び市町村以外	施設の監視・管理体制の強化、ハザードマップの作成、減災対策の実施	定額	定額		※ただし、令和13年度以降の国補助率は50%

事業の種類	事業主体	交付の対象	補助率	補助率		特記事項
				国	県	
地方 進創 交付 金 整備 推 (19) 農道整備事業	市町村	地域再生法に基づき、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化及び生活環境の整備のための基盤となる施設のうち地方版総合戦略に位置付けられた農道の整備	50	50		
県 単 独 事 業 (20) 土地改良施設機能診断事業	市町村及び 市町村以外	1 設備ごとの劣化度合いを評価し、施設診断カルテと整備補修年次計画の作成 2 1に併せて、土地改良施設の長寿命化を図る小規模な整備補修工事の実施	30以内		30以内	※事業主体が市町村以外の場合は市町村が県と同等の負担を条件とする。
	(21) 県営造成施設管理体制整備促進事業	市町村		1 管理体制整備計画の作成・更新及び管理体制整備の推進活動（管理体制整備推進事業） 2 管理体制の整備及び強化に対する支援（管理体制整備強化支援事業）		

【備考】

- ① 「補助率」欄の数値単位はパーセント（％）。
- ② 「県単独事業」に関する県の補助金について、補助対象事業ごとに1地区当たりの補助金額が50万円未満となる場合は補助対象外。
- ③ (4)農地整備事業（通作条件整備）及び(6)地域用水環境整備事業を土地改良法に基づき団体営で実施する場合は、土地改良法第126条の規定により県は1％補助する。

年度土地改良事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

住所
氏名又は名称及び代表者名
地区名（○○○地区）

年度において、下記のとおり（ここに別表の事業の種類を記載）を実施したので、土地改良事業補助金交付要綱第4の規定に基づき、金 〇〇〇〇〇〇〇 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

3 添付書類

- (1) 経費の配分及び事業計画の概要（別紙第1）
- (2) 収支予算書（別紙第2）
- (3) 市町村の補助金交付規程又は要綱（間接交付を行う場合に限る）
- (4) その他知事が必要と認める書類

4 事業の完了予定 年 月 日

(注) 金額の記載は1行に収めること

経費の配分及び事業計画の概要

事業名	地区名 (事業主体)	〇〇地区 (〇〇市町村)		施行年度	年度～年度		本年度						翌年度以降		備考	
		総量	前年度まで		事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金(A)	国庫補助率	県補助金(B)	県補助率	市町村費	土地改良区 その他		事業量
工事費			円		円		円		%	円	%	円	円		円	工期 〇〇年〇月 ～ 〇〇年〇月 受益面積 ha 施設の予定 管理者 仕入れに係る 消費税等相当額 減額した金額 又は 該当なし又は含税額
純工事費																
測量設計費																
用地費 及び補償費																
計																
							補助金合計 (A)+(B)	円								

- (注) 1 工種欄には、純工事費の工種のダム、ため池、頭首工、揚（排）水機場、用（排）水路、隧道、橋梁、農地保全等を記載し、総合事業にあつては農業用排水、暗渠排水、農道、客土、区画整理、農用地造成、農地保全施設等を記載すること。
- 2 備考欄には、当該地区の受益面積、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月並びに事業の完了後の施設の予定管理者を記載するとともに、事業主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
- 3 実績報告書に添付する際は、「経費の配分及び事業計画の概要」を「経費の配分及び事業実績の概要」と置き換えること。

経費の配分及び事業計画の概要

- (1) 事業の名称
- (2) 事業主体名
- (3) 地区の名称
- (4) 事務所の所在地
- (5) 事業計画の概要

費 目	事 業 費	事業期間	自 年 月 日	至 年 月 日	摘 要
管 理 費	円	自		至	
整備費					
電力料					
管 理 諸 費					
合 計					

(6) 経費の配分

費 目	事業費	国庫補助金	県補助金	市町村費	土地改良区 その他	摘 要
管 理 費	円	円	円	円	円	
整備費						
電力料						
管 理 諸 費						
合 計						

(注) 実績報告書に添付する際は、「経費の配分及び事業計画の概要」を「経費の配分及び事業実績の概要」と置き換えること。

経費の配分及び事業計画の概要

事業名	事業区分	地区名 (事業主体)		〇〇地区 (〇〇改良区)		施行年度	年度～		年度	本年度						翌年度以降		備考
		総量	事業費	前年度まで	事業費		事業量	事業費		国庫補助金(A)	国庫補助率	県補助金(B)	県補助率	市町村費	土地改良区 その他	事業量	事業費	
			円		円			円	%		円	%		円		円	事業計画の概要については、別紙第1-4(2)のとおり 仕入れに係る消費税等相当額減額した金額又は該当なし又は含税額	
計			0		0			0	0		0	0		0		0		
								補助金合計(A)+(B)	0 円									

(注) 1 備考欄には、事業主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

2 実績報告書に添付する際は、「経費の配分及び事業計画の概要」を「経費の配分及び事業実績の概要」と置き換えること。

事業計画の概要

(単位:千円)

事業名	事業区分	事業内容	予算額
		実施(開催)予定 年 月 ~ 年 月	
合計			

(注)

- 1 事業内容には実施(開催)予定年月も記載すること。
- 2 実績報告書に添付する際は、「経費の配分及び事業計画の概要」を「経費の配分及び事業実績の概要」と置き換えること。
- 3 予算額については、その積算根拠も添付すること。

収 支 予 算 書

区 分	事 業 費	国庫補助金 (A)	国 庫 補助率	県補助金 (B)	県 補助率	市町村費	土地改良区 その他	備 考
〇〇事業	円	円	%	円	%	円	円	
△△地区 (〇〇市町村)								
計								
	補助金合計 (A) + (B)	円						

予算議決 (又は予算議決予定) 年 月 日

(注) 実績報告書に添付する際は、「収支予算書」を「収支精算書」と置き換えること

収 支 予 算 書

事業名 _____
 地区名 _____
 事業主体 _____

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		摘 要
			増	減	
	円	円	円	円	
国庫補助金					
県補助金					
市町村費					
土地改良区 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		摘 要
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

予算議決 (又は予算議決予定) 年 月 日

(注) 実績報告書に添付する際は、「収支予算書」を「収支精算書」、「本年度予算額」を「本年度精算額」、「前年度予算額」を「本年度予算額」と置き換えること

別記様式第2号（第5関係）

年度土地改良事業補助金交付決定前着手届

番 号
年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

住所
氏名又は名称及び代表者名

別紙事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前着手したいので、土地改良事業補助金交付要綱第5の規定に基づき、届出書を提出する。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画の変更は行わないこと。

別紙

- 1 事業の種類
- 2 地区名
- 3 事業主体
- 4 関係市町村
- 5 計画期間内の事業内容及び総事業費
- 6 当該年度の事業内容、事業費及び国費
- 7 着手予定年月日
- 8 完了予定年月日
- 9 交付決定前着手を必要とする理由

別記様式第3号（第6関係）

年度土地改良事業補助金計画変更承認及び変更交付申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

住所
氏名又は名称及び代表者名
地区名（○○○地区）

年 月 日付け 第 号をもって交付決定された（ここに別表の事業の種類を記載）について、事業の内容等を下記のとおり変更したいので、土地改良事業補助金交付要綱第6の規定に基づき〔、金 円を追加交付されたく（、金 円の減額承認を受けたく）〕申請する。

記

- （注）1 金額の変更がない場合は〔 〕の部分を除くこと
2 記の記載は、別記様式第1号に準ずること
この場合において、同様式中の「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、添付書類については、交付申請時から、変更があったものに限り添付すること
その際、変更前後の内容を容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること

別記様式第4号（第8関係）

年度土地改良事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

住所
氏名又は名称及び代表者名
地区名（○○○地区）

年 月 日付け 第 号をもって交付決定された（ここに別表の事業の種類を記載）について、土地改良事業補助金交付要綱第8の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

1 事業着手： 年 月 日

2 事業の完了予定： 年 月 日

3 事業遂行状況

区 分	実施計画		出来高		進捗率 B/A	備考
	事業費 A	交付額	事業費 B	交付額		
	円	円	円	円	%	

(注) 「事業費B」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること

4 収支の状況

(1) 収入の部

区 分	予 算 額	収 入 済 額	収入未済額	備考
国庫補助金 県補助金 市町村費 土地改良区等費	円	円	円	
計				

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	支 出 済 額	支出未済額	備考
	円	円	円	
計				

年度土地改良事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

住所
氏名又は名称及び代表者名
地区名（○○○地区）

年 月 日付け 第 号をもって交付決定（され、年 月 日付け 第 号をもって変更承認）された（ここに別表の事業の種類を記載）について、交付決定通知の内容に従い実施したので、土地改良事業補助金交付要綱第9第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

（なお、併せて精算額金 円の交付を請求する。）

記

- （注）1 記の記載は、別記様式第1号に準ずること
その際、変更前後の内容を容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること
なお、添付書類については次のとおり
- （1）経費の配分及び事業実績の概要（別紙第1）
 - （2）収支精算書（別紙第2）
 - （3）各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書（別紙第3）のいずれか
 - （4）財産管理台帳（別紙第4）
 - （5）補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類
 - （6）その他知事が必要と認める書類
- 2 変更承認を受けていない場合は（され、……）の部分を、精算払がない場合は（なお、……）の部分を除くこと
- 3 変更承認を複数回受けている場合は、その全てについて記載すること
- 4 精算払の請求がある場合は、金額の記載を1行に収め、余白に振込先を記載すること

※振込先記入例

金融機関名（本店・○○○支店）（普通・当座）口座番号
口座名義人（口座名義人ヨミガナ）

別紙第3

年度

補 助 金 調 書

補助事業名	交付決定の額	補助率	事業主体名									備考	
			歳入			歳出							
			科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち補助金 相当額	支出 済額	うち補助金 相当額	翌年度 繰越額		うち補助金 相当額
〇〇事業 △△地区 (〇〇市町村)	円	%		円	円		円	円	円	円	円	円	

(注) 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること

別記様式第6号（第9第4項関係）

年度土地改良事業補助金消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

住所
氏名又は名称及び代表者名
地区名（○○○地区）

年 月 日付け 第 号をもって交付決定された（ここに別表の事業の種類を記載）について、土地改良事業補助金交付要綱第9第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の補助金の額の確定額
金 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3-2） 金 円

（注） 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること

なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること

- ・消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること

なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること

- ・免税事業者の場合は、補助金事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助金事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- ・事業主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

年度土地改良事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

住所
氏名又は名称及び代表者名
地区名（○○○地区）

年 月 日付け 第 号をもって交付決定された（ここに別表の事業の種類を記載）について、土地改良事業補助金交付要綱第11の規定に基づき、金円を下記のとおり概算払により交付されたく請求する。

記

区 分	事業費	補助金 ①	既受領額 ②	今回請求額		残 高 ① - (② + ④)	備 考
				金 額 ④ ≤ ① × ③ - ②	○月○日迄 予定出来高 ③		
	円	円	円	円	%	円	
合 計							

概算払請求理由：

事 業 着 手： 年 月 日
事 業 完 了 予 定： 年 月 日

※振込先

金融機関名 (本店・○○○支店) (普通・当座) 口座番号
口座名義人 (口座名義人ヨミガナ)

(注) 本文中における金額の記載は、1行に収めること

(9) ガイドライン

※地帯区分「農林水産省」分抜粋

土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針について

平成3年5月31日付け3構改D第389号

最終改正 令和6年4月1日付け5農振第3156号

各 地 方 農 政 局 長
国 土 交 通 省 北 海 道 開 発 局 長
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長 } 殿

農村振興局長

この度、地方公共団体が事業の態様や地域の実状等に即して事業費の負担割合を定めるにあたっての指針とするため、国営、都道府県営及び団体営土地改良事業における都道府県及び市町村の標準的な費用負担の水準を別紙のとおり、「土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」として定めたので、御了知の上、その運用に特段の御配慮をお願いします。

なお、貴局管内の都道府県知事には、貴職から通知されたい。

「土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」

R6.4

(単位：%)

(国営：その1)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考
		農 林 水 産 省			
		国庫率	都府県	市町村	
農業農村整備事業費 かんがい排水事業費	国営かんがい排水	70	25	5	<p>[]書は農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)及び流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。</p> <p>[[]]書は農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)及び流域水質保全機能増進事業のうち更新事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。</p> <p>< >書は併せ行うため池整備に適用する。(注23)</p> <p><< >>書は一体的に行う耐震化対策、一体的に行う地域防災対策、一体的に行う豪雨災害対策及び洪水調節機能強化事業に適用する。(注24)</p> <p>()書は更新事業に適用する。</p> <p>(()書は緊急対策に適用する(注26)</p> <p>[]書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28)</p>
		70	20	8	
		2/3	23.4	8	
		2/3	20.9	8	
		2/3	19	8	
		2/3	17	6	
		[2/3]	[17]	[7]	
		[[2/3]]	[[19.4]]	[[10]]	
		<2/3>	<30>	<3.4>	
		<<2/3>>	<<30>>	<<3.4>>	
<<70>>	<<30>>	<<0>>			
(2/3)	(19.4)	(9)			
((2/3))	((22))	((11.4))			
[2/3]	[22]	[11.4]			
	{ただし田以外：特殊土壌等}	2/3	17	6	<p>「田以外：特殊土壌等」とは平成5年4月1日付け5構改D第194号による改正前の国営かんがい排水事業実施要綱第6の1の(1)のウの(イ)及び(2)に規定する特殊土壌地帯における田以外にかかる部分並びに琵琶湖総合開発特別措置法(昭和47年法律第64号)に基づく指定に係る事業を示す。</p>
	{ただしファームポンド、先行核地域及び農業水利制御システム}	50	25	10	<p>「ファームポンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。</p> <p>()書は更新事業に適用する。</p>
	(土地改良施設突発事故復旧事業)	2/3	30	3.4	()書は基幹施設型に適用する。
		(70)	(30)	(0)	
農用地再編整備事業費	国営農用地再編整備	2/3	17	6	< >書は農地再編整備の中山間地域型に適用する。
		<2/3>	<24.4>	<5>	()書は農地再編整備の次世代農業促進型、草地整備型及び国営緊急農地再編整備に適用する。
		<55>	<30>	<10>	(()書は流域治水対策に適用する(注29)
		<55>	<28>	<11>	
		<50>	<29>	<14>	
		(2/3)	(25.2)	(5)	
		((2/3))	((30))	((3.4))	
総合農地防災事業費	国営総合農地防災(総合農地防災)	70	30	0	()書は緊急対策に適用する。(注27)
		2/3	30	3.4	
		50	35	15	
		(2/3)	(22)	(11.4)	

(都道府県営：その1)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考				
		農 林 水 産 省							
		国庫率	都府県	市町村					
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農地中間管理機構関連農地整備事業	50 55 (50) (55)	27.5 27.5 (32) (32)	10 10 (18) (13)	営農環境整備を除く。(注21) () 書は流域治水対策に適用する。			
		農業競争力強化農地整備事業	50 55 (50) (55)	27.5 27.5 (32) (32)	10 10 (18) (13)	営農環境整備(注21)を除く。 () 書は流域治水対策に適用する。(注29)			
	農業基盤整備促進事業	農業基盤整備促進事業	50 55 (50) (55)	27.5 27.5 (32) (32)	10 10 (18) (13)	() 書及び[] 書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)			
			[50] [55]	[29] [29]	[14] [14]				
			草地畜産基盤整備事業	50	25		10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除	
			水利施設等保全高度化事業						
	水利施設整備事業 (基幹水利施設整備型) (農業用水再編対策型) (地域用水機能増進型) (流域水質保全機能増進型) (排水対策特別型) (基幹水利施設保全型) (水利施設集約再編型) (低炭素農業水利システム構築型) (洪水調節機能強化型)	水利施設整備事業 (基幹水利施設整備型) (農業用水再編対策型) (地域用水機能増進型) (流域水質保全機能増進型) (排水対策特別型) (基幹水利施設保全型) (水利施設集約再編型) (低炭素農業水利システム構築型) (洪水調節機能強化型)	50 <50> 【50】 {50} [50] (50) (50) (50) (50) (55)	25 <25> 【32】 {29} [33] (32) (31) (30) (31) (30)	10 <11> 【18】 {14} [17] (18) (13) (12) (13) (12)	営農環境整備(注21)を除く。 < > 書は地域用水機能増進型に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 【 】 書は洪水調節機能強化型に適用する。 { } 書は更新事業に適用する。 [] 書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28)ただし、() 書は地域用水機能増進型に適用する。 併せ行う農村地域防災減災事業は(注25)によるもので、同事業の負担割合を適用する。 低炭素農業水利システム構築型(注21)は表によらず、() 書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。			
			(農地集積促進型)	50 55	27.5 27.5		10 10		
			(畑作等推進支援水利再編型)	50 55	27.5 27.5		10 10		
			(簡易整備型)	50 55 {50} {55}	27.5 27.5 {31} {30}		10 10 {13} {12}		
				[50] [55]	[34] [31]		[16] [14]		
				畑地帯総合整備事業 (畑地帯総合整備型) (畑地帯総合整備中山間地域型)	50 55		27.5 27.5	10 10	営農環境整備(注21)を除く。 併せ行う農村地域防災減災事業は(注25)によるもので、同事業の負担割合を適用する。
				(高収益作物導入促進型)	50 55		27.5 27.5	10 10	
			(高収益作物転換型)	50 55	29 28.5		11 10.5		
			(畑作物等転換型)	50 55	29 28.5		11 10.5		
			土地改良施設突発事故復旧事業	土地改良施設突発事故復旧事業	50 55		32 32	18 13	
	中山間地域農業農村総合整備事業費	55 (55)			32 (33)	11 (12)	() 書は粗放的管理区域に適用する。 農村振興環境整備等(注21)を除く。		
	農村地域防災減災事業費	防災ダム整備事業	防災ダム整備事業	55	39	6	注7)に該当するものに適用する。		
				ため池整備事業					
		(地震・豪雨対策型)	(地震・豪雨対策型)	55 50 55 50	34 34 34 34	11 16 11 16	注8)に該当するものに適用する。		
				(一般整備型)	55 50 55 50 55	28 33 33 29 29		11 11 11 14 14	
				ため池長寿命化型)	50 55	29 29		14 14	
				(ため池群整備型)	55 50	34 34		11 16	注8)に該当するものに適用する。

(都道府県営：その2)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考
		農 林 水 産 省			
		国庫率	都府県	市町村	
農業農村整備事業費 農村地域防災減災事業費	用排水施設等整備事業				
	湛水防除事業	55 50 55 50 55 50 55 <50> <55>	37 42 42 37 37 32 32 <35> <35>	8 8 3 13 8 18 13 <15> <10>	< >書は国営総合農地防災事業に附帯する県営防災事業に適用する。
	地盤沈下対策事業	55 50 50 55 55 <50> <55>	34 39 34 39 34 <35> <35>	11 11 16 6 11 <15> <10>	< >書は国営総合農地防災事業に附帯する県営防災事業に適用する。
	用排水施設整備事業	55 50 55 50 55	28 33 33 29 29	11 11 11 14 14	注10)に該当するものに適用する。
	鉱毒対策事業	50 50 55 55	44 32 44 32	6 18 1 13	
	農地保全整備事業	55 50 50 55 45 40	30 32 29 29 31 30	10 18 14 14 16 11	
	地域防災機能増進事業				
	土地改良施設豪雨対策事業	50 55	32 32	18 13	注11)に該当するものに適用する。
	土地改良施設耐震対策事業	55 50 55	37 32 32	8 18 13	
	農道防災対策工事	55 50 55	37 32 32	8 18 13	
	農業用河川工作物等応急対策事業	55 50 55 50 55	37 42 42 32 32	8 8 3 18 13	
	特定農業用管水路等特別対策事業	50 55	35 35	10 10	
	水質保全対策事業	55 50 50 55 <50> <55>	34 34 32 34 <35> <35>	11 16 18 11 <15> <10>	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13) < >書は国営総合農地防災事業に附帯する県営防災事業に適用する。
	公害防除特別土地改良事業	55 50 50	41 34 32	4 16 18	注14)に該当するものに適用する。農業生産基盤整備(注17)に係るものは、同事業の負担割合を適用する。
	防災重点農業用ため池緊急整備事業	55 50	34 34	11 16	注30)に該当するものに適用する。
	ため池洪水調節機能強化事業	55 50	34 34	11 16	
	湛水被害総合対策事業	50 55 50 55	37 37 32 32	13 8 18 13	
	農業用施設等災害管理対策事業	50 55	29 29	14 14	注15)に該当するものに適用する。

(都道府県営：その3)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考		
		農 林 水 産 省					
		国庫率	都府県	市町村			
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	農村防災施設整備事業	50 55 <2/3>	29 29 <29>	14 14 <4.4>	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 <>書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)に基づいて実施される避難施設整備に適用する。	
		農業水利施設危機管理対策事業	50 55	29 29	14 14		
		(安全対策)	50 55	32 32	18 13		
	農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地整備				
			農地整備事業	50 55	27.5 27.5	10 10	営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。
			農業基盤整備促進事業	50 55 (50) (55) [50] [55]	27.5 27.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 (18) (13) [14] [14]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)
草地畜産基盤整備事業			50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。	
水利施設整備							
水利施設等整備事業			50 <50> {50} [50] (50) 50 55	25 <25> {29} [33] (32) 27.5 27.5	10 <11> {14} [17] (18) 10 10	<>書は地域用水機能増進型に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 { }書は更新事業に適用する。 []書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28)ただし、()書は地域用水機能増進型に適用する。 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。	
農業水利施設等保全合理化事業			50 55	27.5 27.5	10 10		
農地防災							
防災ダム事業 (防災ダム工事)			55	39	6	注7)に該当するものに適用する。	
(防災ため池工事)			55 50 50 55 55	34 39 34 39 34	11 11 16 6 11	注8)に該当するものに適用する。	
(地震対策ため池防災工事)			55 50	34 34	11 16		
ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事 (都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理対策事業)			55 50 50	28 33 29	11 11 14	注9)に該当するものに適用する。	
(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)			55 50 50 50	28 33 29 29	11 11 14 14	注10)に該当するものに適用する。	
湛水防除事業			55 50 50 50	37 42 37 32	8 8 13 18		
農地保全事業			55 50 50 45 40	30 32 29 31 30	10 18 14 16 11		

(都道府県営：その4)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考			
		農 林 水 産 省						
		国庫率	都府県	市町村				
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農地防災						
		農村地域環境保全整備事業 (農村地域環境保全総合整備事業)				農業生産基盤整備(注17)及び農村保全管理施設(注18)に係るものは、各事業の負担割合を適用する。		
		(特定農業用管水路等特別対策事業)	50	35	10			
		地盤沈下対策事業	55 50 50 55 55	34 39 34 39 34	11 11 16 6 11			
		地域ため池総合整備事業	55 50 55	28 29 29	11 14 14	注9)に該当するものに適用する。		
		農業用河川工作物等応急対策事業	55 50 50	37 42 32	8 8 18	注12)に該当するものに適用する。		
		土地改良施設耐震対策事業	50	32	18	注11)に該当するものに適用する。		
		農村災害対策整備事業	50 55 <2/3>	29 29 <29>	14 14 <4.4>	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 < >書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。		
		ため池群整備事業	55 50	34 34	11 16	注8)に該当するものに適用する。		
		土地改良施設豪雨対策事業	50	32	18	注11)に該当するものに適用する。		
		水質保全対策事業	55 50 50 55	34 34 32 34	11 16 18 11	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)		
		農村整備						
		集落基盤再編型	50 55 50 <50> [50] [45]	25 30 25 <25> [25] [27.5]	10 10 10 <11> [10] [10]	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。(注17)農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除く。 < >書は地域用水機能の増進を伴う農業用排水施設整備に係るものに適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。(注19) []書は基幹水利施設補修に係るものに適用する。(注20)		
		中山間地域総合整備型	55	30	10			
		農地環境整備型	55	30	10			
		農地集積・集約化 等対策費	農地集積・集約化 等対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	50 55 (50) (55) [50] [55]	27.5 27.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 (18) (13) [14] [14]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22) ()書は流域治水対策に適用する。(注29)

(都道府県営：その5)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考
		農 林 水 産 省			
		国庫率	都府県	市町村	
農業生産基盤整備 推進費	農業水利施設保全 管理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災事業			〔 〕書は更新事業に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28) 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資 する生態系保全施設等の整備(注21)を除く。
		(長寿命化対策)	50 55 {50} {55} [50] [55]	27.5 27.5 {31} {30} [34] [31]	
		(防災減災対策)			農村環境水質保全整備を除く。(注21)
			50 55 50 55 50 55 50 55	34 34 29 29 32 32 35 35	16 11 14 14 18 13 10 10
		畑作等促進整備事業			()書及び[]書は防災関連事業に係るもの に適用する。(注22)
			50 55 (50) (55) [50] [55]	27.5 27.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 (18) (13) [14] [14]

(市町村営：その1)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
		農 林 水 産 省				
		国庫率	都府県	市町村		
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農業競争力強化農地整備事業				
	農業基盤整備促進事業	50	14	21		
			55	14	21	
		水利施設等保全高度化事業				
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型) (低炭素農業水利システム構築型) (洪水調節機能強化型)	(50) 【50】 (50) (55)	(18) 【21】 (14) (14)	(25) 【29】 (21) (21)	営農環境整備(注21)を除く。 { }書は更新事業に適用する。 【】書は洪水調整機能強化型に適用する。 〔〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 低炭素農業水利システム構築型(注21)は表によらず、()書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。
		(簡易整備型)	50 55	14 14	21 21	
			[50] [55]	[22] [19]	[28] [26]	
		畑地帯総合整備事業 (高収益作物転換型) (畑作物等転換型)	50 55	29 28.5	11 10.5	
		土地改良施設突発事故復旧事業	50 55	21 21	29 24	
		中山間地域農業農村総合整備事業	55 (55)	17 (19)	23 (26)	()書は粗放的管理区域に適用する。 農村振興環境整備等(注21)を除く。
	中山間地域農業農村総合整備事業費	ため池整備事業				
		(地震・豪雨対策型)	55 50 55	19 21 21	26 29 24	注8)に該当するものに適用する。
		(一般整備型) (ため池長寿命化型)	50 55	18 18	25 25	注9)に該当するものに適用する。
		用排水施設等整備事業				
		湛水防除事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	
		用排水施設整備事業	55 50 55	17 18 18	22 25 25	注10)に該当するものに適用する。
		鉱毒対策事業	50 55	21 21	29 24	
		農地保全整備事業	50 45 55	18 20 18	25 28 25	
		地域防災機能増進事業				
		土地改良施設豪雨対策事業	50 55	21 21	29 24	注11)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	
		農道防災対策工事	55 50 55	19 21 21	26 29 24	
		農業用河川工作物等応急対策事業	50 50 55 55	42 32 42 32	8 18 3 13	注12)に該当するものに適用する。
		特定農業用管水路等特別対策事業	50 55	18 18	25 25	
		水質保全対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)
		公害防除特別土地改良事業	55 50 45 40	19 21 24 26	26 29 31 34	注14)に該当するものに適用する。農業生産基盤整備(注17)に係るものは、同事業の負担割合を適用する。
		防災重点農業用ため池緊急整備事業	55 50	21 21	24 29	注30)に該当するものに適用する。
		ため池洪水調節機能強化事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	
		農業用施設等災害管理対策事業	50 55	18 18	25 25	注15)に該当するものに適用する。

(市町村営：その2)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考			
		農 林 水 産 省						
		国庫率	都府県	市町村				
農業生産基盤整備事業費	農村地域防災減災事業費	農村防災施設整備事業	50 55 <2/3>	18 18 <18>	25 25 <15.4>	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 < >書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。		
		(安全対策)	50 55	21 21	29 24			
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地整備						
		農業基盤整備促進事業	50 55	14 14	21 21			
		水利施設整備						
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	50 [50]	14 [22]	21 [28]	〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。		
		(地域農業水利施設保全型)	50 55 [50] [55]	14 14 [22] [19]	21 21 [28] [26]			
		農地防災						
		防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)	55 50 55	19 21 21	26 29 24	注8)に該当するものに適用する。		
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事(都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理対策事業)	50 55	18 18	25 25	注9)に該当するものに適用する。		
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	55 50 55	17 18 18	22 25 25	注10)に該当するものに適用する。		
		湛水防除事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24			
		農地保全事業	50 45 55	18 20 18	25 28 25			
		農村地域環境保全整備事業 (特定農業用管水路等特別対策事業)	50 55	18 18	25 25			
		農業用河川工作物応急対策等事業	50 50 55 55	42 32 42 32	8 18 3 13	注12)に該当するものに適用する。		
		土地改良施設耐震対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	注11)に該当するものに適用する。		
		農村災害対策整備事業	50 55 <2/3>	18 18 <18>	25 25 <15.4>	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 < >書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。		
		土地改良施設豪雨対策事業	50 55	21 21	29 24	注11)に該当するものに適用する。		
		水質保全対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)		
		農村整備						
		集落基盤再編型	50	14	21	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。(注17)		
		中山間地域総合整備型	55	14	21	農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除く。		
		農地集積・集約化等対策費	農地集積・集約化等対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	50 55 (50) (55) [50] [55]	14 14 (15) (14) [21] [21]	21 21 (22.5) (21) [29] [24]	()書は農地整備・集約推進費活用型及び推進費等活用型に適用する。 〔 〕書は流域治水対策に適用する。(注29)

(市町村営：その3)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
		農 林 水 産 省				
		国庫率	都府県	市町村		
農業生産基盤整備 推進費	農業水利施設保全 管理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災事業				
		(長寿命化対策)	50 55 [50] [55]	14 14 [22] [19]	21 21 [28] [26]	〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資する生態系保全施設等の整備(注21)を除く。
		(防災減災対策)	50 55 50 55 50 55	21 21 32 32 18 18	29 24 18 13 25 25	
		畑作等促進整備事業	50 55 (50) (55)	14 14 (15) (14)	21 21 (22.5) (21)	()書は産地形成支援活用型に適用する。

(土地改良区等営：その1)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考		
		農 林 水 産 省					
		国庫率	都府県	市町村			
農業農村整備事業費	農業競争力強化 基盤整備事業費	農業競争力強化農地整備事業					
		草地畜産基盤整備事業	50	14	13	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。	
		農業基盤整備促進事業	50	14	13		
				55	14	13	
		水利施設等保全高度化事業					
		水利施設整備事業 (低炭素農業水利システム構築型) (洪水調節機能強化型)	[50] (50) (55)	[21] (14) (14)	[29] (13) (13)	営農環境整備(注21)を除く。 【 】書は洪水調整機能強化型に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 低炭素農業水利システム構築型(注21)は表によらず、()書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。	
		(簡易整備型)	50	14	13		
			55	14	13		
			[50]	[22]	[28]		
			[55]	[19]	[26]		
	畑地帯総合整備事業 (高収益作物転換型) (畑作物等転換型)	50	29	11			
		55	28.5	10.5			
	土地改良施設突発事故復旧事業	50	21	29			
		55	21	24			
	農村地域防災減災 事業費	ため池整備事業					
		(地震・豪雨対策型)					
		(一般整備型)	50	18	25	注9)に該当するものに適用する。	
		(ため池長寿命化型)	55	18	25		
		用排水施設等整備事業					
		湛水防除事業	55	19	26		
			50	21	29		
			55	21	24		
		用排水施設整備事業	55	17	22	注10)に該当するものに適用する。	
			50	18	25		
			55	18	25		
		鉱毒対策事業	50	21	29		
			55	21	24		
農地保全整備事業		50	18	25			
		45	20	28			
		55	18	25			
地域防災機能増進事業							
土地改良施設豪雨対策事業							
土地改良施設耐震対策事業							
農道防災対策工事							
農業用河川工作物等応急対策事業	50	42	8	注12)に該当するものに適用する。			
	50	32	18				
	55	42	3				
	55	32	13				
特定農業用管水路等特別対策事業	50	18	25				
	55	18	25				
水質保全対策事業	55	19	26	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)			
	50	21	29				
	55	21	24				
公害防除特別土地改良事業							
防災重点農業用ため池緊急整備事業	55	21	24	注30)に該当するものに適用する。			
	50	21	29				
ため池洪水調節機能強化事業	55	19	26				
	50	21	29				
	55	21	24				
農業用施設等災害管理対策事業	50	18	25	注15)に該当するものに適用する。			
	55	18	25				
農村防災施設整備事業	50	18	25	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 < >書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。			
	55	18	25				
	<2/3>	<18>	<15.4>				
(安全対策)	50	21	29				
	55	21	24				

(土地改良区等営：その2)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考		
		農 林 水 産 省					
		国庫率	都府県	市町村			
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農地整備					
		農業基盤整備促進事業	50	14	13		
			55	14	13		
		草地畜産基盤整備事業	50	14	13	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。	
			55	12	12		
		水利施設整備					
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	50	14	13	〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。	
			[50]	[22]	[28]		
		(地域農業水利施設保全型)	50	14	13		
			55	14	13		
				[50]	[22]	[28]	
				[55]	[19]	[26]	
		農地防災					
		防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)					
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事(都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理対策事業)	50	18	25	注9)に該当するものに適用する。	
			55	18	25		
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	55	17	22	注10)に該当するものに適用する。	
			50	18	25		
			55	18	25		
		湛水防除事業	55	19	26		
			50	21	29		
			55	21	24		
		農地保全事業	50	18	25		
			45	20	28		
			55	18	25		
		農村地域環境保全整備事業 (特定農業用管路等特別対策事業)	50	18	25		
			55	18	25		
		農業用河川工作物応急対策等事業	50	42	8	注12)に該当するものに適用する。	
			50	32	18		
			55	42	3		
	55	32	13				
土地改良施設耐震対策事業							
農村災害対策整備事業	50	18	25	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 〈 〉書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。			
	55	18	25				
	<2/3>	<18>	<15.4>				
土地改良施設豪雨対策事業							
水質保全対策事業	55	19	26	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)			
	50	21	29				
	55	21	24				
農村整備							
集落基盤再編型	50	14	13	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。(注17)			
中山間地域総合整備型				農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除く。			
農地集積・集約化 等対策費	農地集積・集約化 等対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	50	14	13	()書は農地整備・集約推進費活用型及び推進費等活用型に適用する。 []書は流域治水対策に適用する。(注29)	
			55	14	13		
			(50)	(15)	(22.5)		
			(55)	(14)	(18.5)		
			[50]	[21]	[29]		
			[55]	[21]	[24]		
農業生産基盤整備 推進費	農業水利施設保全 管理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災事業					
		(長寿命化対策)	50	14	13	〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資する生態系保全施設等の整備(注21)を除く。	
			55	14	13		
			[50]	[22]	[28]		
			[55]	[19]	[26]		
		(防災減災対策)	50	21	29	農村環境水質保全整備を除く。(注21)	
			55	21	24		
			50	32	18		
			55	32	13		
			50	18	25		
			55	18	25		
		畑作等促進整備事業	50	14	13	()書は産地形成支援活用型に適用する。	
			55	14	13		
			(50)	(15)	(22.5)		
			(55)	(14)	(18.5)		

- 注1) 都道府県及び市町村の負担割合(地帯区分の欄の値)は、当該事業の国庫率に係る対象事業費に対する割合を示す。
- 注2) 附帯事業及び併せ行う事業等で、他の事業の国庫補助率を準用している場合は、準用されるそれぞれの事業の都道府県及び市町村の負担割合を適用する。
- 注3) 国営土地改良事業のうち国営総合農地防災事業、国営かんがい排水事業(併せ行うため池整備)、国営かんがい排水事業と一体的に行う耐震化対策、地域防災対策及び豪雨災害対策、国営かんがい排水事業(国営洪水調節機能強化事業)のうち洪水調節機能の強化に資する施設整備、土地改良施設突発事故復旧事業並びに国営農地再編整備事業及び国営緊急農地再編整備事業のうち流域治水に資する施設整備、都道府県営及び団体営土地改良事業のうち農村地域防災減災事業、水利施設等保全高度化事業と併せ行う農村地域防災減災事業、農山漁村地域整備交付金における防災関連事業、沖縄振興公共投資交付金における防災関連事業、農地耕作条件改善事業における防災関連事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち防災減災対策、土地改良施設突発事故復旧事業並びに農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業、水利施設等保全高度化事業及び農地耕作条件改善事業のうち流域治水に資する施設整備については、本表に示す標準的な費用負担の水準にかかわらず、地方公共団体が設定する負担割合を地方公共団体が負担すべきものとする。
- 注4) 農地中間管理機構が事業主体となる場合は、都道府県営事業と同様の負担割合とする。
- 注5) 国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号)第2の11に掲げる国営かんがい排水事業と一体的に行う農道の整備、農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21生畜第2045号・21農振第2454号・21林整計第336号・21水港第2724号農林水産省生産局長・農林水産省農村振興局長・林野庁及び水産庁長官連盟通知)別紙1-1(農地整備に係る運用)の運用1(農地整備事業)の第2の3及び別紙4-1(農村整備に係る運用)の運用4(農道整備事業)の第1の2の(1)に掲げる農道整備事業並びに農村整備事業実施要綱(令和3年4月1日付け2農振第2737号農林水産省農村振興局長通知)第2の2農道・集落道整備事業(集落道を除く。)は、地方公共団体が設定する負担割合を地方公共団体が負担すべきものとする。
- 注6) 廃止事業の要綱に基づき採択された地区については、この通達による改正後もなお従前の例による。
- 注7) 農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知。以下「農村地域防災減災事業実施要綱」という。)第3の2(1)に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21生畜第2045号、21農振第2454号、21林整計第336号、21水港第2724号農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官、水産庁長官通知。以下「農山漁村地域整備交付金実施要綱」という。)別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙1のIの1(1)及び(4)に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱(平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知。以下「沖縄振興公共投資交付金交付要綱」という。)別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要綱別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙1のIの1(1)及び(4)に掲げるもの。
- 注8) 農村地域防災減災事業実施要綱別紙3(ため池整備事業に係る運用)の第2の1(1)及び2に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要綱別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙1のIの1(2)から(4)まで及び運用1別紙6(ため池群整備事業)の第1の2に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要綱別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙1のIの1(2)から(4)まで及び運用1別紙6(ため池群整備事業)の第1の2に掲げるもの。
- 注9) 農村地域防災減災事業実施要綱別紙3(ため池整備事業に係る運用)の第2の1の(2)及び(3)に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要綱別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙1のIIの1(1)のアからカまで、(2)のア、イ及びエからカまで、(3)のアからオまで、(4)並びに(7)のア及びイ、運用1別紙2別記1の1の(1)から(3)まで、(5)及び(7)並びに2の(1)から(3)までに掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要綱別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙1のIIの1(1)のアからカまで、(2)のア、イ及びエからカまで、(3)のアからオまで、(4)並びに(7)のア及びイ、運用1別紙2別記1の1の(1)から(3)まで、(5)及び(7)並びに2の(1)から(3)までに掲げるもの。
- 注10) 農村地域防災減災事業実施要綱別紙4(用排水施設等整備事業に係る運用)の第2の3に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要綱別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙1のIIの1(5)及び(6)に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要綱別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙1のIIの1(5)及び(6)に掲げるもの。
- 注11) 農村地域防災減災事業実施要綱別紙6(地域防災機能増進事業に係る運用)の第2の1から3に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要綱別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙4の第2の2、運用1別紙7の第1の2に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要綱別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙4の第2の2、運用1別紙7の第1の2に掲げるもの。
- 注12) 農村地域防災減災事業実施要綱別紙7(農業用河川工作物等急応急対策事業に係る運用)の第2の1及び2に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要綱別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙3の第2の1及び2に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要綱別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙3の第2の1及び2に掲げるもの。
- 注13) 備考欄の水質保全施設及び水質保全施設と併せ行う施設の内容は以下に掲げるものとする。
農村地域防災減災事業における水質保全施設とは、農村地域防災減災事業実施要綱別紙9(水質保全対策事業に係る運用)の第2の別表1の事業メニューの表の区分の欄1に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のア及びウ、同区分に対応する工種の欄の(2)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(3)、同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(2)並びに同表の区分の欄の4に対応する工種の欄の(1)に掲げるものとする。
農山漁村地域整備交付金における水質保全施設とは、農山漁村地域整備交付金実施要綱別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用2(水質保全対策事業)の第1の1の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のア及びウ、同区分に対応する工種の欄の(2)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(3)、同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(2)並びに同表の区分の欄の5に対応する工種の欄の(1)に掲げるものとする。
農村地域防災減災事業における水質保全施設と併せ行う施設とは、農村地域防災減災事業実施要綱別紙9(水質保全対策事業に係る運用)の第2の別表1の事業メニューの表の区分の欄1に対応する工種の欄の(4)及び同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の(3)から(5)に掲げるものとする。
農山漁村地域整備交付金における水質保全施設と併せ行う施設とは、農山漁村地域整備交付金実施要綱別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用2(水質保全対策事業)の第1の1の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(4)及び同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の(3)から(5)に掲げるものとする。

- 注14) 農村地域防災減災事業実施要領別紙10(公害防除特別土地改良事業に係る運用)の第2の1から3までに掲げるもの。
- 注15) 農村地域防災減災事業実施要領別紙12(農業用施設等災害管理対策事業に係る運用)の第2の1から5までに掲げるもの。
- 注16) 農村地域防災減災事業実施要領別紙13(農村防災施設整備事業に係る運用)の別表1の区分欄1及び2に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙5別表1の区分欄の1及び2に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙4(農地防災に係る運用)の運用1別紙5別表1の区分欄の1及び2に掲げるもの。
- 注17) 備考欄の農業生産基盤整備の内容は以下に掲げるものとする。
農村地域防災減災事業における農業生産基盤整備とは、農村地域防災減災事業実施要領別紙8(特定農業用管路等特別対策事業に係る運用)の第2の1から3まで、別紙13(農村防災施設整備事業に係る運用)の別表1の区分の欄の2に対応する事業種類の欄の(1)から(5)までに掲げるものとする。
農山漁村地域整備交付金における農業生産基盤整備とは、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙1のVの1に掲げるもの、運用1別紙5(農村災害対策整備事業)の第2の運用1別紙5別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)から(10)までに掲げるもの、別紙4-1(農村整備に係る運用)の運用1(農村集落基盤再編・整備事業)の別表の区分欄の1及び4に掲げるものとする。
沖縄振興公共投資交付金における農業生産基盤整備とは、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)のVの1に掲げるもの、運用1別紙5(農村災害対策整備事業)の第2の運用1別紙5別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)から(10)までに掲げるものとする。
- 注18) 備考欄の農村保全管理施設の内容は以下に掲げるものとする。
農村地域防災減災事業における農村保全管理施設とは、農村地域防災減災事業実施要領別紙13(農村防災施設整備事業に係る運用)の別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(1)から(8)までに掲げるもの。
農山漁村地域整備交付金における農業生産基盤整備とは、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙5(農村災害対策整備事業)の第2の運用1別紙5別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(3)及び(4)並びに同表の区分の欄の2に対応する事業種類の欄の(1)から(8)までに掲げるもの。
沖縄振興公共投資交付金における農業生産基盤整備とは、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙5(農村災害対策整備事業)の第2の運用1別紙5別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(3)及び(4)並びに同表の区分の欄の2に対応する事業種類の欄の(1)から(8)までに掲げるもの。
- 注19) 農山漁村地域整備交付金における備考欄の地域用水機能の増進を伴う農業用排水施設整備とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について(平成23年4月1日付け22生畜第2433号、22農振第2216号、22林整計第359号、22水港第2429号農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、農林水産省林野庁長官、農林水産省水産庁長官通知)による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領(以下「H22整備交付金要領」という。)別紙(番号12集落基盤整備事業に係る運用)の第1の5の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(2)に対応する内容の欄のウに掲げるものとする。
- 注20) 農山漁村地域整備交付金における備考欄の基幹水利施設補修とは、H22整備交付金要領別紙(番号12集落基盤整備事業に係る運用)の第1の5の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(2)に対応する内容の欄のウの②及びカ)に掲げるものとする。
- 注21) 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省農村振興局長通知)別紙1(農地整備事業に係る運用)の第3の別表の区分の欄の3、農業競争力強化農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2605号、29生畜第1500号農林水産省農村振興局長、生産局長通知。以下「農業競争力強化農地整備事業実施要領」という。)別紙1(農地整備事業に係る運用)の第3の別表の区分の欄の3、別紙3(草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第10の1の(1)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄のウ、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄のウ、同表の区分の欄の利用施設整備事業、水利施設等保全高度化事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知)別表2の区分の欄の3及び別紙1の第2の8、中山間地域農業農村総合整備事業実施要領(令和2年3月30日付け元農振第2792号農村振興局長通知)の別表の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(9)及び同表の区分の欄の2、農村地域防災減災事業実施要領別紙13(農村防災施設整備事業に係る運用)の第2の別表1の区分の欄の3、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2712号農林水産省農村振興局長通知)別表1(長寿命化対策)の(1)のアのウ)、別表2-1(水質保全対策関連)の4、農村整備事業実施要領(令和3年4月1日付け2農振第2737号農林水産省農村振興局長通知)第2に掲げる事業(2農道・集落道整備事業のうち農道に関する事業を除く。)、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1-1(農地整備に係る運用)の運用1(農地整備事業)の第2の別表1の区分の欄の3、運用4(草地畜産基盤整備事業)の第10の1の(1)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄のウ、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄のウ、同表の区分の欄の利用施設整備事業に係る運用)の運用2(水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型)及び運用3(農業水利施設保全合理化事業)の第2の別表の区分の欄の3、運用5(地域用水環境整備事業)の第1の1(1)のアからキまで、(2)のアからエまで、別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙5(農村災害対策整備事業)の運用1別紙5別表1の区分の欄の3、別紙4-1(農村整備に係る運用)の運用1(農村集落基盤再編・整備事業)の別表の区分の欄の2及び3、別紙13(効果促進事業に係る運用)の第4、沖縄振興公共投資交付金交付要綱において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1-1(農地整備に係る運用)の運用1(農地整備事業)の第2の別表1の区分の欄の3、運用4(草地畜産基盤整備事業)の第10の1の(1)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄のウ、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄のウ、同表の区分の欄の利用施設整備事業、別紙2(水利施設整備に係る運用)の運用2(水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型)及び運用3(農業水利施設保全合理化事業)の第2の別表の区分の欄の3、運用5(地域用水環境整備事業)の第1の1(1)のアからキまで、(2)のアからエまで、別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙5(農村災害対策整備事業)の運用1別紙5別表1の区分の欄の3、別紙4-1(農村整備に係る運用)の運用1(農村集落基盤再編・整備事業)の別表の区分の欄の2及び3、別紙13(効果促進事業に係る運用)の第4に掲げるものとする。
なお、これらの事業等に係る地方負担額については、令和5年度地方債同意等基準(令和5年総務省告示)及び令和5年度地方債同意等基準運用要綱(令和5年4月3日付け総務副大臣通知)第一の一の1の規定によるものとする。
- 注22) 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙5(農業基盤整備促進事業に係る運用)の第4の2に定める別記様式第1号、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1-1の運用2(農業基盤整備促進事業)の第5の2に定める別記様式第1号、農地耕作条件改善事業実施要領(平成27年4月9日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局長通知)第3の2に定める別記様式第2-1号及び第3の3に定める別記様式第2-2号、畑作等促進整備事業実施要領(令和5年4月3日付け農振第2643号農林水産省農村振興局長通知)の第6に定める別記様式第1号の農地防災事業の実施の欄に記載された区分による。
- 注23) 国営かんがい排水事業における併せ行うため池整備とは、国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付元構改D第532号農林水産事務次官依命通知。以下「国営かんがい排水事業実施要綱」という。)第2の6に掲げるもの。
- 注24) 国営かんがい排水事業と一体的に行う耐震化対策、地域防災対策及び豪雨災害対策とは、国営かんがい排水事業実施要綱第2の10に掲げるもの。国営洪水調節機能強化事業とは、国営かんがい排水事業実施要綱第2の1の表に掲げるもの。

- 注25) 農業競争力強化基盤整備事業のうち水利施設等保全高度化事業の水利施設整備事業(ただし、簡易整備型を除く。)及び畑地帯総合整備事業と併せ行う農村地域防災減災事業とは、農村地域防災減災事業実施要領別表1の事業区分の欄の1の事業に掲げるもの。
- 注26) 国営かんがい排水事業における緊急対策とは、国営かんがい排水事業実施要綱第2の2(4)に掲げるもののうち、耐震整備、地域防災対策及び豪雨災害対策を行うもの。
- 注27) 国営総合農地防災事業における緊急対策とは、国営総合農地防災事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第486号農林水産事務次官依命通知)第2の2(11)に掲げるもの。
- 注28) 安全対策とは、国営かんがい排水実施要綱2の1、水利施設等保全高度化事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知)第2の1(ただし、農地集積促進型を除く。)、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙2運用1、運用3の1及び運用5、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱第2の1と一体的に行うものとし、農業用排水施設への転落による被害の防止又は軽減を図るための施設を対象とする。
- 注29) 流域治水対策とは、以下のうち流域治水に資する施設の整備とする。
 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1の第3の3に掲げるものと一体的に実施される国営農地再編整備事業又は国営緊急農地再編整備事業
 農業競争力強化農地整備事業実施要領別表1の区分の欄の4(4)又は(5)に掲げるものと一体的に実施される農業競争力強化農地整備事業実施要領別表1の区分の欄1の事業
 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領別紙1(農地整備事業に係る運用)の第3の別表の区分の欄の4の(4)又は(5)に掲げるものと一体的に実施される農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領別表1の区分の欄1の事業
 農地耕作条件改善事業実施要綱第3の5に掲げるもの。
- 注30) 農村地域防災減災事業実施要領別紙17(防災重点農業用ため池緊急整備事業に係る運用)のうち、都道府県営事業については第2の1、2、3(7)・(8)及び6に掲げるもの、市町村営事業については第2の1、2、3(7)及び6に掲げるもの、土地改良区等営事業については第2の1(2)(ため池の廃止に係るものを除く。)、3(7)及び6に掲げるものとする。
- 注31) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)の施行により過疎地域の指定除外になった市町村(令和4年度に再設定されたものを除く。)では、令和5年度以降、該当事業の国庫補助率が漸減していくため(土地改良事業関係補助金交付要綱に規定)、これに対応した負担割合を適用する。

(10) 地域指定の概要

10. 市町村における計画策定状況及び地域指定の概要

令和4年4月1日現在

圏域	市町村名	農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想	特定農山村地域 (H5.9.28指定)	集約酪農地域	酪農・肉用牛生産近代化計画	野菜指定産地	広域営農団地整備計画	農村総合整備計画 (農村振興基本計画)
仙南圏域	白石	H28.8.15	小原	蔵王	酪農肉用牛	S45.10.13 夏秋きゅうり	H17.3.18	S59
	角田	H28.8.1		蔵王	酪農肉用牛	S45.10.13 夏秋きゅうり	H17.3.18	S50
	蔵王	H29.3.9		蔵王	酪農肉用牛	S45.10.13 夏秋きゅうり	H17.3.18	S63
	七ヶ宿	H28.7.26	全地域	蔵王	酪農		H17.3.18	
	大河原	H28.8.29		蔵王	肉用牛	S45.10.13 夏秋きゅうり	H17.3.18	
	村田	H28.8.17	富岡	蔵王	肉用牛	S45.10.13 夏秋きゅうり	H17.3.18	
	柴田	H28.8.3		蔵王		S45.10.13 夏秋きゅうり	H17.3.18	S49・H4
	川崎	H28.8.1	全地域	蔵王			H17.3.18	H20
	丸森	H28.7.25	耕野・大張・筆甫	蔵王	酪農肉用牛	S45.10.13 夏秋きゅうり	H17.3.18	S53
	計	9	(7地域) 5	9	7	(1指定産地) 7	9	6
仙台圏域	仙台	H29.3.24			酪農肉用牛		S53.7.11	
	秋保							
	泉							
	宮城							
	※塩釜							
	名取	H28.12.7		蔵王		S46.6.30 夏秋トマト		
	多賀城	H28.7.20						
	岩沼	H28.11.25		蔵王		S47.12.21 冬春きゅうり		S49
	亘理	H28.7.1				S47.12.21 冬春きゅうり	S51.8.27	S58・H15
	山元	H29.1.6					S51.8.27	S54・H11・H14
	松島	H29.3.23			肉用牛		S54.6.26	S62
	七ヶ浜	H28.12.2						
	利府	H29.10.28						
	大和	H28.7.7	宮床・吉田		肉用牛	H10.5.20 ほうれんそう	S54.6.26	
	大郷	H29.3.24			酪農肉用牛	H10.5.20 ほうれんそう	S54.6.26	S59
	富谷	H28.10.25				H10.5.20 ほうれんそう	S54.6.26	
大衡	H28.7.25				H10.5.20 ほうれんそう	S54.6.26		
計	13	(2地域) 1	2	4	(3指定産地) 7	8	5	

※印は農業振興地域の未指定地域を表す。()内年度は計画策定中及び予定を表す。県は県計画を表す。(果振計画)は宮城県果樹農業振興計画を表す。

圏域	市町村名	農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想	特定農山村地域(H5.9.28指定)	集約酪農地域	酪農・肉用牛生産近代化計画	野菜指定産地	広域営農団地整備計画	農村総合整備計画(農村振興基本計画)
大 崎 圏 域	大崎	H29.3.23			酪農肉用牛	H 7. 5.30 夏秋なす H 8. 5.30 ほうれんそう	S57. 7.2	
	古川			栗駒				S56
	松山							
	三本木							
	鹿島台							S52
	岩出山			栗駒				S52
	鳴子		全地域	栗駒				
	田尻							S55・H15
	色麻	H29.2.27		栗駒	酪農肉用牛	S63. 8.25 秋冬はくさい H 9. 5.30 秋冬ねぎ	S57. 7.23	S49
	加美	H29.3.3		栗駒	酪農肉用牛	S63. 8.25 秋冬はくさい H 9. 5.30 秋冬ねぎ	S57. 7.23	
	中新田							S55
	小野田		全地域					S56・H13
	宮崎		全地域					S49
	涌谷	H29.3.28			酪農肉用牛	H 8. 5.30 ほうれんそう	S57. 7.23	S53
	美里	H29.3.15			肉用牛	H 8. 5.30 ほうれんそう	S57. 7.23	
	小牛田							S57・H13
	南郷							S51・H 6
計	5	(3地域) 2	5	5	(4指定産地) 5	5	(11地域) 5	
栗 原 圏 域	栗原	H29.3.28			酪農肉用牛	S45.10.13 夏秋きゅうり	S57. 7.23	
	築館		姫松	栗駒				
	若柳			栗駒				S56
	栗駒		栗駒・文字 姫松	栗駒				S51 S53
	高清水			栗駒				
	一迫			栗駒				S50
	瀬峰			栗駒				H元
	鶯沢			栗駒				
	金成			栗駒				S57・H13
	志波姫			栗駒				S54
花山		全地域	栗駒					
計	1	(4地域) 1	10	1	(1指定産地) 1	1	(6地域) 1	

※印は農業振興地域の未指定地域を表す。()内年度は計画策定中及び予定を表す。県は県計画を表す。(果振計画)は宮城県果樹農業振興計画を表す。

圏域	市町村名	農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想	特定農山村地域 (H5.9.28指定)	集約酪農地域	酪農・肉用牛生産近代化計画	野菜指定産地	広域営農団地整備計画	農村総合整備計画 (農村振興基本計画)
登米圏域	登米	H28.9.20			酪農肉用牛	S50.6.19 冬春きゅうり S50.6.19 夏秋きゅうり H17.2.18 春キャベツ H17.2.18 夏秋キャベツ	S55.11.11 H元.5.16	
	迫							S51
	登米							H元
	東和		全地域					H2・H14
	中田							S54・H16
	豊里							S58
	米山							S49・H5
	石越							S61・H16
	南方							S49
	津山		全地域					
計	1	(2地域) 1	0	1	(4指定産地) 1	1	(8地域) 1	
石巻圏域	石巻	H28.11.21			酪農肉用牛	S46.6.30 冬春きゅうり H5.5.31 夏秋トマト	S60.3.29	
	石巻							
	河北							
	※雄勝		全地域					
	河南							S52
	桃生							
	北上		全地域					
	牡鹿		全地域					
	東松島	H28.9.28			肉用牛	S46.6.30 冬春きゅうり S56.1.23 秋冬ねぎ H5.5.31 夏秋トマト	S60.3.29	
	矢本							S49・H7
鳴瀬							S60	
※女川		全地域						
計	2	(4地域) 2	0	2	(3指定産地) 2	2	(3地域) 2	
気仙沼・本吉圏域	気仙沼	H28.11.17			酪農肉用牛		H元.5.16	
	気仙沼		鹿折・新月					H3
	唐桑		全地域					
	本吉		津谷				H元.5.16	S55
	南三陸	H29.1.24			酪農肉用牛		H元.5.16	
	志津川		全地域					
歌津								
計	2	(5地域) 3	0	2	0	2	(2地域) 1	
合計	33	(27地域) 15	26	22	(16指定産地) 23	28	(41地域) 21	

※印は農業振興地域の未指定地域を表す。()内年度は計画策定中及び予定を表す。県は県計画を表す。(果振計画)は宮城県果樹農業振興計画を表す。

圏域	市町村名	都市計画			環境保全			振興山村	離島振興対策実施区域	過疎地域	豪雪地帯
		都市計画区域	市街化区域	用途地域	自然環境保全地域	緑地環境保全地域	国立・国定・県立自然公園				
仙南圏域	白石	●		●			蔵王国定蔵王高原県立				S38.11.1
	角田	●		●	斗蔵山	深山					
	蔵王	●					蔵王国定蔵王高原県立				S38.11.1
	七ヶ宿						蔵王国定蔵王高原県立	全地域		H12.4.1	S38.11.1
	大河原	●		●							
	村田	●		●	樽水・五社山谷山						
	柴田	●		●		高館・千貫山					
	川崎	●		●	釜房湖谷山		蔵王国定蔵王高原県立	川崎・富岡		R4.4.1	S38.11.1
	丸森	●					阿武隈溪谷県立	丸森・大内・筆甫		H12.4.1	
	計	8	0	6	(4地域) 3	(2地域) 2	(3公園) 5	(6地域) 3	0	(3地域) 3	4
仙台圏域	仙台	●	●	●	仙台港海浜 太白山	蕃山・斎勝沼 県民の森 丸田沢 権現森 高館・千貫山	蔵王国定 県立船形連峰 県立二口峡谷				
	秋保							秋保			S38.11.1
	泉							根白石			
	宮城							広瀬・大沢			S38.11.1
	※塩釜	●	●	●		加瀬沼	県立松島		S32.12.25		
	名取	●	●	●	仙台港海浜 樽水・五社山	高館・千貫山					
	多賀城	●	●	●		加瀬沼					
	岩沼	●	●	●	仙台港海浜	高館・千貫山					
	亘理	●		●	仙台港海浜	愛宕山					
	山元	●			仙台港海浜	深山				H29.4.1	
	松島	●	●	●			県立松島			R4.4.1	
	七ヶ浜	●	●	●			県立松島				
	利府	●	●	●		加瀬沼 県民の森 番ヶ森山周辺	県立松島				
	大和	●	●	●			県立船形連峰	吉田・宮床			
	大郷	●			東成田	番ヶ森山周辺				R4.4.1	
	富谷	●	●	●		県民の森					
	大衡	●	●	●		昭和万葉の森					
計	14	11	12	(4地域) 6	(10地域) 11	(4公園) 6	(6地域) 2	(1地域) 1	(3地域) 3	(2地域) 1	

(注) ※は農業振興地域の未指定地域を表す。(特)は特別豪雪地帯を表す。

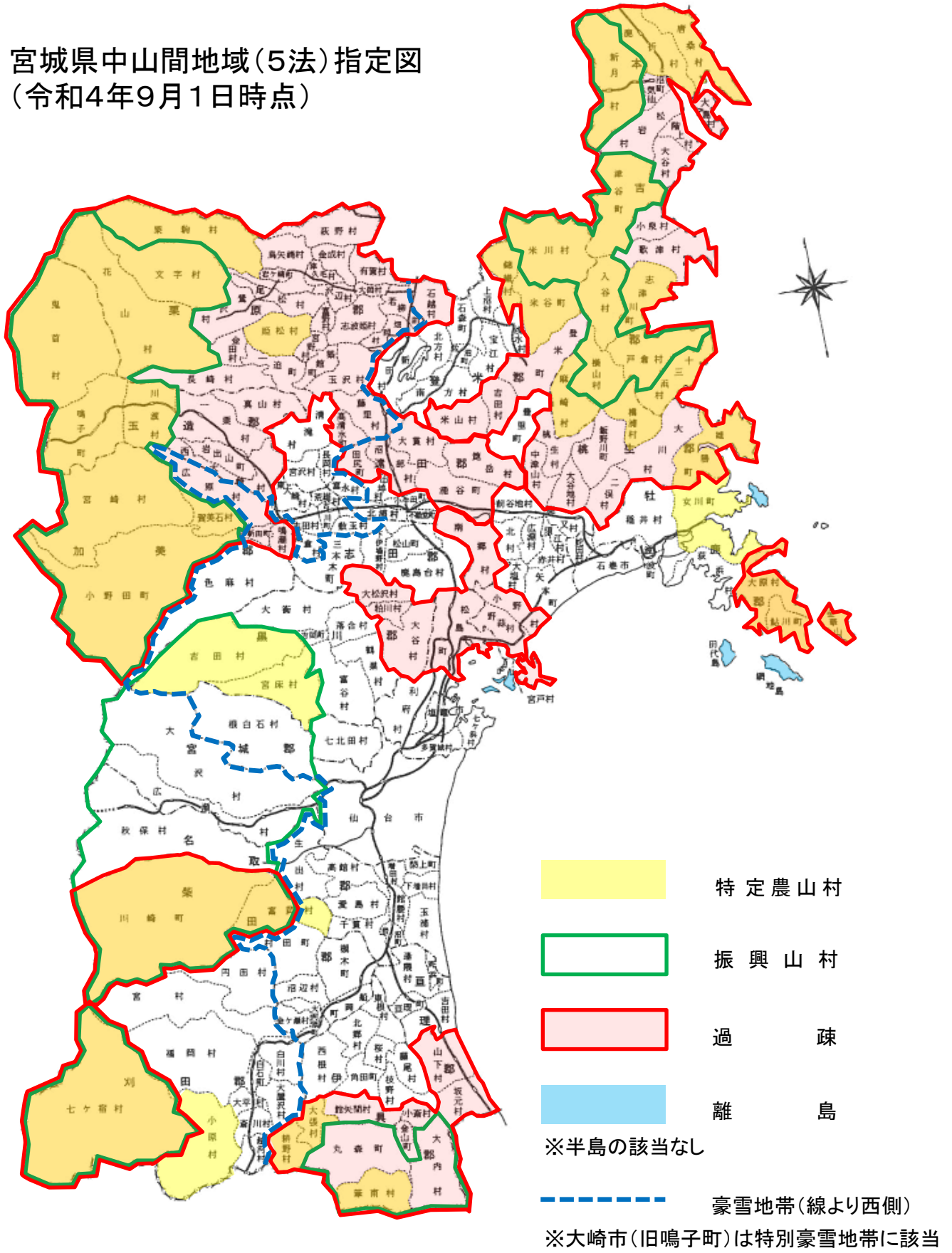
圏域	市町村名	都 市 計 画			環 境 保 全			振興山村	離 島 振興対策 実施区域	過疎地域	豪雪地帯
		都市計画 区 域	市 街 化 区 域	用途地域	自然環境 保全地域	緑地環境 保全地域	国立・国定・県立 自然公園				
大 崎 圏 域	大 崎	●		●							
	古 川										S38.11. 1
	松 山										
	三本木										
	鹿島台										
	岩出山									H18. 3.31	S38.11. 1
	鳴 子				一桧山・田代		栗駒国定	川渡・鬼首		H18. 3.31	S38.11. 1 S54. 4. 2 (特)
	田 尻					加護坊・崑 岳山				R3. 4. 1	
	色 麻						県立船形連峰				
	加 美	●								H15. 4. 1	
	中新田										
	小野田				魚取沼 荒沢 商人沼		県立船形連峰	小 野 田			S38.11. 1
	宮 崎				魚取沼			宮 崎			S38.11. 1
	涌 谷	●			崑岳山	加護坊・ 崑岳山				R4. 4. 1	
美 里	●		●								
小牛田											
南 郷									R3. 4. 1		
計	4	0	2	(5地域) 3	(1地域) 2	(2公園) 3	(4地域) 2	0	(6地域) 4	(5地域) 2	
栗 原 圏 域	栗 原	●		●						H17. 4. 1	
	築 館				伊豆沼・内沼						S38.11. 1
	若 柳				伊豆沼・内沼						S38.11. 1
	栗 駒						栗駒国定	文 字			S38.11. 1
	高清水										S38.11. 1
	一 迫										S38.11. 1
	瀬 峰										
	鶯 沢										S38.11. 1
	金 成										S38.11. 1
	志波姫										S38.11. 1
花 山				一桧山・田代 御嶽山		栗駒国定	花 山			S38.11. 1	
計	1	0	1	(3地域) 1	0	(1公園) 1	(2地域) 1	0	(1地域) 1	(9地域) 1	

(注) ※は農業振興地域の未指定地域を表す。(特)は特別豪雪地帯を表す。

圏域	市町村名	都市計画			環境保全			振興山村	離島 振興対策 実施区域	過疎地域	豪雪地帯
		都市計画 区域	市街化 区域	用途地域	自然環境 保全地域	緑地環境 保全地域	国立・国定・県立 自然公園				
登米圏域	登米	●		●							
	迫				伊豆沼・内沼						
	登米									H17. 4. 1	
	東和				鱒淵観音堂			米川		H17. 4. 1	
	中田										
	豊里										
	米山									R3. 4. 1	
	石越									R3. 4. 1	
	南方										
	津山				翁倉山		三陸復興国立	横山		H17. 4. 1	
計	1	0	1	(3地域) 1	0	(1公園) 1	(2地域) 1	0	(5地域) 1	0	
石巻圏域	石巻	●	●	●							
	石巻						三陸復興国立 硯上山万石浦県立		S32. 8.16		
	河北	●					三陸復興国立 硯上山万石浦県立			H22. 4. 1	
	※雄勝						三陸復興国立 硯上山万石浦県立			H22. 4. 1	
	河南						県立旭山				
	桃生									R4. 4. 1	
	北上				翁倉山		三陸復興国立			H22. 4. 1	
	牡鹿						三陸復興国立		S30.10.20	H22. 4. 1	
	東松島	●	●	●							
	矢本										
	鳴瀬						県立松島			R3. 4. 1	
	※女川	●	●	●			三陸復興国立 硯上山万石浦県立		S32. 8.16		
	計	3	3	3	(1地域) 1	0	(4公園) 3	0	(3地域) 2	(4地域) 1	0
気仙沼・本吉圏	気仙沼									H26. 4. 1	
	気仙沼	●		●			県立気仙沼	新月			
	唐桑						県立気仙沼				
	本吉						三陸復興国立 県立気仙沼	津谷			
	南三陸									H26. 4. 1	
	志津川	●		●			三陸復興国立	戸倉・入谷			
	歌津						三陸復興国立				
計	(2区域) 2	0	(2地域) 2	0	0	(2公園) 2	(4地域) 2		(2地域) 2	0	
合計	(19区域) 33	(3区域) 14	(18地域) 27	(16地域) 15	(11地域) 14	(11公園) 21	(24地域) 11	(4地域) 3	(26地域) 16	(20地域) 8	

(注) ※は農業振興地域の未指定地域を表す。(特)は特別豪雪地帯を表す。

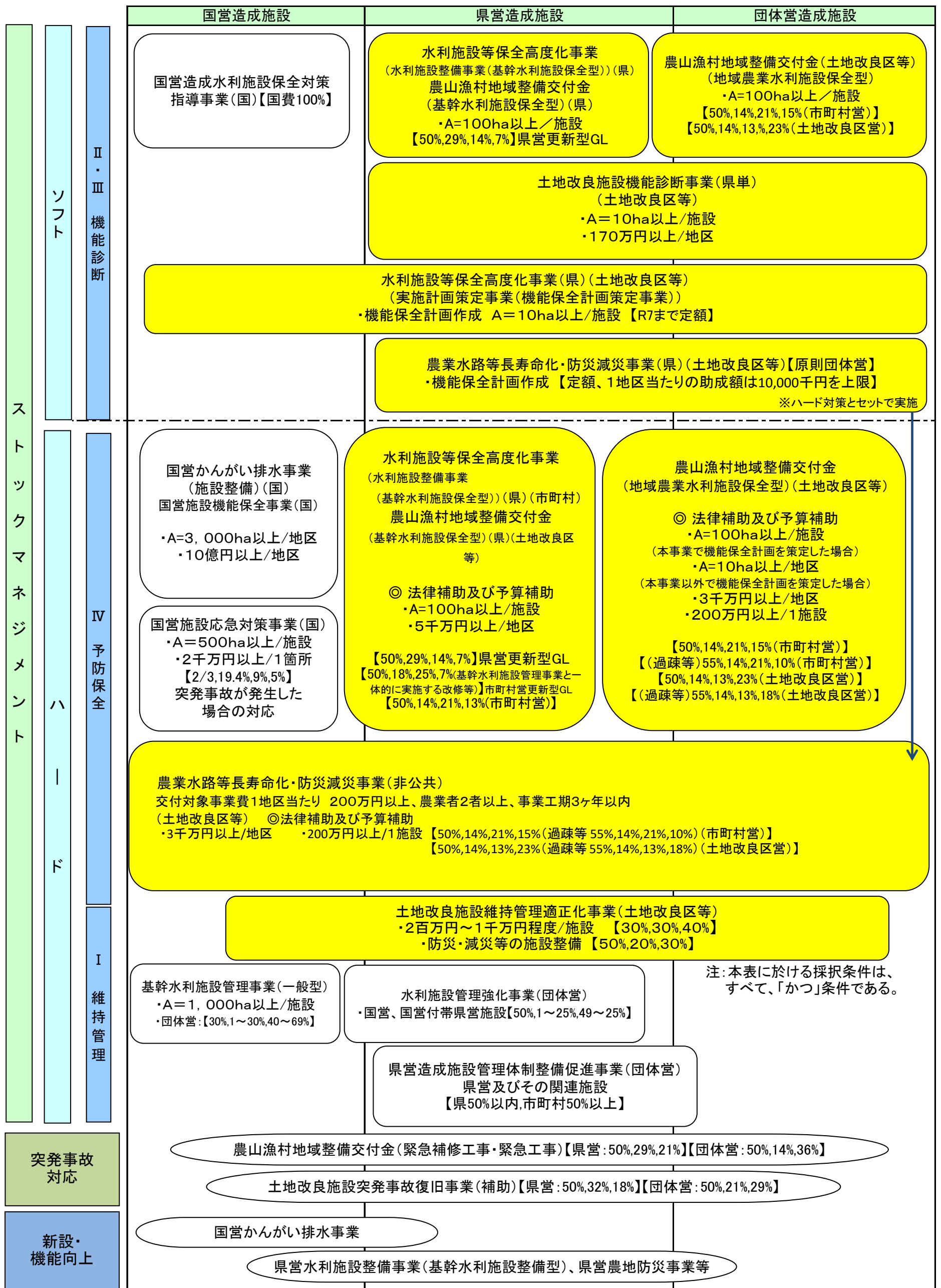
宮城県中山間地域(5法)指定図
(令和4年9月1日時点)



(11) 農業水利施設のストックマネジメント
対策関連事業概念図

農業水利施設ストックマネジメント対策関連事業概念図

農村整備課水利施設保全班
農業農村整備事業制度の概要



(12) 県営土地改良事業造成ダムに係る事業の
負担割合について

(別紙)

県有土地改良財産のダムに係る事業の負担割合について

平成28年 6月 9日

農村振興課地域計画班

農村整備課水利施設保全班

1 県有土地改良財産となっているダム

県営土地改良事業（以下、県営事業という。）で築造したダム及びため池（流水貯留機能を持つものに限る。）等の基幹的な土地改良財産は、「土地改良財産の管理及び処分に関する規則（昭和47年8月1日宮城県規則第54号）」第17条に基づき土地改良区等への譲与が認められないことから、県有土地改良財産として県が所有者となる。

現在、県営土地改良事業で築造され県が所有者となっているダムは、栗駒ダム（栗原市栗駒）、菅生ダム（大崎市岩出山）、宿の沢ダム（栗原市高清水）、川原子ダム（白石市）、村田ダム（村田町）の5施設となっており、栗駒ダムは県が自ら管理も行っているが、外の4ダムは受託者との協議が整い管理委託されている。

2 県有土地改良財産のダムに係る農業農村整備事業の負担割合の取扱

(1) 負担割合の取り決め

現在、施設等を新しく造る「建設の時代」から建設された施設等を賢く使っていくという「管理の時代」へ変遷しつつあり、ダムについても、かんがい排水事業のように新設・変更する事業のみならず、stromane事業のように施設の長寿命化を図るための事業等が創設されてきている。

平成19年度に「農業農村整備事業に関する負担割合の見直し」が行われ、適用してきた従前の負担割合も原則として国のガイドラインに従った負担割合とされ、それまでに取組実績があった事業及び管理計画で取組が見込まれていた事業等について、それぞれ負担割合を検討・見直して現行の負担割合とした。

その際、県営事業により県有土地改良財産となるダムの新設・変更に係るかんがい排水事業は、国のガイドラインに従った負担割合としたが、既に県有土地改良財産となっているダムの長寿命化対策事業及び防災事業については、補助残分を県が負担することとした。

(2) 機能保全対策による施設の長寿命化と防災・減災を目的とする事業の場合

負担割合決定後、栗駒ダムについては新規事業を実施してきており、事業に要する費用（補助事業を活用する場合は補助残分）は全て県負担としている。

栗駒ダム以外の4ダムについてはこれまで事業実績がないものの、事業管理計画に位置づけられているとおり施設の長寿命化のために基幹水利施設保全型事業が予定されている。

また、今後は地域の実情に応じた防災・減災に資する事業の実施も想定される。

県有土地改良財産であるダムについては、機能保全対策による施設の長寿命化や防災・減災を目的とする事業の実施に当たり、県管理か管理委託かの管理区分により負担割合の適用が変わるものではない。

については、調査計画事業を含めて新規事業に取り組む際には適切に事業を実施するよう留意願いたい。

県有土地改良財産(ダム)に係る農業農村整備事業の負担割合の代表例について

事業名・区分			負担割合									
			ガイドライン				宮城県					
			国	県	市町村	農家	適用	国	県	市町村	農家	備考
水利施設整備事業	基幹水利施設整備型	旧かん排	50	25	10	(15.0)	ダムの新設・変更	50	25	10	15	現行の負担割合
							50	40	10	(0)	条例による結果	
	基幹水利施設保全型	旧基幹stromane	50	25	10	(15.0)	県有土地改良施設(ダムに限る。)	50	50	—	—	現行の負担割合
農地防災事業	ため池等整備事業	大規模	55	28	11	(6.0)	県有土地改良施設(ダムに限る。)	55	45	—	—	現行の負担割合
県単調査計画事業	実施計画策定事業	機能保全対策又は防災・減災					県有土地改良施設(ダムに限る。)		100	—	—	今後の負担割合

※ ダムの新設・変更については、県営土地改良事業条例附則2により分担金は実質発生しない。

※ 県有土地改良財産(ダム)の県単調査計画事業は、維持補修枠(県予算：公維)で確保する。

(別紙)

県有土地改良財産以外の県営土地改良事業造成ダムに係る事業の負担割合について

平成29年 11月22日

農村振興課 農村整備課

1 県有土地改良財産となっているダムの負担割合の経緯

現在、県営土地改良事業で築造され県が所有者となっているダムは、栗駒ダム（栗原市栗駒）、菅生ダム（大崎市岩出山）、宿の沢ダム（栗原市高清水）、川原子ダム（白石市）、村田ダム（村田町）の5施設となっており、これら施設の事業実施時負担割合については、平成28年6月9日付け事務連絡により、補助残分を県が負担することとしている。

2 県有土地改良財産以外の県営土地改良事業造成ダムの経緯

県営土地改良事業で築造したダム及びため池（流水貯留機能を持つものに限る。）等の基幹的な土地改良財産は、「土地改良財産の管理及び処分に関する規則（昭和47年8月1日宮城県規則第54号）」（以下、規則という。）第17条に基づき土地改良区等への譲与が認められていない。

しかし、規則が施行される以前に築造されたダムについては、土地改良区等へ財産譲与されており、昭和11年に築造された嘉太神ダム、昭和12年に築造された孫沢ため池、昭和24年に築造された愛子ため池は、いずれも県営土地改良事業で築造されたものであるが、現在、施設の所有者は各々、大和町外3市3町村組合、鳴瀬川土地改良区、仙台市となっている。

孫沢ため池及び愛子ため池は、ため池として築造されたが、河川法の改正（昭和39年の河川法改正・昭和51年の河川管理施設等管理令制定によってダムの基準が統一化）によりダム扱いとなっている。

3 県有土地改良財産以外の県営土地改良事業造成ダムの取扱い

嘉太神ダム、孫沢ダム、愛子ダムは、いずれも県営土地改良事業で築造されたものであり、他の県有土地改良財産であるダムと性質を異にするものではなく、さらに嘉太神ダムは当初からダムとして築造されたものであることから、今後は県有土地改良財産となっているダムと同様に取り扱うものとする。

また、孫沢ダム及び愛子ダムについては、今後、事業の実施が必要になった際に施設所有者から県有土地改良施設であるダムと同様な取扱いを行うべき等の要請があった場合は、県の財政状況等を勘案の上検討し、嘉太神ダムと同様に取り扱うことができるものとする。

4 事業の適用

上記3ダムを県営事業として実施する場合は、施設の長寿命化及び防災減災を目的にした事業としているため、維持管理及び部分的な補修や塗装など維持管理の範疇と判断される内容のみの場合は対象外とし、ダムとしての基幹的施設（堤体、取水施設、洪水吐け等）の更新や大規模補修及びそれに付帯する工種を行うものを対象とする。

ただし、調査計画事業については、既に所有権が移転していることから施設所有者からの委託をもって受託調査として実施し、応分の負担を求めるものとする。

また、災害復旧事業として実施する場合は、「県営災害復旧事業採択内規」及び「県営災害調査設計業務取扱い」により判断し実施するものとする。

なお、実施する事業種の決定については、採択要件を満たすことは勿論の上、市町村や県の負担金額にも配慮しながら選定するものとする。

巻末資料:事業目的別索引

◇安定した農業用水と効率的な排水を整備したい

事業名	担当班	掲載頁
国営かんがい排水事業	広域水利調整班	11
国営施設応急対策事業	広域水利調整班	14
国営土地改良事業に係る調査計画制度	広域水利調整班	16
基幹水利施設整備型(水利施設等保全高度化事業) (農山漁村地域整備交付金 水利施設等整備事業)	水利施設保全班	17
排水対策特別型(水利施設等保全高度化事業) (農山漁村地域整備交付金 水利施設等整備事業)	水利施設保全班	18
基幹水利施設保全型(水利施設等保全高度化事業) (農山漁村地域整備交付金 水利施設等整備事業)	水利施設保全班	19
地域農業水利施設保全型(農山漁村地域整備交付金 水利施設等整備事業)	水利施設保全班	21
農村集落基盤再編・整備事業(集落基盤再編型・中山間地域総合整備型・農地環境整備型)	中山間振興班	53
ため池整備事業	ため池対策班	65
用排水施設等整備事業	防災対策班	68

◇農作業が効率的に行えるように整備したい

事業名	担当班	掲載頁
農地整備事業(経営体育成型)	ほ場整備班	27
農地中間管理機構関連農地整備事業	ほ場整備班	35
農地耕作条件改善事業	中山間振興班	123

◇農業水利施設の維持管理補修を行いたい

事業名	担当班	掲載頁
基幹水利施設整備型(水利施設等保全高度化事業) (農山漁村地域整備交付金 水利施設等整備事業)	水利施設保全班	17
地域農業水利施設保全型(農山漁村地域整備交付金 水利施設等整備事業)	水利施設保全班	21
土地改良施設維持管理適正化事業	水利施設保全班	95
農業水路等長寿命化・防災減災事業	水利施設保全班	126

◇農業用施設の機能診断やデータ収集をして適正な管理を行いたい

事業名	担当班	掲載頁
基幹水利施設管理事業	水利施設保全班	97
県営造成施設管理体制整備促進事業	水利施設保全班	100
土地改良区体制強化事業	指導班	102
土地改良施設機能診断事業	水利施設保全班	109
農業水路等長寿命化・防災減災事業	水利施設保全班 ため池対策班	126

◇事業後の負担金を軽減してほしい

事業名	担当班	掲載頁
農家負担金軽減支援対策事業	指導班	40
国営土地改良事業負担金償還助成事業	広域水利調整班	42

○農業経営の規模の拡大、作付けの団地化などを行いたい

事業名	担当班	掲載頁
経営体育成促進事業	ほ場整備班	38

◆農道整備をしたい

事業名	担当班	掲載頁
農地整備事業(通作条件整備)	中山間振興班	46

◆集落の用排水整備や集落道路、コミュニティ施設など一体的に整備したい

事業名	担当班	掲載頁
農村集落基盤再編・整備事業(集落基盤再編型・中山間地域総合整備型・農地環境整備型)	中山間振興班	53

◆農村の下水道を整備したい

事業名	担当班	掲載頁
農村整備事業(農業集落排水施設整備事業)	中山間振興班	58
農業集落排水整備推進交付金事業	中山間振興班	60

◆中山間地域の農業基盤・生活基盤を整備したり、地域を活性化させたい

事業名	担当班	掲載頁
農村集落基盤再編・整備事業(集落基盤再編型・中山間地域総合整備型・農地環境整備型)	中山間振興班	53
みやぎの地域資源保全活用支援事業(中山間地域等農村活性化基金)	交流推進班	119
中山間地域等直接支払交付金事業	中山間振興班	120

◆都市と農山漁村との交流や農林漁業体験活動に取り組みたい。

事業名	担当班	掲載頁
みやぎ都市農村交流アドバイザー派遣事業	交流推進班	110

◆地域活動を行いたいの支援してほしい。

事業名	担当班	掲載頁
みやぎの地域資源保全活用支援事業(中山間地域等農村活性化基金)	交流推進班	119
中山間地域等直接支払交付金事業	中山間振興班	120
多面的機能支払交付金事業	交流推進班	121

◆事業に取り組みたいので計画をつくりたい

事業名	担当班	掲載頁
農業農村整備事業実施計画策定事業	地域計画班	51
農村環境計画策定事業	地域計画班	61

■農村の豊かな環境・景観を保全したい

事業名	担当班	掲載頁
農村環境計画策定事業	地域計画班	61
豊かなふる里保全整備事業(市町村振興総合補助金メニュー事業)	中山間振興班	115

■農地、農業用施設の災害を未然に防止したい

事業名	担当班	掲載頁
ため池整備事業	ため池対策班	65
農地保全整備事業	防災対策班	71
農業用河川工作物等応急対策事業	防災対策班	74
地すべり対策事業	防災対策班	75
農村防災施設整備事業	防災対策班	83
海岸保全施設整備事業	防災対策班	84
障害防止対策事業	水利施設保全班	86
農村地域防災減災事業(調査計画事業・実施計画策定)	地域計画班	91
土地改良施設突発事故復旧事業	水利施設保全班	93

■災害を受けたので直したい

事業名	担当班	掲載頁
防災ダム整備事業	防災対策班	64
農地・農業用施設災害復旧事業	防災対策班	88
直轄災害復旧事業	広域水利調整班	90

■防衛施設周辺の農業用施設を整備したい

事業名	担当班	掲載頁
障害防止対策事業	水利施設保全班	86

※ その他の事業やお問い合わせ先が不明の場合は、農村振興課企画調整班(TEL 022-211-2863、
e-mail:nosonshinp@pref.miyagi.lg.jp)までお問い合わせください。

* * * お問い合わせ・相談窓口 * * *

宮城県農政部 農山漁村なりわい課 (宮城県庁10階)	農山漁村調整班	TEL 022-211-2657	e-mail: nariwai-no@pref.miyagi.lg.jp
	交流推進班	TEL 022-211-2866	e-mail: nariwai-ko@pref.miyagi.lg.jp
	中山間振興班	TEL 022-211-2874	e-mail: nariwai-ch@pref.miyagi.lg.jp
	6次産業化支援班	TEL 022-211-2242	e-mail: nariwai-6@pref.miyagi.lg.jp
宮城県農政部 農村振興課 (宮城県庁11階)	指導班	TEL 022-211-2861	e-mail: nosonshins@pref.miyagi.lg.jp
	企画調整班	TEL 022-211-2863	e-mail: nosonshinp@pref.miyagi.lg.jp
	地域計画班	TEL 022-211-2862	e-mail: nosonshinc@pref.miyagi.lg.jp
	技術管理班	TEL 022-211-2865	e-mail: nosonshing@pref.miyagi.lg.jp
	広域水利調整班	TEL 022-211-2864	e-mail: nosonshink@pref.miyagi.lg.jp
宮城県農政部 農村整備課 (宮城県庁11階)	事業経理班	TEL 022-211-2871	e-mail: nosonseij@pref.miyagi.lg.jp
	換地・用地班	TEL 022-211-2872	e-mail: nosonseik@pref.miyagi.lg.jp
	ほ場整備班	TEL 022-211-2873	e-mail: nosonseih@pref.miyagi.lg.jp
	水利施設保全班	TEL 022-211-2876	e-mail: nosonseis@pref.miyagi.lg.jp
宮城県農政部 農村防災対策室 (宮城県庁11階)	防災対策班	TEL 022-211-2875	e-mail: nouboub@pref.miyagi.lg.jp
	ため池対策班	TEL 022-211-2703	e-mail: noubout@pref.miyagi.lg.jp

大河原地方振興事務所	農業農村整備部	TEL 0224-53-3111	e-mail: oknbnkt@pref.miyagi.lg.jp
仙台地方振興事務所	農業農村整備部	TEL 022-275-9111	e-mail: sdsskt@pref.miyagi.lg.jp
北部地方振興事務所	農業農村整備部	TEL 0229-91-0701	e-mail: nh-nnbkt@pref.miyagi.lg.jp
北部地方振興事務所栗原地域事務所	農業農村整備部	TEL 0228-22-2111	e-mail: nh-khnr-ma@pref.miyagi.lg.jp
東部地方振興事務所	農業農村整備部	TEL 0225-95-1411	e-mail: et-ss-kt@pref.miyagi.lg.jp
東部地方振興事務所登米地域事務所	農業農村整備部	TEL 0220-22-6111	e-mail: et-tmnnbkt@pref.miyagi.lg.jp
気仙沼地方振興事務所	農業農村整備部	TEL 0226-25-8075	e-mail: ksky@pref.miyagi.lg.jp

令和6年10月発行
宮城県農政部農村振興課
TEL 022-211-2863
FAX 022-211-2890